

「生きる力」をはぐくむ 学校での安全教育



文部科学省

学校安全参考資料

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

文 部 科 学 省

ま え が き

学校において児童生徒等が安全で安心な環境で学習活動等に励むことができるようにすることは、公教育の実施において不可欠なものであり、各学校において、事件、事故あるいは災害に対して、児童生徒等の安全の確保が的確になされるようにすることが重要です。

また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、学校において、その生涯にわたり、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められており、自他の生命尊重の理念を基盤として、生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を育てることは、学校教育の重要な目標の一つです。

しかしながら、近年、学校に不審者が侵入して児童生徒等や教職員の安全を脅かす事件や、通学路で児童生徒等に危害が加えられる事件、校舎等からの落下事故、遊具による事故などが発生していることや、児童生徒等の登下校中の交通事故、さらに、地震や台風などの自然災害の発生も懸念されることから、通学路を含めた学校での児童生徒等の安全を確保することが喫緊の課題となっています。

こうした中、学校保健法が改正され、名称が「学校保健安全法」に改められるとともに、学校における学校安全計画の策定・実施、危険等発生時対処要領の作成、地域の関係機関等との連携など、学校安全に関して各学校において共通に取り組まれるべき事項が規定され、平成21年4月から施行されています。

また、学習指導要領の改訂においては、その総則に安全に関する指導について新たに規定されたほか、関連する各教科においても安全に関する指導の観点から内容の充実が図られたところ です。

このような状況を踏まえ、平成13年に教職員用の参考資料として作成した「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」を、近年の児童生徒等の安全を脅かす事件・事故災害の発生等及びその対応を踏まえ、また学校保健安全法や学習指導要領に則した内容とするため、改訂することとしました。

本書が、各学校等において広く活用され、学校における安全教育の充実と適切な安全管理に役立てられることを念願しています。

末尾となりましたが、本書の作成に当たり多大な御協力をいただいた作成協力者並びに関係の方々に、心から感謝申し上げます。

平成22年 3 月

文部科学省スポーツ・青少年局長
布村 幸彦

学校安全参考資料

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 作成協力者

(平成22年3月現在)

(◎…………座長)

大 堀 円	栃木県教育委員会副主幹
小 川 和 久	東北工業大学教授
佐久間 京 子	横浜市立上山小学校副校長
杉 本 眞智子	川崎市立王禅寺中央小学校教頭
高 塚 秀 和	静岡県中部危機管理局危機管理課副主任(前 掛川市立原野谷中学校教諭)
中 村 和 穂	江戸川区立鹿本幼稚園長
西 岡 伸 紀	兵庫教育大学大学院教授
原 本 憲 子	聖徳大学准教授
藤 岡 達 也	上越教育大学大学院教授
安 武 正太郎	東京都立青鳥特別支援学校副校長
矢 萩 恵 一	前 足立区立西新井第一小学校長
山 本 美 苗	埼玉県立大井高等学校教頭
◎渡 邊 正 樹	東京学芸大学教授
成 迫 俊 美	日本交通安全教育普及協会主幹
杉 本 裕	日本スポーツ振興センター学校安全部学校安全課長
関 口 宏 二	防災科学技術研究所企画部広報普及課長

なお、文部科学省においては、次の者が本書の編集に当たった。

松 川 憲 行	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
小 林 洋 介	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課課長補佐
長 岡 佳 孝	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課安全教育調査官
采 女 智津江	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育調査官
山 内 聡	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校安全係長
蜂 谷 浩 志	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校安全係
宇 野 智 則	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校安全係

目 次

第1章 総 説

第1節 学校安全の意義	11
第2節 心身の発達と学校安全上の問題点	12
1 幼児	13
2 小学生	15
3 中学生	16
4 高校生	18
5 障害のある児童生徒等	19
6 安全行動形成の段階と習得上の課題	21
第3節 学校安全の考え方とその内容	22
1 学校安全の定義	22
2 学校安全を取り巻く状況	24
第4節 学校安全計画の作成	25
1 学校安全計画の内容	25
2 学校安全計画の策定・実施に当たって	27

第2章 学校における安全教育

第1節 安全教育の目標、重点及び内容	31
1 安全教育の目標	31
2 各発達段階等における安全教育の重点	31
3 安全教育の各領域の内容	32
第2節 教育課程における安全教育	33
1 幼稚園	34
2 小学校	34
3 中学校	35
4 高等学校	36
5 特別支援学校	37
第3節 安全教育の進め方	38
1 安全教育の基本的な進め方	38
2 教科等における安全学習等	40
3 学級（ホームルーム）活動における安全指導	41
4 学校行事における安全指導	44
5 児童（生徒）会活動及びクラブ活動等における安全指導	51

6 日常の学校生活における安全指導	55
第4節 安全教育の評価	56
1 安全教育の評価の意義と内容	56
2 安全教育の評価の方法	56

第3章 学校における安全管理

第1節 学校環境の安全管理	61
1 学校環境における安全管理の方法	61
2 学校環境における安全管理の対象	64
3 自然災害等発生に備えた安全管理	66
第2節 学校生活の安全管理	66
1 学校生活の安全管理の方法	67
2 学校生活の安全管理の対象	68
第3節 不審者侵入防止に関する安全管理	70
1 日常の安全確保	71
2 学校施設面における安全確保	71
3 不審者情報にかかわる関係機関との連携	71
4 始業前や放課後、授業中や昼休み等における安全確保の体制整備	71
5 安全に配慮した学校施設の開放	71
6 「地域に開かれた学校づくり」と安全確保の両立	71
第4節 通学の安全管理	72
1 通学路の設定と安全確保	72
2 安全な通学方法の策定・実施	72
3 地域ぐるみで見守る体制整備と情報の共有	73
第5節 事件・事故災害発生時の危機管理	74
1 事件・事故災害発生時の救急及び緊急連絡体制	75
2 火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害、原子力災害発生時などの安全措置	76
3 学校への不審者侵入時の対応	77
4 登下校時における緊急事態発生時の対応	80
第6節 安全管理の評価	82
1 安全管理の評価の意義	82
2 安全管理の評価の観点	82
3 安全管理の評価の方法	84

第4章 事件・事故災害時における心のケア

第1節 事件・事故災害時における心のケア	87
1 事件・事故災害時における心のケアの意義	87
2 事件・事故災害時における心のケアの基本的理解	87
3 事件・事故災害時における心のケアの留意点	90
第2節 事件・事故災害時における心のケアの実践	91
1 組織的な心のケア対策	91
2 学校における心のケアの基本的な体制	92
3 平常時の心の健康づくり	92
4 心の健康状態の把握	92
5 子どもの心のケアに関する対応の方法	93

第5章 安全教育と安全管理における組織活動

第1節 教職員の役割と校内の協力体制	97
1 校内の協力体制	97
2 教職員の共通理解と研修	97
第2節 家庭、PTA との連携	98
1 家庭との連携	98
2 PTA との協力	99
第3節 地域社会や地域関係機関・団体との連携	99
1 地域関係機関・団体との連携	99
2 地域に根ざした安全教育と地域の組織など関係機関・団体との連携	101
第4節 地域学校安全委員会等の組織と効果的な実践活動	102
1 地域学校安全委員会とは	102
2 地域学校安全委員会の効果	102
3 地域学校安全委員会の設置方法等	102
4 地域学校安全委員会の構成	102
5 効果的な活動例	103

別 表

・安全管理の対象、項目等	106
--------------	-----

付 録

・学校安全計画例	114
・学級活動等における安全指導の目標・内容例	124

・校内での事件・事故災害発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例	134
・地震による災害発生時の一般的な連絡体制の例	135
・学校における転落事故防止のために	136
・緊急地震速報 利用の心得	138
・原子力災害発生時の安全措置	139
・安全点検表の一例	140
・学校保健安全法、学校保健安全法施行規則（抄）	143
・幼稚園教育要領、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の学習指導要領（抄）	145
・安全に関する諸通知等	163
・日本スポーツ振興センター災害共済給付概要	236
・参考情報	238

第1章 総 説



第1節 学校安全の意義

安全な社会を実現することは、すべての人々が生きる上で最も基本的かつ不可欠なことである。安全とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件・事故災害が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態である。人々が自他の安全を確保するためには、個人だけではなく社会全体として安全意識を高め、すべての人々が安全な社会を築いていくために必要な取組を進めていかなければならない。

しかし、現代社会では生命や安全を軽視する風潮もうかがえ、それに起因する事件・事故災害の発生も少なくない。そのためか、個人や社会は、安全は言うに及ばず、安心をも強く求めるようになってきた。実際多くの自治体で生活安全条例が整備されるなどしている。そのような状況の中、学校安全の果たす役割の重要性は、ますます高まってきている。

現在、我が国では、1歳から14歳までの年齢層において、不慮の事故が死因別順位の第1位を占めている。事件・事故災害は、日常生活の様々な場面で起きており、通学路を含めた学校をはじめとして、家庭や社会生活における事故、誘拐や傷害などの犯罪による被害、交通事故、自然災害、原子力災害など、多くの危険が子どもたちを取り巻いている。特に、地震や台風などによる重大な自然災害の発生が懸念される。学校安全が取り組むべき課題は、緊急かつ重要である。

学校をはじめ、家庭、地域社会は、子どもたちの安全を脅かす事件・事故災害に対して手をこまねいてきたわけではない。発生した事件・事故災害を教訓として、様々な対策が取られ、子どもの犯罪被害発生数、交通事故死者数、通学路を含めた学校での死者数は低下している。

しかし、交通事故、転落事故、不審者等による事件などが依然として起きており、これらは、安全に関する取組の継続、充実が不可欠であることを示している。我が国では、過去に、安全は水とともに「ただである」と言われていたが、現在、無策のまま安全が確保されることはあり得ない。子どもたちの安全を確保するためには、不断の「努力」が必要である。

学校安全は、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」とする。）が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。また、児童生徒等の安全を守るための取組を進めていくには、

1. 安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐための事前の危機管理
2. 事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理
3. 危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る事後の危機管理の三段階の危機管理に対応して、安全管理と安全教育の両面から取組を行うことが必要である。

学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、

自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す安全教育と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という三つの主要な活動から構成されている。その際、安全教育と安全管理は学校安全の両輪とされ、相互に関連付けて行う必要がある。また、校内組織、家庭・地域社会と連携を図る組織などの活動との関連付けも図るべきである。

また、学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全(防災と同義。以下同じ。)」の三つの領域が挙げられる。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱い、児童生徒等が不審者により危害を加えられる事件も少なくないことから、誘拐や傷害などの犯罪被害防止も重要な内容の一つとしている。「交通安全」には、様々な交通場面における危険と安全が含まれる。「災害安全」には、地震、津波、火山活動、風水(雪)害のような自然災害はもちろん、火災や原子力災害も含まれる。なお、学校給食における食中毒、薬物乱用、違法・有害サイトを通じた犯罪、児童生徒間暴力の防止や解決及び学校環境の衛生等については、学校給食、学校保健、生徒指導等の関連領域で取り扱うことが適切であると考えられることから、本資料では取り扱わない。ただし、事件・事故災害を防ぐとともに、発生時の被害を最小限にするためには、必要に応じて関連領域と連携することが求められる。

以上のように、学校安全の活動は、内容や展開される場が多様である。したがって、特定の個人や機関のみで取り組むものではない。校内での協力体制を確立するとともに、家庭や地域の関係機関・団体等と密接に連携し、計画的に進める必要がある。

本資料作成の背景としては、児童生徒等を取り巻く状況が深刻であることはもちろん、「生きる力」をはぐくむことを引き続き重要なねらいとした学習指導要領等が平成20年3月、21年3月に告示され、基礎・基本を確実に身に付け主体的に問題を解決する能力や豊かな人間性の育成、たくましく生きるための健康や体力を身に付けることが児童生徒等に求められている。さらに、学校における教育活動が安全な環境で実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、家庭、地域、関係機関と連携して学校安全の充実を目指す学校保健安全法が、平成21年度から施行された。また、各教科や道徳、総合的な学習の時間等での安全に関する学習、特別活動、日常の学校生活等での安全に関する指導など、学校の教育活動全体を通じて安全に関する指導を実施するよう充実が図られている。併せて、最近、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して様々な取組を行ってきており、それらの経験や知見を反映させる必要がでてきたことが挙げられる。

第2節 心身の発達と学校安全上の問題点

児童生徒等は、心身の発育発達面からみると、一生のうちでも極めて劇的な変化と特徴を見せる時期である。こうした発育発達の段階における特徴を考慮して、学校安全の内容や進め方

を検討することは重要である。以下に、幼児、小学生、中学生、高校生、障害のある児童生徒等に分けて、安全・危険にかかわる発達的特徴をまとめ、配慮すべき学校安全上の問題点を解説する。

1 幼児

幼児は、乳児期を経て、随意運動やコミュニケーション能力を確立しつつある自分のイメージ能力を十分に発揮し、外界と生き生きとした交流を図るようになる。こうした中で、親の日常的な保護を離れ始めたばかりの幼児は、まだ外界の危険との直接的な体験が少ないために、思わぬ事故に出会うことがある。そのため幼児は、親や教師の援助の下で、様々な危険の一つ一つに対し、自ら体験し、何が危険であるかを理解し、それに対する基本的な対処方法を身に付けていくことになる。

この時期の幼児は、小学生や中学生などと比べ、身体発育や精神的機能の発達が十分でないばかりでなく、この時期独特の特徴を有している。安全という視点から幼児の特徴を挙げると、まず、この年齢が身体的苦痛や精神的恐怖など、身体的安全と心の安全（安心と不安）に関して最も敏感な時期である。幼児は、危険や恐怖に対し非常に臆病であるので、場面限定付きであるが、危険を理解させることによって、慎重な行動をとることができる。しかし、事故防止のために危険や恐怖を強調しすぎると、身動きができなくなり、行動のすべてが消極的となり、かえって危険判断や危険対処能力が身に付かなくなるおそれがあるので、バランスのとれた配慮が必要となる。また、幼児は危険や恐怖に対し臆病であるが、危険を予測する認知能力が不足しているために、事故に遭遇することが多い。教師や保護者は危険に対する注意を怠らないようにすることが重要である。

幼児の認知は、中心化という特徴をもち、一つの事柄に注意や認知が固定化して、それ以外のことの認知的処理が困難になる。この場合、自分の一つの視点に中心化しやすいので、この幼児の特徴は自己中心性と呼ばれることが多いが、これは幼児の認知的特徴を示す言葉である。例えば、この時期の「かくれんぼ」で「頭隠して、尻隠さず」といった行動がみられ、自分に相手が見えなければ、相手も自分が見えないと認知してしまうように、自己中心性は複数の視点からの情報処理ができにくい様子を表している。このことは、特に興味あるものに注意が奪われると、そのこと以外はまったく目に入らなくなるという危険状態になる。しばしば幼児の交通事故にみられるが、道路の向かい側に保護者や友達を発見すると、車の往来に関係なく一目散に走り出してしまう。交通場面には、隠れた危険が潜在しているので、実際の道路場面はもとより、スライドや絵などを用いて、潜在する危険を認知・予測する教育は有効である。

幼児の危険に対する感覚は、成人のものとは大いに異なる。危険の概念の理解に非現実的な側面があり、「こわい＝あぶない」という感覚で危険をとらえる傾向が成人よりも強い。トラ、ワニなど猛猛な動物はもちろん、お化けや怪獣など想像上のものも危険に含まれる。また、対

処の術をもたない対象、例えば、刃物や火においても「こわい＝あぶない」としてとらえる。

また、幼児は、こわいと感じる対象から身を隠すことによって、安全が得られると理解している。例えば、火災のときにベッドの下や物置の中に隠れてしまうことがある。

「こわい＝あぶない」という感覚で危険を認識することにより、直観的にこわさを感じない対象に対しては、危険を認識できない場合が生じる。幼児が生活する環境内には、目に見えない危険が多々あり、学習経験を得なければ危険を認識できないものがたくさん存在する。したがって、できるだけ具体的な題材を示して、何がどのように危ないのかを理解できるようになることが大切である。自分や他者に対して、危害を引き起こす可能性のあるものや行為（自分の行為・他者の行為）が、具体的にどのようなものかについて、学習する機会が提供されることが望ましい。

幼児は全般的に行動の抑制が難しく、衝動的な行動が多くみられ、大きな事故につながってしまうことが少なくない。強く興味を引き付けられた事柄に対して行動を停止することは難しく、教師や保護者からみて予め危険が予想される場面においては、十分な保護が必要になる。実際の生活場面において、危険行動を抑制する実体験を重ねることが、この時期の発達課題である。これと並行して、基本的生活習慣の形成に向けた生活全般における適切な抑制体験も、脳の抑制回路の形成に結び付き、衝動的行動をコントロールすることに貢献していく。

幼児は、他の時期の子どもと比較して好奇心が旺盛である。このおかげで、行動の種類も範囲も広がり、様々な経験をする中で、周りの世界についての理解を豊かにしていく。しかし、その反面、大人が想像もしないような危険を試みたりする。自分の背丈よりも高いベランダのフェンスから近くの物を踏み台にして顔を出そうとしたり、園のジャングルジムや滑り台などにロープを吊るしたりして遊び、大けがをしたりするなど、事故災害を招くケースも少なくない。子どもの成長において、些細なけがであれば、その経験を通して、環境を理解し危険に対する感受性を高めることにつながるが、致命的な重傷を負うことになりかねない危険行為については強い指導が必要である。幼児の好奇心の発達を大切にしながら、教師や保護者は幼児の行為に十分に気を付け、日常のヒヤリハットなどの情報を共有し、安全管理の観点から環境の中の危険に対して物理的な対策を講じていく必要がある。その際、幼児はその体形上、頭の部分の重さが大きいことから転落、落下などの事故防止を常に心得ておかねばならない。

幼児は現実的ではない万能意識にとらわれる場合があり、テレビなどのヒーローの力も自分の力のように感じて同じような行動をとり、これが時には事故災害に結び付く。自己の行為自体が危険となる場合があることを学ぶ必要がある。このとき、実際の体験を通じ自他の区別を意識させるような学習が、幼児や小学校低学年児童の安全教育の重要なポイントとなる。4歳ごろから「他者の心の存在」をしっかりと理解できるようになるので、自分の気持ち（感情や意図）と他者の気持ち（感情や意図）とが異なることを学習する中で、「自分の気持ちを伝える」「相手の気持ちを理解する」などの対人コミュニケーション技能を身に付けさせることも、安

全教育の大事な課題である。

教育方法として「具体性」が非常に重要となる。言葉だけの指導で安全行動を形成することは難しい。例えば、見通しの悪い交差点に対して「止まる」の大切さを言葉で伝えても、どの位置で止まるのかが幼児には十分に理解できない。大人は、見えるか見えないかの箇所で見止まって、「顔だけを前に出して左右を見る」位置を経験上知っているが、幼児には分からない。この場合、モデリングによる学習方法（観察学習）が有効である。お手本となる行動を大人が示し、子どもはそれを観察し、模倣することで、「止まる」という行動を具体的に学習することができる。この教育に保護者の参加があることで、家庭との連携による安全教育を推進することができる。

2 小学生

小学生は、保護者や教師のしつづけを素直に受ける時期であり、家や学校のルールを身に付ける中で、脳の抑制回路も順調に発達し、衝動的な行動は減少をみせる。低学年の児童は、まだ幼児の基本的な特徴を色濃く残しているが、認知の脱中心化も進み、物事の因果関係の理解能力も発達する。中学年、高学年の児童になると、ヒヤリハット体験を含むさまざまな経験を通して、危険に対する判断や対処能力が身に付いてくる。

小学生は、安全教育に対して習得の程度に個人差はあっても、一様に素直に受け止め、身に付けようとすることから、安全教育にとって最適な時期である。それゆえ、身の回りの危険については、一通りの教育が可能であり、その効果は大きいといえる。反対にこの時期、安全教育の内容に著しい不足が生じると、その後の人生における安全にとって、大きな不利益を残すことになる。したがって、学童期における安全教育の果たす役割は非常に大きいといえるだろう。

低学年の児童は、幼児と比較して環境の現実的側面に対する理解が進むが、危険を読み取る技能に未熟さが残る。危険を「見える危険（顕在的危険）」と「見えない危険（潜在的危険）」に分けた場合、この時期の子どもは、見えるものに対しては危険と判断できるが、環境内に明確な危険が見えない場合は、安全だと判断してしまう。死角が存在する場面（例：遮蔽物により見通しが悪い交差点）や、因果関係又は事象の展開により危険事態が発生するような場面（例：荷物を背負う→階段の手すり遊ぶ→バランスを崩す→転落・転倒）に対する指導が重要となる。

この時期の児童は、学んだ知識が必ずしも行動に結び付くとは限らない。できるだけ実際の場面の中で、具体的な題材を用いて、知識及び行動の両側面について安全教育を実施することが望ましい。また、学習経験を一般化する力がまだ弱く、特定の場面で学んだ規則や法則性を、他の類似場面にあてはめて考えることが難しい。場面ごとに一对一の対応関係で教育内容を提供しながら、学習経験を徐々に広げていくアプローチをとることになる。

中学年になると、行動範囲が大きく広がり、教師や保護者の目の届かない場所にも遊びに出かける。小学生は、普段身近な場所での危険については知識をもっているものの、まだ十分な危険予測や判断の能力をもつに至らない。未知の場所での危険予測や判断は難しく、事故に遭遇する可能性がある。遠方の場所にある沼、川、湖などの水辺や、豪雨や台風の後で増水した用水路など、普段経験することの少ない場所や状況における潜在的危険については、十分な安全指導が必要である。

行動範囲が広がるとともに、意識される生活空間も広がっていく。自分たちの生活空間と関連付けて、安全・危険の問題を具体的に考える「安全マップづくり」のような教育は非常に有効である。

また、この時期の児童は、大人の行動を客観的に見ることができるようになる。教育効果を考えると、大人たちの安全行動がどのようなものか、小学生が観察するモデルの良し悪しによって大きな影響を受ける。とりわけ、モデルとしての教師や保護者の影響は大きく、単に言葉で指導するだけではなく、実際の行動で模範を示すことができなければ、安全教育の効果は期待できない。交通信号を守り、青信号に変わるのを待っている小学生は、赤信号で渡る大人たちを見て、大人たちへの不信を抱くと同時に、信号を守ろうとする意欲を弱めていく。実際の場面では、自分たちが学習した行動を、周囲の大人が実行するとは限らない。「負のモデル」として観察学習される可能性もある。児童が学習した行動がぶれないように、安全であることがいかに重要であるかという価値の形成や態度の形成への働きかけも重要となってくる。

中学年から高学年へと成長するにつれて、いわゆる「ギャングエイジ」の時期に入る。数名による閉鎖的な仲間集団を作り、行動をともにする機会が増えてくる。冒険心や仲間への同調行動からあえて危険を冒し、事故に遭う児童も少なくない。高いところに登ったり、小川を飛び越えようとしたりして、それらがうまくいかず事故に結び付いたりする。特に、仲間への所属感を求める気持ちが高まる高学年の児童は、仲間が行っている危険行動に加わろうとする意識を抱く。社会生活のルールや対人関係を学ぶなど、ギャングエイジは人間成長において非常に重要な時期ではある。しかし、危険な行動が一層過激になる場合があるため、教育的対応が必要となり、例えば、仲間の圧力（ピア・プレッシャー）にどう対処して行動するかという指導は、安全教育上、重要なポイントの一つとなる。

3 中学生

思春期を迎える中学生は、心身ともに大きな変化を示す。とりわけ、二次性徴の出現等により、生徒は自分のことを「子ども時代を卒業した存在」というようにとらえ、大人から子ども扱いされることに反発心をもつとともに、背伸びして大人っぽい行動を顕示しようとする。また、これまで身に付けてきた慣習や道徳、社会規範などに反発する中学生も現れる。他方、形式論理的に考える力も伸びてくるので、理にかなった教育が効果をもつようになる。

こうした特徴を持ち始める中学生の安全教育においては、規則を守ることを強制したり、指示的な指導をしたりするよりも、安全規則を遵守することの意義や安全な行動を取ることの理由を明確に示すことが大切である。具体的な場面を用いて、自分や他者の危険を予測し、どのようにすれば安全が確保できるのか、その知識と技能に、まず目を向けさせることが重要である。例えば、交通安全においては、歩行中でも、自転車乗用中の場合でも、周囲の人とのコミュニケーションが必須であり、他者からの情報の収集や読み取りとともに、自分の意図を伝える技能を身に付けることが必要になる。また、夜間の無灯火自転車での走行の危険性や道路の斜め横断の危険性など、科学的理解に沿って指導することで、指導効果を上げることができる。

ただし、留意すべき点として、知識学習を中心とした危険予測の教育のみにとどまってはいけないことを教える側は認識していなければならない。知識学習のみの教育を進めると、「答えを知っている（知らない）」など、表面的な理解にとどまったり、自己との関与が意識されないテーマについては関心を示さないことがあり、この時期の生徒に対する安全教育は決して容易ではない。

このような問題を解決するために、第一に、自己との関わりが意識されるような教育内容を設定し、題材を提供することが重要である。中学生になると、生活が個別化・複雑化するため、教育内容と教育ニーズとのずれが生じやすい。そのため、事前に生徒の教育ニーズを把握し、生徒の関心事と安全教育との接点を見出しておくことが大切である。

第二に、動機、感情、コミュニケーション、責任、価値など、自己管理の観点や社会生活全般の技能習得という観点から安全教育を進めるなど、アプローチ方法を工夫することが考えられる。安全教育の中心課題は、危険に関する知識と安全行動の技能を習得することではあるが、その周辺に、動機や感情のコントロール、社会の一員としての責任、安全に関する価値の形成など、様々な関連テーマが存在する。安全に対する複数の視点が獲得される中で、安全行動の水準が徐々に向上していくものととらえ、教育内容を設定することが求められる。

教育方法に関する留意点として、指示的な指導は心理的反発を招きやすく、教育効果が得られないことがある。強い指導が求められる場面と、主体的な学習が求められる場面とを使い分けることが大切である。主体的な学習に関しては、体験活動等の機会を利用し、振り返りや気付きを促すような働きかけが必要となる。自分、他者（高齢者、幼児など）、対人関係（友人関係など）について振り返る機会を提供し、自分たちの身体的情緒的発達を自己理解できるような方法が望ましい。その際、ポジティブな言葉を用いるよう心がけ、「どのように考えたか」「どうすれば安全か」と前向きな言葉で働きかける方法が、主体的な学習に適している。

仲間の圧力は、中学生の行動を左右する重要な要因である。仲間はずれにされることを恐れるあまり、本人が危険と知りつつも、仲間の前ではあえて危険に身をさらさなければいけないような場面に直面することもある。また、時には他者を危険にさらすこともありうる。このような場面において、個々の状況の中でどのような行動が可能か、そしてどの行動を選択するこ

とが望ましいのかを判断できる教育が求められる。

中学生の「子ども卒業意識」を考慮するならば、「大人になりつつある存在」を認め、指導することも効果的である。教師や保護者が人生の先輩として、中学生が大人になるために必要な知識や技能、心構え、そして責任について、アドバイスするという姿勢が、中学生の安全教育として受け入れられやすいことになる。また、一人で問題解決することが難しい生徒もあり、相談できる、助けを求められる相手が複数存在するようなソーシャルサポートの体制をつくることも大切である。

4 高校生

高校生の特徴としては、中学生とくらべると、「子ども卒業意識」から生じる大人への強い反発心は沈静化し、自分らしい生き方を模索するようになる。冒険心などから生まれる子どもっぽい危険行動は少なくなってくる反面、二輪車や自動車などを運転することに強い興味や関心をもつようになる。

高校生が模索する生き方とは、自分の興味・関心や能力・適性、性格あるいは家庭や地域などにおける「自分の生きる条件」に適応した自分らしい生き方であり、それは人から与えられるものではなく、自分探しの過程を経て自らが発見していくものである。高校生は、こうしたプロセスを経ることによって、模索している生き方を自分の納得できるものに作り上げていくことができる反面、自分の興味・関心や自分の利害などに傾きがちになる。安全教育の立場からは、社会的貢献など、社会の一員としての役割を意識するなど、より大きな視点に立った生き方を促すことも必要となるといえる。

第一に、高校生の行動が、良くも悪くもモデルとなり、幼児や小学生の観察学習の対象になるという事実を理解しなくてはならない。例えば、信号を無視して道路を横断する高校生がいたとすると、それを見た幼児や小学生らが、行動を模倣して赤信号を渡り、事故に遭遇することにもなる。

また、高校生自身が地域社会における各種交通安全の催しや、災害時のボランティア活動に取り組むことは、社会人としての自覚を高め、より広い視野から安全をとらえる機会になる。

第二に、事故の加害者にならないことを強く意識しなければならない。とりわけ、自転車通学者が多くなり二輪車での通学者も出てくる高校においては、「被害者にならないための教育」と同時に、「加害者にならないための教育」が具体的に求められる。また、幼児や高齢者及び障害のある人々などに配慮した安全教育は、高校生の「加害者にならないための教育」につながっていくものである。その他、夜間の自転車走行時にはライトを必ず点灯させ事故防止に努める、違法駐輪をしない、点字ブロック上に駐輪しないなど、社会の一員としての役割意識を促すことが重要となる。この「加害者にならないための教育」及び「社会の一員としての意識を促す教育」は、もちろん小学校、中学校でも取り入れることが望ましい。

具体的な教育方法として、社会的貢献という観点から安全教育にかかわり、社会的責任を意識する機会を経験する方法が挙げられる。例えば、幼児や小学生への安全教育に参加して生徒自身が教育する立場を経験する、地域の防災活動にボランティアとして参加するなどの活動は、別の視点から安全の問題を理解することにつながっていく。ボランティア活動、社会貢献活動などの体験活動の機会を活用し、安全のために何を考え、何ができるかなど、気付きを促すような教育が必要である。このような機会を経験した上で、再度、危険予測の教育に取り組むと、危険を見る視点が新たに加わり、危険予測に深みが生まれる。自分を守る安全教育から、社会の安全に自分がどのようにかわるかを意識する安全教育へと発展するであろう。

5 障害のある児童生徒等

障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて、障害のある人たちが、障害のない人たちとともに生活ができる社会づくり、すなわち、心や環境のバリアフリーが求められている。

しかし、現在の社会状況において、交通事情を考えてみても、あらゆる状況において危険が存在するため、障害のある人たちが危険を回避し、安全に行動をするためには、障害のある人の安全が確保されるように環境が改善されるとともに、障害のある人自身が障害による種々の困難を可能な限り改善・克服することが期待される場所である。障害のある人たちが安全な生活を送るためには、自らの力を最大限に生かし、危険から回避できる能力を育てることが求められる。

障害には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などがあり、近年、児童生徒等の障害は重度・重複化、多様化してきている。安全な日常生活を送るために介助を必要とする児童生徒等から、職業的な自立を目指す児童生徒等に至るまで、障害の状態に大きな差があることを理解しておくことが大切である。障害のある児童生徒等の一人一人の課題を教職員間で共有し、個別に安全教育の内容や進め方を検討する必要がある。

LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒等に対しても、幼稚園、小学校、中学校などを通じて、理解度や行動の特徴に応じて個別に安全指導の計画を作り、実施することが求められる。

障害のある児童生徒等が、自ら安全に行動するためには、冷静に考える力、前後の事情を総合して物事をどうするのかを決める力を育てることや、話し言葉によるコミュニケーションに限らず、表情や身振り、手話や指文字、コンピュータなどの情報機器や文字カード・絵カードなどの道具を使ってコミュニケーションできる力のほか、一人一人のニーズに対応した技術や能力などの育成を図ることが必要であり、学校生活や社会生活の中で安全に行動できる態度を身に付けていくことが大切となる。

安全指導に関して障害別・発達の段階別に考えてみると、以下のようなことが考えられる。

例えば、障害のある児童生徒等が、生活環境の変化など様々な要因から、心理的に緊張したり不安になったりする状態が継続し、集団に参加することが難しくなることがある。このような場合は、環境的な要因が心理面に大きく関与していることが考えられることから、睡眠、生活リズム、体調、気候、家庭生活、交友関係など、その要因を明らかにし、情緒の安定を図るとともに、必要に応じて環境の改善を図ることが大切になってくる。

自閉症のある児童生徒等においては、予告されない避難訓練の実施など突発的な出来事に遭遇したときや、運動会当日のチームの変更など、当初の予定を急に変更した場合など、状況の変化の過程を推測できないことから、自分がどのような行動をとったらよいか分からず、心理的に混乱し、人に説明を求めるなどの適切な対応行動が難しい場合がある。予定を変更する場合には、あらかじめ本人が理解できるよう、その日の予定と適切な行動の仕方を説明しておくことが大切である。

進行性筋ジストロフィーの児童生徒等の場合には、小学部低学年の頃は歩行が可能であるが、年齢が上がるにつれて歩行が困難になり、その後、車いすや電動車いすの安全な利用も考えていかなければならない。

聴覚に障害がある場合には、感覚の補助手段としての補聴器の活用とともに、代行手段としての視覚の活用が考えられる。つまり、相手が伝えようとしていることを、補聴器を通して耳からの情報を手掛かりに表情や口形等を基にして理解したり、あるいは視覚的に読み取る手段としての指文字や手話などで理解したりする。これ以外にも、緊急の情報を光信号に変え、それを見ることによって、その意味を理解したりするなど、代行手段として様々な機器等の活用を図ることも大切である。

視覚に障害がある場合、白杖を用いて一人で市街を歩くときには、歩く前に、出発点から目的地までの道順を頭の中に描き、歩き始めてからは、歩きながら得られる感覚を総合的に活用して、得られた情報を頭の中に描いてある地図と照らし合わせ、確かめながら歩くことになるため、周囲の状況の把握と、それに基づく的確な判断と行動についての力を付けることが極めて重要になる。

肢体不自由がある児童生徒等の場合、歩行器を用いた歩行や車いすの利用など、日常生活に役立つ移動能力を習得することが必要となることがある。この場合、歩行器や車いすの安全な操作方法や周囲の障害物に十分気を付けて移動することなどを指導することが必要である。

以上のように安全な生活を送るためには、様々な場面を想定し、危険に対する認知や、違いを見分けて区別する力、視覚・聴覚・触覚などの保有する感覚の活用を図るとともに、とっさの危険からの回避に必要な瞬発力など、身体的な能力を高めることと、危険に対して予測できる能力の育成を図り、地震や火災等の緊急災害時に冷静に判断して適切な行動がとれるようにすることが大切であり、自他の生命の尊重や安全に関する態度の育成を図ることが重要である。

また、緊急時における障害のある人たちの避難経路や避難場所への誘導及び介助の方法などのマニュアルの作成と、緊急時に際して、自ら情報の発信や受信ができる力を身に付けさせることが必要不可欠となってくる。

障害のある児童生徒等が、安全面でどのような困難を有しているかを、障害のない児童生徒等といっしょに考え、意識を共有できる機会があるとよい。例えば、点字ブロック上に駐輪している自転車があると、視覚障害のある人の歩行の妨げにより大きな事故につながることを話し合うことは、障害のない児童生徒等にとっても意識や行動を変える機会になり、すべての人がともに安全な社会生活を送ることの大切さを考えることにつながる。

また、環境の変化が著しい現代社会では、安全面での困難の内容も変化していく。例えば、エンジン音が発生しない電気自動車の増加は、歩行時に聴覚的情報を強く必要とする視覚障害のある児童生徒等にとって、脅威となる。その他、道路環境の変化、建物の改修などにより、新たな危険性が発生している可能性がある。障害のある児童生徒等の視点から、安全指導、避難誘導等のマニュアルを定期的に見直す必要がある。

6 安全行動形成の段階と習得上の課題

一般的に子どもの安全行動の形成には、いくつかの段階がある。遊具の使い方、避難の仕方、助けの求め方、自転車の乗り方など、まず安全な行為の基本を習得することが安全行動の基盤をつくることになる。基本的な安全行為は、多様な生活活動の体験を通して、また、家庭や学校などでの道具等の使い方や安全な行動の仕方などを学ぶことによって培われる。このような経験の機会を提供することが、安全行動の基盤づくりの第一歩となる。次に、どのような状況性が危険な事態を引き起こすのか、自己の行為、他者の行為、環境内にあるものや条件に対する危険認知が必要となる。安全マップづくりなどの教育を通して、犯罪が起きそうな場所・時間帯、河川の増水や冠水の危険性がある通学路の条件、交通事故が多発する交差点と事故発生状況などに関する具体的知識は、危険状況に対する感受性を高め、回避行動を促すであろう。危険事態を予測する力が養われることで、安全な状態が維持され環境への適応が実現可能となる。もし、危険予測が不十分であれば、基本的な安全行為が身に付いたとしても、意図せずして危険事態にかかわっていくことになり、事件・事故災害にかかわる可能性はなくなる。

このように安全にかかわる能力や技能の習得には、階層性ともいうべき段階があり、児童生徒等の心身の発達に応じて、安全行動の基盤づくりから危険予測へと、教育内容をステップアップしていくことが大切となる。特に、幼児、小学生の時期は、安全行動の基盤づくりと危険予測が、環境への適応のため必要不可欠であり、不足がないよう充実した教育内容を提供しなくてはならない。

しかし、中学生、高校生へと、子どもたちが成長するにつれて、安全にかかわる基礎知識や基礎技能の学習を主とした安全教育のみにとどまってはいけない。教育内容に目新しさを感じ

ず興味をもてない、そもそも安全や危険の問題に関心がないなどの反応が返ってきて、安全教育の実施が困難な場面に直面する場合がある。

この問題を解決するためには、例えば、動機、感情、対人行動、責任、価値など、社会生活全般にかかわる技能を課題として取り上げ、自分たちの身体的情緒的発達を自己理解する教育が考えられる。例えば、仲間からの圧力に対処するには、相手を傷つけないように断る適切な自己表現能力が必要である。通学時に遅刻しそうなときは、あせった気持ちとうまく付き合い、自転車のスピードを抑制しなくてはならない。こうした社会生活に必要な生きるための能力について、生徒自身が主体的に学習する機会があると、楽しみながら役立つ授業に参加しているという意識が生まれ、効果的な安全教育が実現できる。

もう一つの視点として、社会の一員としての意識が挙げられる。「社会から守られている」という意識から、「社会の安全をつくることにかかわる」という意識をもつことで、自己管理技能の向上、価値の形成、責任の認識が促される。安全にかかわる社会貢献活動やボランティア活動に参加し、主体的な気付きが得られることで、高齢者、幼児、障害のある人々のことを考え、他者といっしょに安全な社会をつくっているという意識が芽生える。

こうした学習の後、再び安全行動の基盤となる基礎知識や基礎技能の学習に戻るアプローチがあると、複合的な観点から、安全・危険の問題に取り組むことができる。幼児から発展させてきた安全教育の学習経験が生かされるためにも、この時期での教育が非常に重要である。

第3節 学校安全の考え方とその内容

1 学校安全の定義

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の三領域の一つであり、それぞれが、独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒等の健康の保持増進を図っている。また、課題によっては、生徒指導、情報モラルの育成などとの連携も必要となる。

学校安全は、安全教育と安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という三つの主要な活動から構成されている。

安全教育には、安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする「安全学習」の側面と、当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に取り上げ、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う「安全指導」の側面があり、相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものである。このことを、教育課程の領域に則して考えてみると、主として、前者は小学校体育科（保健領域）、中学校保健体育科（保健分野）及び高等学校保健体育科（科目「保健」）を中心として、生活科、社会科、理科などの関連した内容のある教科や道徳、総合的な学習の

時間などで取り扱い、後者は、特別活動の学級（ホームルーム）活動や学校行事・課外指導などで取り上げられることが多い。

なお、道徳教育は、生命の尊重をはじめ、きまりの遵守、公德心、公共心など、安全な生活を営むために必要な基本的な内容の指導を行うこととされており、安全にとって望ましい道徳的態度の形成という観点から、安全学習及び安全指導双方の基盤としての意義をもつことができる。

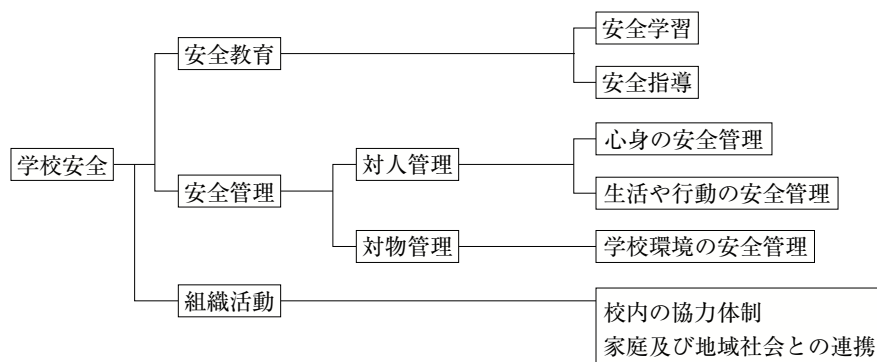
安全教育を行う場合には、児童生徒等が安全に関する問題について、興味・関心をもって積極的に学習に取り組み、思考力・判断力を身に付け、安全について適切な意志決定や行動選択ができるように工夫する。例えば、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習、誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためにロールプレイングを導入することなどが効果的である。さらには、周囲の人々の安全、家庭、地域など社会の安全に貢献できるような資質や能力を養うため、学校、家庭及び地域社会の安全活動に参加・協力する体験等も効果的である。

学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故災害が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。安全管理は、児童生徒等の心身状態の管理及び様々な生活や行動の管理からなる対人管理、さらには学校の環境の管理である対物管理から構成される。安全管理は、教職員が中心となって行われるものであるが、安全に配慮しつつ、児童生徒等が危険な状況を知らせたり簡単な安全点検にかかわったりするなど、児童生徒等に関与、参画させることは、安全教育の視点からも重要であると考えられる。

安全教育や安全管理は、内容、対象となる場、行われる機会などが多様である。安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、学校の教職員の研修、児童生徒等を含めた校内の協力体制や家庭及び地域社会との密接な連携を深めながら、学校安全に関する組織活動を円滑に進めることが極めて重要である。

(図1)

学 校 安 全 の 構 造 図



2 学校安全を取り巻く状況

(1) 安全への希求

我が国は、これまでの半世紀余にわたり、四季の変化と恵まれた自然環境の下で、いくつかの重大な事件、事故災害、自然災害等を経験しつつも、安全で安心できる豊かな国民生活を発展させ、そのことを誇りとしてきた。しかしながら、近年、人命にかかわりのある事件・事故災害の発生状況において、懸念が増大している。例えば、交通事故の恒常的な多発、鉄道や航空機の事故の発生、様々な犯罪の発生、地震や風水害、火山活動などの自然災害の脅威、原子力災害などである。

こうした状況の中で、「安全文化」の創造、すなわち、組織や個人が人々の生命を尊重し、安全を最優先する気風や気質を、国を挙げて育てていくことが重要として、学校教育や企業内教育における安全教育の充実や地域の人々の安全意識の向上等の取組が図られている。

近年、都道府県等において生活安全条例等が制定されるなど、安全は、個人の問題にとどまらず社会問題としてもとらえられるようになった。また、安全のための様々な情報や資源の整備が進みつつあり、それらの効果的な活用が期待されている。さらに、世界保健機関（WHO）から、傷害をもたらす事故、犯罪被害、自傷行為等を、部門や職種の垣根を越えた協働や科学的に評価可能な介入により予防しようとするセーフティプロモーションの考え方が提案されている。このように、安全に対する関心は以前にも増して高まっている。

(2) 児童生徒等の生命と安全に関する実態

児童生徒等の生命と安全に関する学校安全の分野でも、多くの課題が認められる。学校において、捻挫、打撲、骨折などの負傷などが年間120万件発生している（独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付の対象となった災害件数）。いじめや校内暴力事件、不審者等による犯罪の被害などについても注意を要するところである。さらに、刑法犯や触法少年の傾向をみると、おおむね14歳から16歳のときに高率を占めることから、児童生徒等を被害者や加害者にしないための適切な対策が必要である。このような実態からも、事件・事故災害の防止とともに、発生時の被害を最小限にするために、生徒指導や学校保健等の取組と連携し、学校安全における「生活安全」「交通安全」「災害安全」の各領域を通じて、安全教育と安全管理に関する指導を充実させる必要がある。

(3) 「生きる力」と安全教育

中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（平成20年1月）では、今後における教育の在り方の方向として、引き続き「生きる力」が位置付けられた。答申では、「生きる力」として、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力が挙げられている。

このことから分かるように、「生きる力」で目指す資質や能力は、安全教育で目指す「自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力」と軌を一にするものといえ、「生きる力」の涵養にとっても、安全教育の充実が不可欠ということができる。

安全教育では、生涯にわたって健康で安全な生活を送るために必要な資質や能力の基礎を培う必要がある。その際、人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感、公德心、ボランティア精神、豊かな人間性を育てることなどが不可欠である。

そのため、引き続き、「地域に開かれた学校づくり」を進め、地域社会における活動の機会を充実し、地域ぐるみで安全に関する教育や活動を展開することが重要である。例えば、地域の大人たちが率先して、あいさつ運動、環境浄化活動、交通安全活動、防災活動、防犯活動、ボランティア活動等を進めるなど、地域と密着した実践活動である。

また、教育基本法や学校教育法では、「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視するとともに、学力の重要な要素は、①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③学習意欲、であるとされている。

安全教育においても、安全に関する基礎的・基本的な知識・技能の確かな習得、それらを活用した危険予測や危険回避の能力の育成、情報や関連組織などの社会的資源の活用能力の育成などが求められる。

第4節 学校安全計画の作成

児童生徒等の事件・事故災害はあらゆる場面において発生しうることから、すべての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのため、学校保健安全法第27条で策定・実施が規定されている学校安全計画を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として、教職員の共通理解の下で立案することが望ましい。

1 学校安全計画の内容

(1) 安全教育に関する事項

- ア 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項
- イ 学年別・月別の安全指導の指導事項

- ・学級（ホームルーム）活動における指導事項
（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）
- ・学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項
- ・児童（生徒）会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項
- ・課外における指導事項
- ・個別指導に関する事項

ウ その他必要な事項

（２）安全管理に関する事項

①生活安全

- ア 施設・設備、器具・用具等の安全点検
- イ 各教科、学校行事、クラブ活動・部活動、休憩時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項
- ウ 生活安全に関する意識や行動、事件・事故災害の発生状況等の調査
- エ 校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項
- オ その他必要な事項

②交通安全

- ア 通学路の設定と安全点検
- イ 通学に関する安全のきまり・約束等の設定
- ウ 自転車、二輪車、自動車（定時制高校の場合）の使用に関するきまりの設定
- エ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査
- オ その他必要な事項

※通学に関しては、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点も考慮すること。

③災害安全

- ア 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- イ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ウ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- エ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
- オ その他必要な事項

※災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げること。

なお、事件・事故災害発生時における措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領、いわゆる危機管理マニュアル（以下「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」とする。）の整備に関する事項については、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて取り上

げること。

(3) 安全に関する組織活動

- ア 家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催
- イ 安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等に関する校内研修事項
- ウ 保護者対象の安全に関する啓発事項
- エ 家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動
- オ その他必要な事項

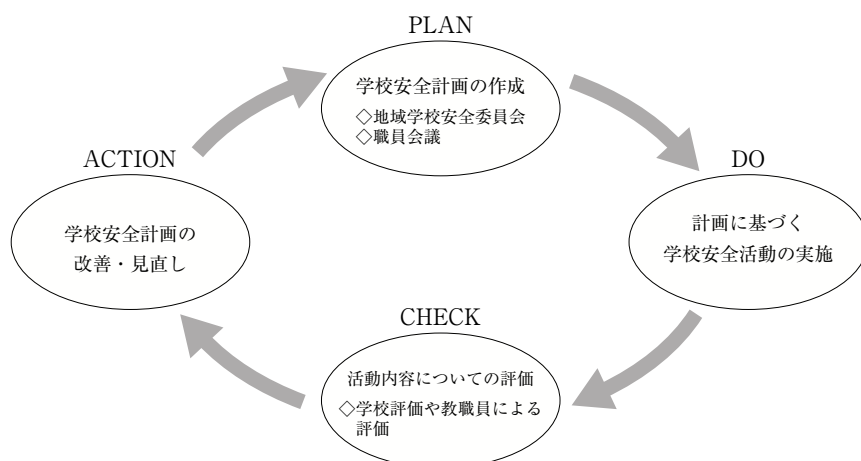
2 学校安全計画の策定・実施に当たって

学校安全の取組の実施に当たっては、教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのためには、作成の過程から、各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項、生活安全・交通安全・災害安全に関する取組のねらい・内容等について共通理解が図られるよう配慮するとともに、教職員の役割分担を明確にしつつ体制を整え、計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

また、児童生徒等の安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには、内容や手段、学校内の取組体制が適切であったか、地域との連携が適切に進められていたかなど定期的に取り組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。具体的には、計画（PLAN）－実施（DO）－評価（CHECK）－改善（ACTION）のサイクルの中で、定期的に計画の内容や取組を評価し見直しを行い、効果的な学校安全活動を充実させていくことが必要である。

さらに、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校安全計画の内容について、保護者等の関係者に周知することが望ましい。

(図2) PDCAサイクル



第2章 学校における安全教育



第1節 安全教育の目標、重点及び内容

1 安全教育の目標

学校における安全教育の目標は、概説すると、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことにある。具体的には次の三つの目標が挙げられる。

- ア 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- イ 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

2 各発達段階等における安全教育の重点

(1) 幼児

日常生活の場面で、安全な生活習慣や態度を身に付けることができるようにする。

また、危険な場所での行動や事件・事故災害時には、教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの人に伝えることができるようにする。

(2) 小学生

ア 低学年では、安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や事件・事故災害時には、教職員や保護者など近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

イ 中学年では、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の原因や事故の防止について理解し、危険に気付くことができるとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

ウ 高学年では、中学年までに学習した内容を一層深めるとともに、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、自分自身の安全だけでなく、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

(3) 中学生

小学校までに学習した内容をさらに深め、交通安全や日常生活に関して安全な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようになる。

また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

(4) 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加できるようにする。

(5) 障害のある児童生徒等

児童生徒等の障害の状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

3 安全教育の各領域の内容

(1) 生活安全に関する内容

日常生活で起こる事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

ア 学校（園）生活や各教科、総合的な学習の時間などの学習時における危険の理解と安全確保

イ 児童（生徒）会活動やクラブ活動等における危険の理解と安全確保

ウ 運動会、校内競技会等の健康安全・体育的行事における危険の理解と安全確保

エ 遠足・旅行・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事等学校行事における危険の理解と安全確保

オ 始業前や放課後等休憩時間及び清掃時間等における危険の理解と安全確保

カ 登下校（園）や家庭生活などにおける危険と安全確保

キ 野外活動等における危険の理解と安全確保

ク 事故発生時の通報と応急手当

ケ 誘拐や傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会での犯罪被害の防止

コ 携帯電話やコンピュータ等の情報ネットワークの活用による犯罪被害の防止と適切な利用の必要性

サ 施設・設備の状態の把握と安全な環境づくり

(2) 交通安全に関する内容

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車等の利用ができるようにする。

ア 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方

イ 踏切での危険の理解と安全な行動の仕方

ウ 交通機関利用時の安全な行動

エ 自転車の点検・整備と正しい乗り方

オ 二輪車の特性の理解と安全な利用

カ 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方

キ 交通法規の正しい理解と遵守

ク 運転者の義務と責任についての理解

ケ 幼児、高齢者、障害のある人、傷病者等の交通安全に対する配慮

コ 安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力

(3) 災害安全に関する内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

ア 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

イ 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ウ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方

エ 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

オ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方

カ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

キ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

ク 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

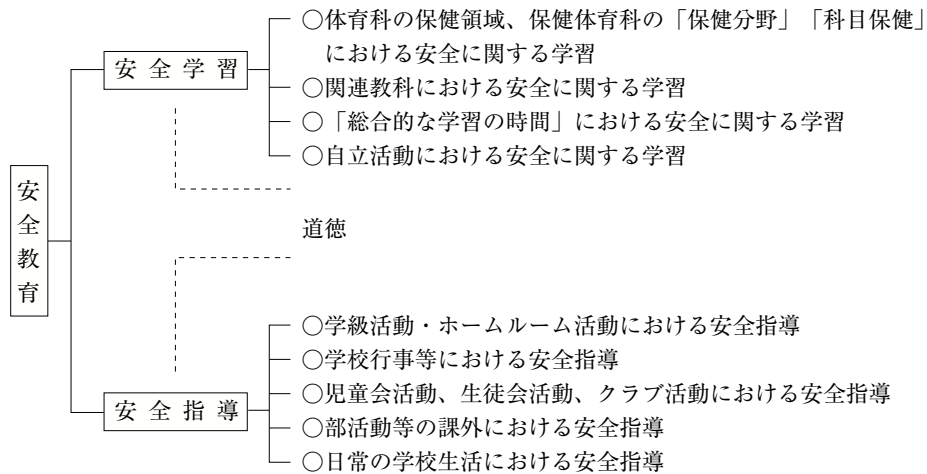
ケ 災害時における心のケア

第2節 教育課程における安全教育

学校における安全教育は、以下のように教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動等に位置付けられ、それぞれの特質に応じて適切に実施されるものである。なお、学校における安全教育には、「安全学習」の側面と「安全指導」の側面があり、主として取り扱われる教科・領域等は、図3に示したとおりである。なお、安全学習と安全指導は、重複無く明確に区別されるものではない。例えば、安全指導において、児童生徒が自主的活動を行うことや意志決定、行

動選択を扱うことなどが考えられる。

(図3) 安全教育の領域と構造



1 幼稚園

幼稚園教育要領の領域「健康」では、「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。」とし、ねらいとして「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。」ことが示されている。その内容としては、「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。」ことが挙げられている。

このように、幼稚園における安全教育では、幼稚園生活を通して安全な生活習慣や態度の育成に重点が置かれ、教師や保護者の支援を受けながら、自らが安全な生活を送ることができるようにすることを目指している。

2 小学校

小学校学習指導要領総則第1の3において、「学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」と規定しており、その趣旨を受け、安全に関する指導は、学校における教育活動全体を通じて行われなければならないものである。

体育科においては、第5学年の保健領域において、「けがの防止について理解するとともに、

けがなどの簡単な手当ができるようにする。」ことをねらいとし「交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。」「けがの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。」を取り上げる。もちろん体育科運動領域での安全に関する態度や社会科での安全を守る諸活動や自然災害の防止等、理科での地震などによる土地の変化等、生活科での安全で適切な行動等、図画工作科、家庭科などでの用具の取扱いなど、安全に関連する内容等に関する指導を通じて安全についての知識や態度等を習得させることも重要である。

総合的な学習の時間においても、各学校の判断により、安全に関するテーマを取り上げることが可能であり、そのような時間を積極的に利用することが望ましい。例えば、交通安全や地域の災害、防災体制などについて、課題を設定して学習を行うことなどが考えられる。

道徳の時間においては、生命の尊重をはじめとして、きまりの遵守、公德心、公共心など安全な生活を営むために必要な基本的な内容について指導することとなっている。

特別活動は、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。」ことが目標となっており、安全教育は、この目標に沿って学級活動、児童会活動、クラブ活動及び学校行事において取り扱われる。

3 中学校

中学校学習指導要領総則第1の3において、「学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」と規定しており、その趣旨を受け、安全に関する指導は、小学校と同様に、学校における教育活動全体を通じて行われなければならない。

保健体育科では、保健分野の「傷害の防止」において「傷害の防止について理解を深めることができるようにする。」ことをねらいとし「交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかわり合って発生すること。」「交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。」「自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。」「応急手当を適切に行うことによって、

傷害の悪化を防止することができること。また応急手当には、心肺蘇生等があること。」を取り上げる。もちろん、体育分野での安全に関する態度や社会科での自然災害と防災を取り上げての自然環境の特色の理解等、理科での自然の恵みと災害を調べること等、技術・家庭科などでの用具の取扱いなど、安全に関連する内容等に関する指導を通じて、安全についての知識や態度等技能を習得させることもが重要である。

総合的な学習の時間においても、その趣旨に即した安全に関する素材を取り上げることが望ましい。例えば、交通安全や地域の災害、防災体制などについて、課題を設定して学習を行うことなどが考えられる。

道徳の時間の指導においては、「主として自分自身に関すること」「主として他の人とのかかわりに関すること」「主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」「主として集団とのかかわりに関すること」に関して、生命の尊重、遵法の精神や公德心、公共心など安全な生活を営むために必要な基本的な内容について指導することとしている。

特別活動は、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」ことが目標となっており、安全教育は、この目標に沿って学級活動、生徒会活動及び学校行事において取り扱われる。

4 高等学校

高等学校学習指導要領総則第1款の3において、「学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」と規定しており、その趣旨を受け、安全に関する指導は、小学校、中学校と同様に、学校における教育活動全体を通じて行われなければならない。

保健体育科における科目「保健」においては、「現代社会と健康」で交通安全と応急手当が内容となっている。交通安全では、「交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備などがかわること。また、交通事故には責任や補償問題が生じること。」とあり、応急手当では「適切な応急手当は、傷害や疾病の悪化を軽減できること。応急手当には、正しい手順や方法があること。また、心肺蘇生等の応急手当は、傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれていく場合が

あることから、速やかに行う必要があること。」を取り上げる。もちろん科目「体育」や理科での地球がプレートの運動により変動してきたこと等、家庭科などでの用具の取扱いなど安全に関連する内容等の指導を通じて、安全についての知識や態度等を習得させることも重要である。

総合的な学習の時間においても、その趣旨に即した安全に関する素材を取り上げることが望ましい。例えば、交通安全や地域の災害、防災体制などについて、課題を設定して学習を行うことなどが考えられる。

特別活動は、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」ことが目標となっており、安全教育は、この目標に沿ってホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事において取り扱われる。

5 特別支援学校

児童生徒等の安全に留意するためには、まず一人一人の障害の状態を適切に把握することが必要であり、それには、学級担任や養護教諭をはじめとして、児童生徒等に日常接する教職員の継続的な観察と情報交換が必要である。また、安全教育を効果的に進めるためには、関連教科並びに学級（ホームルーム）活動、自立活動においてはもちろん、学校全体として、組織的、計画的な指導が必要であり、安全教育の指導体制を整備する中で、校内外の専門家との連携を図る体制づくりが必要である。

幼稚部においては、安全に関する指導として「安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。」としている。幼児は日常の生活の中で十分に体を動かして遊ぶことを通して、危険な場所や事物、状況などが分かたり、そのときにどうしたらよいかを体験をし、学び取っていく。そのため、校庭や校舎全体の構造が、幼児の障害の状態を踏まえ、幼児の遊びの動線や遊び方に配慮したものとなっていることが大切である。

小学部・中学部では、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領総則第2節第1の3の趣旨を受け、安全に関する指導は、小学校、中学校と同様に、学校における教育活動全体を通じて行わなければならないものである。児童生徒の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意するものとし、児童生徒が危険な場所や状況を把握したり、判断したり、予測したり、回避したりすることができるように十分配慮するとともに、遊具や物品、通学路の安全点検を十分に行うこと、学習活動における物品の扱い方に留意することが大切である。

また、特別支援学校独自の教科における指導としては、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部生活科で、児童の生活に関連が深い内容について、次の1～3の各段階、「教師と一緒に健康で安全な生活をする。」「教師の援助を受けながら健康で安全な生活をする。」「健康や身体の変化に関心をもち、健康で安全な生活をするように心掛ける。」が示されている。

実際の指導では、「危険防止」や「交通安全」などが取り扱われる。「危険防止」については、危ないことや危険な場所について知るとともに、場所や状況に応じて、自分自身を守れるように適切な行動をとること、道具の正しい使い方を知ることなどが指導内容となる。指導に当たっては、日常の実践的な生活の中で、危険な場所や状況に近付かないことや回避することなどをきめ細かく指導することが大切である。「交通安全」については、安全に気を付けながら道路を横断すること、信号や標識の意味を知って守ることなどが指導内容となる。指導に当たっては、交通安全は日常の社会生活をする上での基本的な事項であり、直接、生命にかかわることなので、児童の実態を的確に把握し、登下校の場だけでなく、その状況に合わせて指導する必要がある。そのほか、生活科では、避難訓練の重要性を知ること、教師等の指示に従って避難することなどを身に付け、災害時に適切な行動ができるようにするなども取り扱う必要がある。中学部保健体育科では、「自分の発育・発達に関心をもったり、健康・安全に関する初歩的な事柄を理解したりする。」と示されており、指導に当たっては、事故を防止するために、生徒の安全に対する理解の程度や運動能力などを十分に考慮するとともに、事前の安全点検と環境の整備を十分に行い、器械・器具や施設の正しい扱い方と運動の方法についての指導に十分に時間をかけることが大切である。

高等部においても、特別支援学校高等部学習指導要領総則第2節第1款の3の趣旨を受け、安全に関する指導は、高等学校と同様に、学校における教育活動全体を通じて行わなければならないものである。小学部・中学部同様に、生徒の実態に即して安全な学習環境を整え、安全に留意するものとし、生徒自身が安全な行動をとれるように、関連教科、道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の場合）、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

第3節 安全教育の進め方

1 安全教育の基本的な進め方

（1）学校教育活動全体を通じた計画的な指導

学校における安全教育は、関連教科や総合的な学習の時間における安全学習、学級（ホームルーム）活動と学校行事の健康安全・体育的行事における安全指導を中心として進められることになるが、さらに、児童（生徒）会活動、クラブ活動等の自発的、自治的な活動や各教科等

の学習活動、日常の学校生活においても必要に応じて安全指導が行われるものである。したがって、安全教育を効果的に進めるためには、様々な機会における安全学習、安全指導を密接に関連付けながら、全校的な立場から推進していく必要がある。すなわち、安全教育の目標を実現するため、各学校で基本的な方針を明らかにし、指導計画を立て、意図的、計画的に推進する必要がある。また、随時、随所の指導が必要になることも少なくなく、朝の会、帰りの会などの短時間での指導や休み時間などその場における指導及び個に応じた指導にも配慮し、計画的な指導と関連付けることも大切である。

なお、指導計画の推進に当たっては、教職員の共通理解を図るとともに、役割を明確にし、地域の関係機関・団体等を含めた協力体制を整備して進めるよう留意しなければならない。

また、安全教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習、誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためにロールプレイングを導入することなどが考えられる。さらに、校内における安全教育とPTAや地域社会における活動等との関連も欠くことができないものである。

（２）安全教育と安全管理との関連

安全教育と安全管理は、一体のものとして密接に関連させて進めていく必要がある。安全教育では、児童生徒等の将来を見据えて、一人一人が生涯を通じて主体的に安全な行動がとれるようにすることを目指す。個人の行動だけでは十分な安全を確保することは困難である。例えば、生活安全について考えるならば、学校内の施設・設備の安全点検と事後措置とを関連させた生活や行動に関する指導を一体的に進めることは、日常生活での事故を減らす上で欠かすことができない。また、特に低学年においては、安全についてのきまり・約束事を設定することは、個人の思考・判断を補う上で効果的である。すなわち、安全管理によって、より安全な環境づくりを推進していくとともに、安全教育によって児童生徒等自身が安全な行動を実践していくことによって、学校安全活動の効果をより一層高めることが可能となる。

なお、安全教育と安全管理が関連する内容としては、次のような例が考えられる。

- ア 安全点検結果に基づく安全管理の評価は、その学校の安全管理及び児童生徒等の安全行動の実態を表していることから、安全教育の重要な資料として具体的に活用できる。
- イ 継続して行う安全管理の評価は、安全教育の成果を表しているという側面もあり、適切な安全教育が行われることが安全管理の成果をより一層高めていくことになる。
- ウ 安全管理では、児童生徒等の問題となる行動そのものについて、その場その場で改善するよう指示するが、これは見方によっては日常的な指導の一環ととらえることができる。
- エ 安全指導では、学校生活の安全管理として把握した児童生徒等の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考え、進んで安全な行動が実践できる資質や能力を培うことができる。

オ 安全管理的な活動についても、教師の指導の下に児童（生徒）会などを中心とした活動の推進により、自主性を高めていくことによって、児童生徒等に学校等の集団生活における、安全に関する理解を深めさせるとともに、自己管理能力を育成することができる。

2 教科等における安全学習等

各教科における安全学習については、体育科及び保健体育科を中心に、系統的に進めていく必要がある。特に、事故災害の原因や防止の仕方、あるいは事故発生時の応急手当など、保健の学習において計画的に実施されなければならない。また、他の教科においても、その特性に応じて、生活安全・交通安全・災害安全に関する安全学習を行ったり、必要に応じて学習活動を安全に行うための安全指導を行ったりすることになる。例えば、小学校の生活科では、「学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心をもち、安全な登下校ができるようにする。」「自分たちの生活は地域で生活したり働いたりしている人々や様々な場所とかかわっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、人々と適切に接することや安全に生活することができるようにする。」「公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなで使うものがあることやそれを支えている人々がいることなどが分かり、それらを大切にし、安全に気を付けて正しく利用することができるようにする。」【小学校第1学年及び第2学年】

社会科では、「地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。（ア関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること イ関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること）」【第3学年及び第4学年】「我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連を持っていることを考えるようにする。（エ国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止）」【第5学年】「世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観させる。」「地域の地形や気候などの自然環境に関する特色ある事象を中核として、それを人々の生活や産業などと関連付け、自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える」【中学校地理的分野】

理科では、「地面を流れる水や川の様子を観察し、流れる水の速さや量による働きの違いを調べ、流れる水の働きと土地の変化の関係についての考えをもつことができるようにする。」【第5学年】「土地やその中に含まれる物を観察し、土地のつくりや土地のでき方を調べ、土地の

つくりと変化についての考えをもつことができるようにする。」【第6学年】「地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の働きと関連付けてとらえ、地震に伴う土地の変化の様子を理解すること」「自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察すること。」【中学校第2分野】

図画工作科・美術科では、事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底する。技術・家庭科では、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全に十分留意するなどが挙げられる。

総合的な学習の時間においても、例えば、「交通安全マップづくり」「地域の安全と防災」など安全に関する具体的な課題を取り上げて学習することが可能であり、必要に応じて学習活動を安全に行うための安全指導も行われる。

また、教科とは異なるが、道徳教育においても安全教育に関連した内容を取り扱うことができ、例えば、小学校、中学校における道徳の時間の指導において、「主として自分自身に関すること」「主として他の人とのかかわりに関すること」「主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」「主として集団とのかかわりに関すること」に関して、生命の尊重、遵法の精神や公德心、公共心など安全な生活を営むのに必要な基本的な内容について指導することにより、安全教育の効果がより一層高まることも期待できる。

3 学級（ホームルーム）活動における安全指導

（1）学級（ホームルーム）活動の目標と安全指導

学級（ホームルーム）活動の目標は、「学級（ホームルーム）活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級（ホームルーム）や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる」ことである。

学級（ホームルーム）活動における安全に関する指導は、この学級（ホームルーム）活動の目標とともに、児童（生徒）会活動、クラブ活動及び学校行事の目標に応じて、特別活動の目標を達成する活動として展開されるものであり、特に、学級（ホームルーム）活動における安全指導は、実際に生きて働く知識、態度、習慣などが確実に身に付くことを目指しているといえる。また、学級（ホームルーム）活動における安全指導は、学校における安全に関する指導全体の中で、最も実践的で具体的な指導が展開されるものであり、安全指導における中心的な役割をもつものと位置付けることができる。

したがって、学級（ホームルーム）活動における安全指導の時間は、各教科や道徳、学校行事及び児童（生徒）会活動等の特別活動で指導される安全に関する事項を、児童生徒等一人一

人の実態に即して補充し、深化し、統合していくための指導の場であるにとらえることができる。

さらに、指導の効果を高めるために、児童生徒等の主体的な活動となるよう、遊び、話し合い、調査、実習、発表などの機会を通じて学級担任が援助し、安全に関する意識を高めたり、養護教諭などとの協力授業やゲストティーチャーの活用など指導の工夫が必要である。また、教員と児童生徒等及び児童生徒等相互の好ましい人間関係を育て、児童生徒等が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう指導する必要がある。

これらは、各教科、道徳等の指導を通して行われる安全に関する指導にはみられない学級（ホームルーム）活動における安全指導の特質である。

（２）学級（ホームルーム）活動の内容と安全指導

学級（ホームルーム）活動の内容は、主として、学級（ホームルーム）を単位として、学級（ホームルーム）や学校の生活の充実と向上、児童生徒等が当面する諸課題への対応に資する活動を行うことであり、「学級や学校の生活づくり」「日常の生活や学習への適応及び健康安全」「適応と成長及び健康安全」などが学習指導要領で発達の段階に応じて示されている。

安全指導としては、「健康安全」の中で、例えば、防犯を含めた身の回りの安全、交通安全、防災など、自分や他の生命を尊重し、危険を予測し、事前に備えるなど日常生活を安全に保つために必要な事柄を理解し、進んできまりを守り、危険を回避し、安全に行動できる能力や態度を育成するなどの内容が考えられる。これらの内容から発達の段階に応じて取り上げることになるが、取り上げた内容について、日常生活で具体的に実践できるようにすることが大切である。なお、安全指導については、関係団体等の協力を得て実施される防犯教室、交通安全教室、避難訓練などの学校行事と関連付けて指導を行うことが重要である。また、防犯や交通安全の指導を行うに当たっては、保護者と連携するなどして作成した「地域安全マップ」を活用するなど、日常生活で具体的に実践できるよう工夫することが大切であると示されている。

ア 幼稚園

幼稚園における学級活動は、学級を単位として行うすべての活動のことである。幼稚園においては、安定した情緒の下で、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開される必要がある。特に、幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての安全指導を中心とし、幼稚園教育のねらいが総合的に達成されるようにすることが大切である。したがって、学級活動における安全指導は、遊びや園生活を通して、幼児一人一人の実態に即して日常的、重点的に行われるものである。具体的には、幼児が自分で状況に応じ機敏に体を動かし、危険を回避するようになるためには、日常の生活の中で十分に体を動かし遊ぶことを通して、危険な場所、事物、状況などが分かり、そのときにどうしたらよいかを体験を通して学び取っていくことが大切である。

また、交通安全の習慣を身に付けるために、日常の生活を通して、交通上のきまりに関心をもたせるとともに、家庭と連携を図りながら適切な指導を具体的な体験を通して繰り返し行うことが必要である。

さらに、災害時の行動の仕方や不審者との遭遇など様々な犯罪から身を守る対処の仕方を身に付けるためには、幼児の発達の実情に応じて、基本的な対処の方法を確実に伝えるとともに、家庭、地域社会、関係機関とも連携して幼児の安全を図る必要がある。特に、火災や地震を想定した避難訓練は、年間計画の中に位置付け、災害時には教職員の適切な指示に従い、一人一人が落ち着いた行動がとれるようにすることが重要である。なお、日ごろから安全に関する実施体制の整備が大切であり、危機管理マニュアルなどを作成しておくことが大切である。

イ 小学校

小学校においては、日常生活を安全に保つために必要な事柄の理解や進んできまりを守り、安全に行動できる能力や態度を養う指導が必要となる。この日常生活を安全に保つために必要な事柄の理解の中には、安全な行動に関するきまり、生活の中に潜む危険の予測や、それに基づく安全な行動の仕方についての基本的な理解に関する指導を含むものである。このような理解の上に立って、複雑に変化する生活環境の中で、的確な判断の下に、きまりを守り安全な行動が具現できる資質や能力を養う必要がある。具体的には、日常生活や交通安全に関すること、災害時の安全や防犯に関すること、生命の尊重に関すること、環境整備に関することなどが考えられる。特に交通安全については、歩行者及び自転車利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する能力や態度を養うことが重要である。また、様々な災害の危険性や犯罪から身を守る対処の仕方について理解するとともに、災害発生時には的確に判断し、安全な行動ができるような資質や能力を高めることが大切である。

ウ 中学校

中学校においては、学校内外を含めた自分の生活行動を見直し、自ら安全に配慮するとともに、危険を予測できる力や的確に行動できる力を高めていくよう、日ごろからの注意の喚起や指導が必要である。また、日ごろの備えを含む自然災害や防犯に対しての心構え、適切な行動がとれるような力を育てることが大切である。さらに、自己の安全を確保するのみならず、身の回りの人の安全を確保する態度をはぐくむことが重要である。具体的には、防犯を含めた生活安全や自転車運転時の交通安全に関すること、種々の災害時の安全に関すること、生命の尊重に関すること、環境整備に関することなどが考えられる。特に交通安全については、自転車乗車中に交通事故に遭うことが多く、また、加害者になる事故も起こっていることを踏まえ、交通安全に対する意識を高めさせるとともに、道路を通

行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく他の人々の安全にも配慮することの重要性を理解させることが重要である。また、応急手当の技能を身に付けたり、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについても理解を深め、参加できるようにすることも大切である。

エ 高等学校

高等学校においては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念をもって自他の生命をかけがえのないものとして尊重する精神と態度や規律ある習慣を確立するとともに、学校内外を含めた自分の生活を見直し、自ら安全に配慮するとともに、危険を予測できる力や危険を回避し的確に行動できる力を高めていくよう日ごろからの注意の喚起や指導が必要である。また、日ごろの備えを含め自然災害等に対しての心構えや適切な行動がとれる力を育てることも大切である。さらに、高校生としての自覚に立って自己の安全を確保するのみならず、身の回りの人の安全を確保する態度をはぐくむことが重要である。具体的には、生命の尊重に関すること、防犯を含めた生活安全や交通安全に関すること、種々の災害時の安全に関すること、環境整備に関すること、規律ある習慣に関することなどが考えられる。

特に、交通安全については、高校生の年齢では、自転車や自動二輪車による事故が多いこと、自動車の運転や同乗中の事故が少ないことを踏まえ、社会の一員としての自覚と社会的責任の意識を高める指導を行うことが重要である。また、種々の事故の原因となる生活環境や生活行動を自ら見直し、安全の確保や環境の整備について考えさせ、危険を除去できる自主的、実践的な態度を養うことも必要である。さらに、自動体外式除細動器（以下「AED」とする。）を含む心肺蘇生法など応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにすることが大切である。

オ 特別支援学校

特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の指導内容を踏まえ、児童生徒等が自らの障害や心身の発達の状況を理解するとともに、個々の児童生徒等が持っている力を発揮し、事故や災害から積極的に自らの身を守る態度を養えるようにすることが必要である。

4 学校行事における安全指導

（１）学校行事の目標と安全指導

学校行事の目標は、「学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活（高等学校においては「社会生活」が加わる。）を築こうとする自主的、実践的な態度を育てること。」である。

この学校行事の目標を安全指導の観点から考えると、学校行事として「生活安全」「交通安全」

「災害安全」について、計画的・組織的に安全のための行動の体得に資する活動を行い、よりよい学校生活、社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度の育成を目指すものである。また、学校行事が十分に安全な配慮の下に実施され、児童生徒等の大切な生命や身体が守られ、学校生活を豊かで充実したものにしていくことができるのである。したがって、学校行事は、自他の生命を尊重するとともに、安全の重要性を理解して実践することから、安全教育の目標を実現させる上で重要な活動の場となる。

（２）学校行事の内容と安全指導

学校行事の内容は、全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことであり、「ア儀式的行事 イ学芸的行事 ウ健康安全・体育的行事 エ遠足（旅行）・集団宿泊的行事 オ勤労生産・奉仕的行事」の五つが示されている。

これらの内容を安全指導の立場から見ると、大きく二つに分けられる。一つは、交通安全指導、防犯指導、防災避難訓練及び安全意識を高めるための行事など、直接、安全について学ぶことを目的とした、健康安全・体育的行事における安全に関する行事である。もう一つは、儀式的行事や学芸的行事など行事本来の目標はほかにあるものの、その行事の効果を高めるためには、どうしても安全に配慮しなければならない行事である。例えば、遠足（旅行）・集団宿泊的行事においては、交通機関の安全な利用、休憩時間中や自由行動時の安全、宿舎での安全、また、校内競技会などの体育的行事や勤労生産・奉仕的行事などにおいては、競技中や作業等に伴う安全について指導する必要がある。

（３）健康安全・体育的行事の「安全に関する行事」における安全指導

健康安全・体育的行事の内容は、心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うことである。

健康安全・体育的行事のねらいとしては、次のことなどが挙げられる。

- 健康を保持増進するためには、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活をすることが重要であることを自覚し、児童生徒等が自己の発育、発達や健康の状態などを知り、それらの結果に基づいて、実際の生活の中で自主的、自律的に健康で安全な生活を送る資質や能力を育成すること。
- 自他の生命の尊重を自覚し、心身の健康や安全を確保するための適切な判断や対処をする能力を培うこと。
- 体力・気力の充実など、心身の健全な発達に資するとともに、スポーツや運動に親しむ資質や能力を育て、生涯にわたって実践する習慣を身に付ける契機とすること。
- 競争や協同の経験を通して、公正に行動し、進んで規則を守り、互いに協力して責任を果たすことなど、社会生活に必要な資質や能力を養うこと。

これらを受け、安全に関する行事の留意点としては、次のことなどが挙げられる。

- 安全に関する行事において、学級（ホームルーム）活動、児童（生徒）会活動及び各教科、道徳などの内容との密接な関連を図り、安全に関する指導の一環としてその充実を期すること。その際、参加の心構えなどについて理解させ、関心をもたせるようにするとともに、事後においては、事件・事故災害から自他の安全を守ることの意義などの指導について十分配慮すること。
- 自転車運転時などの交通法規を理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、災害や犯罪などの非常事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けること。
- 避難訓練など安全に関する行事については、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定するなど適切に行うことが必要である。特に、交通安全指導や防犯指導については、新入学児に対して学年当初に日常の安全な登下校ができるよう適切な指導を行うようにする。
- 誘拐や傷害などによる犯罪被害防止のための適切な対処や行動について理解させ、正しく判断し行動できる態度を身に付けること。

このように健康安全・体育的行事は内容的に多岐にわたるので、その中でも安全に関する行事（「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する行事）の特質に応じて、重点的なねらいを設定するとともに、学校間やPTA、地域との連携、安全に関する諸機関との関連に配慮して実施することが重要である。

ア 交通安全指導及び防犯指導

学校行事としての交通安全指導は、学校が定めた交通安全の日や地域の交通安全運動などに関連して行う指導、入園・入学時や長期休業前後の指導などが考えられる。この場合は、交通事故の実態、道路の歩行、横断、信号機等交通安全施設の利用、自転車の安全な乗り方、ヘルメットの着用や自転車の点検・整備、さらに、二輪車・自動車の機能や特性などについて、学年又は全校の児童生徒等を対象とした交通安全講話や訓練その他の実践的な指導が考えられる。指導に当たっては、学級（ホームルーム）活動における安全指導との関連を十分考慮して、学年又は全校的な規模の集団活動として指導を行う必要性について検討し、指導の効果を一層高めることができるように配慮しなければならない。

学校行事としての防犯指導は、登下校、放課後、自宅周辺などで、犯罪発生の危険性の高い場所・時間帯を確認するための活動を行ったり、校内外で、犯罪被害から身を守るため、危険性の高い場所・時間帯を避ける、逃げる、助けを求める、近くの先生や大人に知らせる、110番通報するなど具体的な方法について指導する機会を設けることなどが挙げられる。児童生徒等の活動範囲が広がる長期休業前の指導は、特に重要である。また、学校や地域の実情に応じて地域の関係機関・団体やPTA（保護者）の協力・参加を得るこ

とが不可欠である。

これらの行事を計画し実施するに当たっては、指導の内容、方法、時期、回数などについて十分検討し、地域の交通・防犯環境や児童生徒等の実態に即したものにしなければならない。このためには、特に次の事項に留意する必要がある。

- (ア)指導の内容は、道路の歩行と横断、自転車の安全な乗り方や自転車の点検・整備、交通法規等の交通安全指導に関するものや、誘拐や傷害から身を守る防犯指導などに関するものの中から、児童生徒等の実態や地域の実情に照らして最も必要と思われるものを精選して設定するようにする。
- (イ)実施の時期は、指導計画を立てる段階で他の学校行事、学級（ホームルーム）活動及び地域における行事、季節や長期休業などとの関連を考慮して指導の効果が最も高まるような時期を選ぶようにする。
- (ウ)指導の方法は、そのねらいと児童生徒等の安全意識や安全行動の実態を踏まえ、参加体験・実践型の指導方法を取り入れるなど工夫する。また、実施の回数は、学級（ホームルーム）活動等における安全指導との関連を考慮して設定する。
- (エ)同一地域内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校との連携を図るようにする。
- (オ)行事の計画及び実施に当たっては、必要に応じて警察署等関係機関の協力を得ることを考慮する。

また、行事の実施に当たって重要と思われる事項を挙げると次のとおりである。

- 指導が形式的、表面的にならないよう、学年の違いや児童生徒等の実態についても十分配慮する。
- 児童生徒等の発達の段階や参加人数に見合った教材・教具等を用意する。
- 指導の場の設定に当たっては、できるだけ具体的な行動場面における臨場感をもたせることができるよう配慮する。
- 児童生徒等の積極的な参加を促すため、学級（ホームルーム）活動における事前事後の指導との関連を十分考慮する。
- 事故を起こしやすい傾向のある児童生徒等に対しては、特に個別に配慮を加えるようにする。

イ 防災避難訓練

防災避難訓練は、火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害及び原子力災害等の災害の発生に際して、適切に対処することができるようになるための資質や能力を養うことを目指して行われる実践的な指導の場である。このような災害時の避難等の指導は、学校や地域の実情に即して予想される様々な事態を想定し、年間を通じて計画的に行うようにしなければならない。また、災害などの発生の際、幼児・児童や高齢者及び障害のある人たち

の安全にも配慮することができる態度や能力を培うことも大切である。

防災避難訓練の指導計画作成や指導上の主な配慮事項は次のとおりである。

- (ア) 訓練の内容は、火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害及び原子力災害等を想定して設定することになるが、この場合は、学校の立地条件、校舎の構造などについて十分考慮するとともに、火災を想定した訓練のみに偏らないようにする。
- (イ) 実施の時期や回数は、法の規定及び児童生徒等の実態、地域の実情に基づいて年間を通して季節や他の安全指導との関連などを考慮して適切に設定する。
- (ウ) 訓練は、授業中だけを想定せず、休憩時間中等、児童生徒等が分散している場合や、放送設備が使用できない場合なども想定するとともに、遠足（旅行）や集団宿泊訓練等の際の宿舎や乗り物の事故発生時の避難の仕方についても配慮する。また、災害の発生時間や場所に変化をもたせ、安全に対処できるようにする。
- (エ) 訓練が、形式的、表面的にならないように、特に次のような配慮が必要である。
 - 訓練のための事前指導を学級（ホームルーム）活動における安全指導と十分関連させるとともに、事後指導は、活動内容の把握を的確にしていくことから意図的に実施するようにする。
 - 火災を想定した場合は、発煙筒をたくなど実感を伴う方法を工夫するとともに、煙に対する避難の仕方についても身に付くようにする。
 - 避難に際しては、人員の掌握が重要になる。その方法の訓練が不可欠であることを児童生徒等に徹底する。
- (オ) 避難に際して、教師の指示で安全にしかも敏速に能率的な集団行動ができるようにするため、平素から朝会、遠足、移動教室、修学旅行、集団宿泊訓練、体育祭などの行事における集団行動を重視して指導する。

ウ 安全意識を高めるための行事

安全意識を高めるための行事としては、毎月の学校における安全指導日や、国民安全の日、防災の日、防災週間などの地域における行事との関連を図りながら行う講話、映画会、児童生徒等の安全に関する意見や調査研究物、作文、標語、ポスターなどの発表会等が考えられる。

このような行事は、交通安全指導や防災避難訓練等の導入的な指導の場として、また、学級（ホームルーム）活動や児童（生徒）会活動における安全指導の有力な動機付けの機会として重要な意味をもつものである。これらの行事を通して、児童生徒等一人一人の安全意識を高めるとともに、全校的に安全に対する意識を高める必要がある。したがって、このような行事は、特にこのために時間を設けて実施する場合や、全校集会、文化祭等その他の機会を活用して行う場合も考えられ、指導計画の作成に当たっては、他の教育活動における安全指導との関連を重視することが大切である。

(4) その他の学校行事における安全指導

健康安全・体育的行事の安全に関する行事以外の学校行事の中で、特に安全指導と関連が深いのは、健康安全・体育的行事における体育的行事、旅行（遠足）・集団宿泊的行事及び勤労生産・奉仕的行事である。

ア 健康安全・体育的行事の「体育的行事」における安全指導

体育的行事としては、運動会、体育祭、校内の競技会、体力テスト、球技大会などがあるが、これらの行事は、保健体育科や学級活動などで習得した事柄を実践する機会となるものである。しかし、体育的行事においては、かなり綿密な計画を立てて実施しても、全校又は学年などを単位とする大集団の活動であること、活発な身体活動を伴う活動であることなどの特質から、ルールを守らなかったことや技能の未熟さなどによって起こる事故、さらには、行事の準備や後片付けの際に起こる事故は決して少なくなく、学校行事で発生する事故の大部分は体育的行事で起きている現状にある。したがって、行事の指導計画の作成及び実施に当たっては、安全指導上、特に次のような事柄に配慮することが大切である。

- (ア) 体育的行事の計画の作成に当たっては、自主的、自発的な活動を助長し、自主的、実践的な態度を高めるという観点から、児童生徒等を当初から企画に参加させ、自らが活動の計画を立てるように支援する。その際には、児童生徒等の技能の程度と活動内容、活動の場所や施設・設備の安全点検、ルールや集団の規律、準備や後片付けの際の安全などについて十分指導する。
- (イ) 行事の実施に際しては、行事によって発生が予想される事故や過去において起こった事故事例を基に、事前指導を行うとともに、終了後においても、事後指導として反省事項を取り上げ、児童生徒等の安全に対する実践的な態度が身に付くようにする。
- (ウ) 健康観察や健康診断などの結果から児童生徒等一人一人の健康状態を的確に把握して参加させるようにする。
- (エ) ルールを徹底させるとともに、活動の場所や施設・設備の安全点検を励行する。
- (オ) キャンプや登山など野外活動を実施する場合は、天候の変化や児童生徒等の健康状態に注意するとともに、必要に応じて専門家等の指導を受ける。
- (カ) 行事の準備や後片付けの際に発生する事故もあるので、あくまでも行事の一環として適切な指導を計画的に行う。
- (キ) 学校全体として、健康や安全についての指導の徹底を期すること、特に事故の発生の際に備えて、その防止、万が一の場合の準備や緊急時の対策などについても、あらかじめ十分に配慮しておくこと。
- (ク) 日ごろの学習の成果を学校内外に公開し、発表することによって、学校に対する家庭や地域社会の理解と協力を促進する機会とすること。

イ 遠足（旅行）・集団宿泊的行事

遠足（旅行）・集団宿泊的行事としては、遠足、移動教室、修学旅行、宿泊を伴う集団活動などが考えられるが、これらは学級活動やその他の教育活動で習得した事柄を、児童生徒等が主体的に実践する機会である。安全指導の観点から考えると、大きな集団での道路の歩行や横断、自転車や自動車への対応、乗り物の安全な利用、休憩時間の安全な過ごし方や、さらには集団宿泊中の宿舎での安全な過ごし方や避難の仕方などについての実地訓練の機会となるものでもある。しかし、活動の場が学校外であるため、気の緩みや集団の規律を守らないことなどが少なくないので、行動の計画作成及び実施に当たっては、安全指導上、特に次のような事柄に配慮することが大切である。

- (ア) 行事の内容によって予想される事故、過去の事故や自然災害の事例などを視聴覚教材などを活用して、学級（ホームルーム）活動の安全指導としての事前指導を行い、児童生徒等が自ら立てる活動の計画の中に、安全に関する事柄が具体的に上げられるように指導する。
- (イ) 児童生徒等一人一人が集団の一員として規律ある行動をすることが行事を安全に、しかも、より楽しく豊かなものにすることを十分に理解し、集団の規律を主体的に守ることができるようにする。
- (ウ) 目的地やコース全般の安全については、実地踏査などにより事前に検討するとともに、現地における直前の点検も行うようにし、児童生徒等の安全の確保が徹底できるようにする。
- (エ) 健康診断などの結果から、児童生徒等の健康状態を的確に把握し、行事に参加させる。

ウ 勤労生産・奉仕的行事

勤労生産・奉仕的活動としては、職場・就業体験、各種の生産活動、上級学校や職場の訪問・見学、大掃除、緑化活動、全校美化の行事、地域社会への協力や学校内外のボランティア活動などが考えられる。これらの行事は技術・家庭科や学級活動で習得した事柄を実践する機会となるものである。この行事は、他の行事と比較して必ずしも事故が多いとはいえないが、計画の作成や実施に当たっては、安全指導上、特に次のような事柄に配慮することが大切である。

- (ア) 活動の内容によって予想させる事故や過去の事故事例などを基にして、学級活動などにおいて事前及び事後の指導を行い、児童生徒等が主体的に安全を考えて活動することができるようにする。
- (イ) 刃物類などを使用する校内緑化活動や校外における山林での作業の場合は、刃物類の取り扱いや危険な行為などについて十分指導する。
- (ウ) 大掃除や作業の事故の多くは、児童生徒等の解放感や不慣れなどが誘因となるので、活動の手順や方法（禁止事項含む）についてよく理解させ、協力し合って、積極的かつ能率

よく活動ができるようにする。

(エ)介護、育児等の奉仕活動においては、高齢者、幼児、障害のある人などの相手の安全を確保することについて学習できるよう指導する。

ア～ウ以外にも、儀式的行事や学芸的行事における集会、行事終了後の集団行動は、集団としての行動を安全にしかも能率的に行う機会となる。したがって、これらの体験は、災害時の緊急時における円滑な避難行動に関連してくるものである。

以上のように健康安全・体育的行事の安全に関する行事以外の学校行事も、それぞれ安全指導と深い関連があり、事件・事故災害防止のための実践的な指導の機会として活用しなければならない。

5 児童（生徒）会活動及びクラブ活動等における安全指導

(1) 児童（生徒）会活動の目標と安全指導

ア 児童会活動

児童会活動は、学校生活をともに楽しく豊かにするために学校の全児童をもって組織する異年齢集団の児童会によって行われる活動である。児童会活動は、このような児童会の集団における望ましい集団活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育成することを目標としている。

具体的には、児童の発想や創意を生かし、自分たちの学校生活を楽しく豊かなものに築いていこうとする資質や能力を養うことにあるが、そのための活動が、単なる方法や手段となるのではなく、児童の自発的、自治的な活動そのものになることが重要となってくる。

このことを安全指導の観点から考えると、安全指導が目指す、日常生活における安全のための必要な事柄を理解させ、自他の生命を尊重し、安全な生活を営むことのできる資質や能力は、児童会活動における児童の自発的、自治的な実践活動を通じて一層深化され、拡充されていくものといえる。

イ 生徒会活動

生徒会活動は、全校の生徒を会員として組織し、学校における自分たちの生活の充実・発展や学校生活の改善・向上を目指すために、生徒の立場から自発的、自治的に行われる活動である。このような生徒会の集団における望ましい集団活動を通じて、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育成することが生徒会活動の目標である。

この生徒会活動の目標を安全指導の観点から考えると、生徒会活動としての教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動によって、自他の生命を尊重し的確な判断力を伸ばし、適切な意志決定と行動選択ができる資質や能力を培うことを通して、「生活安全」

「交通安全」「災害安全」の諸問題を解決しながら学校生活を向上させることにあるといえる。

(2) 児童（生徒）会活動の内容と安全指導

児童（生徒）会活動は、全校の児童生徒が協力し合って目標の達成を図り、成果を生み出していく活動であり、全校的な規模のものであることから、安全に関する活動の内容は、児童生徒や学校の実態に即したものでなければならない。

したがって、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の問題に関して、児童会・代表委員会、生徒総会や生徒会役員会、さらに、各委員会の活動等で話し合い、問題解決、実践等の活動を通して学校生活の充実や改善向上を図っていくことになる。また、中学校や高等学校では、地域のボランティア活動へ参加することによって、生徒の関心が広く学校外の事象に向けられるようになることも望ましいことである。

これらの活動の過程を通して、児童生徒の安全意識や実践意欲を高めていくものでなければならない。

ア 児童会・代表委員会

児童会・代表委員会は、主として小学校高学年の代表が参加して、一定の議題の下に話し合い、解決するための活動を行うものであるが、全児童の意見や希望を取り上げて運営することが特に重要である。児童会・代表委員会の議題には、「校庭での安全な遊び方を工夫しよう」などのように児童が学校生活の中で当面している安全に関する問題が取り上げられることが考えられる。

このような、安全に関する問題を取り上げて話し合い、解決するための活動においては、単に安全に対するきまりや禁止事項を作ることにのみにならないよう配慮する必要がある。問題の現状と原因の把握、問題解決のための方法、実践化を促すための各委員会で行うべき活動などについて話し合い、児童が自主的に安全で楽しい学校生活を創造できるような指導がなされる必要がある。

イ 生徒総会及び生徒評議会

生徒総会は、全校生徒による生徒会の最高審議機関であり、生徒会としての基本的な事項についての審議を行うものである。生徒が当面する学校生活の諸問題、例えば、学校における事故、登下校時の交通事故などの問題に関する基本的な行動目標を審議し、生徒会として実践していくことになる。

生徒評議会は生徒総会に次ぐ審議機関であり、実質的に全生徒の意思を代表する機関となっている。したがって、安全の問題に関して各学級や各部各委員会から提起された事柄の解決方法の検討、実践化のための計画などを立案することになる。

ウ 安全に関する委員会

児童（生徒）会活動における各委員会の活動は、児童（生徒）会の目標を達成するため

の実践活動の推進の役割を担っており、新聞、放送、図書、美化、飼育栽培、生活、規律、保健、安全、体育、集会などの各委員会が考えられる。この中で、安全に関する委員会としては、生活・規律委員会や保健委員会、安全委員会のように直接安全に関する事項を活動内容とする委員会もあれば、新聞、放送など本来の委員会活動に付随して、安全に関する問題を扱う委員会もある。これらの委員会の活動内容としては、

- (ア)安全な学校生活を送るための努力目標やきまり・約束等の設定
- (イ)安全な生活実践の状況等に関する情報の提供
- (ウ)安全な生活実践を促すための広報活動の工夫
- (エ)安全に関する学校行事への参加・協力

などが考えられるが、年間の安全指導の重点、学校行事及び前年度の活動の実際や今年度の活動計画について、教師が資料を用意し、児童生徒の発想と創意を尊重しながら活動計画を作成するように指導することが大切である。

エ ボランティア活動

ボランティア活動や地域の人々との幅広い交流など社会貢献や社会参加に関する活動は、生徒が社会の一員であるということの自覚と役割意識を深め、人間尊重の精神に立って社会の中でともに生きる豊かな人間性を培うとともに、自分を見つめなおし自己実現に向かって人生を切り拓く力をはぐくむ上で大切な活動である。安全指導の観点では、例えば、防災や交通安全などの地域ボランティアに参加することで、自らの安全だけでなく地域社会の安全にまで視野を広げることができる。

(3) クラブ活動等における安全指導

ア クラブ活動等の目標と安全指導

小学校におけるクラブ活動は、主として第4学年以上の児童で組織される学年や学級が異なる同好の児童の集団によって行われる活動である。クラブ活動は、このようなクラブの集団における望ましい集団活動を通して、望ましい人間関係を形成し、個性の伸長を図り、集団の一員として協力してよりよいクラブづくりに参画しようとする自主的、実践的な態度を育てることを目標としている。

したがって、クラブ活動は、児童会活動と同様に児童の自主性、社会性、個性を育てることを目標としているといえるが、学級や学年の所属を離れ、同好の児童が一緒になって各自の能力や特性を十分に発揮し、伸び伸びと楽しく豊かな集団活動を自発的に展開する場である点が特質といえる。安全指導において目指している実践的な資質や能力は、各教科、道徳、学級活動等において学習したことを基に、クラブ活動における児童の自発的、自治的な実践活動を通じて一層深化され拡充されていくものと考えられる。

中学校及び高等学校等の部活動については、学習指導要領総則に「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習

意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」と規定された。

すなわち、学校の計画に基づき、適切な指導の下に実施される教育活動として、適切に取り扱う必要がある。部活動には、次のような意義、留意点及び配慮事項がある。

- (ア) スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。
- (イ) 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにする。
- (ウ) 地域や学校の実態に応じ、スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行う。

この部活動を、安全指導の観点から考えると、学校の実態に応じて部が設定され、学校の伝統、施設・設備の実態、指導に当たる教師の数、児童生徒の発達の段階に配慮しながら、活動内容を計画することが必要である。また、クラブ活動、部活動ともに傷害の発生率は高く、安全管理とも関連させながらそれぞれの活動を注意深く指導していくことが望まれる。これらが基盤となり、それぞれの活動が充実することによって、安全指導の目指している実践的な資質や能力が深化され、具現化されるのである。

イ クラブ活動等の内容と安全指導

クラブ活動等は、一人一人の児童生徒が自己の生活や所属する集団の生活を楽しく豊かなものにしようとする意図の下に、共通の興味・関心を追求する活動を自発的・自治的に行うものである。

したがって、すべてのクラブ活動等が楽しく効果的に行われるためには、それぞれのクラブ活動等が安全に実施される必要があり、児童生徒は、自発的、自治的に活動する過程で、安全に対する資質や能力を身に付けていくことができるのである。

なお、クラブ活動等の内容は、地域や学校の実態により異なっているが、文化的、体育的、生産的、奉仕的クラブ等のいずれにおいても、用具や器具を取り扱いながら活動することが多いので、児童生徒の用具や器具の取扱いの習熟の度合いを考慮して活動する必要がある。

また、活動内容が高度すぎたり、活動の量が児童生徒の過重な負担になったりすることのないように配慮するなど、それぞれのクラブ活動等の特性に応じて安全指導が行われる

よう十分配慮することが必要である。

6 日常の学校生活における安全指導

これまで述べてきた教科や特別活動等における安全学習、安全指導のほかにも、「朝の会」「帰りの会」「休み時間」等の日常の学校生活における安全指導も考えられる。学級(ホームルーム)活動における安全指導とは異なるが、1単位時間の指導内容や学校行事の指導内容を補充、発展させる側面があることから、それらの指導と関連させて進めるように配慮する。また、児童生徒等において、多動と注意力不足等がみられる場合には、その実態をよく把握するとともに、個別的な安全指導の計画を作成し、安全上特別の指導が必要である。

(1) 「朝の会」「帰りの会」等の安全指導

「朝の会」「帰りの会」の時間を活用した安全指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

- ア 児童生徒等の安全に対する意識を喚起するように題材の提示表現の仕方を工夫する。
- イ 1単位時間の学級活動の内容や日常の学校生活における指導との関連を図るように工夫する。
- ウ 学校行事等における指導内容との関連に配慮する。
- エ 児童生徒等の日常生活において安全な行動が実践されているかを評価し、その後の指導に生かすよう工夫する。

(2) 「休み時間」等の安全指導

「休み時間」等を活用した安全指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

- ア 児童生徒等の問題となる行動そのものについて、その場その場で改善するよう指示する。
- イ 児童生徒等の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考えさせる。

(3) 安全に関する個別指導の配慮

特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある児童生徒等とともに、通常の学級にもLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒等が在籍していることがあり、これらの児童生徒等に対する安全に関する個別指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

- ア 障害のある児童生徒等の指導に当たっては、特別支援学校や医療、福祉などの関係機関の助言や援助を活用する。
- イ 個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

第4節 安全教育の評価

1 安全教育の評価の意義と内容

安全教育において評価を行うことは、一人一人の児童生徒等が安全教育の目標をどの程度達成したかを知るとともに、教育内容や方法における問題点を明らかにし、よりよい教育内容・方法を作り上げていく上で非常に重要である。

安全教育の評価においては、ややもすると事故の発生件数のみによって、その成果を測定しがちである。しかし、事故は危険な状況や行動の一部が結果として現れたものである。児童生徒等は、安全教育を通じて安全に関する望ましい資質や能力を身に付け、その結果として事件・事故災害の発生が防止できる。したがって、安全教育の評価においては、多様な側面から評価を行うことが可能であり、また、そのことは大変重要である。特に、事故発生の主要因である行動と、それにかかわる諸要因について調べ、評価することは、安全教育の評価の基礎といえる。例えば、安全に関する知識、態度等は、安全教育を評価する上で重要かつ基本的な内容である。また、安全行動の実施状況を調べることも、直接事故防止につながるため、貴重な情報を得ることができる。これらは、現在の生活における安全行動を反映するとともに、将来の生活においても重要な意味をもつ。そして評価によって得られた情報は、今後の安全教育を改善する上で貴重な資料となる。

また、安全教育の指導計画に盛り込まれたことが、適切に実施されたかどうかを評価することも不可欠である。内容や方法が適切であったか、指導体制が確立していたか、日程や時間に問題がなかったか、安全教育に関する活動の連携がとれていたかなどは、安全教育の評価項目として重要である。これらに問題があった場合には、計画に改善を加えて実施し、さらなる評価を行うことが必要である。

2 安全教育の評価の方法

安全教育を評価するための方法としては、質問紙法、面接法、観察法などが用いられる。質問紙法や面接法は、安全教育によって身に付けた知識や態度を知る上では最も一般的な方法である。しかし、質問の内容の妥当性・信頼性について検討する必要がある、また、回答は主観的なものになりがちである。その点、観察法は、特に実際の行動を調べる上で有効な方法である。また、質問紙調査が難しい年少者に対しても使用することが可能である。しかし、観察したときの行動が、その人の行動全体を表しているかなどの問題点もある。このようにそれぞれの評価方法には短所・長所があることを理解し、いくつかの方法を併用して、評価を進めていくことが实际的である。もちろん、児童生徒等だけではなく、保護者への質問などから得られた情報も貴重である。安全教育の評価項目としては次のような内容を挙げることができる。

生活安全・交通安全・災害安全それぞれに対して、

- (1) 日常生活における事件・事故災害の現状、原因及び防止法について理解できたか。
- (2) 現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意志決定や行動選択ができるようになったか。
- (3) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか。
- (4) 自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。

安全教育の指導計画の評価については、指導計画の評価表などを作成して、項目ごとに評価を行うことが望ましい。評価項目としては次のような内容が挙げられる。

- (1) 全校的な指導体制が確立されているか、教職員間の連携がとれているか。
- (2) 日程や時間、実施回数は適切であるか。
- (3) 安全管理との連携がとれているか。
- (4) 児童生徒等の実態、地域の特性を反映しているか。
- (5) 指導の内容や方法に問題はないか。
- (6) 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。
- (7) 保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか。

第3章 学校における安全管理



学校における安全管理は、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故災害が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることである。

このため、学校環境の安全管理、学校生活の安全管理、通学の安全管理、事件・事故災害発生時の危機管理などを、年間の計画に基づいて適切に行う必要がある。その際、「地域に開かれた学校づくり」を進め、誘拐や傷害などの犯罪への対策など、学校や地域の状況に応じた児童生徒等の安全確保の取組を継続的に行うことが不可欠である。

したがって、各学校においては、授業中はもとより、登下校時、放課後、学校開放時等における児童生徒等の安全確保のために、家庭や地域社会との連携を図り、具体的な方策を講じる必要がある。

また、安全な環境を整える具体的な方策は、施設・設備等を改善するような物理的な環境整備や、児童生徒等の行動を規制するような人的あるいは社会的な環境整備などを多角的に考慮する必要がある。

ただし、安全管理のみでは、児童生徒等の安全確保の実現は難しく、安全教育と一体的な活動を展開することによって、はじめて学校における安全が確保できるものである。安全管理の意義は、結果として児童生徒等の安全を確保することだけにとどまらない。安全管理における環境整備等は、児童生徒等がより安全な行動を意志決定したり、行動選択したりすることを促すことにもつながる。また、安全管理を行う主体は、原則として校長をはじめとする教職員であるが、児童生徒等が安全管理に適宜参加することにより、児童生徒等の身近な生活における安全管理の能力を向上させることも期待できる。

なお、安全管理には、すべての学校種や児童生徒等に共通して行われる点も少なくないが、学校環境や児童生徒等の特性に応じた管理も求められる。なぜなら、学校環境や児童生徒等の実態や特性には大きな差が認められるからである。例えば、学校環境については、学校種や教育活動の重点等による施設や設備の違いが挙げられる。高等学校においては、その専門教育(工業、農業)によって施設・設備を含めた学校環境が異なる。また、児童生徒等の特性としては、年齢や個人により、心身の発育・発達の状態、行動、障害の種類や程度などが異なることが挙げられる。これは、同じ環境であっても、その危険性は個人によって同一でないことを意味する。安全管理には以上のような点を考慮することが不可欠である。

第1節 学校環境の安全管理

1 学校環境における安全管理の方法

学校環境の安全管理の方法としては、安全点検の実施と改善措置が考えられる。

（１）安全点検の種類と対象

安全点検の対象や内容は多岐にわたる。また、安全点検の対象である学校環境は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、自然災害等により劇的に変化するものである。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見過ごされる可能性がある。安全点検の確実な実施を促すために、実施方法について法的に定められている。すなわち、学校保健安全法施行規則（以下「規則」とする。）によれば、安全点検は、定期的、臨時的、日常的に次表のように行うこととされている。

安全点検の種類	時期・方法等	対 象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期１回以上 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備などについて	毎学期１回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的行わなければならない（規則28条第1項）
	毎月１回 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用されると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則28条第1項）に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時 など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う（規則28条第2項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない（規則29条）

（２）安全点検の方法

安全点検の方法は、その種類や対象によって異なる。定期の安全点検では、対象が多岐にわたるので、点検の質を確保するためには、教職員全員により、組織的かつ計画的に行われなければならない。日常の安全点検は、児童生徒等の学習活動や学校生活に伴って、常に行われる必要がある。

安全点検の実施計画では、対象や種類別の安全点検表及び項目ごとの観点や分担を明らかに

した実施要領を作成し、全教職員の共通理解を図って実施する必要がある。

また、臨時の安全点検については、計画的に実施するものではないが、改修により施設の状況が変化した場合や突発的に必要となる場合もあるので、実施すべき状況やその方法等について事前に検討しておく必要がある。

個々の点検は、目視・打音・振動・負荷・作動等により行われるが、対象や項目に応じて、複数の方法を組み合わせる。

以上の点検作業は、学校管理の一環として、原則として教職員が行うものである。しかし、対象や項目によっては、構造上の複雑さや表面の塗装等により、教職員では金属疲労・腐食・亀裂等の状態を正確に把握できない場合もある。判断が難しく、点検の信頼性が疑われる場合には、定期又は臨時に専門家による点検を行う必要がある。

近年、遊具や固定施設の破損、老朽化、設置の状態等により重大な事故が発生していることから、定期的又は臨時に、専門家による安全点検を積極的に実施する必要性が高まっている。各学校及び設置者で具体的な対策を検討すべきである。

また、安全点検表の作成に当たっては、その対象となる場所ごとに、点検の観点、点検の方法、判定結果、不良箇所とその程度、改善措置の状況などを記録できるようにする必要がある。

ところで、計画的な点検のためには、安全点検表や実施要領の整備が不可欠であるが、実施要領等が繰り返し使用された場合、形骸化したりマンネリ化したりする可能性も否定できない。また、点検により問題点が発見されない場合には、取組の意欲を低下させるおそれもある。それらを避けるために、安全点検では目的を再確認し、危険の発見や予測のために意識的に積極的に行う姿勢をもつ必要がある。そのために、担当場所を変えたり、安全に配慮しながら、保護者や児童生徒等を参加させたりするなどの工夫も、効果的であると考えられる。また、安全点検や記録の方法を評価し、必要に応じて改善することが必要である。

（3）安全点検と改善措置

学校環境の安全の確保については、学校保健安全法第28条において「校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合は、遅延なく、その改善を図るための必要な措置を講じ、又は、当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」と規定されている。

施設及び設備の安全点検を実施し、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなどの適切な措置を講じなければならない。

大規模な改修を伴う場合など校長が対応できない事項については、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図らなければならない。補修・改修履歴等の安全管理に関する情報を設置者と学校が共有する必要がある、人事異動の際にも引き継ぐことが重要である。

2 学校環境における安全管理の対象

対象や項目の設定では、学校種の違い、学校環境等や地域の実情を考慮する必要がある。対象や項目の例を別表に示すが、これらに限定することなく、追加・変更等を行うことが求められる。また、学校開放により一般者が校内施設を使用することが日常的となりつつあるが、学校開放では、開放部分と非開放部分を明確にして、必要に応じて進入禁止場所の明示や施錠等を行う。なお、危害を加えるおそれのある者、不審者等の侵入対策など防犯に関する安全管理について、十分配慮する必要がある。

(1) 校舎内等の安全管理

校舎内・園舎内の管理の対象としては、教室（保育室）、廊下、階段、便所、特別教室、体育館（遊戯室）等が考えられる。これらは、児童生徒等の学校生活の中で最も多く使用される場所であり、状態の変化には特に留意する。また、寮や寄宿舎については、校舎内等の安全管理に準じて行う。

ア 教室（保育室）

床や腰板などの状態、くぎ、びょうなど危険の有無、教室の窓枠、窓からの転落の危険性、窓ガラスの破損の危険性、出入口の扉の危険の有無及び机、戸棚、その他の備品の配置及び机、いすの破損の有無についても配慮する。

イ 廊下、階段、昇降口、ベランダ

廊下の窓枠の破損の有無、フェンスの危険の有無、廊下や階段、昇降口やベランダなどの不要物や足掛りとなる物の有無、額等掲示物の固定不全について配慮する。

ウ 便所、水飲み場

便所や水飲み場は、多数の児童生徒等によって同時に使用される場所であり、そのために起こる事故も少なくない。したがって、周囲の危険物や昇降口との関係についても常に安全を確かめておく必要がある。また、水飲み場、洗口場、手洗い場等は、特に滑らないようにしておくように配慮する。

エ 屋上

常時児童生徒等が使用している屋上については、金網の高さ、天窓の管理、床やフェンスなどの破損の有無など、危険のない状態にしておかなければならない。また、使用しない場合には、屋上への出入口の施錠など適切な管理を行う必要がある。

オ 給食室

給食室は、食中毒や火災の発生が懸念される場所であり、このため、調理器具の保管状態、ねずみや害虫等の駆除、刃物類の始末、防虫網の整備、火気の後始末や電気、ガス使用の管理、運送用のコンテナの取扱いなど万全でなければならない。

カ 特別教室等

理科室、技術室、家庭科室、図画工作（美術）室などの特別教室や保健室などの施設・

設備や薬品等による事故は、その取扱いの不注意によって起こる場合が多い。したがって、これらの特別教室や準備室等の薬品戸棚の管理、電源、ガスなどの安全装置、危険標識等の整備、刃物類の管理、実験用の危険薬品や保健室の薬品の貯蔵と管理は、常に万全でなければならない。

キ 体育館（遊戯室）

体育館（遊戯室）は、運動場と同様、児童生徒等の活動が活発に行われる場であるため、床板や壁面の破損状況、電源等の安全、体育施設や体育用具の破損の有無、取付け口や固定口の破損の有無などについて確かめるとともに安全管理に配慮する。

ク 校舎等の外壁

校舎・園舎の外壁の亀裂、表面仕上げ材の浮きなどから剥落等の危険の有無について配慮する。

（２）校舎外等の安全管理

校舎外・園舎外の安全管理としては、運動場・園庭等、体育施設、運動用具等の倉庫、プール、足洗い場等が考えられる。これらの安全管理については、外部環境や一般の者との接点が多いものであることに留意する。なお、施設や器具・用具については、それ自体の安全管理だけでなく、使用法や扱い方も重要であるが、それらについては「第2節 学校生活の安全管理」において述べる。

ア 運動場・園庭等

運動場・園庭等は、児童生徒等が学校生活において最も活発に活動を行う場所であり、特に、クラブ活動等、放課後、休憩時などを中心に利用される。したがって、地面の勾配、凹凸の状態、排水の状態などについて点検し、危険物（ガラス、石、くぎ等）の除去を行い、常に安全な状態に整備しておくよう配慮する。

イ 遊具、体育等の固定施設、移動施設

固定施設については、遊具、鉄棒、野球場等のバックネットなどの破損の有無や周囲の状態、設置状態、砂場、掲揚塔などの塔の状態について常に安全を確かめ、けがが起こらないようにしておかなければならない。

また、サッカー、ハンドボールのゴールポストなどの移動施設については、特に固定の状態、破損の有無を確かめるとともに、移動した場合、固定状況の点検を実施する。

ウ 運動用具等の倉庫

児童生徒等のけがの中で、運動や勤労生産的活動のための用具の撤去や収納の際に起こるものも決して少なくない。したがって、それらの倉庫や用具室の整理・整とんに努めるとともに、常に施錠ができる状態になっているかの確認が必要である。また、石灰による角膜損傷などの報告もあることから、用器具等の保管状態や取扱い、児童生徒等の出入状況などについても十分に配慮する。

エ プール

プールについては、浄化・消毒装置やシャワー、洗眼器などの設備が設置目的に合った機能を果たしているか、それが安全に使用されているか、また、プールの中に危険物や異物などが混入していないか、プールの排水口、プールサイドやプールの周囲が安全な状態に保たれているかなどについて、常に確認しておくよう配慮する。

オ 足洗い場

足洗い場は、水飲み場と同様、多数の児童生徒等によって同時に使用される場所であり、周囲の危険物の有無、周囲が滑りやすくなっていないか、排水の状態などについて確かめ、安全な状態が保たれるように配慮する。

3 自然災害等発生に備えた安全管理

自然災害等発生に備えた安全管理としては、火災や地震、火山活動などの災害発生時の避難に関する事項及び地震等への備えに関する事項等が考えられる。例えば、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成・点検をすること、「緊急地震速報」を受け取った際の対応、避難経路や防災施設等の周辺に障害物を置かないこと、避難器具の点検、設備や器具等の転倒・落下防止、発火しやすい薬品等の安全な保管、校外関連機関との連絡体制・連絡機能の確保、非常用物資の備蓄などについて十分配慮する。さらに、自然災害等発生時に学校が避難所となった場合を想定して、使用場所についての一応の優先順位を、教育委員会等と十分協議するとともに、衛生管理にも配慮した安全管理について検討すべきである。

一方、防災に関する施設や設備については、誤作動によるけがなど、日常の安全性の観点からの安全管理も必要である。防災扉、防火シャッターについては定期点検、取扱いの注意等を徹底する必要がある。

第2節 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、休憩時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校におけるすべての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

学校生活の安全管理を効果的なものにするには、まず、安全管理の観点と方法を適切に定める必要がある。観点と方法の設定には、全国、地域、あるいは各学校における過去の事故統計や事故事例を分析し事故の発生状況を把握するとともに、自校の児童生徒等の多様な行動などの実態を踏まえなければならない。さらに、観点や方法について全校教職員の共通理解を図る必要がある。

1 学校生活の安全管理の方法

(1) 事故の発生状況や原因・関連要因等の把握

自校における事故の発生状況及びその原因・関連要因等を確実に把握するためには、①運動や遊びなどの活動内容、活動場所等の実態調査 ②学級日誌、委員会活動及びクラブ活動等の記録 ③健康観察や保健室来室状況等の記録 ④教職員による行動観察などの情報を活用する。国内等の事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの事故統計や事故事例などを活用する。以上のような情報は、校内は当然のこと、地域の学校間においても積極的に交換されることが望まれる。

(2) 行動や場所の規制

行動や場所の規制は、休憩時間やクラブ活動等、児童生徒等の自由度が高い時間帯においても有効であるように、具体的で明確でなければならない。例えば、立入りを禁止する場合には、その場所を明示するとともに、容易には立ち入ることができないような措置を講じる必要がある。そのためには、まず、規制について教職員が共通理解し、協力体制を確立し指導する必要がある。さらに、規制の理由を児童生徒等に理解させ、遵守を徹底させなければならない。

(3) 情緒の安定及び良好な健康状態の把握

児童生徒等の情緒の状態をはじめとする心身の健康状態は、行動に大きく影響し、結果として児童生徒等の安全性に影響を与える。よって、心身の健康状態の把握及びその安定や改善に努めることが重要である。

情緒の不安定が認められたときには、個別あるいは集団を問わず、積極的に指導を行う。

例えば、気分転換やリラクゼーションにより情緒の安定を促す。また、情緒の安定に関する学習を充実させることは当然のこと、日常的にも、児童生徒等の理解に努めたり、生活習慣の形成に力を入れる。相談活動やカウンセリング体制の整備、美化活動などの環境整備も情緒の安定を促すと期待される。幼児、障害のある児童生徒等においては、情緒の安定のためには、保護者との連絡・連携が特に重要である。

健康状態についても、日常の健康観察、健康相談や健康診断に関する情報等を活用し、疾病や異常の早期発見、対処に活用すべきである。

(4) 安全管理と安全指導との関連

学校生活における安全管理は、事故防止を直接的な目的としていることから、指示的、規制的になりやすい。もちろん、指示的・規制的姿势は必要であるが、あまりに偏ると、思春期以降には逆効果になる場合も少なくない。規制やきまりについては、規範意識形成のために遵守させるべき対象ととらえるばかりでなく、児童生徒等が安全を重視した意志決定や行動選択を行うための環境整備の一つであるとみなすことができる。したがって、児童生徒等には、安全な行動選択の必要性、安全な行動の実践方法などを理解させながら、必要に応じて危険を予測する能力や安全を尊重する規範意識等の形成と関連させ、指導の徹底を図ることが大切である。

すなわち、安全管理は安全指導の充実と補完関係にあることに留意する。

また、学校生活における安全管理の効果を高めるためには、教職員と児童生徒等との人間関係及び児童生徒等相互の人間関係において信頼が不可欠である。

なお、児童生徒等の中には、危険な行動をとったり、けがをしやすい者も認められる。こうした児童生徒等に対しては、多面的な理解、個別的な指導など、発達の段階も考慮した働きかけを行うことが大切である。

2 学校生活の安全管理の対象

学校生活の安全のためには、施設・設備、器具・用具等学校環境自体の安全が前提となるが、環境の安全管理については、主として「第1節 2 学校環境における安全管理の対象」において扱う。

以下では、学校生活ごとに、様々な対象に共通する学校管理の観点・留意点について述べ、別表（106ページ参照）として、対象や項目の例を示すこととする。ただし、対象や項目の設定には、学校種の違いや自校の環境の実態等を考慮する必要がある。別表の例に限定することなく、適宜、追加・変更等行うことが望まれる。

（1）休憩時間

休憩時間等の安全管理は、始業前の特定時間、業間の休憩時間、昼の休憩時間、放課後などがその対象となる。このような時間には、児童生徒等は解放感から、とかく無意識のうちに危険な行動に入る場合があり、事故の発生も多く、児童生徒間の暴力やいざこざ等が起きることも考えられる。したがって、始業前の特定時間、業間の休憩時間、昼の休憩時間、放課後等それぞれ時間の特性に応じて、次のような観点から安全点検を行い、必要な措置をとるようにする。

ア 校舎内で活動している場合

（ア）屋上や階段、廊下や教室の施設そのものに不備や危険はないか。

（イ）校舎内での施設の利用や児童生徒等の行動に危険はないか。

（ウ）庇や天窓に乗ったり、窓から不用意に体を乗り出したりするなど危険な行動をしていないか。

イ 運動場、体育館等で活動している場合

（ア）運動や遊びをしている者と他の者との間に危険はないか。

（イ）運動や遊びの種類と場所に危険はないか。

（ウ）休憩時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動に危険はないか。

（エ）人目につきにくいところで運動や遊びをしている者に危険はないか。

（オ）新しく児童生徒等の間に流行している遊びで安全上の問題となるものはないか。

ウ 運動場、体育館等で遊具や固定施設、移動施設を利用している場合

(ア)遊具、固定施設そのものについて不備や危険はないか。

(イ)利用の仕方に無理はないか。

(ウ)利用している者の行動に危険はないか。

(エ)固定施設の近くにいる者に危険はないか。

(2) 各教科等の学習時間

各教科等の学習時、特に、理科、図工、美術、技術・家庭科、体育科、保健体育科及び高等学校の専門教育での実験、実習、実技などにおける事故は少なくない。また、総合的な学習の時間では、校外で活動するなど不慣れな場所に出かけることも想定されるので、安全への一層の配慮が必要となる。各教科等の安全管理では、学習中は当然のこと、学習前から心身状態等の把握に努める。また、けがの可能性が高い児童生徒等に対しては、個別的に配慮する。校外での活動に際しては、事前の調査等が不可欠であることはいうまでもない。

これらの教科に共通して留意すべき事項としては、次のような点が挙げられる。

ア 始業前や各教科等の指導前に、児童生徒等の心身の状態の把握、服装、学習中に予想される危険に対する配慮がなされているか。

イ 施設、用具、教材・教具等が整備され、その扱い方が児童生徒等によく理解され、利用の仕方に危険はないか。

ウ 情緒不安傾向の生徒等、特に、注意を要する者に対する適切な個別的配慮がなされているか。

これらの基本的な共通点に留意して、それぞれの教科の特性、児童生徒等の実態に応じた具体的な観点を作成して、安全管理の万全を図る必要がある。

(3) 園外保育、クラブ活動等、学校行事等の活動時

クラブ活動等の活動は、児童生徒等が自主的に行う、学年や学校全体など集団で行う、校外で行うなどの特徴を有する。また、これらの活動は、場所、活動状況等極めて多岐にわたる。よって、多様な状況に応じた安全管理が必要となる。

園外保育、クラブ活動（部活動含む）や学校行事など、児童生徒等が自主的に行ったり、学年や学校全体など集団で行う諸活動については、慎重な安全管理の配慮が必要である。このために共通した観点を次に挙げる。

ア 参加する人員は完全に確認されているか。

イ 異なった学年の児童生徒等による共通の活動であるための無理や危険がないか。

ウ 場所、時刻、時間等に無理や危険はないか。また、用具や使用施設・設備の安全の状態が確認されているか。

エ 参加する者の健康状態が十分把握され、活動状況に危険はないか。

オ 活動をしている者同士の間には危険はないか。

このような基本的な共通点を押さえながら、各活動内容に沿って、具体的な観点を設定し、

児童生徒等の自己管理と併せて、効果的な安全管理を進めていくことが必要である。

特に、放課後等に行われる部活動での事故が多いので、部活動に参加する者の自己管理を徹底するとともに、直接指導を充実するなど教職員の共通理解を図るようにする。また、菌等の障害が著しく多いことから、種目や運動内容によっては、マウスガードを活用することなども考慮する必要がある。

（４）学校給食の時間

学校給食では、調理室からの食かん等の受け渡し時、運搬時、配膳時等の様々な段階がある。

学校給食の食事の運搬や配膳などに際して、時として事故を招くことがある。このため、特に次のような観点に留意した安全管理が必要となる。

- ア 学校給食の調理室の窓口前に危険はないか。また、食かん、食器等の受け渡しやコンテナの移動の際に危険はないか。
- イ 食事を運搬する途中の運搬の方法、運搬する通路などに危険はないか。
- ウ 食事を配膳するときの取扱いに危険はないか。

（５）清掃活動等作業時

日常の清掃、大掃除、学校環境緑化活動、その他の作業活動時においても、用具の扱い方、危険な行動などが原因で事故が発生することがある。このため、次のような観点に留意して、安全管理に当たることが大切である。

- ア 道具や用具が正しく安全に利用され、また作業時等の服装が適切なものであるか。
- イ 肥料や薬剤の取扱いが安全になされているか。
- ウ 作業している場所及びその周辺に危険はないか。
- エ 作業している者と他の者との間に危険はないか。

第３節 不審者侵入防止に関する安全管理

学校において児童生徒等の生命や安全を守ることは、すべての教育活動における基礎となり、また、その前提となる。このため、学校においては、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、児童生徒等が、危害を加えるおそれのある不審者等の侵入による犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要がある。具体的には、学校や地域の実情等を考慮し、日常の安全確保、学校周辺や地域における侵入のおそれのある不審者等の情報がある場合の安全確保、不審者等の侵入の防止、校内や敷地内に侵入した場合の安全確保及び緊急の対応等について、多様な観点から対策を検討し、実施する必要がある。

なお、不審者侵入防止に関する安全点検を実施する際には、これまで実施している施設・設備等の定期、臨時及び日常の安全点検と改善措置と併せて実施すると、効果的・効率的に実施できるものと考えられる。

1 日常の安全確保

(1) 教職員の共通理解と校内体制の整備

日ごろから、児童生徒等の安全確保に関する教職員の共通理解と意識の高揚を図り、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成・改善などにより、校内体制を整備する。

(2) 来訪者の確認

学校への来訪者の案内・指示・誘導、敷地や校舎への入口等の管理、入口や受付の明示、来訪者への声かけや名札等による識別などについて検討し、必要な対策を実施する。

2 学校施設面における安全確保

校門、囲障、外灯、校舎の窓、出入口等の破損、錠の点検・補修、警報装置や防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡、通報体制の整備、死角の原因となる立木等の障害物の有無、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性などについて検討し、必要な対策を実施する。

3 不審者情報にかかわる関係機関との連携

日ごろから、学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携を図るとともに、近接する学校等間の情報提供体制を整備する。

4 始業前や放課後、授業中や昼休み等における安全確保の体制整備

始業前や放課後、授業中や昼休み等における教職員やボランティア等による校舎内外の巡回などについて検討し、必要な対策を実施する。

5 安全に配慮した学校施設の開放

開放部分と非開放部分とを明確に分けることと不審者等の侵入防止策（施錠等）の実施、保護者やPTA等による学校支援のボランティア活動への積極的な協力の要請など、必要な対策を実施する。

6 「地域に開かれた学校づくり」と安全確保の両立

「地域に開かれた学校づくり」については、家庭や地域社会とともに児童生徒等を育てていく観点に立って、学校施設の開放、教育機能の開放、学校情報の公開、教育活動や学校運営の開放などを行っているものであり、今後もその重要性は変わらない。

したがって、「地域に開かれた学校づくり」を推進するためには、その前提として、学校の教職員や地域住民の学校の安全管理に関する意識を高め、学校や地域の状況に応じた外部からの不審者等の侵入防止の対策を継続的に実施し、児童生徒等の安全確保を図ることが絶対の条

件である。その際、地域学校安全委員会（第5章 第4節参照）や学校評議会等の活動と連動させたり、PTA、地域住民、スクールガード・リーダー、学校安全ボランティア（スクールガード）等との緊密な連携による学校の安全確保が重要である。

第4節 通学の安全管理

学校においては、児童生徒等が、充実した学校生活を送るために、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、通学時の安全を確保することは重要である。

具体的には、安全な通学路の設定、通学路による登下校の徹底、通学路の要注意箇所の把握・周知などを行う必要がある。例えば、通学路の要注意箇所の安全マップを作成し、それらの情報を児童生徒等に周知する。また、地域の関係機関等との連携を図り、「子ども110番の家」等の登下校時の緊急の際の避難場所を児童生徒等に周知したり、登下校時の緊急の際の対処法の指導などについて検討したり、必要な対策を実施することなどが考えられる。

1 通学路の設定と安全確保

通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保及び通学的手段に対応した安全管理が主な対象となる。特に、中学校や高等学校における生徒の通学手段は、徒歩に加えて、自転車やバス、電車、場合によっては二輪車や自動車など多岐にわたることから、それぞれの交通手段の特性を考慮した安全管理が求められる。また、通学の安全管理については、交通安全だけでなく、誘拐や傷害などの犯罪被害防止や防災の観点からも対策が必要である。

なお、通学の安全確保には児童生徒等の行動が大きくかわるので、児童生徒等の行動の自己管理が極めて重要となる。したがって、安全管理だけでなく計画的な安全指導が不可欠であり、両者を特に密接に関連付けるべきである。さらに学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし責任を持って児童生徒等の指導に当たることが重要である。

通学路の設定とその安全確保に当たっては、交通事情等を考慮するとともに、誘拐や傷害などの犯罪被害防止についても考慮し、教育委員会をはじめ関係機関と協議し、可能な限り安全な通学路を設定する。なお、児童生徒等の通学路が一人一人違うため、保護者が状況等を把握し、児童生徒等に安全確保のための指導を行うことも重要である。さらに、通学路の安全性が恒常的に確保されるよう、交通安全施設の新設や改修などを含め、保護者、警察や地域の関係者等の協力も求めて、対策を講じておく必要がある。

2 安全な通学方法の策定・実施

通学の安全を確保するためには、通学路の設定等のほかに、地域の道路や交通事情に即した

通学手段を選ぶとともに誘拐や傷害などの犯罪被害防止の視点で、適切な安全管理の下に通学するようにする。その際、特に次の事項に配慮する必要がある。

(1) 交通手段の違いによる安全確保

ア 徒歩及びバス、電車等交通機関利用による通学の安全確保

利用される交通機関等は地域や学校の実情等により大きく異なる。これらの実態に応じて、安全管理を行う。また、悪天候時等の状況における安全確保についても検討しておく。

イ 自転車通学の安全確保

自転車通学での安全確保では、通学における使用のきまりの遵守、自転車に関する道路交通法等関連法規の遵守、車両の点検整備、駐車における管理、学校周辺や校門周辺における一般交通や他の生徒との混雑緩和、乗車時の行動等について安全管理を行う。その際、通学時間帯に応じた管理についても考慮する。

ウ 二輪車や定時制高校等における自動車による通学の安全確保

二輪車や自動車による通学での安全確保についても、通学における使用のきまりの遵守、車両の点検整備、駐車における管理、学校周辺や校門周辺での他の生徒との混雑緩和、乗車時の行動等について安全管理を行う。その際、二輪車や自動車は歩行者等に対する加害事故を起こしやすいことに留意する。

(2) 誘拐や傷害などによる犯罪被害防止のための安全確保

登下校時の誘拐や傷害などによる犯罪被害防止については、学校、家庭、地域社会が、それぞれの状況を勘案し、適切な役割分担の下で協力しつつ、児童生徒等の安全を確保することが求められている。例えば、教職員や保護者が実際に通学路を歩き、誘拐や傷害などによる犯罪被害防止の観点や交通事情等を考慮し、関係者が議論して可能な限り安全な通学路を設定するとともに、通学路を点検し、要注意箇所があれば保護者や警察、自治会などの関係者の間で共通認識を持ってそれぞれの立場に応じて対応することが必要であり、通学路の安全点検と要注意箇所の周知、環境改善等の働きかけが重要である。また、地域全体で児童生徒等を見守る体制を整備するなど、通学路に不審者を近付けない、あるいは犯行に及ばせないことも重要である。さらに、児童生徒に対しても「通学安全マップ」や「地域安全マップ」の作成などを通して危険箇所を周知するとともに、危険予測・回避能力を身に付けさせることが必要であり、管理と指導を一体的に行うことが重要である。

3 地域ぐるみで見守る体制整備と情報の共有

これまで述べたように、交通事故や不審者等から児童生徒等の大切な生命や安全を確保するため、学校において努力することは当然であるが、その広範な内容からみて、学校の教職員だけでは十分とはいえない。そのため、警察と連携をとりながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、登下校の安全確保に関する情報を共有し、適切な役割分担の下で協力しつつ、

学校周辺、通学路での安全を確保するなどの組織的な活動が必要である。

したがって、家庭では日ごろから、児童生徒等が事故や誘拐や傷害などの犯罪の被害から自分の身を守るために注意すべき事項、例えば、自宅周辺や通学路周辺の危険箇所、いざという時の駆け込み先、防犯ブザーなど防犯用具の使い方(定期的な作動確認含む)、送り迎えの約束、一人在宅時の電話や訪問者への対応等に関して話し合っておくことが必要である。

また、学校は、警察、PTA、自治会、地区交通安全協会、地区防犯協会、青少年教育団体等の協力を得ての要注意箇所の情報や不審者等の情報について速やかに伝達できるようにするとともに、学校内外や地域の巡回、「声かけ運動」等を学校と地域、関係機関・団体が一体となって展開することなどが必要である。

そして、地域では、様々な安全ボランティア団体が児童生徒等の安全を守るために主体的に活動していることから、学校においても、このような団体に直接働きかけ、PTA や関係諸機関と連携を図りながら児童生徒等の安全確保に取り組み、地域ぐるみで地域や学校の安全を高めることが必要である。また、情報の収集・共有化を進めるため、迅速性・確実性に配慮し、学校、家庭、地域関係団体等が電子メールやホームページを活用することや、ICT を活用した防犯の取組を検討すること等も登下校時の安全を確保するために有効である。

第5節 事件・事故災害発生時の危機管理

学校においては、学校保健安全法第29条で規定されている危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成するものとされている。

生命や心身等に危害をもたらす様々な危険から児童生徒等を守るためには、学校や地域社会の実情等に応じた実効性のある対策を講じなければならない。その中心となるのは学校が行う危機管理であり、事前に、学校は適切かつ確実な危機管理体制を確立し、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の周知、訓練の実施など、教職員が様々な危機に適切に対処できるようにする必要がある。

学校の危機管理では体制づくりが重要であり、校長、副校長が責任者となり、校務分掌により安全を担当する教職員が中心となって活動できる体制を作り、教職員はそれぞれの状況に応じて平常時から役割を分担し、連携をとりながら活動を進めていく必要がある。

学校は事件・事故災害発生時には迅速かつ適切に対応することが求められる。危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に沿って、危機管理責任者である校長（副校長）を中心に遺漏なく対応し、児童生徒等の安全を確実に確保し、速やかな状況把握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減等を実施する。

事態が収拾した直後から、保護者及び関係者への連絡・説明を速やかに行い、教育再開の準備や事件・事故災害の再発防止対策を実施する。また、心のケアなど必要な対策を講じること

が必要である。

1 事件・事故災害発生時の救急及び緊急連絡体制

学校において事件・事故災害が発生した場合には、児童生徒等の安全確保や通報など、必要な措置を行うとともに、速やかに適切な応急手当が行われなければならない。応急手当は、傷病の悪化を防ぎ、引き続いて行われる専門的処置の有効性を高めるための手当であり、傷病者の苦痛を緩和する効果もある。応急手当には、迅速さや正確さが要求される。よって、応急手当が適切に行われるためには、学校全体の救急及び緊急連絡体制が確立されている必要がある。また、AEDについては、インジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認するなど、適切な管理が必要である。加えて、全教職員が様々な状況や傷害等に対する応急手当の手順と技能を習得していることが求められる。

なお、応急手当が必要な事件・事故災害としては、単なる負傷だけでなく、暴力（生徒間、対教師、対物など）、侵入者による校内外での犯罪など幅広く想定すべきである。

（1）校内での救急及び緊急連絡体制

校内で事件・事故災害が発生した場合には、原則として、その場に居合わせた教職員が速やかに応急手当を行い、必要に応じて救急車等を手配する。また、直ちに養護教諭や他の教職員の応援を求める。併せて、周囲の状況を整え、児童生徒等の動揺を抑える。また、保護者、学校医、教育委員会等へ連絡する。事後措置としては、引き続き保護者等との連絡・対応を行うとともに、教職員間の共通理解、児童生徒等への指導、さらには、必要に応じて、PTA、警察、報道機関等への対応を行う（付録参照）。また、侵入者による校内外における犯罪発生の際には、児童生徒等の生命や身体的安全確保を最優先し、通報や応急手当などを併せて実施する。

なお、独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、「学校の管理下」における児童生徒等の負傷、疾病、障害、死亡などの災害に対して、医療費、障害見舞金、死亡見舞金といった災害共済給付を行っている。災害が発生した場合には、学校の設置者を通して速やかに給付申請をする必要がある（付録参照）。

（2）校外学習、遠足（旅行）・集団宿泊的行事等における救急及び緊急連絡体制

校外学習や学校行事については、綿密な計画の作成と安全の確認、児童生徒等への事前の安全指導の十分な実施及び緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立などについて検討し、必要な対策を実施する。

校外学習・遠足（旅行）・集団宿泊的行事については、あらかじめ、経路や現地における交通事情、連絡の方法、救急病院等の医療機関の有無などを詳しく調査しておく。また、事前に、引率する教職員の中から救護担当者を決め、緊急事態への対処の体制を確立しておく。特に、野外活動等の際には、医師、看護師、養護教諭等の専門的能力が高い者を同行させることが望ましい。

万が一、事件・事故災害が発生した場合には、状況に応じた適切な応急手当を行う。また、児童生徒等の人員を点検し、その掌握に努めるとともに、児童生徒等が動揺しないように冷静な態度での的確な指示を与える。引率責任者は、事件・事故災害の状況及び対処の概要を学校へ急報する。学校は、それを受け、保護者と教育委員会に事故の連絡と報告を行う。事件・事故災害の状況によっては、活動の継続の有無、日程の一部変更などについても、速やかに適切な措置を講じる必要がある。

2 火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害、原子力災害発生時などの安全措置

火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害、原子力災害などが発生した場合には、それぞれの災害の特質に応じた安全措置が講じられるよう、関連機関との連絡体制や情報収集体制を含めて、防災のための組織を確立する。安全措置では、児童生徒等の安全を最優先しつつ、教職員自らの安全も確保する。また、教職員は、避難方法に習熟し、自然災害等発生時には、冷静に的確に指示を行う。

なお、災害発生に備えるためには、防災体制の役割分担、消火器等防災設備の配置や使用法、避難方法や避難場所、非常持ち出し物など、体制の整備及び対処法について教職員の共通理解を得ておく必要がある。

（１）火災

学校又は学校付近からの出火の際には、まず、発見者が他の教職員や周囲に火災発生を伝える。併せて、消防署へ通報し、可能ならば初期消火を試みる。児童生徒等に対しては、動揺を抑え、安全に避難させる。また、負傷者には応急手当を行う。防火体制としては、例えば、防災本部を設け、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応ができるようにしておく。

避難は、火災の状況に応じて迅速かつ安全に行う。避難に際しては校内における残留者の有無や負傷者の有無の確認及び適切な事後措置を行う。一方、校内の防災本部では、刻々変化する状況を正確に把握し、混乱のないよう、的確に指示を行う。

（２）地震、津波

地震は突発的であるため、発生時には児童生徒等の動揺は極めて大きく、室外への飛び出しなど混乱状態を引き起こすことがある。したがって、まず教職員は、冷静さを失わず的確に指示を与え、混乱状態を沈静化させる必要がある。

地震の場合の避難は、震動が収まった後、校内の防災本部の指示及び避難要領に従って迅速かつ安全に行う。その際、残留者や負傷者について確認する。また、負傷者には応急手当を行い、医療機関へ連絡する。併せて、二次的に起きる火災を防ぐため、学校給食の調理場、家庭科の調理実習室、理科の実験室等をはじめとして、火気の始末を徹底する。また、津波、土砂崩れ、ガス管の破裂、運動場の地割れ、液状化現象など二次災害の原因となる状況が発生し得

るので、特に留意する。

地震発生後としては、災害等に関する情報の収集、応急手当、関係者や医療機関を含む関連機関への連絡・対応、必要に応じた第二次避難場所への避難、校内及び近隣の罹災状況の把握、避難所となった場合の運営や被災者への対応等が挙げられる（付録参照）。

（３）火山活動による災害及び風水害、豪雪等

火山活動、風水害、豪雪等の災害発生に対しては、教育委員会からの指示や関係機関等との連絡により、児童生徒等の緊急下校や避難の措置をとる。緊急下校の際には、通学路の安全を確認し、家庭と連絡をとるなどして、下校の時機やその方法を的確に判断する。

また、始業前の場合には、登校の可否を決定し、他の必要事項とともに、その旨を家庭に連絡する。詳細については、地震の場合に準ずる。

（４）原子力災害

学校の近隣における原子力関連施設の設置状況や災害発生時の措置について、あらかじめ把握しておく。放射性物質は無色無臭であり、そのレベル、被ばくや汚染の程度などを知覚することは不可能である。よって、緊急事態においては、国、都道府県、市町村などの災害対策本部からの指示や情報が唯一のよりどころとなる。

災害発生時には、災害対策本部と綿密に連絡をとることが不可欠である。併せて、事前に、災害発生時における都道府県や市区町村などの対応内容、学校や保護者への指示や情報の伝えられ方、伝えられた情報の内容確認の仕方、児童生徒等のとるべき行動などについて把握しておく必要がある。

災害発生時には、まず、テレビ、ラジオ、広報車、コンピュータ等様々な手段で伝達される情報を入手する。その際には、情報の正確性に留意する。また、災害対策本部の情報から状況等を把握するとともに、屋内退避・避難等の対応方針について指示を受ける。

さらに、対応方針に応じて、児童生徒等に対してとるべき行動の指示を行う。例えば、戸や窓を閉めたり、換気扇、空調設備等を止めたりするなど、外気を遮断する等の具体策をとる。なお、対策本部からの指示を受けた際、屋外にいた児童生徒等については、顔や手の洗浄、シャワー等が必要な場合もある。また、必要になった場合の保護者との連絡法についても検討しておく（付録参照）。

3 学校への不審者侵入時の対応

（１）不審者の立ち入りなど緊急時の体制

学校へ不審者が侵入した場合は、各学校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に従って、校長、副校長又は他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起、避難誘導等や警察、消防署等の関係機関や教育委員会への通報など、緊急時に対応できる体制を速やかに立ち上げて行動することが必要である。

また、学校に侵入するおそれがある不審者情報があった場合は、警察のパトロール等の実施など関係機関との速やかな連携、緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定、保護者やPTA等による学校支援のボランティアの学校内外の巡回等の実施協力体制を整備しておく必要がある。

（２）学校における不審者への緊急対応

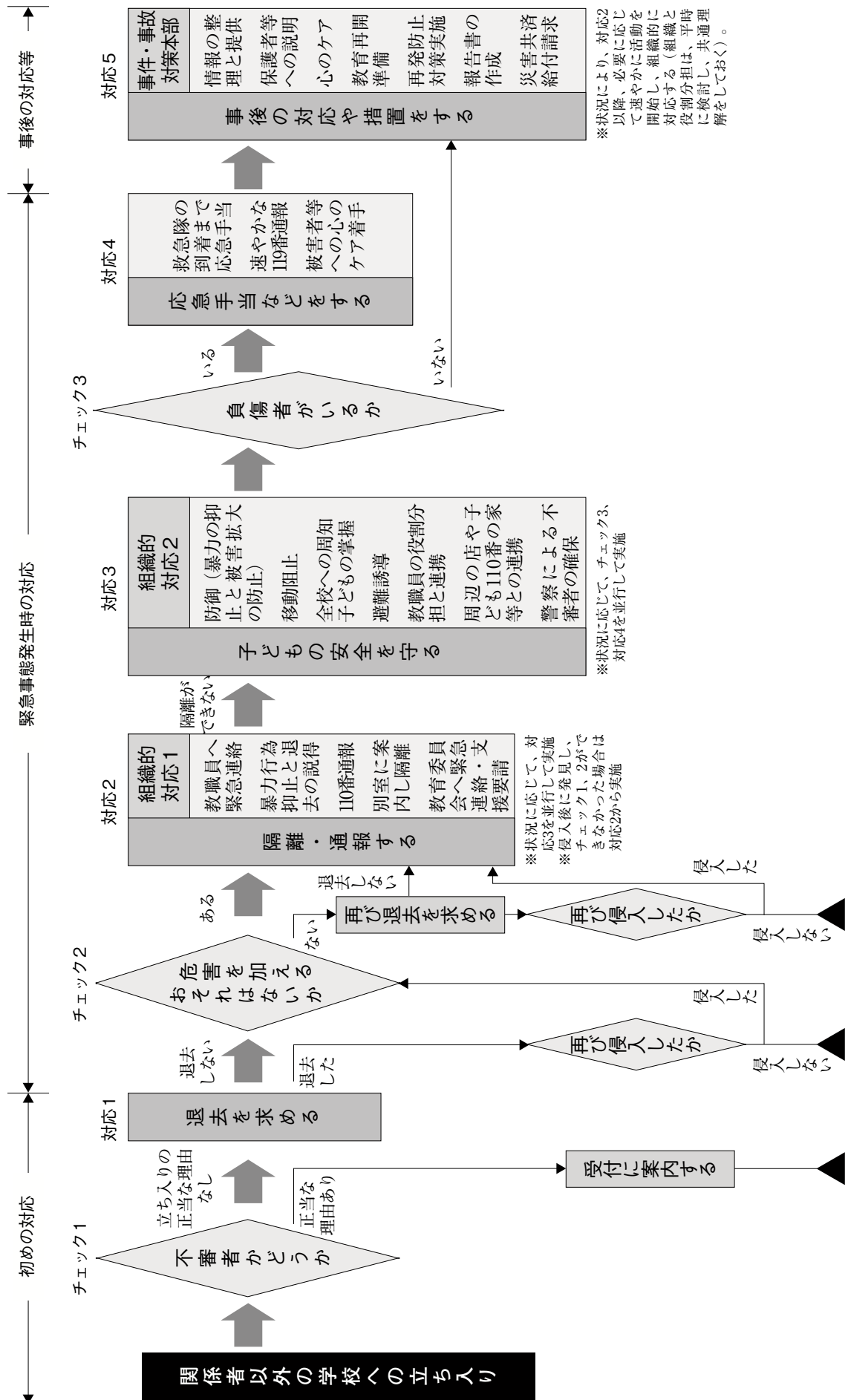
学校における不審者への緊急対応として、三つのチェック、五つの対応が考えられる。この場合、状況に応じて、チェックや対応が同時になされる場合がある。学校内に不審者が侵入した場合、不審者かどうかのチェック（チェック１）をし、正当な理由のない者には、校地・校舎内及び周辺からの退去を求める（対応１）。退去を求めても応じない場合には、児童生徒等に危害を加えるおそれがないかどうか速やかに判断する必要がある。凶器や不自然な持ち物を持っている、また、暴力的な言動があるなど、危害を加えるおそれがあると判断した場合（チェック２）には、別室に案内して児童生徒等から隔離するとともに、他の教職員の応援を得て、速やかに「110番」に通報するなどの対応を迅速に行う（対応２）。危害を加えるおそれがないと判断した場合には、再び丁寧に退去を求める。

隔離や暴力行為を抑止できない場合には、児童生徒等の安全を守ること（対応３）を第一に考える。教職員は身近にある用具などを用いて侵入した不審者と適当な距離をおき、複数の教職員がまわりを取り囲むなどして移動を阻止する。また、全校に周知して、児童生徒等に被害が発生したり、被害が拡大しないようにする必要がある。児童生徒等を掌握して安全を守り、避難の誘導をすることになる。教室等への侵入などの緊急性が低い場合や、児童生徒等が移動することにより、不審者と遭遇するおそれがある場合は、児童生徒等を教室等で、すぐに避難できるような体制を整えて待機させる。

不審者が暴力行為を働いた場合は、児童生徒等や教職員が負傷することが考えられる。負傷者がいるかどうか把握し（チェック３）、負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当の実施や救急車の要請など対応する（対応４）。同時に、救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにする。

また、全体の児童生徒等の心を落ち着かせるとともに、被害を受けたり、目撃したりして強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる児童生徒等には、養護教諭を中心に心のケアに着手する。

学校における不審者への緊急対応の例



不審者が警察に確保されているか確認するとともに、被害者等の安全が確保されているか確認する。

事後は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となる。事件・事故災害対策本部の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う（対応5）。

4 登下校時における緊急事態発生時の対応

児童生徒等の通学途中で、事件・事故災害が発生した場合には、学校は、いつ、どこで、誰が、どんな事件・事故災害に遭ったのか正確な情報を得るとともに、関連機関と連絡をとって、事件・事故災害に応じた対応がとれるようにする必要がある。その際、情報を総合して、現場や医療機関等に教職員を派遣することや関係機関への連絡、保護者への連絡などの対応を素早く行うことが求められる。そのため、前もって事件・事故災害発生時の対応について検討し、緊急事態に即対応できるようにしておくことが重要である。登下校時における緊急事態として、誘拐や傷害などの犯罪被害や交通事故、地震等の自然災害等が想定されるが、次に「不審者等による緊急事態発生時の体制、対応例」を参考として示す。

（1）登下校時における不審者等による緊急事態発生時の体制

日ごろから、不審者の出没に関する情報や児童生徒等への声かけ事案をはじめとする情報などについて、警察と連携をとりながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有できる体制を整えておくことが大切である。

また、登下校時における不審者等による緊急事態発生時には、各学校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に従って、被害者等の安全確保、登下校の安全確保など、地域における取組と学校の取組の両面から対応を行うことが大切である。

（2）登下校時における不審者等による緊急事態発生時の対応

登下校時における不審者等による緊急事態発生時の対応として、二つのチェック、三つの対応が考えられる。この場合、状況に応じて、チェックや対応が同時になされる場合がある。

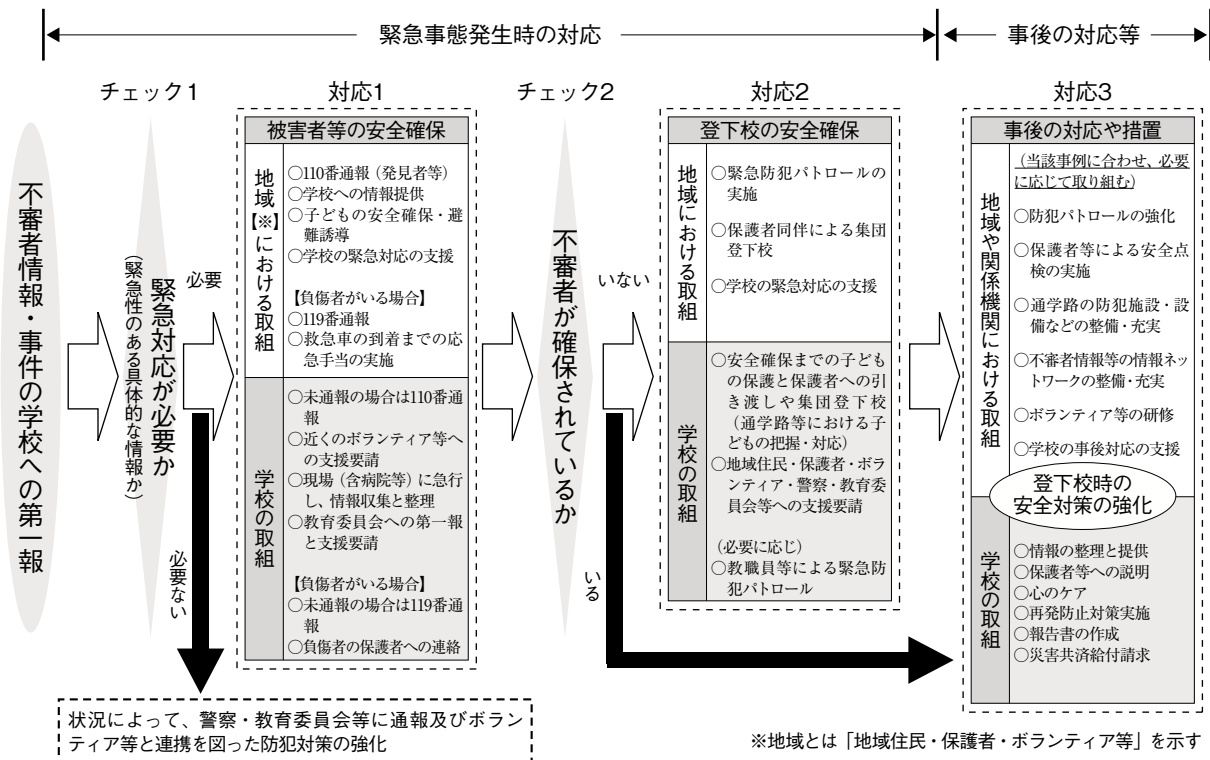
学校に登下校時の不審者情報の第一報が入った時点で、その概要を把握し、緊急に対応しなければならない情報なのかどうかをチェック（チェック1）する必要がある。緊急対応が必要と判断した場合には、児童生徒等の安全確保を図る取組を迅速・的確に行う必要がある。その際、最初に児童生徒等の安全確保などに取り組めるのは、緊急事態の発生現場付近にいる地域の人たちである。したがって、110番通報、学校への情報提供など、日ごろから地域の人たちの協力が得られる体制を構築しておく必要がある。学校は、緊急事態の発生を直ちに全教職員に周知し、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づき、近くのボランティア等への支援要請、現場（病院等含む）への急行、情報収集と整理など、被害者等の安全確保を行う（対応1）必要がある。なお、緊急対応が必要でない場合でも、状況を十分に把握し、必要に

応じ関係機関等に通報するとともに、ボランティア等の協力を得て、防犯対策を強化することが求められる。

緊急に対応しなければならない情報があり、被害者等の安全確保を行った後、あるいは、それとほぼ同時に、不審者が確保されているか確認する必要がある（チェック2）。不審者が確保されていない状況が続いており、登下校時の児童生徒等に被害が及ぶ危険性がある場合は、児童生徒等の状況（登校中・下校中、登校前、帰宅後など）に応じて、保護者への引き渡しや集団登下校など児童生徒等の安全を確保しなければならない。また、警察の緊急パトロールの要請、地域住民・保護者・安全ボランティア等の防犯パトロールの要請など、登下校の安全確保を行う（対応2）必要がある。

事態が収束した後、その事態の発生要因を分析し、また、事態への対応を見直すことによって、日ごろの対策と緊急対応を改善する必要がある。また、養護教諭やスクールカウンセラーを中心に心のケアを行うとともに、情報を整理し教育委員会等への報告書や災害共済給付に関する請求書を作成し、請求することも必要となる。また、あらかじめ決めておいた役割分担により、教職員が一体となって「保護者等への説明」、「心のケア」などの事後の対応や措置を適切に行うことも必要となる。また、これまでの安全対策や記録等を基に問題点や課題を明らかにし、地域等との連携を一層深め、登下校時の安全対策の改善・強化を図るようにする（対応3）。

登下校時における緊急事態発生時の対応例



第6節 安全管理の評価

1 安全管理の評価の意義

安全管理は、現在有効に機能しているように見えても、状況の変化等により潜在的な危険をはらみ、十分でない場合がある。

将来、安全管理の対象や項目が変わったり、安全上の新たな問題が生じたりすることにより、現在の方法を改善する必要がある場合がある。また、人事異動等により、教職員の安全管理に関する共通理解が低下することも考えられるため、安全管理に関する評価が必要となる。

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、安全管理の対象、観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。なお、評価結果を教職員全員にフィードバックしたり、必要に応じて保護者、地域関係者及び児童生徒等にフィードバックし、その後の指導や管理に生かすことは、安全管理へのより積極的な参画や、安全管理についての改善策の提案を促すことになるので、積極的に行うべきである。特に、施設・設備の活用状況や安全点検等についての評価は、具体的なチェックカードなどを作成し、結果を検討し速やかに対応することが重要である。

2 安全管理の評価の観点

評価の観点は、児童生徒等の生命や身体の安全を確保し、安心して生活できるようにするという立場から、できるだけ具体的にしておくことが必要である。次に、一般的な観点を示すが、それらを、学校や地域の実情に合わせて、より具体的で、より適切なものに工夫して設定することが望まれる。

なお、安全管理の総合的な評価としては、事故や災害の発生率や発生内容等も指標となる。

(1) 学校環境の安全管理評価の観点

	評価の観点	評価の内容
1	安全管理計画の評価	○学校環境の安全管理に関する計画は適切であったか ○安全管理に関する実施要領、マニュアル等は適切に機能するように作成されていたか ○計画されたことが実行され、明確に記録されたか
2	安全点検の評価	○点検項目は適切であったか ○安全点検は計画的に実施され、必要な改善措置がなされたか ○全教職員の共通理解の下に実施されたか
3	事件・事故災害情報管理の評価	○事件・事故災害の情報収集、連絡体制は整えられていたか

(2) 学校生活の安全管理評価の観点

	評価の観点	評価の内容
1	児童生徒等の評価	○児童生徒等の安全にかかわる行動の実態や事故発生状況が把握され、それらが安全管理や安全指導に役立てられているか ○様々な教育活動の内容や方法で安全を確保するためのきまりや約束を児童生徒等が理解し、守り、安全に活動しているか
2	教職員の評価	○教科等における安全のきまりや約束等が明確にされ、教職員が安全に留意して授業を行っているか。 ○児童生徒等と日常的なかかわり、安全に関連する指導、環境整備、相談活動体制の整備を適切に行っているか
3	安全管理と安全指導の評価	○学校生活の安全管理が安全指導と関連付けられているか

(3) 不審者侵入防止に関する安全管理評価の観点

	評価の観点	評価の内容
1	施設・設備整備の評価	○施設・設備の防犯対策は十分に行われたか ○防犯システムの点検は計画的に実施されたか ○学校施設の開放等はPTA等の協力により必要な対策がとられたか
2	不審者対応の評価	○日常の安全確保のための対策はとられていたか ○関係諸機関との連携は十分とられていたか

(4) 登下校の安全管理評価の観点

	評価の観点	評価の内容
1	通学路設定の評価	○通学路の設定と安全確保のための点検・整備はできているか ○交通手段の違いによる安全確保はできているか
2	通学方法の評価	○利用される交通機関及び地域事情に応じた安全確保はできているか ○犯罪被害防止のための安全確保はできているか
3	関係諸機関との連携	○地域ぐるみで見守りの体制はできているか

(5) 事件・事故災害発生時の危機管理評価の観点

	評価の観点	評価の内容
1	発生時の対処と研修	○危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）が作成され、訓練等を行い、見直しがなされているか ○全教職員が応急手当の手順や技術を習得できるように配慮したり、研修を行ったりしているか
2	事件・事故災害発生時の救急及び緊急連絡体制の評価	○校内での救急・緊急連絡体制はできているか ○校外での学習等における救急・緊急連絡体制はできているか
3	自然災害等発生時の安全措置の評価	○火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害等の発生に備えた被害防止対策は適切に立てられているか ○火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害等に備えて災害発生時の安全措置や教職員の役割が明確にされているか

3 安全管理の評価の方法

評価の方法は、その目的や対象・項目等に応じて、担当者や具体的方法を検証すべきである。評価の担当者は、項目へのかかわりを考慮し、教職員の中から適宜構成する。必要によっては、教職員全員が評価にかかわることもある。また、保護者、地域関係者及び児童生徒等の参加も、適宜検討されるべきである。安全管理評価の客観性、信頼性を高めるためには、計画的な評価、量的な評価、質的な評価、組織的な評価が必要である。具体的方法の検討の際には、以下のような情報が有用である。

- ア 計画や実施要領、マニュアル等の内容、有効性等に関する、関係者や担当者からの意見
- イ 計画や実施要領、マニュアル等の内容の実施状況
- ウ 安全点検等の記録結果やそれらの収集結果
- エ 児童生徒等の行動等の実態や規則などの遵守状況
- オ 事件・事故災害の発生状況

第4章 事件・事故災害時における心のケア



第1節 事件・事故災害時における心のケア

1 事件・事故災害時における心のケアの意義

事件・事故災害の発生により、子どもたちの心身の健康に大きな影響を与えることがある。事件や事故、大きな災害に遭遇し、「家や家族・友人などを失う」、「事故を目撃する」、「犯罪に巻き込まれる」などの強い恐怖や衝撃を受けた場合、不安や不眠などのストレス症状が現れることが多い。こうした反応は誰にでも起こりうることであり、時間の経過とともに薄らいでいくものであるが、場合によっては長引き、生活に支障を来すなどして、その後の成長や発達に大きな障害となることもある。そのため、日ごろから子どもの健康観察を徹底し、情報の共有を図るなどして早期発見に努め、適切な対応と支援を行うことが必要である。

心のケアに関しては、学校保健安全法第29条において「学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。」と規定されている。

2 事件・事故災害時における心のケアの基本的理解

事件・事故災害時に求められる心のケアは、その種類や内容により異なるが、心のケアを適切に行うためには、子どもに現れるストレス症状の特徴や基本的な対応を理解しておくことが必要である。

(1) 事件・事故災害時におけるストレス症状

① 子どものストレス症状の特徴

事件や事故、大きな災害に遭遇すると、恐怖や喪失体験などの心理的ストレスによって、心の症状だけでなく身体症状も現れやすいことが子どもの特徴である。また、症状は心理的ストレスの種類・内容、ストレスを受けてからの時期によって変化する。そのようなストレス症状には、情緒不安定、体調不良、睡眠障害など年齢を問わず見られる症状と、発達の段階によって異なる症状が含まれる。

幼稚園から小学校低学年までは、腹痛、嘔吐、食欲不振、頭痛などの身体症状が現れやすく、それら以外にも興奮、混乱などの情緒不安定や、行動上の異変（落ち着きがなくなる、理由なくほかの子どもの持ち物を隠す等）などの症状が出現しやすい。

小学校の高学年以降（中学校、高等学校を含む）になると、身体症状とともに、元気がなくなって引きこもりがちになる（うつ状態）、ささいなことで驚く、夜間に何度も目覚めるなどの症状が目立つようになり、大人と同じような症状が現れやすくなる。

事件・事故災害時における子どものストレス反応は誰にでも起こりうることであり、ストレスが強くない場合には、心身に現れる症状は悪化せず数日以内に消失することが多いが、激しいストレスにさらされた場合は、次のような疾患を発症することがある。

② 急性ストレス障害（Acute Stress Disorder）

急性ストレス障害の主な症状は、次のようなものである。

ア 持続的な再体験症状

- ・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする
- ・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）等

イ 体験を連想させるものからの回避症状

- ・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする
- ・体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される（ボーッとする等）
- ・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等

ウ 感情や緊張が高まる覚せい亢進症状

- ・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない、集中できない、極端な警戒心をもつ、ささいなことや小さな音で驚く 等

このような「再体験症状」、「回避症状」、「覚せい亢進症状」がストレス体験の4週間以内に現れ、二日以上かつ4週間以内の範囲で症状が持続した場合を「急性ストレス障害 Acute Stress Disorder」（以下「ASD」とする。）と呼ぶ。

③ 外傷後ストレス障害（Posttraumatic Stress Disorder）

事件・事故災害後に、ASDのような強いストレス症状「再体験症状」、「回避症状」、「覚せい亢進症状」が現れ、それが4週間以上持続した場合は「外傷後ストレス障害 Posttraumatic Stress Disorder」（以下「PTSD」とする。）と呼ぶ。また、これらの症状は、事件・事故災害から半年以上も経過してから出現する場合があることを念頭におく必要がある。

ASDでもPTSDでも、幼稚園から小学校低学年までは、典型的な再体験症状や回避症状ではなく、ストレスの引き金となった場面（トラウマ（心的外傷））※を再現するような遊びをしたり、恐怖感を訴えることなく興奮や混乱を呈したりすることがある点に注意を要する。

※ ト라우マ

「トラウマ」とは、もともと“けが”を意味する言葉であるが、それを現在の“心

的外傷”の意味に用いたのは精神分析の創始者フロイトである。当初は、心因性の症状（歩けなくなる、失神するなど）を生み出すような情緒的にショッキングな出来事を指していたが、最近では、長く記憶にとどまる辛い体験を一般にトラウマと呼ぶことが多い。一方、PTSDにおけるトラウマとは、事件・事故災害など生命の危機や身体の保全が脅かされるような状況を体験するか目撃し、強い戦慄や恐怖を味わった場合に限定されている。一般的な意味でのトラウマは時間の経過とともに自然に解消することがあるが、PTSDの場合には治療が必要である。

（２）事件・事故災害時におけるストレス症状への対応

事件・事故災害時におけるストレス症状のある子どもへの対応は、基本的には平常時と同じである。すなわち、健康観察等により速やかに子どもの異変に気づき、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、学級担任等や養護教諭をはじめ、校内組織（教育相談部等）と連携して組織的に支援に当たることである。

健康観察では、事件・事故災害時における子どものストレス症状の特徴を踏まえた上で、健康観察を行い、子どもが示す心身のサインを見過ごさないようにすることが重要である。

＜基本的な対応方法＞

- ① ストレス症状を示す子どもに対しては、普段と変わらない接し方を基本とし、優しく穏やかな声かけをするなど本人に安心感を与えることが大切である。
- ② ストレスを受けたときに症状が現れるのは普通であることや症状は必ず和らいでいくことを本人に伝え、一人で悩んだり孤独感をもたずにすむようにする。
- ③ 子どもがなるべく普段と変わらない環境で安心して学校生活を送れるようにすることで、子どもに落ち着きと安全感を取り戻させることが大切である。
- ④ 災害などの場合は、学級（ホームルーム）活動等において心のケアに関する保健指導を実施する。強いストレスを受けたときに起こる心や体の変化、ストレスの対処方法（誰かに相談する、おしゃべりする、話を聞いてもらう、からだを動かす等）等について発達の段階に応じて指導し、心が傷ついたりしたときどのように対処したらよいかについて理解できるようにする。
- ⑤ 保護者に対しては、ストレス症状についての知識を提供するとともに、学校と家庭での様子が大きく異なることがあるため、緊密に連絡を取り合うことが大切である。
- ⑥ ストレス症状に、心理的退行現象と呼ばれる一時的な幼児返り（幼児のように母親に甘えるなど）が認められることがあるが、無理に制止することなく経過観察することが基本である。
- ⑦ 症状から ASD や PTSD が疑われる場合には、児童精神科医などの専門医を受診する必

要がある。学校医等の関係者と相談の上、受診の勧めを行い、専門医を紹介するなど適切な支援を行う。

ASD や PTSD と診断された場合は、専門医との連携が不可欠となる。

ASD や PTSD を発症した子どもは、自分は特殊で異常であると一人で悩んだり、自分の努力不足であると誤って自分を責めたりすることが多い。このため、保護者だけでなく子どもに、ショックの後に誰にでも起こりうる症状であることを説明し、安心感を与えることは重要である。

参考 <アニバーサリー反応への対応>

事件・事故災害などを契機として PTSD となった場合、それが発生した月日になると、いったん治まっていた症状が再燃することがあり、アニバーサリー反応やアニバーサリー効果と呼ばれている。このような日付の効果は必ずしも年単位とは限らず、同じ日に月単位で起きることもある。

対応としては、事件・事故災害のあった日が近付くと、以前の症状が再び現れるかもしれないこと、その場合でも心配しなくてもよいことを保護者や子どもに伝えることにより、冷静に対応することができ、混乱や不安感の増大を防ぐことができる。

3 事件・事故災害時における心のケアの留意点

事件・事故災害時に求められる心のケアは、その種類や内容により異なるが、基本的な留意点として次の事項が挙げられる。

- ① 迅速に安否確認や心身の健康状態の把握を行う。そのためには、休日に発生した事件・事故災害でも、子ども、保護者、教職員の所在等を確認できるよう事前に連絡方法を確認しておく。また、子どもの心のケアに当たり、その家族・友人・関係者の安否や被災状況についてもできる限り把握しておくことが重要である。
- ② 特に、災害の場合には、まず、子どもに安心感や安全感を取り戻させることが大切であることから、ライフラインの復旧をはじめ、できるだけ早期に平常時の生活に戻ることが大切となる。
- ③ 命にかかわるような状況に遭遇したり、それを目撃したりした場合などには、通常のストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがある。その代表は先述の ASD や PTSD であるが、事件・事故災害の直後には現れず、しばらくたってから症状が現れる場合があることを念頭におく必要がある。
- ④ 通学路を含めた学校における事件・事故災害による子どもの命にかかわる出来事に対して、迅速に適切な応急手当を行う。

事態への対応に当たっては、子どもたちに動揺や風評が広まることのないように、子どもや保護者への情報の伝え方（いつ・誰が・誰に・何を）については共通理解を図った上で実施する。また、被害を受けた子どもの保護者へは、正確な情報提供（発生状況、健康被害状況、病院への搬送等）が、速やかに行えるようにすることが重要である。

日ごろから応急手当等が適切に行われるように訓練を行うなど、救急体制の整備に努める。

- ⑤ 障害や慢性疾患のある子どもの場合、事件・事故災害時には、平常時の状況に比べ、様々な困難がある状況になっている。例えば、日常生活上の介助や支援が不足したり、必要な情報が正しく伝わらないなどの不安を抱えていることも多い。そのため、心のケアを考える際には、これらの不安等への配慮や、障害の特性及び症状の悪化に対する十分な配慮が必要となる。
- ⑥ 事件・事故災害時には、教職員が大きなストレスを受けることが多い。子どもの心の回復には、子どもが安心できる環境が不可欠であり、それには、周りの大人の心の安定が大切である。教職員自身のメンタルヘルスにも十分な配慮を払うことが、子どもの心のケアにおいても重要となる。このことは、保護者においても同様である。

以上、事件・事故災害時における心のケアの基本的な留意点について述べたが、適切な心のケアの基盤となるのは、「毎日の健康観察」、「メンタルヘルスを担う校内組織体制の構築」、「心のケアに関する教職員等の研修」、「心身の健康に関する支援」、「心身の健康に関する指導」、「医療機関をはじめとする地域の関係機関等との連携」など、平常時からの取組である。さらに、危機管理マニュアルに心のケアを位置付け、実効性のあるマニュアルにするために、定期的に見直しを図ることが大切である。

第2節 事件・事故災害時における心のケアの実践

1 組織的な心のケア対策

子どもの心のケア対策は、教職員の共通理解の下、学校、家庭、地域社会が一体となって支援できる体制を整え、平常時の指導に留意し、事件・事故災害時や事後の対応を適切に行うことが必要である。事件・事故災害時の対応で重要なのは、支援を必要としている子どもを早期に発見し、適時に対応することである。事後の対応では、長期にわたることも考慮しながら、誰が、どこで、どのように（専門家、専門機関等との連携も含めて）対応することが望ましいかについて計画、立案、実施することが大切であり、長期間の持続的な観察とケアを含めた対策が必要である。また、平素から、心の健康について発達の段階に応じた指導がされているか、個々の子どもの心をいかに理解しているかが重要である。

2 学校における心のケアの基本的な体制

(1) 学校（園）及び教育委員会の役割

ア 学校（園）

学校（園）は、子どもの心のケアを危機管理の一環としてとらえ、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の中に位置付け、教職員がそれぞれの役割を果たすことが必要である。平常時から心のケアを担当している校内組織が円滑に機能していることが、事件・事故災害発生時の迅速な対応につながる。

イ 教育委員会

多くの心のケアに関する情報を平素から収集し、学校等に提供する。また、平素から教職員の研修を実施し、事件・事故災害時に備えておく。また、事件・事故災害発生時に適切に対応できるよう、学校へ専門家を派遣する等の支援体制を平常時から築いておくことが必要である。

(2) 専門家・専門機関等の協力

学校においては、平素から、地域にどのような専門家・専門機関等が地域資源としてあるか把握しておき、受診先及び相談機関として協力が得られるような連携を図っておく。

(3) 保護者との連携

学校においては、平素から、保護者と連絡調整しながら、専門家、専門機関等の協力を得ることについて理解や協力が得られるような連携を図っておく。

3 平常時の心の健康づくり

子どもに対しては、普段から柔軟な心をもって事件・事故災害時を乗り切ることができるように指導しておくことが大切である。発達の段階に応じ、日常生活において円滑な人間関係のもち方やストレスの対処方法等を指導しながら、心の健康、健康的な人間関係や行動を促進するための基礎を形成することが必要である。また、発達の段階に応じ、子どもに事件・事故災害発生時及びその後の心の変化等について理解させ、それらへの対処方法等についても指導し、子どもたちの心の健康づくりを図っていく必要がある。

子どもの心のケアについては、教職員が子どもの話を十分に聞いてやり、子どもの体験や不安な感情を分かち合って子どもの心に安心感を与えることが重要であり、平素から子どもの心の動きを把握し、気になる子どもに気を配るなどし、日ごろから子どもとの信頼関係を築いておくことが大切である。

4 心の健康状態の把握

事件・事故災害発生時及びその後に、子どもたちの心身の健康状態を把握するには、健康観察、保健調査、保健室来室状況等の情報を相互に関連させ、個々の実態を分析する中で、課題

や対応の方法を明らかにする必要がある。また、把握した情報内容によっては、校種間で連絡調整を図ることも考えておかなければならないし、適時に専門家・専門機関への紹介が行えるよう、平素から体制を整えておく必要がある。また、個別及び長期的ケアが必要な子どもを見落としてはならない。

健康観察は、平常時に行っている一般的な身体状況の観察事項の他に、イライラの有無、落ち着きのなさ等を追加して観察する。保健調査は、各学校・地域などの事件・事故災害時の状況に応じて、適切な時期に実施することが望ましい。また、対象者に大きな負担をかけたり心を傷つけることのないよう配慮が必要である。

5 子どもの心のケアに関する対応の方法

事件・事故災害発生時及びその後は、心の不安からくる様々な行動の変化が現れることに配慮し、子どもの理解の上に立った学級経営の一つとして心のケアに対応する必要がある。教職員は、子どもが気軽に相談できる身近な存在として、平素から信頼関係を深めておくことが大切である。

心のケアの対応の内容や方法は、発達の段階や事件・事故災害の特性、心のケアが必要な症状の軽重等により異なるが、学校種別等にみた対応の例を次に挙げる。

【学校種別等にみた対応の例】

(1) 幼児

- ア やさしい言葉かけを増やして安心させる。
- イ 抱きしめるなど、身体的な接触を十分に行い、安心感を与える。
- ウ 温かい飲み物を与え、安心して眠れるように配慮する。
- エ 一緒に寝るなどして、不安感を少しでも取り除く。

(2) 小学生

- ア 子どもの言うことによく耳を傾ける。
- イ 甘えたり反抗的になったりしても慌てず、長い目で落ち着きを取り戻し立ち直っていくのを見守る。また、必ず元の元気な状態に戻ることを話して、安心させる。
- ウ 遊びや身体活動の機会を与える。
- エ できるだけ言葉かけし、手伝い等を通じて触れ合う機会を多くもつ。また、できるとほめて、自信をもたせる。
- オ 例えば、震災の出来事を放映しているテレビを無理に見せるなど、子どもが嫌がることは無理にさせない。

(3) 中学生

- ア 元の状態に必ず回復することを話し、安心感を与える。
- イ 勉強ができなくなったり、手伝いができなくても、しばらくの間は静観し、暖かく見守る。

- ウ 友人と遊んだり、話し合う機会をつくる。
- エ 家庭や地域の復興作業を手伝うように勧める。
- オ 意欲の低下や反抗的な行動傾向に対して、学校と家庭が連携し長期的展望に立って生活上のアドバイスをする。

(4) 高校生

- ア 勉強や決められた家の仕事ができなくても、一時的に静観し、暖かく見守る。
- イ 災害時の体験を、家族や仲間と一緒に語り合い、励まし合う。
- ウ 家庭や地域の復興など、再建活動に積極的に参加させる。
- エ 趣味やスポーツ、社会的活動に積極的に取り組むように言葉かけをする。
- オ アルコールや薬物等への依存が認められたり、うつ的になって自殺をほのめかす場合には、専門家に相談したり、専門機関と連携する。

(5) 障害のある児童生徒等

障害の種別や状態に応じて現象や反応が異なるので、訴えを十分に聞くことや症状を注意深く見ることにより実態把握に努めることが大切であり、次のような対応が望まれる。

- ア 周囲の大人（教職員や親）が注意深く観察し、子どもの変化を読み取り、積極的に対応する。
- イ 個別に言葉かけや身体接触の機会を多くもち、自分一人ではないと言って安心感を与える。
- ウ 視覚障害や聴覚障害等のある児童生徒等は、情報の不足による心理的不安があるため十分に情報を伝え、状況を把握させる。
- エ 教職員や友達とのかかわりなどを多くして、心のケアを図る。
- オ 地域社会の人たちとのかかわりなどによって、ストレスを軽減する。
- カ 個々の障害から考えられる不安の要因を取り除くことにより、情緒的な安定を図る。
- キ 地域の行事等に参加し、人とのコミュニケーションを深める。
- ク 本人の訴えに耳を傾け、要求を受け入れることが大切である。

第5章 安全教育と安全管理における組織活動



学校安全の活動を効果的に進めていくためには、安全教育、安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要であり、教職員の役割分担と連携は、全教職員の共通理解の上に立って推進する必要がある。しかし、近年、通学路における犯罪、学校への侵入者など学校の内外において、児童生徒等が犠牲となる事件・事故災害が発生している。また、交通事故や地震・風水害などの自然災害に巻き込まれる事故も引き続き生じている。児童生徒等の安全確保のために学校全体としての取組を一層進めていく必要がある。学校と家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、児童生徒等が安心して学校教育や生活が送れるように環境を整えていく必要がある。

第1節 教職員の役割と校内の協力体制

1 校内の協力体制

学校安全の活動を推進するための学校の運営組織では、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の面からすべての教職員がそれぞれに役割を分担し、それらを統合することができるようになければならない。その際、校務分掌、校内規程等において、教職員の役割分担と責任が明確になっていることが必要である。また、各種安全に関する実施計画の策定、学校安全活動の企画・調整・評価について、関係教職員の連携の核となる教職員を校務分掌の中で明らかにし学校安全を推進する体制を整備することも大切である。

また、学校への不審者の侵入事件や地震などの突発的、外因的に発生し、その後の被害の拡大が予想される事件・事故災害の発生時の危機管理については、管理職の下、学校全体で対応に当たる特別な体制をあらかじめ構築しておくことが必要である。各学校においては、緊急時の対処法、情報の連絡・共有、応急手当、報道機関や関係者への適切な情報提供、心のケアなどの必要な方策の具体的内容と実施体制を危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）として定め教職員への周知を徹底していく必要がある。

2 教職員の共通理解と研修

学校安全においては、教職員一人一人が事故防止に対する注意義務を十分に認識し、積極的に安全教育や安全管理にかかわるべきである。また、事件・事故災害発生時には、全教職員が各学校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づき、児童生徒等の安全確保及び応急手当等を実施する必要がある。

そのためには、学校安全の中核となる教職員等が安全に関する情報や話題を絶えず提供し、日常的、また、定期的に、職員会議、学年会、校内研修会等あらゆる場と機会を活用して、意図的に話し合いを進めることが大切である。

また、すべての教職員の安全に関する知識・技能を向上させるため、各学校において、学校

安全計画に校内研修等を位置付け、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行うことが必要である。

研修の例としては、

- 学期始めや学期末はもちろん、月初めや月末には校内の事故統計、事故事例、安全点検の結果や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報などにより、各学校の安全に関する問題の所在を話し合い、安全な環境の整備など具体的な解決策を講じること
 - 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づく様々なケースに対応した防災避難訓練・防犯避難訓練
 - AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
 - 心のケアなどに関すること
 - 児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程の位置付け、教育内容、教材等に関する共通理解を図ること
- などが考えられる。

第2節 家庭、PTA との連携

児童生徒等の安全を確保するため、各学校の学校安全の方針や活動、児童生徒等の状況などについて保護者に説明し理解や協力を求めたり、保護者の学校運営などに対する意見を的確に把握し、各学校の学校安全活動に生かしたりすることが大切である。その際、家庭が担うべきものや担った方がよいものは家庭が担うよう促していくなど、相互の意思疎通を十分に図ることが必要である。また、児童生徒等の事件・事故災害は、学校（園）内だけでなく、校外の生活で起こるものも少なくない。PTA 活動を通じて、教職員と保護者が協力して事故防止や安全にとって望ましい行動の育成に当たることが大切である。

1 家庭との連携

学校では、児童生徒等が発達の段階に応じて危険予測・危険回避できるよう指導していることや学校、家庭及び地域社会の安全に進んで貢献できるよう指導していることを家庭に知らせ、家庭でも同じような指導が行われるよう働きかけていくことが肝要である。

学校の意図をよく家庭に普及するための機会や方法は、学校によって多様であるが、次のような事柄が例として考えられる。

- （１）家庭訪問や各種の会合（授業参観、保護者懇談会）、地域学校安全委員会（第４節参照）などの機会を利用して保護者へ情報を提供する。
- （２）学校安全の趣旨を学校通信や学年・学級新聞等により保護者に周知する。

- (3) アンケート調査等により、事故の実態や原因を明らかにするとともに、特に児童生徒等の行動特性の例やその誘因等について情報を提供し、家庭でも児童生徒等の情緒の安定を図ったり、望ましい習慣を身に付けられるようにしたりする。

2 PTA との協力

PTA 活動として、次のような事柄が例として考えられる。

- (1) 校内外の安全点検や校内の不審者等の侵入防止対策への参加
- (2) PTA 広報誌やステッカー、標語ポスターなどの活用による安全思想の普及・啓発
- (3) 家庭教育を担当している組織の主催による研修会への参加や PTA 主催の研修会の実施
- (4) 水の事故につながりそうな河川やため池等の危険区域や、交通事故発生などの危険箇所の明示（地図の配布、標識の設置等）
- (5) 道路の横断や自転車の利用上の安全についての交通安全パトロール等の実施
- (6) 通学路や遊び場などで、誘拐や傷害などの犯罪が起こりやすい場所での巡回と注意の喚起
- (7) 地域での犯罪被害の防止のための、「こども110番の家」等の活動の促進
- (8) 予想される集中豪雨や台風などの自然災害へ対応するための連絡体制
- (9) 災害発生時の連絡体制の確立や児童生徒等の保護者への引渡しについての了解
- (10) 避難用具、避難場所の確認や避難方法の話し合い及び練習の促進等に関する啓発
- (11) 学校における安全管理への保護者の積極的な参加（不審者対応パトロールなど）

第3節 地域社会や地域関係機関・団体との連携

1 地域関係機関・団体との連携

学校における安全教育、安全管理を効果的に進めるためには、地域関係機関・団体との連携を、普段から深めておくことが大切である。

学校安全活動の推進に効果的な連携先及び留意事項は、次のとおりである。

(1) 安全指導

①交通安全指導・防犯指導

ア 各地域の警察署

イ 自治体や民間の関係団体

ウ 保護者や地域の方々と組織する団体

【留意点】

警察等による専門的指導は、児童生徒等にとっても緊張感があることから、大きな効果が見込まれる。また、安全教室（交通安全・防犯）等の機会に、地域の協力者の参加を得て、顔合

わせをしておくことは、安全管理の面からも大切である。

②防災

- ア 各地域の消防署・市町村の防災担当部局
- イ 自治体等の関係団体
- ウ 防災ボランティアや消防団など地域の方々と組織する団体

【留意点】

消防署による専門的指導や、防災担当部局の担当者による災害情報は、実際の災害状況や対処法を知るよい機会であり、有効である。また、各学校近隣の自治会等近隣住民の参加が可能であれば、地域としての災害に対する対応力の向上が見込まれる。

③避難訓練

- ア 各地域の警察署（防犯）・各地域の消防署、防災担当部局（防災）
- イ 自治体等の関係団体
- ウ 近隣の学校等

【留意点】

学校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に沿って実施する避難訓練では、専門家の評価により、訓練の検証・危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の点検、改善につながる。大規模な自然災害等、事件や事故の場合には、近隣の学校と協力することが必要になることも想定し、連携した訓練も考えられる。

近隣住民にも訓練に参加する機会を設けることは、避難所となった場合の学校の体制が理解され、いざというときの混乱を最小限にする上で有効である。

（２）安全確保

①登下校時

- ア 各地域の警察署・都道府県や市町村の関係部局
- イ スクールガード・リーダーやボランティア、保護者等の協力団体
- ウ 近隣の学校等

【留意点】

通学路の設定、通学路の交通安全施設等の設置や維持補修及び危険箇所の改良、交通規制、犯罪被害防止、野犬等その他登下校時の安全確保について警察、道路管理者、地域関係団体、近隣学校等と連絡を取り、協力を得る必要がある。また、地震、津波、火山活動や風水害、豪雪などの際の道路・交通状況などについての情報の把握や安全確保について、警察署、消防署などの関係機関・団体の協力を得ることも必要である。

②校外で学校行事を行う場合

- ア 実施先の各警察署
- イ 実施先の各市町村関係部局

ウ 保護者等の協力者

【留意点】

遠足・修学旅行・持久走大会等、校外での学校行事については、実施計画作成にあたり、上記連携先に相談し、安全確保について協力を得ることが必要である。行事によっては各種届けが必要な場合もあるので、確認すること。

③事件・事故災害発生時

ア 各地域の警察署（防犯）・各地域の消防署、防災担当部局（防災）

イ 近隣の学校等

【留意点】

各学校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を見直す際、関係機関にも相談し、連絡体制や避難経路、避難場所の確保等について確認し、災害発生時に備えることが必要である。

④学校が避難所（避難場所）となった場合

ア 各地域の警察署（防犯）・各地域の消防署、防災担当部局（防災）

イ 自治体等の関係団体

【留意点】

学校が避難所（避難場所）となった場合の対応について、各市町村の防災担当者と打ち合わせが必要である。また、避難所として利用する自治会等の長とも連携し、自主的な運営体制が構築されることが、児童生徒等の安全確保にも有効である。

2 地域に根ざした安全教育と地域の組織など関係機関・団体との連携

学校安全活動の活性化と充実を図るためには、学校安全活動に関連する人的資源、教材学習の場などを、家庭や地域社会に積極的に求めていく必要がある。その内容や方法は、学校や地域の実態に応じて選択、工夫されなければならない。

- （1）学校で行う安全教育や訓練に、警察署・消防署等専門家の指導を活用する。
- （2）地域にある安全に関する施設（防災館等）を教材として活用する。
- （3）地域の地形・地質・過去の災害・環境等を教材として活用する。
- （4）地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり、体験したりする。
- （5）地域で開催される安全に関する行事に参加するなどして、自らの安全を確保する能力や地域の方々等との助け合いの精神を育てる。

第4節 地域学校安全委員会等の組織と効果的な実践活動

1 地域学校安全委員会とは

平成20年1月の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取り組みを進めるための方策について」では、「PTA、地域のボランティア、自治会、警察などの関係機関と学校が同じテーブルにつき、意見交換や調整を行う連絡会議（「地域学校安全委員会」（仮称）等）を開催することが極めて重要である。」としている。また、このような「地域学校安全委員会」については、地方公共団体による参加や幅広い支援が求められる。

「地域学校安全委員会」の目的は、日ごろから関係者が連携を深め、児童生徒の安全確保が円滑に行えるようにすることであり、その目的のために「学校と関係機関等が意見交換や調整を行う連絡会議」と位置づけられる。

2 地域学校安全委員会の効果

地域学校安全委員会の効果は、次のことが考えられる。

- （1）校長・副校長・教頭・学校安全担当者等が地域との連絡の窓口として周知される。
- （2）地域や関係機関の担当者が、学校関係者に周知される。
- （3）学校の取組や体制、児童生徒等の状況について情報を共有することでネットワークが構築され、お互いが迅速に対応できる。

3 地域学校安全委員会の設置方法等

「地域学校安全委員会」については、各学校がそれぞれに設置する場合のほか、学校や地域の実情に応じて、複数の学校が連携した単位や、市区町村単位での設置も考えられる。

また、関係者の負担軽減等を考えると、新規に委員会を招集するのではなく、学校の規模や地域の実情に合わせて、学警連等の既存の組織をうまく活用することも可能である。

さらに、効果的な運用としては、必要に応じて基本の構成員に出席者を加え、拡大委員会の形式で開催するなどの方法が可能である。

4 地域学校安全委員会の構成

各学校や地域の状況に合わせて構成されるが、基本的な構成員の例を挙げる。

（1）学校教職員

校長、副校長、教頭、学校安全主任（安全に関する校務分掌の主任）、生徒指導主任等

（2）保護者

PTA 会長等役員及び関係担当者

(3) 関係機関・関係団体等

警察署、消防署、市区町村の関係部局、自治会、スクールガード・リーダー、ボランティア団体、交通安全指導員・子ども110番の家等の協力者

(4) その他

その他、各学校等が必要と認める者

5 効果的な活動例

- (1) 年度当初に委員会を開催し、その年度の体制や状況について情報交換を行う。
- (2) 基本的な開催計画を立てる（学期1回等）。また、必要に応じて臨時的に開催する。
- (3) 委員会の内容について、公開できる情報については、広報誌や学校だより、ホームページ等を活用するなど、個人情報の取り扱いについて厳重に配慮し、多くの人が共有できるようにする。

別 表

- 安全管理の対象、項目等

安全管理の対象、項目等

1 学校環境の安全管理

(1) 校舎内・園舎内の安全管理

対 象	項 目	留 意 点
教室・保育室	・遊具の破損、整理状態 ・エアコン等による温度管理（熱中症等予防のため） ・床や腰板の状態（滑りやすさ、破損など） ・くぎやびょうなどの突起物 ・教室の窓枠・ガラス等の破損 ・窓からの転落の危険性（構造上の問題として）、足がかりの有無 ・出入口の扉における危険の有無 ・机、戸棚、その他の備品の配置 ・机、いすの破損 ・施錠、錠の故障の有無 など	・よく使われるので、状態の変化に留意する。 ・地震による転倒防止については、(3)防災にかかわる安全管理を参照のこと。
廊下、テラス、階段、昇降口、ベランダ、非常階段	・廊下の窓枠・ガラス等の破損 ・フェンスの破損や劣化 ・廊下、階段、昇降口やベランダなどの不要物品の有無 ・雨天時の滑りやすさ など	・よく使われるので、状態の変化に留意する。 ・多数の児童生徒等が同時に使用することによる危険性や、周囲の危険物の有無にも留意する。
便所、水飲み場	・滑りやすさ（水飲み場、洗口場、手洗い場など）など	
屋上、バルコニー	・フェンスの高さ、足がかりの有無 ・床やフェンス、トップライト（天窓）などの破損や劣化 ・出入り口の施錠 など	・使用状況に応じて管理する。
給食室	・施設や設備等の危険性（事故防止、火災防止などの観点から） ・電源やガスなどの安全 など	・衛生管理担当者と連携して行う。
特別教室など（理科室、技術室、家庭科室、美術室、パソコンルーム、保健室）	・実験用、実習用の危険薬品や危険物の保管・管理方法 ・電源やガスなどの安全装置の作動性 ・危険標識等の整備 ・刃物類の管理 ・出入口の施錠 ・災害用備蓄物の管理 ・パソコン利用にかかわる情報の管理 など	・一般教室に準じた安全管理にも留意する。
体育館・遊戯室	・床板や壁面（ステージを含む）の破損 ・電源等の安全 ・体育施設や体育用具の破損や劣化 ・机、テーブル、いすなど備品の破損 ・大型遊具、楽器等の整理状態 ・ピアノの安全管理（固定状態、蓋の開閉状態など） ・取付け口や固定口の破損や劣化 など	
校舎・園舎等の外壁	・校舎等の外壁や庇の亀裂や剥落の危険性 ・表面仕上材の浮きや剥落の危険性 ・雨どいの破損 など	

(2) 校舎外・園舎外の安全管理

対 象	項 目	留 意 点
校地、園庭、運動場等	・砂場における危険物の有無 ・校門等の施錠、錠の故障の有無、かぎの管理 ・地面の勾配や凹凸 ・地面の排水状態 ・危険物（ガラス、石、くぎなど）の有無 ・フェンスやその支柱の破損や劣化 ・部外者や動物の進入の有無 など	・児童生徒等が最も活発に活動を行い、休憩時間、クラブ活動など自由に遊べる場所である。
遊具、体育等の固定施設・移動施設	・遊具・固定施設：鉄棒、ブランコ、滑り台、バックネット、防球ネットやその支柱などの破損や劣化、周囲の状態、設置状態、掲揚塔の破損や劣化 など ・移動施設：サッカー、バスケット、ハンドボールなどのゴールポストの固定の状態、テント、展示物の破損や劣化、風雨等の自然環境の影響 など	・移動施設は、移動後の固定状況についても点検する。 ・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」（国土交通省）を参考。
運動用具等の倉庫	・倉庫や用具室の整理・整とん ・倉庫の施錠、錠の故障、かぎの管理 ・石灰の保管状況や取扱い方 ・用器具等の保管状況や利用法 ・児童生徒等の出入りの管理 など	・用具の撤収や収納の際のけがにも留意する。 ・石灰による角膜損傷や目につきにくい倉庫内でのけがにも留意する。
プール	・浄化・消毒装置、シャワー、洗眼器などの作動性 ・浄化・消毒装置、シャワー、洗眼器などの利用法 ・プールへの危険物や異物などの混入 ・プールの排（環）水口の蓋等の固定 ・プールサイドやプール周辺の危険性 ・出入口等の施錠 ・プールの消毒薬の保管状況や取扱い方 ・連絡用電話の接続状況 など	
足洗い場	・洗い場における危険物の有無 ・周囲における障害物の有無 ・滑りやすさ ・排水状態 など	・多数の児童生徒等が同時に使用することによる危険性に留意する。
農場、飼育場	・建物の壁、板面の破損や劣化 ・柵やフェンスの破損や劣化 ・農機具等の整備 ・飼育場や倉庫の整理・整とん ・出入口等の施錠 など	

(3) 防災にかかわる安全管理

対 象	項 目	留 意 点
避難関連事項	・避難経路における障害物の有無 ・防火用水、消火器、消火栓、防火シャッター、防火用扉などの作動性 ・防災施設や設備等の周辺の障害物の有無 ・自動火災報知設備や緊急放送設備などの作動性 ・避難器具の点検 ・発火しやすい薬品や灯油の安全な保管 ・災害の状況、避難方法、避難経路等に関する校外機関との連絡体制、連絡機能 など	・防火用水での水の事故 防火用扉・防火シャッターの誤動作などの危険性に留意する。 ・教職員が設備や器具を操作できるようにする。必要時には、点検等に学外の専門家・団体に、協力を求める。
転倒、落下等の防止	・教室：戸棚、テレビ、パソコン、ピアノ、工作機械、実験器具、時計、掲示物、置物 など ・廊下：棚、掲示物、額 など	・施設や器具等の転倒・落下防止のための固定状況

(4) 防犯（児童生徒等の安全確保）にかかわる安全管理

ア 学校において取り組むべきこと

対 象	項 目
日常の安全確保	〔教職員の共通理解と校内体制〕 ・児童生徒等に関する教職員の共通理解と意識の高揚 ・危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成や校内体制の整備 など 〔来訪者の確認〕 ・学校への来訪者の案内・指示、誘導、入口や受付の明示 ・敷地や校舎への入口等の管理 ・来訪者への声かけや名札等による識別 など 〔不審者情報に係る関係機関等との連携〕 ・学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携近接する学校等間の情報提供体制の整備 など 〔始業前や放課後等における安全確保の体制〕 ・始業前や放課後等における教職員の校内巡回等の実施 など 〔授業中や昼休み等における安全確保の体制〕 ・授業中や昼休み等における教職員の校内巡回等の実施 など 〔校外学習や学校行事における安全確保〕 ・校外学習や学校行事での綿密な計画の作成と安全の確認 ・児童生徒等への事前の安全指導の十分な実施 ・緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立 など 〔安全に配慮した学校開放〕 ・開放部分と非開放部分との区別の明確化と不審者の侵入防止策（施錠等）の実施 ・保護者やPTA等による学校支援のボランティアの積極的な協力の推進 ・地域学校安全委員会の設置と充実 など 〔学校施設面における安全確保〕 ・校門、囲障、外灯、校舎の窓・出入口等の破損、施錠の状況の点検・補修 ・警報装置、防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡・通報体制の整備 ・死角の原因となる立木等の障害物の有無、隣接建物等からの侵入の可能性の確認と対策の実施 など
緊急時の安全確保	〔不審者情報がある場合の連絡等の体制〕 ・警察へのパトロール等の要請など速やかな連携 ・緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定 ・保護者やPTA、学校支援の安全ボランティア等の学校内外の巡回等の協力体制の整備及び情報の共有 など 〔不審者の立ち入りなど緊急時の体制〕 ・校長、教頭又は他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起、避難誘導等に速やかに対応できる体制の確立 ・警察、消防署等の関係機関や教育委員会への通報体制の整備 ・緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や児童生徒等の避難訓練等の実施 ・警備員等を配置している場合、巡回パトロールの効果的な実施と速やかな対応ができる体制の整備 など 〔緊急時の安全確保の対応〕 ・学校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づいた、チェックや対応 など

イ 家庭や地域社会の協力を得て取り組むべきこと

対 象	項 目
日常の安全確保	〔家庭への働きかけ〕 ・不審者情報の警察や学校等への速やかな伝達、危険な場所の確認や屋外での行動の注意事項の家庭での話合い など 〔学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組〕 ・PTA、自治会、地域防犯協会、青少年教育団体、地域安全ボランティア団体等の協力を得ての、学区内の危険箇所の点検や「声かけ運動」等の取組 など 〔登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体の取組〕 ・登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための関係団体との連携・協力の下での巡回指導等の取組の実施 ・「子ども110番の家」等の地域のボランティアの体制の整備・充実 など
緊急時の安全確保	〔不審者の情報がある場合の取組体制の整備〕 ・PTA、自治会、地域防犯協会、青少年教育団体の協力を得ての、各家庭への注意喚起、授業中や放課後等における学校内や周辺、学区内の巡回指導、集団登下校への同伴などの取組体制の整備 ・学校や関係機関等からの注意依頼の文書等の各家庭への配布や地域での掲示、電話、メールの配信等、速やかな周知体制の整備 など

2 学校生活の安全管理

(1) 休憩時間

対 象	項 目
校舎内での活動	・遊具や施設の安全な利用法 ・遊び等における行動の危険性 ・児童生徒等が使っている道具や遊具等の危険性（禁止されている物や危険な物の使用）など
運動場・園庭、体育館等での活動全般	・飼育動物の安全な扱い方 ・光化学スモッグや熱中症等の予防 ・運動や遊びの種類と場所の危険性 ・運動や遊びをしている児童生徒等と他の児童生徒等との間の危険性 ・休憩時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動 ・人目につきにくい場所での児童生徒等の行動 ・新しく流行している遊びの危険性 など
運動場・園庭、体育館等での固定施設・移動施設の利用	・利用の仕方の危険性（無理な利用、誤った利用） ・固定施設や移動施設の近くにいる児童生徒等の危険性 など
粗暴な行動	・児童生徒等の個々の特性や相互の人間関係の把握 ・粗暴な言動、悪ふざけ、こぜりあいなど暴力の前兆の有無 ・発生時の対応策 など

(2) 各教科等の学習時間

対 象	項 目
始業前・学習前	・児童生徒の心身の健康状態の把握 ・児童生徒などの服装 ・学習中に予想される危険に対する準備（予防策、発生時の対処策、児童生徒などへの周知）など
施設・用具などの使用	・施設、用具、教材・教具の整備 ・施設や用具等の扱い方に関する児童生徒等の理解 ・施設や用具等の扱い方における危険性 など
個別的配慮	・使用法の習熟に懸念のある児童生徒等の把握 ・当日の心身の健康状態や情緒の安定に対する配慮 など

(3) 園外保育、クラブ活動等・学校行事の活動等

対 象	項 目
一般的安全管理	・活動場所やその経路に関する事前の実地調査 ・校外活動における道中での児童生徒等の行動 ・参加した児童生徒などの人数の把握 ・学年、体力、技術等に差がある児童生徒がともに活動することの無理や危険性 ・児童生徒等が自主的に行うことに対する安全管理上の配慮（最低限の管理の徹底、児童生徒等の自己管理の活用等） など
状況に応じた安全管理	・活動の場所、時刻・時間等における無理や危険性 ・児童生徒の心身の健康状態の把握 ・自然環境の状態の把握（天候、温度、湿度、明るさ等：傷害防止及び光化学スモッグによる健康被害や熱中症の防止の観点から ・活動している児童生徒等同志の間の危険性 など

(4) 学校給食の時間

対 象	項 目
準備時	・検食による異物等の確認 ・給食当番の服装 など
調理室からの受け渡し時	・調理室の窓口前に置ける危険の有無など ・食缶、食器の受け渡し、コンテナ移動などの際の危険の有無 など
運搬時	・運搬の方法における危険の有無 ・運搬の経路における危険の有無 など
配膳時	・配膳時の取扱い など
食事時	・誤嚥や異物等の誤飲 など

(5) 清掃活動等作業時

対 象	項 目
作業者の行動など	・遊びやふざけ等の危険な行動の有無 ・道具や用具の使い方（洗剤なども） ・作業時の服装 ・肥料や薬剤の扱い方（喚起なども含む） ・作業の方法や手順などにおける危険の有無 など
場や周囲との関連	・作業している場所及びその周辺の危険性の有無 ・作業している児童生徒と他の児童生徒との間の危険性 など

3 通学の安全管理

(1) 通学路の設定と安全確保

対 象	項 目
通学路の設定	通学路の条件 ・できるだけ歩車道の区別がある ・区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる ・遮断機のない無人踏切を避ける ・見通しの悪い危険箇所がない ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、又は、警察官等の誘導が行われたりしている ・犯罪の可能性が低い など
通学路の安全確保	交通事故防止等にかかわる安全確保のための方策 ・通学路を表示する標識を適切な箇所に設置する ・場所や状況により交通規制を要請する ・特に危険な箇所では、警察官等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する ・障害物の放置、工事状況、催し物の実施等に関連して、通学路を点検し適切に対処する ・保護者、関係機関等との情報交換、情報処理を円滑に行う体制を確立するなど 防犯にかかわる安全確保のための方策 ・通学路を通っての登下校の指導 ・通学路の要注意箇所や危険箇所の把握 ・通学路の要注意箇所や危険箇所のマップ作成や児童生徒等への周知 「子ども110番の家」等の登下校時の緊急の際の避難場所の児童生徒等への周知 ・登下校時等の緊急事態発生の場合の対処法（大声を出す、防犯ブザーを鳴らす、逃げる等）の指導 ・登下校時の緊急の際の対処法の指導と訓練の実施 など

(2) 徒歩及びバス、電車交通機関利用による通学の安全確保

対 象	項 目
一般的安全管理	・児童生徒等一人一人の通学方法の把握 ・集団登下校における集合場所の危険性や集団の人数の適切性 ・校外指導での家庭や地域の関係機関・団体等との連携 ・校外指導の計画的実施 ・部活動等で下校時刻が遅くなる場合の下校の仕方（交通事情や防犯等への配慮） ・児童生徒等の行動の自己管理の指導 など
通学方法等に応じた安全管理	・保護者から教員への児童生徒等の引き渡し ・交通量の多い地域での対処（登校時間帯における車両進入禁止区分等の設定） ・バス、電車等の利用者への安全確保に関する周知（乗降時や乗車中の行動、降車後の横断や移動など） ・他の歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮 など
悪天候や自然災害発生時における安全管理	・気象情報や災害情報の入手 ・状況に応じた臨時休校、登下校時刻や通学順路の変更等の対処 ・状況に応じた保護者の同伴登下校、教職員の引率等の対処 など

(3) 自転車通学の安全確保

対 象	項 目
通学	・ 自転車通学に関するきまり等の設定 など
点検、駐車	・ 登下校時の歩行者と自転車等の混雑や交錯（駐車場や経路等の調整） ・ 定期的な点検と不良箇所の修理 ・ 自転車置き場の使用法（使用場所や禁止場所の遵守、整理など） など
乗車時の行動	・ ヘルメットの着用 ・ 雨天時の服装（雨具の着用、傘さし運転の禁止） ・ 防犯登録、保険への加入 ・ 悪天候、濃霧、薄暮などの交通環境の変化に対処した安全な走行 ・ 交通法規の遵守：スピード抑制、無灯火や二人乗りの禁止等 ・ 歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮や注意 など

(4) 二輪車や自動車（定時制高校等における）による通学の安全確保

対 象	項 目
通学	・ 二輪車や自動車を使った通学に関するきまり等の設定 など
点検、駐車	・ 登下校時の歩行者と車両等の混雑や交錯（駐車場や経路等の調整） ・ 定期的な点検と不良箇所の修理 ・ 車両置き場の使用法（使用場所や禁止場所の遵守、整理など） など
乗車時の行動	・ ヘルメットやシートベルトの着用 ・ 保険への加入 ・ 悪天候、濃霧、薄暮などの交通環境の変化に対処した安全な走行 ・ 交通法規の遵守 ・ 歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たち及び自転車、他の車両などへの配慮や注意 など

付 録

- 学校安全計画例
- 学級活動等における安全指導の目標・内容例
- 校内での事件・事故災害発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例
- 地震による災害発生時の一般的な連絡体制の例
- 学校における転落事故防止のために
- 緊急地震速報 利用の心得
- 原子力災害発生時の安全措置
- 安全点検表の一例
- 学校保健安全法、学校保健安全法施行規則（抄）
- 幼稚園教育要領、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の学習指導要領（抄）
- 安全に関する諸通知等
- 日本スポーツ振興センター災害共済給付概要
- 参考情報

学校安全計画例（幼稚園）

月		4	5	6	7・8	9
安全生活安全	生 活 安 全	○園内の安全な生活の仕方 ・登降園の仕方 ・遊びの場や遊具（固定遊具を含む）、用具の使い方 ・小動物のかかわり方 ・困ったときの対応の仕方 ※5歳児：新しく使える遊具や用具、場所の使い方 ○子ども110番の家 ○園外保育での安全な歩き方 ・並ぶ、間隔を空けない等	○園内の安全な生活の仕方 ・生活や遊びの中で必要な道具や用具の使い方（いす、はさみ、箸等） ・小動物の世話の仕方 ・通園バスの乗り降りの仕方や待ち方の約束を知る ○集団で行動するときの約束 ・一人で行動しない	○雨の日の安全な生活の仕方 ・雨具の扱い方、始末の仕方 ・廊下、室内は走らない ○水遊びのきまりや約束 ・準備体操 ・プールでの約束 ○家に帰ってから ・知らない人についていけない 「いかのおすし」の約束を知る ○乗り物に関する約束 ・車中での過ごし方	○夏季休業中の生活について安全で楽しい過ごし方 ・花火の遊び方 ・外出時の約束 ・一人で遊ばない ○水遊びのきまりや約束 ・準備体操 ・プールでの約束	○生活のリズムを整え、楽しく安全な生活 ・登降園時の約束、遊具・用具、固定遊具の安全な使い方 ○水遊びのきまりや約束 ・準備体操 ・プールでの約束 ○戸外で体を十分動かして遊ぶ ○集団で行動するときの約束 ・集合の合図・友達との歩行
	交 通 安 全	○安全な登降園の仕方 ・初歩的な交通安全の約束	○道路の安全な歩き方 ・標識、標示（とまれ等）の意味 ・安全確認（左右を見る）の仕方 ※5歳児：交通公園で体験を通しての安全指導（信号の見方） ○親子路上安全教室	○雨の日の安全な歩行の仕方 ・傘の持ち方 ○園外保育での安全な歩き方	○交通安全に関する約束を再確認 ・飛び出し ・道路では遊ばない ・自転車に乗るときの約束（保護者の付き添い） ・自動車の前後の横断	※4歳児：園外保育（交通公園）を利用、信号の見方 ○遠足・園外保育での交通安全 ・道の端を歩く ・ふざけながら歩かない
	育 災 害 安 全	○避難（防災）訓練の意味や必要性 ○避難の仕方 ・避難訓練の合図（サイレン、放送等） ・「おかしも」の約束 ・防災頭巾のかぶり方	〈火災：サイレン、放送で伝達〉 ※3・4歳児：集合場面 ・火災時は靴を履きかえない ※5歳児：自由に活動している場面 ・教職員の指示を聞いての避難 ○消防署の指導による煙体験（姿勢を低く保つ） ○光化学スモッグに対する注意事項	〈地震：サイレン、放送で伝達〉 ○地震のときの避難の仕方 ・机の下に潜る ・避難時は靴を履く ○園庭にて保護者への引渡し訓練	〈火災：火災報知機・放送にて伝達〉 ○放送・教職員の指示を聞き、避難 ・非常用滑り台で避難 ・ハンカチを鼻、口に当てる ・持っているものは置いて避難	〈地震・警戒宣言発令〉 ○大地震が起きたときの避難の仕方 ・保育室にて保護者への引渡し訓練（保護者は徒歩）
行 事	入園式	園外保育・遠足	園外保育・遠足 プール開き	終業式 夏季休業日	始業式、プール納め 園外保育・遠足	
安 全 管 理	○安全点検表の作成 ○園内外の環境の点検、整備、清掃 ○保育室の遊具、用具の点検、整備、清掃	○園外保育・遠足等の目的地の実地踏査 ○消防署の指導により教職員の通報訓練、初期消火訓練	○幼児の動線を考え、室内での安全な遊びの場づくりの工夫 ○プールの清掃、水遊びの遊具、用具の安全点検	○夏季休業中は園舎内外の施設、設備の見回り ○新学期が始まる前に、保育室内外の清掃、遊具、用具の安全点検	○使い慣れた遊具、場所の安全指導の徹底 ○危険な行動に対する、教職員同士の共通理解、指導の徹底	
組 織 活 動 （ 研 修 含 む ）	○保護者会、園だよりで ・園生活を安全に過ごすためのきまり、約束を連絡（登降園の仕方、園児引渡しの仕方、出欠の連絡、けが、病気に関する連絡方法、災害時の対応） ・通園状況の把握 ○緊急家庭連絡網の作成 ○春の交通安全運動 ○遊具の安全点検の仕方について研修をする	○保護者会、園だよりで ・定期健康診断の結果連絡、健康で安全な生活についての意識の高揚 ・緊急家庭連絡網を使い、電話連絡の練習 ・路上での実際指導 ・光化学スモッグ警報発令時の対応の仕方を連絡 ○心肺蘇生法（AED含む）の研修をする	○保護者会、園だよりで ・水遊びのための健康管理 ・夏の生活で必要な安全（雨天時の歩行、登降園時に親子で注意、熱中症への配慮） ○幼児の交通事故の現状について警察署からの話を聞く	○保護者会、園だよりで ・警察署より交通安全及び防犯（誘拐）について講話 ・夏季休業中の過ごし方（健康生活、落雷、台風などの気象災害への配慮事項の確認） ・地域が行っている防犯パトロールについての情報交換 ○不審者との具体的な対応の仕方やいろいろな道具の使い方について、警察署から実際指導を受ける	○保護者会、園だよりで ・通園路を見直し、安全な通路、危険な場所の確認 ・生活リズムの調整、体調への十分な配慮を依頼 ・警戒宣言発令時の避難行動、引取り訓練 ○秋の交通安全運動	

10	11	12	1	2・3
○様々な遊具の安全な使い方、遊び方 ・ボール（ける、投げる等）の遊び方 ・縄跳びの縄の扱い ※5歳児：後に使う人の安全を考えた片付け方 ○集団で行動するときの約束 ・教職員の指示を聞き、自分から気を付ける	○様々な遊具や用具の安全な使い方、片付け方 ・目打ち、段ボールカッター等 ○不審者対応 ・不審者が園に侵入したときの避難の仕方 ○集団で行動するときの約束 ・教職員の指示を聞き、自分から気を付ける	○体を動かして遊ぶ・室内にこもらず、戸外で遊ぶ ○危険につながる服装 ○冬の健康な遊び方、安全な行動の仕方 ○誘拐の防止 ○暖房機の危険性、安全に関する約束	○進んで体を動かし、安全で活発な行動 ・室内にこもらず、戸外で活動 ○園生活に必要な約束やきまりを自分から気付く、守る ○暖房機の危険性、安全に関する約束 ○雪の日の安全な遊び方、身支度の仕方	○自分の身の回りの安全に自ら気付き、判断し行動する。 ・担任以外の教職員の指示 ○異年齢の交流場面での安全に関する自主的な約束の確認 ○暖房機の危険性、安全に関する約束 ○雪の日の安全な遊び方、身支度の仕方
○信号の正しい見方 ・点滅しているときの判断の仕方、適切な行動 ○警察の指導による交通安全 ・安全な登降園の仕方、自転車の乗り降りの仕方、道路の渡り方 ○バスの中の安全な過ごし方	○登降園時、園外保育の交通ルールを自分から気を付け、守る ・自分の耳と目で確かめる習慣 ○電車の乗り降り、車中の安全な過ごし方 ○子ども路上歩行訓練園のまわりの道路を子どもだけで歩く	○様々な状況、場面での交通ルール ・道路の横断 ・駐車中の自動車の前後の横断 ・信号が点滅している時の行動の仕方など	○様々な状況、場面で、自分で判断する ・自分の耳と目で確かめる習慣 ・交通量の多い道路での歩行、横断	○交通安全のために、自分で判断して行動する ・降園後の生活 ※5歳児：小学校付近の道路の危険な場所、安全な歩行の仕方
〈火災：肉声で通報〉 ○「火事だ」の声による通知、速やかな避難行動 ・周囲の状況、そばにいる教職員の指示 ・第二次避難場所まで避難	〈地震：サイレン、放送で伝達〉 ○大きな揺れが続いているとき ・頭を守る、危険のない場所 ・指示があるまで動かない等 ※5歳児：起震車により大地震の揺れを体験、地震のときの基本動作（親子で体験）	〈地震、火災発生：サイレン、放送で伝達〉 ○第三次避難場所へ避難 ・防災頭巾をかぶっての安全な歩行	〈火災：予告なし〉 ○周囲の状況、放送やそばにいる教職員の指示 ○消防署から指導 ・火災の怖さ、火事発見時の適切な行動	〈地震・火災：予告なし〉 ○大きな揺れが続いているときの自分の身の守り方
運動会園外保育・遠足（バス）	園外保育・遠足	終業式 冬季休業日	始業式 園外保育（風上げ）	終業式
○戸外での遊び、遊びの場、幼児の遊びの動線への配慮 ○園外保育を利用し、信号機の見方、道路の歩き方等の体験的な指導	○電車を使つての遠足では、使用する駅のホームの状況も含めて遠足の実地踏査	○暖房設備の点検、使用するための準備	○室内での遊び、狭い遊び場での安全管理・教職員同士の連携・調整 ○暖房の温度、室内の換気に留意 ○戸外での遊びの奨励 ○教職員の消火訓練（消防署の指導） ○積雪時の園庭、園舎の安全確認	○1年間の安全点検の評価・反省 ○次年度の防災組織等の再編成
○保護者会、園だよりで ・戸外での活動、徒歩での通園などへの協力依頼（ノー自転車デー） ・警察の指導により、登降園の様子、幼児が自分で判断し、安全な歩行の仕方を身に付けるための指導協力 ・消防署から消火、通報訓練を受ける	○保護者会、園だよりで ・消防署の指導（起震車で地震体験、家庭で地震が起こった場合の対処の仕方） ・子ども路上歩行訓練時の安全確保の協力 ○不審者への対応について実技研修をする	○保護者会、園だよりで ・冬休み中の健康で安全な生活について園だより等で周知 ・年末年始の地域の防犯、防災活動に関心をもち、幼児に伝える	○保護者会、園だよりで ・登降園時の安全、大地震発生時の避難場所、連絡方法などを再確認 ・降雪時の登降園時の歩行、身支度などへの配慮について連絡と協力依頼	○保護者会、園だよりで ・就学に向ける心構え（危険な道路、場所を教える等） ・春休み中の生活について、園だより等で連絡 ○園内事故等発生状況と安全措置に関する研修

学校安全計画例（小学校）

※学級活動の欄

◎…1単位時間程度の指導

●…短い時間の指導

項目			月	4	5	6	7・8	9
月 の 重 点				通学路正しく歩こう	安全に休み時間を過ごそう	梅雨時の安全な生活をしよう	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動をしよう
道 徳				規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切	勤勉努力	明朗誠実
安 全 学 習 全 体	安 全 学 習	生 活	・地域巡り時の交通安全 安全 ・遊具の正しい使い方	・野外観察の交通安全 ・移植ベラ、スコップ の使い方	・公園までの安全確認	・虫探し・お店探検時 の交通安全	・はさみの使い方	
		理 科	・野外観察の交通安全 ・アルコールランプ、虫 めがね、移植ごての 使い方	・カバーガラス、スライ ドガラス、フラスコの 使い方	・スコップ、ナイフの使 い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ビーカーの 使い方	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の 使い方	
		図 工	・はさみ、カッター、ナイ フ、絵の具、接着 剤の安全な使い方	・写生場所の安全 ・コンパスの安全な使 い方	・糸のこぎり、小刀、 金槌、釘抜きの使 い方	・木槌、ゴム、糸のこ ぎり、ニスの使い方	・作品の安全な操作	
		家 庭	・針、はさみの使い方	・アイロンのかけ方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装	
		体 育	・固定施設の使い方 ・運動する場の安全確 認	・集団演技、行動時の 安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全		・鉄棒運動の安全	
	総 合 的 な 学 習 の 時 間			「○○大好き～町たんけん」（3年）「交通安全ポスターづくり」（4年）				
	教 育 指 導	学 級 活 動	低学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な給食配膳 ●子ども110番の家の場 所	●休み時間の約束 ◎防犯避難訓練の参加 の仕方 ●遠足時の安全 ●運動時の約束	●雨天時の約束 ◎プールの約束 ●誘拐から身を守る	●夏休みの約束 ◎自転車乗車時の約束 ●落雷の危険	◎校庭や屋上の使 い方のきまり ●運動時の約束
中学年			●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な清掃活動 ●誘拐の起こる場所	●休み時間の安全 ◎防犯避難訓練への積 極的な参加 ●遠足時の安全 ●運動時の約束 ◎防犯教室（3年生）	●雨天時の安全な過 ごし方 ◎安全なプールの利 用の仕方 ●防犯にかかわる人た ち	●夏休みの安全な過 ごし方 ●自転車乗車時のき まり ●落雷の危険	◎校庭や屋上の使 い方のきまり ●運動時の安全な服装	
高学年			●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な委員会活動 ●交通事故から身を守 る ◎身の回りの犯罪	●休み時間の事故とけ が ◎防犯避難訓練の意義 ●交通機関利用時の安 全 ●運動時の事故とけが	●雨天時の事故とけが ◎救急法と着衣泳 ●自分自身で身を守 る ◎防犯教室（4、5、 6年生）	●夏休みの事故と防止 策 ●自転車の点検と整備 の仕方 ●落雷の危険	◎校庭や屋上で起 こる事故の防止策 ●運動時の事故とけが	
児 童 会 等 活 動		・新1年生を迎える会 ・クラブ活動・委員会 活動開始			・児童集会			
主 な 学 校 行 事 等		・入学式 ・健康診断 ・交通安全運動	・運動会・遠足 ・防犯避難訓練	・自然教室 ・プール開き		・防災引き取り訓練 ・交通安全運動 ・防災避難訓練(地震)		
安 全 管 理		対 人 管 理		・安全な通学の仕方 ・固定施設遊具の安全 な使い方	・安全のきまりの設定	・プールでの安全のき まりの確認 ・電車・バスの安全な 待ち方及び乗降の仕 方	・自転車乗車時のき まり、点検・整備 ・校舎内での安全な過 ごし方	・校庭や屋上での安全 な過ごし方
	対 物 管 理		・通学路の安全確認 ・安全点検年間計画の 確認（点検方法等研 修含む）	・諸設備の点検及び整 備	・学校環境の安全点検 及び整備	・夏季休業前や夏季休 業中の校舎内外の点 検	・校庭や屋上など校舎 外の整備	
学 校 安 全 に 関 す る 組 織 活 動			・登下校時、春の交通 安全運動期間の教職 員・保護者の街頭指 導	・校外における児童の 安全行動把握、情報 交換	・地域ぐるみの学校安 全推進委員会 ・学区危険箇所点検	・地域パトロール	・登下校時、秋の交通 安全運動期間の教職 員・保護者の街頭指 導地域パトロール	
			・遊具等の安全点検方 法等に関する研修 ・通学路の状況と安全 指導に関する研修	・熱中症予防に関する 研修	・防犯に関する研修（緊 急時の校内連絡体制、 マニュアルの点検） ・心肺蘇生法（AED） 研修（PTA 含む）		・防災に関する研修（訓 練時）	

付 録

10	11	12	1	2	3
乗り物の乗り降りに気をつけよう	けがをしないように運動をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう	安全な生活ができるようにしましょう
思いやり親切	家庭愛	勇気	勤勉努力	節度節制	愛校心
・たけひご、つまようじ、きりの使い方	・郵便局見学時の安全	・はさみ、ステープラーの使い方	・はさみの使い方	・昔遊びの安全な行い方	・移植ごての使い方
・太陽観察時の注意	・ポリ袋、ゴム風船の使い方	・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・スコープ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ピーカーの使い方	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の使い方
・彫刻刀の管理の仕方と使い方	・水性ニスの取扱い方	・竹ひご、細木の使い方	・糸のこぎり、小刀、金槌、釘抜き の使い方	・木槌、ゴム、糸のこぎり、ニスの使い方	・作品の安全な操作
・熱湯の安全な取扱い方	・ミシンの使い方	・油の安全な取扱い方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装
・用具操作の安全	・けがの防止（保健）	・ボール運動時の安全	・持久走時の安全	・跳躍運動時の安全	・器械運動時の安全
「安全マップづくり」（5年）「社会の一員として活動しよう」（6年）					
◎乗り物の安全な乗り降りの仕方 ●廊下の安全な歩行の仕方	◎誘拐防止教室 ●安全な登下校	●安全な服装 ◎冬休みの安全な過ごし方	◎「おかしも」の約束 ●危ないものを見つけたとき	◎身近な道路標識 ●暖房器具の安全な使用	●1年間の反省 ◎けがをしないために
◎車内での安全な過ごし方 ●校庭・遊具の安全な遊び方	◎校庭や屋上の使い方のきまり ●安全な登下校	◎冬休みの安全な過ごし方 ●凍結路の安全な歩き方	●「おかしも」の約束 ◎安全な身支度	◎自転車に関係のある道路標識 ●暖房器具の安全な使用	●1年間の反省 ◎けがをしやすい時間と場所
◎乗車時の事故とけが ●校庭・遊具の安全点検	◎校庭や屋上で起こる事故の防止策 ●安全な登下校	◎冬休み中の事故やけが ●凍結路の安全な歩き方	◎災害時の携行品 ●安全な身支度、衣服の調節	◎交通ルール ●暖房器具の安全な使用	●1年間の反省 ◎けがの種類と応急処置
		・児童集会			
・地区別運動会 ・収穫祭と子ども祭り	・修学旅行 ・防災避難訓練（火災）			・学校安全集会	・卒業式
・校外学習時の道路の歩き方 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・安全な登下校	・凍結路や雪道の歩き方	・災害時の身の安全の守り方	・道路標識の種類と意味	・1年間の評価と反省
・駅・バス停周辺の安全確認	・通学路の確認	・校内危険箇所の点検	・防災用具の点検・整備	・学区内の安全施設の確認	・通学路の安全確認 ・安全点検の評価・反省
・学校安全委員会（学校保健委員会）	・地域教育会議	・年末年始の交通安全運動の啓発	・地域パトロール	・学校安全委員会（学校保健委員会）	・地域ぐるみの学校安全推進委員会
	・防災に関する研修（訓練時）	・応急手当（止血等）			・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修

学校安全計画例（中学校）

※学級活動の欄

◎…1単位時間程度の指導

●…短い時間の指導

項目			月	4	5	6	7・8	9	
月 の 重 点				安全な登下校をしよう	体育祭を安全にやりぬこう	梅雨期を安全に過ごそう	健康と安全について気をつけよう	災害に備えた生活をしよう	
道 徳				生命の尊さ	集団の意義	自主自律	法の遵守	奉仕	
安 全 学 習	安 全 学 習	社 会	・世界と比べた日本の地域的特色（自然災害と防災への努力）						
		理 科	・理科室における一般的注意 ・実験時の危険防止とふさわしい服装	・薬品やガラス器具の使い方 ・加熱器具の使い方 ・備品の点検整備		薬品検査	・自主研究の実験場の注意 ・電気についての知識		
		美 術	・美術室における一般的注意	・備品の点検整備	・彫刻刀の正しい使い方	・ニードル等の道具の使用の注意 ・備品検査	・版画用プレス機の使い方		
		体 育 分 野	・集団行動様式の徹底 ・施設や用具の使い方	・自己の体力を知る ・集団行動と協力性 ・備品の点検整備 ・新体力テストの行いと測定の仕方	・水泳の事故防止について(自己健康管理)		・陸上運動の適切な場所の使い方と測定の仕方		
		保 健 分 野	・心身の機能の発達と心の健康（1年）	・傷害の防止（2年）		・生活行動・生活習慣と健康（3年）	・自然災害（全学年）		
		技 術 ・ 家 庭	・施設・設備の使用上の注意 ・作業場所の確保と危険回避	・金属材料の性質と切断 ・日常での木製品の利用	・工作加工機械や工具の安全や点検	・切断切削加工時の安全 ・備品の点検整備	・工作機械の安全な利用		
		※「栽培」を行う場合は、農薬の扱いに注意する。	・実習室の使用上の注意と食についての一般的な注意	・ガスコンロの使い方 ・換気について ・ゴム管の点検	・調理実習における注意 ・日常食の調理	・備品の点検整備	・電気の安全な利用 ・食生活と健康		
	総 合 的 な 学 習 の 時 間			〈活動例〉「わが町の交通安全対策調べ」「学区安全マップづくり」「災害と町づくり」など					
	教 育 全 指 導	学 級 活 動	第1学年	●中学生になって ●通学路の確認 ●部活動での安全 ●自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	●体育祭の取組と安全 ◎災害時の安全な避難の仕方と日常の備え ●清掃方法を確認しよう	●雨天時の校舎内での過ごし方 ●校内での事故と安全な生活 ◎水泳、水の事故と安全	●落雷の危険や風水害 ●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全（防犯）	◎地震の危険 ●市総合体育大会と安全	
			第2学年	●通学路の確認 ●自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	●体育祭の取組と安全 ◎交通事故防止を考えよう	●雨天時の校舎内での過ごし方 ◎水泳、水の事故と安全	●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全（防犯） ●中体連大会と安全	◎地震の危険と避難 ●市総合体育大会と安全	
			第3学年	◎犯罪被害の防止や通報の仕方 ●登下校の安全 ●自分でできる安全点検	●体育祭準備 ◎心の安定と事故	◎水泳、水の事故と安全 ◎修学旅行と安全	●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全（防犯） ●中体連大会と安全	◎地震の危険と避難 ●市総合体育大会と安全	
		生徒会活動		・部活動紹介	・体育祭 ・校内安全点検活動	・生徒会総会 ・中体連壮行会	・球技大会		
		主 な 学 校 行 事 等		・入学式 ・健康診断 ・学校説明会 ・交通安全運動	・新体力テスト ・体育祭 ・防災避難訓練	・修学旅行 ・防災避難訓練（火災） ・心肺蘇生法講習会 ・合唱コンクール	・夏の交通安全運動	・防災避難訓練（地震） ・秋の交通安全運動	
		部 活 動		・活動ガイダンス ・練習の進め方指導	・部活動保護者会	・熱中症予防指導			
安 全 管 理	対 人 管 理		・通学方法の決定 ・安全のきまりの設定	・身体の安全について及びけがの予防	・校舎内の安全な過ごし方 ・プールにおける安全管理について	・自分でできる点検ポイントについて ・救急体制の見直し ・夏季休業中の部活動での安全と対応	・身体の安全について及びけがの予防		
	対 物 管 理		・通学路の確認 ・安全点検年間計画の確認（点検方法等研修含む）	・運動場など校舎外の整備	・学校環境の安全点検及び整備（階段・廊下・プール）	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・諸設備の点検及び整備		
学校安全に関する組織活動（研修含む）			・春の交通安全運動期間の啓発活動 ・教職員・保護者の街頭指導 ・危機管理体制に関する研修	・校外における生徒の安全行動把握、情報交換 ・熱中症予防に関する研修	・地域学校安全委員会（学校保健委員会） ・学区危険箇所点検 ・心肺蘇生法（AED）研修	・地域パトロール ・学校が避難所になった場合の市職員や自主防災組織との話し合い ・防犯に関する研修（マニュアルの確認等）	・防災の日 ・秋の交通安全運動の啓発と街頭指導 ・防災に関する研修（避難訓練）		

付 録

10	11	12	1	2	3
交通法規を理解し守ろう	危険を予測し、安全な生活をしよう	自ら健康を維持しよう	事故災害から身を守り、適切な行動をしよう	事故の原因について学ぼう	安全な生活ができるようにしよう
友情の尊さ	社会連帯	郷土愛	人間愛	生命の尊重	社会への奉仕
・日本の諸地域（地域の自然災害に応じた防災対策）			・地域観察時の安全		
・電気器具の使い方	・力学関係の実験器具の使い方	・薬品検査 ・理科室と準備室の整備	・地震発生メカニズムと震度 ・火山活動の様式とマグマの性質	・天気の変化 ・日本の気象	・自然の恵みと災害 ・備品点検、薬品点検（台帳管理）
・小型ナイフの使い方	・打ち出し用具の使い方	・塗装の際の一般的注意	・カッター、はさみ、コンパス等の使用上の注意	・絵の具、用具の保管や管理の指導	・教室での一般的諸注意 ・器具、用具の点検
・器械運動における段階的な練習と適切な補助の仕方	・長距離走における健康状態の把握と個人の体力にあったペース配分	・武道における場所、用具の適切な使い方と手入れ（禁じ技など）	・サッカーにおける適切な用具、場所の使い方（ゴールの運搬や固定の仕方等）、ルールやマナーの徹底、ゲームの安全	・バスケットボールにおける適切な用具、場所の使い方、ルールやマナーの徹底、ゲームの安全	・器具用具の点検 ・備品整理
・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康（3年）			・感染症の予防（3年）		
・塗装時の喚起や火気	・暖房と換気について ・床に落ちているものの危険性	・電気器具の取り扱い ・家庭電気の安全な利用	・電子機器の利用と安全 ・はんだ付けによる火傷の注意	・加熱と漏電 ・電気製品製作上の安全配慮 ・備品検査	・器具点検整備 ・備品検査（台帳管理）
・器具点検整備 ・備品検査（台帳管理）	・幼児や高齢者等との交流についての一般的な注意	・衣服製作についての一般的注意 ・備品の点検整備	・アイロン、ミシンの適切な使い方	・備品の点検整備	・備品検査
●文化祭の準備と安全 ◎交通法規の意義と安全	●自分の健康チェック（・持久走大会と安全）	●冬休みの生活設計と安全 ●火気の注意 ◎災害への備えと協力（地域の一員として）	●自転車の安全で正しい乗り方 ◎交通事故の加害と被害 ●ボランティア活動の意義の理解と参加	●施設の安全な利用 ◎降雪時の安全 ●けがの発生状況とその防止	●1年間の反省 ●球技大会や3年生を送る会での安全
◎部活動の安全とリーダーの役割 ●文化祭の準備と安全	●自分の健康チェック（・持久走大会と安全）	●冬休みの生活設計と安全 ●火気の注意 ◎災害への備えと協力（地域の一員として）	◎交通事故の加害と被害 ●ボランティア活動の意義の理解と参加	◎降雪時の安全 ●けがの発生状況とその防止	●1年間の反省 ●球技大会や3年生を送る会での安全
◎交通事故の原因と事故の特性	●自分の健康チェック（・持久走大会と安全）	●冬休みの生活設計と安全 ●火気の注意 ◎災害への備えと協力（地域の一員として）	◎交通事故の加害と被害 ●ボランティア活動の意義の理解と参加	◎降雪時の安全 ●けがの発生状況とその防止	●1年間の反省 ●球技大会や3年生を送る会での安全 ●学校、教室環境の整備修繕（奉仕活動）
・文化祭 ・市総体壮行会	・市駅伝大会壮行会		・ボランティア活動などの社会参加	・生徒会総会	・球技大会 ・3年生を送る会
・文化祭	・持久走大会		・防災訓練と防災学習	・自然教室	・卒業式
		・冬季に多い傷害予防指導			
・文化祭の準備と安全	・携帯電話・パソコンの安全な使い方	・避難時の約束について	・自転車の正しい乗り方と危険防止	・施設・設備等の安全な使い方について	・1年間の人的管理の評価と反省
・学校環境の安全点検及び整備（体育館）	・避難経路の確認 ・防火設備、用具の点検整備	・避難所として開放する場所の点検	・学校環境の安全点検及び整備（通学路）	・学校環境の安全点検及び整備（備品）	・1年間の学校環境安全点検の評価と反省
・地域学校安全委員会（学校保健委員会） ・校内の点検	・通学路点検 ・自転車の安全な利用に関する研修（指導方法）	・地域防災訓練の啓発 ・年末年始の交通安全運動の啓発	・阪神・淡路大震災（17日）の想起と防災の啓発活動 ・応急手当と緊急時校内連絡体制	・地域学校安全委員会（学校保健委員会）	・地域交通安全パトロール ・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修

学校安全計画例（高等学校）

※ホームルーム活動の欄

◎…1単位時間程度の指導

●…短い時間の指導

項目			4	5	6	7・8	9
			安全な通学	学校生活での安全	梅雨期の健康安全	野外活動での安全	学校行事での安全
安 全 学 習	安 全 学 習	地理歴史・公民	・(現) 青年期の課題	・(地) 世界の地形・気候	・(現) 現代社会の特質	・(現) 都市問題	
		理科	・実験器具等の安全な扱い方 ・施設・設備・薬品管理等の点検	・観察、実験における一般的な注意及び危険防止の注意	・(物) 摩擦力、運動量、円運動等による車の安全運転の理解	・(物) 衝突・運動エネルギー及びエネルギー保存法則による車の衝突の理解	・(化) 物質と人間生活(身近にある化学物質の性質の正しい理解)
		保健体育	・体育施設・用具の安全点検	・(保) 交通安全	・雨季の体育館、グラウンド使用(転倒防止) ・(保) 応急手当	・水泳の安全 ・熱中症の予防 ・野外活動と安全 ・体育施設・用具の安全点検	・体育施設・用具の安全点検
	実験・実習を伴う科目	施設器具・機械の取扱いと使用上の注意、点検・整備熱源・電気器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備					
	総合的な学習の時間	〈学習活動例〉テーマ「地域の安全と防災」 ○防災ホームページの閲覧、災害の種類と対応(防災壁新聞・ポスター・パンフレット作成)、阪神淡路大震災について、学習のまとめ					
	全 教 育	安 全 指 導	1 年ホームルーム活動	◎高校に入学して ●通学時の安全 ●防災体制の確立 ●犯罪被害の防止	◎交通安全への参加 ●部活動や休憩時の安全 ●自転車の構造と点検整備	◎通学路に潜む危険 ◎地震と安全 ●雨の日の安全行動	◎夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険
2 年ホームルーム活動			◎2年生になって ●通学時の安全 ●防災体制の確立 ●犯罪被害の防止	◎高校生の心理や行動と事故の特徴 ●部活動と健康管理 ●自転車の安全な利用	◎地震と安全 ●雨の日と安全行動	◎夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	◎地震災害対策 ◎交通事故に潜む危険 ●通学路の安全
3 年ホームルーム活動			◎3年生になって ●通学時の安全 ●防災体制の確立 ●犯罪被害の防止	◎幼児・高齢者・障害のある人の心理と行動 ●安全意識と行動 ●自転車の安全な利用	◎運転者の心理と行動特性 ◎地震と安全 ●雨の日と安全行動	◎夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	◎地震災害対策 ◎交通事故の対応と応急手当 ●通学路の安全
主な学校行事			・入学式 ・始業式 ・春の交通安全指導 ・定期健康診断 ・歓迎遠足 ・1年生(オリエンテーション) ・部活動年間計画作成	・学校保健安全委員会 ・遠足安全指導 ・救急法講習会 ・交通安全教室 ・3年生(生徒指導集会) ・高校総体壮行会	・防災避難訓練「火災」 ・高校総体 ・保健委員会 ・2年生(生徒指導集会)	・終業式 ・防災避難訓練(防犯教室も実施) ・夏休みの諸注意	・始業式 ・防災避難訓練「地震」 ・文化祭 ・文化祭実行委員会
個別指導			・自転車、バイク通学許可 ・校門立番指導	・自転車、バイクの点検	・健康診断結果の指導	・校外指導 ・生徒指導全体集会 ・自転車、バイクの実技指導 ・免許取得指導 ・校外巡視	・自転車、バイクの点検 ・新規免許取得者指導
部活動			・新入部員オリエンテーション	・用具の点検・整備	・部活動部長会	・救急法実技講習会 ・合宿・遠征の安全	・用具の点検・整備
生徒会活動			・新入生オリエンテーション	・壮行会	・保健委員会	・球技大会	・文化祭
安 全 管 理			安 全 管 理	対人管理 学校生活の安全管理	・通学状況調査 ・防災体制の確立 ・救急体制の確立 ・登下校指導 ・安全計画の設定 ・下宿、アルバイト調査	・授業時の安全確認(体育実技、農業実習、理科実験、家庭科実習) ・車に係る規則の徹底 ・事故調査と防止対策	・生徒引率の安全確認 ・防災避難訓練の徹底
	対物管理 学校環境の安全点検	・学校環境の安全点検整備(施設・設備、通学路) ・自転車置場施設 ・防災設備の点検整備 ・自家用電気工作物保安点検		・学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実験実習器具) ・環境整備美化作業 ・自家用電気工作物保安点検 ・毒物劇物の適正な管理等について	・学校環境の安全点検整備(体育館、格技場、部室、運動器具) ・プール掃除 ・通学路安全点検	・学校環境の安全点検整備(校庭、学校全般) ・消火器、消火栓、火災報知器の点検	・学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実験実習器具) ・通学路安全点検 ・防災施設・設備の点検整備
学校安全に関する組織活動(研修含む)			・春の交通安全運動 ・交通街頭指導 ・中高連絡会 ・職員会議(危機管理体制) ・教職員研修(安全点検、AED)	・PTA 総会 ・保護者会 ・学校(保健)安全委員会	・保護者面談 ・PTA 委員会 ・教職員研修(熱中症の予防)	・生徒指導協議会(学警連絡協議会) ・校外指導・危険箇所巡視 ・教職員研修(防犯) ・国民安全の日	・国民防災の日 ・秋の交通安全運動 ・教職員研修(自然災害)

付 録

10	11	12	1	2	3
交通道德の理解	安全な行動	事故災害の防止	安全な通学	事故原因と対策	安全な生活
・(現) 地球環境問題	・(現) 地方自治と住民参加	・(現) 公害の防止と環境保全 ・(地) 地球の内部・大気・海洋に関する正しい理解	・(現) 公害問題 ・(地) 居住・都市問題	・(倫) 現代に生きる人間の自然観と人間観	・(倫) 人間としての在り方、生き方
・(生) ガス中毒、一酸化炭素中毒の仕組みと応急手当	・(物) 電気器具の取扱い上の注意		・(化) 物質の変化、化学反応・(反応熱、酸、塩基についての正しい理解)	・(生) 環境と動物の反応についての正しい理解	・(化) 炭化水素類の取扱い上の注意
・(保) 健康と運動 ・体育大会の準備 ・体育大会の事故防止	・体力について	・冬季スポーツの意義 ・校内マラソン大会の安全 ・体育施設・用具の安全点検	・体育施設・用具の安全点検	・(保) 職業と健康	・安全に関する評価 ・体育施設・用具の安全点検
化学薬品の取扱いと使用上の注意、点検・整備					
ボランティア活動体験、地域ハザードマップについて、災害時における応急救護実習、非常食の作り方実習、防災関連施設の見学、今年度総合					
◎事故災害時の応急手当 ●体育大会の安全	◎自転車加害事故の責任 ●火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ●校内マラソン大会の安全 ●冬休みの生活と安全	◎交通事故の対応と応急手当	◎幼児と老人の心理と行動 ●危険の予測 ●地域の安全活動	◎春休みの生活と安全 ●今年度活動の評価とまとめ
◎修学旅行の安全 ●体育大会の安全	◎危険予測訓練 ●火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ●校内マラソン大会の安全 ●冬休みの生活と安全	◎これからの社会生活と交通問題	◎休業日の交通事故防止 ●規律正しい生活 ●地域の安全活動	◎春休みの生活と安全 ●今年度活動の評価とまとめ
◎事故災害時の応急手当 ●体育大会の安全 ●地域の安全活動	◎運転免許の仕組みと運転者の義務・責任 ●火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ●校内マラソン大会の安全 ●冬休みの生活と安全	◎これからの社会生活と交通問題	◎家庭学習について ●規律正しい生活	◎卒業に当たって ●今年度活動の評価とまとめ
・修学旅行 ・体育大会	・交通安全教室	・校内マラソン大会 ・防災避難訓練「火災」 ・冬休みの諸注意 ・終業式	・始業式	・学校保健委員会 ・1、2年生(生徒指導集会) ・校内意見発表会	・卒業式 ・終業式 ・春休みの諸注意
・校外巡視	・第2回バイク通学許可 ・校外巡視	・バイク、自動車免許取得の手続き ・校外巡視	・免許取得の指導 ・校外巡視	・校外巡視 ・入社前指導	・校外巡視 ・バイク免許取得の手続き
・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備	・部室の安全点検	・活動場所の安全点検	・応急手当実技講習	
・体育大会	・保健委員会	・球技大会	・保健委員会	・3年生を送る会	
・修学旅行の安全対策 ・体育大会の安全対策 ・事故災害時の応急手当の徹底	・文化祭の安全対策	・校内マラソン大会の安全対策 ・長期休業前生活指導 ・冬休みの健康管理 ・校内競技大会の安全対策 ・防災避難訓練の徹底	・暖房の取扱い	・交通規則の徹底	・今年度活動の反省と次年度の計画立案 ・長期休業前生活指導 ・本年度の事故発生とのまとめ
・学校環境の安全点検整備(体育館、部室、運動器具)	・学校環境の安全点検整備(校庭) ・ストーブの取扱い方 ・毒物劇物危害防止対策総点検	・学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実習実験器具) ・防災施設・設備の点検整備	・学校環境の安全点検整備(体育館、部室、運動器具) ・火気器具の安全点検	・学校環境の安全点検整備(施設、設備) ・火気器具の安全点検	・今年度の安全点検活動の評価 ・次年度の計画立案 ・生徒用机・いすの点検整備 ・防災施設・設備の点検整備
・中高連絡会 ・学校(保健)安全委員会 ・計画訪問による理科薬品等の適正な管理点検	・保護者面談週間 ・安全に関する広報活動	・交通街頭指導 ・生徒指導協議会(学警連絡協議会) ・年末の交通安全運動 ・交通安全に関する研修(法令等改正、自転車等安全利用に関する指導方法等)	・交通街頭指導 ・PTA委員会 ・学校保健(安全)委員会 ・国民防災とボランティア週間	・安全に関する広報活動	・今年度活動の評価と次年度の計画立案 ・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修

学校安全計画例（特別支援学校（知的障害）高等部）

項 目				4	5	6	7・8	9		
月 の 重 点				通学路の安全を確認しよう	交通安全に気をつけて通学しよう	プールでの事故に気をつけよう	夏休みを安全に過ごそう	交通安全について確認しよう		
安 全 学 習 教 育 指 導 安 全 管 理	安 全 科	教	保 健 体 育	体育施設・用具の安全な使用	体力テスト用具の点検と使い方	プールにおける安全、救急法講習、心肺蘇生法	ソフトボール、キックベースボール等の球技指導における安全			
			理 科	フラスコ、ビーカー、アルコールランプ、凸レンズ、針金等の実験器具等の安全な使い方及び水酸化ナトリウム、塩						
			美 術	・美術で使用するハサミやカッター、ナイフ、彫刻刀、木槌、土練機などの道具の安全な使い方 ・竹ひご、銅板、						
			家 庭	・調理で使用するガスコンロなどの安全な使い方 ・ミキサー、電子レンジ、ホットプレートなどの電気製品の安全な ・針やはさみなどの道具の安全な使い方						
	学 習	職 業	木工班…ドリルやベルトグラインダーなどの電動工具の安全な使い方 ・のこぎりなどの工具の使い方 ・塗料の使い方 園芸班…鋏や移植鋤、鎌などの道具の安全な使い方 ・土篩を使った安全な土のふるい方 ・野菜や花など育てる上 接客班…実際の接客に必要なコミュニケーション能力の育成 ・トレイの持ち方、グラスの運び方、テーブルへの置き方 事務班…印刷機、シュレッダーなどの事務用機器の安全な使い方 ・ハサミやカッターなどの道具の安全な使い方							
			自 立 活 動	・健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション						
			総合的な学習の時間	・学校における全教育活動との関連を基に計画し、自然体験や活動を促すなかで、生徒の自発的な計画に基づき安全に						
	教 育 指 導	安 全 指 導	生 活 安 全	情緒の安定 日常生活における安全	集団行動の約束 友達との接し方	一人では行ってはいけない場所、人通りの少ない場所確認	夏休みの過ごし方	自分の身を守る登下校や交通機関の安全な利用方法		
			交 通 安 全	登下校の安全 安全な歩行	交通安全指導(警察署)	雨の日の交通安全（傘のさし方）	交通機関の利用方法	横断歩道のわたり方 自転車の乗り方		
			災 害 安 全	避難訓練（地震）訓練の大切さ	避難訓練（火災）煙体験、煙の怖さ・被害、ハンカチの大切さ	避難訓練（地震から火災へ）頭を守る大切さ、落下物、倒壊物への注意	避難訓練（継送訓練） 気象災害の安全	総合防災訓練(消防署)引き取り訓練		
			ホームルーム活動	各月の避難訓練や安全指導に対して学級活動を活用して、事前学習や事後学習を行い児童生徒がより理解できるように						
			学 校 行 事 等	修学旅行（旅行中の安全）		プール開き 校外学習 現場実習	現場実習	宿泊訓練		
				部活動…運動部（バスケット部、陸上部、サッカー部、バレー部、卓球部等）、 文化部（演劇部、音楽部、美術部等）						
安 全 管 理	対 人 管 理	生徒の状況把握 通学経路の確認 避難経路確認 次月の避難訓練確認 紐と責任者の表示		緊急体制の確認 健康観察 避難経路確認	水泳指導健康管理 健康観察 心肺蘇生法の確認	水泳指導健康管理 健康観察 AEDの使い方確認 夏季休業中の安全	水泳指導健康管理 健康観察			
		対 物 管 理	防災計画届け出 通学路確認 安全対策マニュアル	飲料水点検 防災設備点検 避難経路点検	プール施設・設備点検 水質検査					
			各教室、特別教室等の防火管理担当者による毎日の消防設備点検と閉鎖障害チェック、校内巡回指導							
学校安全に関する組織活動（研修含む）				学校安全衛生委員会（年3回）、PTA・地域との連携、登下校時刻の通学路交通規制						
				春の交通安全運動	職員防災研修	救急法講習会	AED講習会 安全点検	秋の交通安全運動		

付 録

10	11	12	1	2	3
体育祭を安全に成功させよう	文化祭を安全に成功させよう	冬休みを安全に過ごそう	暖房時の安全を確認しよう	事故防止について確認しよう	春休みを安全に過ごそう
陸上大会の安全 体育祭練習や当日の安全	サッカー等の球技指導における安全	柔道等の武道における安全	バスケット等の球技指導における安全	マラソン大会	マット、跳び箱、運動等の安全
化ナトリウム等の実験で使用する薬品等の安全な使い方と点検					
板などの材料の安全な使い方 ・写生や共同作品作時等の安全な設定					
使い方 ・包丁、ピラー、調理バサミなどの調理器具の安全な使い方や安全な調理方法を知る ・ミシン、アイロンなどの電気製品の安全な使い方					
と喚起 ・材料の安全な取扱い での安全な作業 など安全な接客					
に対する意識を高める					
不審者から自分を守る (防犯避難訓練)	「子供110番の家」の 場所確認	冬休みの過ごし方	犯罪から身を守る携帯 電話の使い方	暖房器具の近くの安全 な過ごし方	春休みの過ごし方
交通安全指導(警察署)	交通機関の利用とマナー	自転車に関する基本的 な交通法規を知る	交差点の危険について	雪の日の交通安全	踏切事故等鉄道での安全
抜き打ち避難訓練(地震) 訓練の大切さ	避難訓練(地震) 起震車訓練、避難経路 の確認、ドア開放	避難訓練(火災) 避難経路の確認、火元 を回避して避難	抜き打ち避難訓練 (地震から火災へ)あ わてない、放送を良く 聞いて行動	避難訓練(火災) 暖房器具の安全な使い 方、身の回りの安全確 認	避難訓練(地震) 落下物、ガラス等の危 険、出入り口の確保
繰り返し指導する					
体育祭 現場実習		校外学習		マラソン大会 スキー合宿	
放課後や休日を活用した部活動において安全に配慮した指導を行う					
健康観察	健康観察	健康観察 避難経路確認	健康観察 冬期休業中の安全	健康観察 避難経路確認	健康観察 春期休業中の安全
防災設備点検	暖房器具の設備点検	室内有害物質検査 避難経路点検	照度検査	避難経路点検	
不審者対応訓練		安全点検	防災に関する研修		安全点検 校内事故等発生状況と 安全措置に関する研修

学級活動等における安全指導の目標・内容例

- 小学校、中学校及び高等学校については一貫性を重視し、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の内容ごとに分け、それぞれに見開きに整理し、分かりやすくした。
- 幼稚園は、教職員・保護者による安全管理への配慮及び安全な行動の模範として果たす役割の重要性を考慮し、教職員の援助・保護者との連携の欄を設けた（保護者との連携はゴシック）。

学級活動等における安全指導の目標・内容例（幼稚園）

生活安全

区分	目 標	小 項 目	内 容	教職員の援助・保護者との連携
園内での生活の安全	園舎・園庭で安心して生活するために必要な約束が分かり、守る	施設・設備の安全	自由に行動できる場所、教職員と一緒に使用する場所などの約束（門から外に一人で出ない等） 危険な場所、危険な遊びについての意識化 危険な状態（場所、環境、行動等）に気付いた場合、教職員等に連絡	危険な行動を見かけたら、教職員間の連絡をとり、指導を徹底する。
	遊具や道具の使い方が分かり、安全に気を付けて使う	遊具や遊びに使う道具の安全	園庭の固定遊具の安全な遊び方 大型の遊具（巧技台、大型積木等の使い方） 遊びに必要な道具や材料（ハサミ、鉛筆、ステープラー、割り箸等）の安全な使い方や扱い方、片付け方	幼児の発達に合わせた道具の選択・設定を工夫する。 遊具、道具の使用前と使用後の安全点検を行う。 園内で共通のルールを確認し、指導の徹底を図る。
	体を十分に動かし、機敏な動作ができる	体を動かす遊びでの安全	様々な遊びの中で、十分に体を動かすことへの意欲と機敏な動作 危険に対する構え、まわりの人の動きや物の状況に応じた動き	遊具の配置・幼児の視野や動線を考慮し、安全な環境を設定する。遊具、用具の安全点検をする。保護者との連携（食事、体調等への配慮と連絡）。
	自然（動植物等）に興味をもち、命の尊さや安全な遊び方に気付く	自然とかかわる活動の安全	身近な動植物への親しみやいたわり 自然への興味関心と自然とかかわるときに心構え（危険な物や場所）	飼育物や栽培物を身近な環境に取り入れ、かかわる機会を増やす。教材研究や情報交換を行い、安全なかかわり方、環境づくりを配慮する。
遠足・園外保育の安全	安全に気を付けて、遠足・園外保育を楽しむ	遠足・園外保育等での安全	遠足・園外保育集団で行動するときに必要な約束（一人で行動しない、教職員の指示を聞いて行動する）	分かりやすい言葉で短く、必要な約束を理解させる。個別に配慮を必要とする幼児には教職員間で協力体制を整える。実地踏査を行い、道路の状況、現地の危険箇所の調査（トイレ、遊具、自然物（例：スズメバチ等））を行い、回避する。
	交通機関を利用するときの安全な行動の仕方が分かり、行動する	交通機関の安全な利用	電車やバス等に乗降するときの約束	事前指導の内容を精選する。教職員間の連携を図り、指示を徹底させる。
特に配慮を要する活動の安全	安全に気を付けて、水遊びや雪遊びを楽しむ	水遊び雪遊び等での安全な遊び方	水遊びや雪遊び等を行うときに必要な約束	水遊び、雪遊びに利用する施設、遊具等の安全点検を行う。教職員間で協力し、個々の幼児の行動を見守り、危険のないよう配慮する。一人一人の事前事後の体調等を確認する。幼児の健康管理について、保護者と連絡を密にとる。

付 録

区分	目 標	小 項 目	内 容	教職員の援助・保護者との連携
事件・事故災害発生時の適切な行動	事件、事故が発生したときに適切な行動がとれるようにする	事件、事故が発生したときの適切な行動	大人（教職員・保護者等）への通報 応急処置の必要性を理解	連絡した幼児や周囲にいた大人等から、正確な状況を把握するとともに当事者や周囲の幼児を安心させる。 教職員の協力体制を指示確認する。 保護者・関係諸機関へ連絡する。
	不審者の侵入時の避難の仕方や対応の仕方を知る	不審者に遭遇した時の行動の仕方を知る 園に不審者が侵入したときの避難の仕方	基本的な行動 ・知らない人について行かない ・大人に知らせる （い・か・の・お・す・し） 不審者侵入の合図を知る教師から離れない	視聴覚教材、劇的な動きで、わかりやすく、また必要以上に恐怖心を抱かせないようにして理解を図る。 家庭との連絡体制を日常から整え常に点検しておく。
	光化学スモッグによる身体への影響や被害について知り、安全な行動ができる	光化学スモッグ発生時の避難の仕方	光化学スモッグ発生時に身体が感じる変化 安全な場所へ避難する又は危険を回避する過ごし方を知る	正しい情報の入手と避難場所を確認する。 保護者へは日ごろから情報提供し、対応の仕方を確認する。
家庭生活の安全	園庭・施設開放時に安全に気を付けて遊ぶ	園庭・施設開放時での安全	保護者の管理の下で、園庭、施設の安全な使い方や約束 けがやトラブルが発生したときの適切な行動	園庭・施設開放では、安全な遊び方や約束を保護者と確認し、安全管理に気を付けるよう依頼する。 幼児の園での心身の状態を保護者に連絡し、家庭での配慮を促す。
	家庭の内外で、安全な行動の仕方が分かる	家庭の内外で起こる事故、犯罪被害と安全な行動	電気・ガス・暖房器具等家庭内の危険物の確認、安全に生活するための約束 安全な遊び場所、自宅周辺の危険な場所、遊びの約束を保護者と確認	家庭内の安全点検や遊び場所、登降園時に使う通路の危険箇所等の確認を保護者に促す。 保護者は安全に関する約束を示し、モデルとなることを伝える。
地域や社会生活での安全	誘拐等事件や事故に遭ったときに自分の身を守る適切な行動が分かる	地域での犯罪・事故の発生時における安全な行動の仕方	自分の身を守る適切な行動（遠くに行かない、知らない人についていかない等） 事件や事故に遭遇したときの適切な行動（助けを求める）	誘拐防止について保護者同士及び園との協力体制を強化する。日常的な指導の継続を保護者に徹底する。
	安心して暮らせる地域社会づくりの活動に関心をもつ	地域での犯罪被害の防止に関する活動や対策 地域・社会生活の安全に関する機関や団体の活動	自分たちの安全のために、身の回りの人々が行っている活動への気付き	幼稚園を仲立ちにして、家庭、地域との連携を強化する。情報交換を含めた、地域とのかかわりを積極的に進める。

交通安全

区分	目 標	小 項 目	内 容	教職員の援助・保護者との連携
	道路での安全な歩行を身に付け、交通ルールを理解する	道路の歩行と交通ルール	道路を歩くときの基本的な心構え（道路の端・右側を歩く）交通事故の原因となる危険な行動（飛び出し、路上での遊び） 標識・標示に関心をもち、意味を理解（止まれ、横断歩道等）	警察や地域の交通ボランティアの協力を得ながら、具体的な方法や視聴覚教材を利用して指導の徹底を図る。 園外保育等で実際の場面で体験を通して指導の徹底を図る。 道路での安全な歩行については保護者がモデルとなることを知らせ、交通安全の意識を高める。 親子での歩行訓練等を通し、保護者の意識を高める。
	道路の安全な横断の仕方が分かり、行動する	道路の横断	道路を横断するときの心構えと行動（安全確認の仕方、手を挙げて横断する等） 信号の見方、点滅時の判断の仕方 信号機のない道路での横断の仕方	
	踏切等鉄道での交通について安全な行動の仕方が分かり、身に付ける	踏切等鉄道での安全	身近にある踏切の種類や状況に応じた待ち方、渡り方	幼児の生活圏にある鉄道線路の状況や踏切の種類を調べ、危険な場所を把握しておく。
	雨や雪の日等の安全な歩行の仕方が分かり身に付ける	気象や交通環境の変化と安全	雨の日の歩き方、雨具の安全な使い方 降雪や道路の凍結、強風時の安全な歩き方	状況に合った身支度の仕方を配慮するとともに、保護者にも依頼する。 状況によっては、保護者など大人と手をつなぐことで安全を確保できることを理解させる。
	集団で歩行するときの安全な行動が分かり、身に付ける	集団歩行時の安全	集団で安全に歩行するときの約束 段差、階段、交通量の多い道路での横断等安全な歩行の仕方	集団で歩行するときの隊形や約束、目的地までの危険箇所などを事前に教職員で確認しておく。 引率する教職員間の協力体制をつくる（歩行速度、引率する教師の配置等）。
	安全な登降園の仕方が分かり、行動する	登降園の安全	保護者と手をつないでの登降園 保護者と一緒に安全確認	登降園で利用する道路の危険な場所を確認し、幼児に知らせる。保護者も日ごろから安全な登校園の心構えをもつよう促す。
安全な利用	自転車を利用するときの約束が分かり、行動する	自転車の安全な利用（保護者の管理下）	一人で自転車に乗るとき約束（決められた場で乗る、保護者の付き添い、ヘルメット着用等）補助いすの安全な乗り降りの仕方	基本的な約束を保護者とともに確認し、徹底を図る。 自転車の安全な走行は保護者がモデルとなることを知らせ、交通安全の意識を高める。
自動車に関する知識と心得	自動車に関する基本的な事項を知り、安全な歩行をする	自動車についての理解と安全	自動車の特性を知る（死角、内輪差、制動距離等） 飛び出し、車両直前直後の横断の危険と安全確認	視聴覚教材などを利用して、分かりやすく指導する。
	自動車に乗車するときの安全な行動の仕方、約束が分かり、行動する	自動車に乗車する場合の安全	運転操作の支障となる行動と安全な態度 チャイルドシートの着用、後部座席に乗車する場合の安全に関する約束	チャイルドシートの着用と乗車中の態度の指導を徹底する。 保護者対象の安全教室等を通して保護者の意識を高める。
交通事故防止と安全な生活	交通事故に遭ったときの行動の仕方が分かり、行動する	交通事故に遭遇したときの行動の仕方	交通事故が起きたときの行動（現場に居合わせた人に助けを求める、保護者、警察等に知らせる）	事故について速やかに園に連絡する。 事故に遭わないための事後の指導を徹底する。
	交通安全に関する意識の高揚を目指し、園・地域・機関等の活動に参加する	交通安全に関する園・地域・機関の活動への理解と積極的な参加	自分たちの交通安全のために活動してくれる人への理解と感謝	地域の交通安全に取り組む人々に気付くようにし、感謝する気持ちがもてるようにする。 地域の交通安全に関する活動への積極的な協力和参加を促す。保護者自身が幼児の交通安全のモデルとなることを伝え、連携を深める。

災害安全

区分	目 標	小 項 目	内 容	教職員の援助・保護者との連携
非常災害時の避難	非常災害の避難の仕方を知る	非常災害時の行動の仕方	防災避難訓練の意味・非常時の合図 基本的な行動、約束（防災頭巾のかぶり方、教師の指示を聞く、おかしものの約束、教師のそばから離れない）	様々な状況を想定し、繰り返して指導の徹底を図る。 視聴覚教材を利用し、分かりやすく指導する。 保護者への連絡を徹底する。 引取り訓練などを行い、保護者への連絡方法、避難場所等を繰り返し確認、徹底する。
火災時の安全	火災時の避難の仕方を知る	火災時の行動と避難の仕方	煙の怖さ、安全を確保する行動 避難経路、避難場所など、様々な場面に応じた避難の仕方	煙体験を含む具体的な場面を通して指導する。
地震及び自然災害時の安全	地震時及び津波発生時の避難の仕方を知る	地震・津波発生時の避難の仕方	地震のときに発生する様々な危険（落下物・家具等の倒壊等）に応じた避難の仕方 津波警報と避難の仕方	正しい情報の入手（落下物・家屋等の倒壊・陥没・地割れ、山崩れ・液状化現象等）と状況に応じた安全な避難経路と場所を確認し、幼児に明確に指示する。
	火山活動による危険を理解し、避難の仕方を知る	火山活動と避難	火山活動による危険（火砕流、二酸化硫黄等の大気汚染等）に応じた避難の仕方	災害発生時に起こる危険な状況については、前例を生かし、危険を回避する方法を学ぶ。
気象災害時の安全	暴風雨・洪水、豪雪・雪崩、落雷等の災害発生時の危険を知り、安全な行動ができる	暴風雨、洪水等による危険及び安全な行動	暴風雨、洪水時の怖さと安全な行動 ・看板等落下物 ・電線の切断や倒木等	情報の収集を正確かつ迅速に行い、状況を見て、早めに避難するように判断する。 登降園時に気付いた危険な場所や状況を連絡し合い、回避するよう伝達する。
		豪雪、雪崩等による危険及び安全な行動	豪雪時の交通安全 ・屋根からの落雪 ・地吹雪時の怖さ	
		落雷による危険及び安全な行動	戸外にいるときの落雷の怖さ 落雷に遭わないための安全な行動	
発生時の安全	放射線汚染による身体への影響や被害について知り、安全な行動ができる	放射線汚染発生時の避難の仕方	放射線に汚染された場合の避難行動の仕方	教職員は原子力災害について必要な知識を事前に学び、正しい情報の入手と避難場所の確認をする。保護者へは日ごろから情報提供し、対応の仕方を伝える。
と安全な生活	地域における災害安全に関心をもち	災害安全に関する地域や学校（園）の行事や活動等への理解と積極的な参加	保護者とともに、地域防災訓練等の行事への参加や活動への関心	保護者に向けて、園や地域の安全に関する活動への理解と積極的な参加を促す。

学級活動等における安全指導の目標・内容例（小学校、中学校及び高等学校）

生活安全

区分	目 標	項 目	内 容	
			小 学 校	
教科学習時・総合的な学習時の安全	各教科・総合的な学習時における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全確保の方法等について理解し、安全に学習できるようにする	施設・設備と学習用具の安全	低 中 高	施設・設備や学習用具の正しい使い方 事故の起こりやすい施設・設備や学習用具の安全な使い方 施設・設備や学習用具による事故の現状とその原因
		施設・設備と学習用具の点検と整備	低 中 高	施設・設備や学習用具の安全な確かめ方 施設・設備や学習用具の使用前と使用後の安全点検の仕方 施設・設備や学習用具の安全点検と整備の仕方
		運動や実習・実験・校外学習のときの安全	低 中 高	体育科・生活科学習時の安全 理科実験・校外学習時の安全 図画工作・家庭科学習時の安全
			高	体育的な活動や文化的な活動で起こりやすい事故と安全な行動の仕方
児童等（生徒）会	児童（生徒）会活動やクラブ活動等における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする	児童（生徒）会活動の安全	高	安全なクラブ活動の仕方 事故発生時の通報と安全な行動の仕方
		クラブ活動等の安全	中 高	安全に関する児童会活動の推進
		活動計画の立て方と活動の安全	高	
学校行事における安全	学校行事等における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする	運動会、校内競技大会等の安全	低 中 高	運動会の安全な参加の仕方 水泳大会の安全な参加の仕方 運動会、水泳大会等の事故とその原因
		遠足・旅行・集団宿泊時の事故とその防止	高	遠足・集団宿泊時行事等のときの安全な行動の仕方と事故・災害が起きたときの行動の仕方
		交通機関の安全な利用と自由時間の事故の防止	低 中 高	バスや電車の安全な乗車の仕方 自由行動時の約束と安全な行動の仕方 自由行動時に起こりやすい事故の危険と安全な行動の仕方
		勤労生産・奉仕的な活動等の安全	低 中 高	奉仕的な活動時の安全な行動の仕方 勤労・生産的な活動時の安全な行動の仕方 勤労・生産的な活動時に起こる事故とその防止
		服装や健康の状態と事故の防止	低 中 高	正しい服装の整え方 適切な服装の選び方 健康の状態の不安定にかかわって起こる事故
時間・始業前や放課後等休憩・清掃活動の安全	始業前や放課後等休憩時間、清掃活動等作業時における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする	学校施設に基づく事故の原因と安全な行動	低 中 高	学校施設での安全な行動の仕方 施設・設備の安全な利用の仕方 学校施設で起こる事故とその原因
		学校生活での事故と安全な行動	低 中 高	廊下・階段歩行等学校生活の中での安全なきまり 休憩時間中の安全な行動の仕方 学校生活で起こる事故とその原因
		清掃活動の安全	低 中 高	清掃用具の安全な使用の仕方 安全な清掃作業の仕方 清掃や大掃除のときに起こる事故とその原因
		給食時の安全	低 中 高	給食の安全な運搬の仕方 熱いものの配膳の仕方 給食時に起こる事故とその原因
登下校や家庭生活の安全	登下校のときに起こる事故や家庭の内外で起こる事故について理解し、安全な行動ができるようにする	登下校時に起こる事故、犯罪被害とその防止	低 中 高	通学路を守った安全な登下校の仕方 危険な行動、寄り道、遊び等での事故、犯罪被害 登下校の心身の状態と事故、犯罪被害
		家庭の内外で起こる事故、犯罪被害とその防止	低 中 高	家や家の周囲で安全な行動の仕方 家や家の周囲で起こる事故、犯罪被害と安全な行動の仕方 家や遊び場で起こる事故、犯罪被害の原因と安全な行動の仕方
野外活動	野外活動で起こる事故について理解し、安全に行動できるようにする	水泳、登山、スキー、スケート、水辺活動等の事故と安全な行動	低 中 高	水泳、スキー、スケート等の安全のきまり 水泳、登山、スキー、スケート等の安全な活動の仕方 野外での運動、自然教室等における危険と安全な行動の仕方
事件・事故災害発生時の安全・応急手当	事件・事故災害発生時の避難や通報の仕方、簡単な応急手当の仕方について理解し、適切に行動ができるようにする	不審者侵入時の対応	低 中 高	安全な避難の仕方 安全な避難の仕方と教職員への通報 安全な避難の仕方と教職員への通報
		けが人に対する介助の仕方	中 高	けが人の通報の仕方 けがの種類と介助の仕方
		けがの応急手当の仕方と措置	中 高	簡単な応急手当の仕方 けがの種類と応急手当の仕方
		熱中症・光化学スモッグ発生等の措置と応急手当の仕方	中 高	熱中症等の症状と応急手当の仕方 光化学スモッグ発生時の連絡方法と手当の仕方
地域や社会生活での安全	地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動ができるようにする	地域での犯罪被害の現状と安全な行動	低 中 高	誘拐に遭わないために 誘拐の起こりやすい場所と時間 身の回りでの犯罪の現状と安全な行動
		地域での犯罪被害の防止に関する活動や対策	低 中 高	遊び場やその行き帰りでの安全 安全な生活の仕方 防犯対策の理解と安全な生活の仕方
		地域・社会生活の安全に関する機関や団体の活動	低 中 高	安全を守ってくれる人々 安全を守ってくれる機関や団体の仕組み 安全を守ってくれる機関や団体の理解と協力
		地域・社会における自分たちの責任と役割	低 中 高	犯罪防止のための人々 犯罪防止のための人々の役割 犯罪防止のための人々についての理解と自分たちの役割

中 学 校	高 等 学 校
施設・設備や学習用具による事故とその原因 事故の起こりやすい施設・設備と安全な使い方 事故の起こりやすい学習用具と安全な使い方	施設・設備や学習用具による事故とその原因 事故の起こりやすい施設・設備と安全な使い方 事故の起こりやすい学習用具と安全な使い方
施設・設備の使用前と使用後の安全点検の仕方 学習用具の使用前と使用後の安全点検の仕方 施設・設備や学習用具の整備や整理・整とんの仕方	施設・設備の使用前と使用後の安全点検の仕方 学習用具の使用前と使用後の安全点検の仕方 施設・設備や学習用具の整備や整理・整とんの仕方
体育学習時の安全と美術科、技術・家庭科の実習時の安全 理科の実験時の安全 野外・校外学習時の安全（交通・防災・動植物等）	体育学習時の安全と理科・芸術科・家庭科の実習時の安全 野外学習時の安全 専門教科実習時の安全
体育的な活動や文化的な活動で起こりやすい事故と安全な行動の仕方 ボランティア活動で起こりやすい事故と安全な行動の仕方	生徒会活動で起こる事故の現状とその原因 体育的な活動や文化的な活動で起こりやすい事故と安全な行動の仕方
部活動で起こる事故の現状、原因、防止のための安全な行動の仕方 事故発生時の通報、応急手当の仕方	部活動で起こる事故の現状、原因、防止のための安全な行動の仕方 事故発生時の通報、応急手当の仕方
活動の特質に応じた安全の配慮事項 安全に配慮した体育的な活動の計画と活動の仕方 安全に関する生徒会活動の推進	活動の特質に応じた安全の配慮事項 安全に配慮した体育的な活動の計画と活動の仕方 安全に関する生徒会活動の推進
運動会、校内競技会等の種目別の事故の現状とその原因 種目ごとの安全な参加の仕方 事故発生時の通報、応急手当の仕方 安全に関する生徒会活動の推進	儀式的・学術的・体育的行事における事故の現状とその原因 儀式的・学術的・体育的行事の安全な行動の仕方 事故発生時の通報、応急手当の仕方 安全に関する生徒会活動の推進
旅行・集団宿泊的行事等で起こる事故の現状とその原因 旅行、見学等の際の安全な行動の仕方と事故災害が起きたときの行動の仕方 旅行・集団宿泊的行事等の際の安全な行動の仕方と事故災害が起きたときの行動の仕方	国内外の旅行・集団宿泊的行事等で起こる事故の現状とその原因 遠足、見学等の際の安全な行動の仕方と事故災害が起きたときの行動の仕方 旅行・集団宿泊的行事等の際の安全な行動の仕方と事故災害が起きたときの行動の仕方
交通機関利用時の事故とその防止 自由行動時に起こりやすい事故の危険と安全な行動	交通機関利用時の事故とその防止 自由行動時に起こりやすい事故の危険と安全な行動
勤労生産的な活動時に起こる事故とその防止 奉仕的な活動時に起こる事故とその防止	勤労生産的な活動時に起こる事故とその防止 奉仕的な活動時に起こる事故とその防止
服装や持ち物等にかかわって起こる事故とその防止 健康の状態の不安定にかかわって起こる事故とその防止	服装や持ち物等にかかわって起こる事故とその防止 健康状態の不安定にかかわって起こる事故とその防止
学校施設での事故とその原因 施設・設備の安全な利用 施設・設備の点検・整備 始業前等休憩時間中に廊下・階段・窓等で起こる事故とその原因 始業前や放課後等休憩時間中の校舎内外での安全な行動の仕方	学校施設での事故とその原因 施設・設備の安全な利用 施設・設備の点検・整備 始業前等休憩時間中に廊下・階段・窓等で起こる事故とその原因 始業前や放課後等休憩時間中の校舎内外での安全な行動の仕方
日常の清掃活動や大掃除等で起こる事故の現状とその原因 日常の清掃活動の安全な作業の仕方 大掃除や校内美化活動の安全な作業の仕方 給食に関する事故の現状とその原因 安全に注意した配膳・片付けの仕方	日常の清掃活動や大掃除等で起こる事故の現状とその原因 日常の清掃活動の安全な作業の仕方 大掃除や校内美化活動の安全な作業の仕方 (定時制) 給食に関する事故の現状とその原因 安全に注意した配膳・片付けの仕方
環境が不案内のときの事故、犯罪被害 登下校時の心身の状態と事故、犯罪被害 危険な行動、遊び等での事故、犯罪被害 電気、ガス、灯油等家庭内の危険物の種類とその取扱い 家庭内の安全点検 日常の活動場所や登下校時の通学路の危険箇所の確認 水泳などによる事故の状況と安全の心得 登山、キャンプ等による事故の状況と安全の心得 スキー、スケート等による事故の原因と事故防止の心得 その他野外での運動等における危険と安全な行動の仕方 様々な場面に応じた避難の仕方と教職員への通報	環境が不案内のときの事故、犯罪被害 登下校時の心身の状態と事故、犯罪被害 危険な行動、遊び等での事故、犯罪被害 電気、ガス、灯油等家庭内の危険物の種類とその取扱い 家庭内の安全点検 日常の活動場所や登下校時の通学路の危険箇所の確認 水泳・水辺活動などによる事故の状況と安全の心得 登山、キャンプ等による事故の状況と安全の心得 スキー、スケート等による事故の原因と事故防止の心得 その他野外での運動、自然教室等における危険と安全な行動の仕方 様々な場面に応じた避難の仕方と教職員への通報
けが人の介助の仕方と通報の仕方	けが人の介助の仕方と通報の仕方
止血法、心肺蘇生法等の応急手当の方法と実際	止血法、心肺蘇生法等の応急手当の方法と実際
熱中症等の症状と応急手当の仕方 光化学スモッグ発生時の連絡方法と手当の仕方 誘拐等犯罪が起こりやすい時間帯・場所・手口 被害に遭った場合の通報等適切な行動 被害に遭わない日ごろからの心構え	熱中症等の症状と応急手当の仕方 光化学スモッグ発生時の連絡方法と手当の仕方 地域の犯罪被害の現状と安全な行動
自治会など地域の犯罪防止活動の様子 防犯対策の理解と安全な生活の仕方 地域の活動への参加・協力	犯罪被害の防止活動や対策と安全な行動
国や地方公共団体の仕組みと施策 地域の関係機関や関係団体の仕組みと活動 犯罪防止のためや被害に遭った場合の利用 地域の犯罪防止活動への参加・協力 犯罪防止のための学校の役割 職場、家庭、地域の人々の役割 適切な情報の収集 犯罪防止における自分たちの責任と役割	地域・社会生活の安全に関する機関や団体の活動の理解と安全な活動 地域・社会生活の安全における自分たちの責任と役割

交通安全

区分	目 標	項 目	内 容	
			小 学 校	
道路の歩行と横断及び交通機関の利用	道路の構造や利用のきまり、道路における様々な危険について理解し、安全な歩行ができるようにする	道路の役割・通行区分と安全	低 中 高	道路の構造や利用のきまり、安全な歩行の仕方 道路の通行区分の意味と安全な歩行と飛び出しの危険 道路の通行区分の意味と安全な歩行と飛び出しの危険
		通学路の安全	低 中 高	通学路の安全な歩行の仕方（誘拐等の犯罪防止を含む） 通学路やスクールゾーンの意味と危険防止 通学路の交通事情と下級生の世話
		交差点の歩行や道路の横断	低 中 高	道路を横断するときに手を挙げるなど運転者への合図の仕方 信号を守ることの意味と交差点の安全な横断の仕方 交差点で左折・右折してくる車の危険と安全な横断の仕方
		気象や交通環境の変化と安全	低 中 高	雨や雪の日の安全な歩行の仕方 道路の凍結、強風時の安全な行動の仕方 薄暮や夜間の安全な歩行の仕方(明るい服装や反射材の効果)
		集団歩行時の安全	低 中 高	安全な集団歩行の仕方 集団で歩行するときの交通の危険 道路事情による危険と安全な歩行（交通量の多い道路、歩車道の区別のない道路等）
		踏切など鉄道での安全	低 中 高	踏切での安全な待ち方、安全確認の仕方、渡り方 踏切事故の原因と非常ボタンの取扱い方 踏切事故の原因と非常ボタンの取扱い方
		幼児や高齢者及び障害のある人々の保護	低 中 高	白杖や点字ブロック等の意味 幼児・高齢者・身体に障害のある人々の交通場面における行動の特性 幼児・高齢者・身体に障害のある人々の安全な通行のための保護の仕方
		公共交通機関利用時の事故と安全な行動	低 中 高	公共交通機関の安全な利用の仕方 公共交通機関の安全な利用の仕方 公共交通機関利用時の事故の原因と安全な行動の仕方
自転車の安全な利用と点検・整備	自転車の安全な利用・点検や整備について理解を深め、交通の規則・約束等を守って安全な乗車ができるようにする	自転車の安全な利用とヘルメットの着用	低 中 高	体に合った自転車と安全な練習場所及びヘルメット着用 自転車の正しい乗り方と乗ってはいけない場合及びヘルメット着用 歩行者及び他の車両に対する事故、ヘルメットの効果と着用
		自転車の安全な走行	低 中 高	自転車に乗ってよい場所 自転車の通る所と安全な走行の仕方 交差点の通行の仕方と雨天や夜間の安全な走行の仕方
		自転車による交通事故（自損事故・加害事故）の防止	低 中 高	自転車乗車中に起こる事故 加害事故及び自損事故の状況・原因と事故防止 加害事故の責任と補償
		自転車の集団走行時の安全	中 高	並進・不適切な車間距離の危険性 集団走行の危険と安全な走行の仕方
		自転車の点検・整備	低 中 高	自転車の簡単な点検と手入れ 自転車の各部の名称と働き及び点検と手入れ 定期的・乗車前の点検の仕方
		自転車に関係のある交通法規と歩行者の保護	低 中 高	自転車に関する規則 自転車に関係のある道路標識と道路標示 自転車に関する基本的な交通法規
		正しい駐輪の仕方	低 中 高	正しい駐輪の仕方 正しい駐輪の仕方 歩行者の安全と正しい駐輪の仕方
一輪車・自動車の特性と心得	二輪車・自動車の特性について理解し、道路の安全な歩行や安全な走行ができるようにする	自動車の種類による事故の特徴と安全	低 中 高	車両の事故の特徴と安全な行動の仕方 車両の事故の特徴と安全な行動の仕方 車両の車種による事故の特徴と安全な行動の仕方
		自動車の構造・機能と安全	低 中 高	死角と内輪差 自動車の種類による死角と内輪差 自動車の速度と停止距離
		シートベルトの着用	低 中 高	シートベルトの着用 シートベルトの着用とその効果 シートベルトの着用とその効果
		雨天や夜間の危険	低 中 高	夕方や夜間の運転者からの見え方と安全な行動の仕方 悪天候や夜間での車両の動きの特徴と安全な行動の仕方 雨や雪の制動距離の違いと安全な行動の仕方
		運転免許制度		
交通安全事故防止と安全な生活	地域の交通安全に関する諸機関や団体が行っている対策や活動を理解し、安全な交通社会を築くために、積極的に参加できるようにする	交通安全に関する機関や団体の活動	低 中 高	交通安全にかかわる人々と施設の利用の仕方 交通安全に関する機関や団体の仕組みと施設の利用の仕方 地域の交通安全活動の理解と参加
		救急施設と救急体制	低 中 高	地域の救急施設や救急体制 交通事故が起きたときの通報の仕方 交通事故が起きたときの対応の仕方
		安全な交通社会づくりにおける責任と役割	低 中 高	家庭での交通安全 学校での交通安全 地域の交通安全と小学生の責任と役割

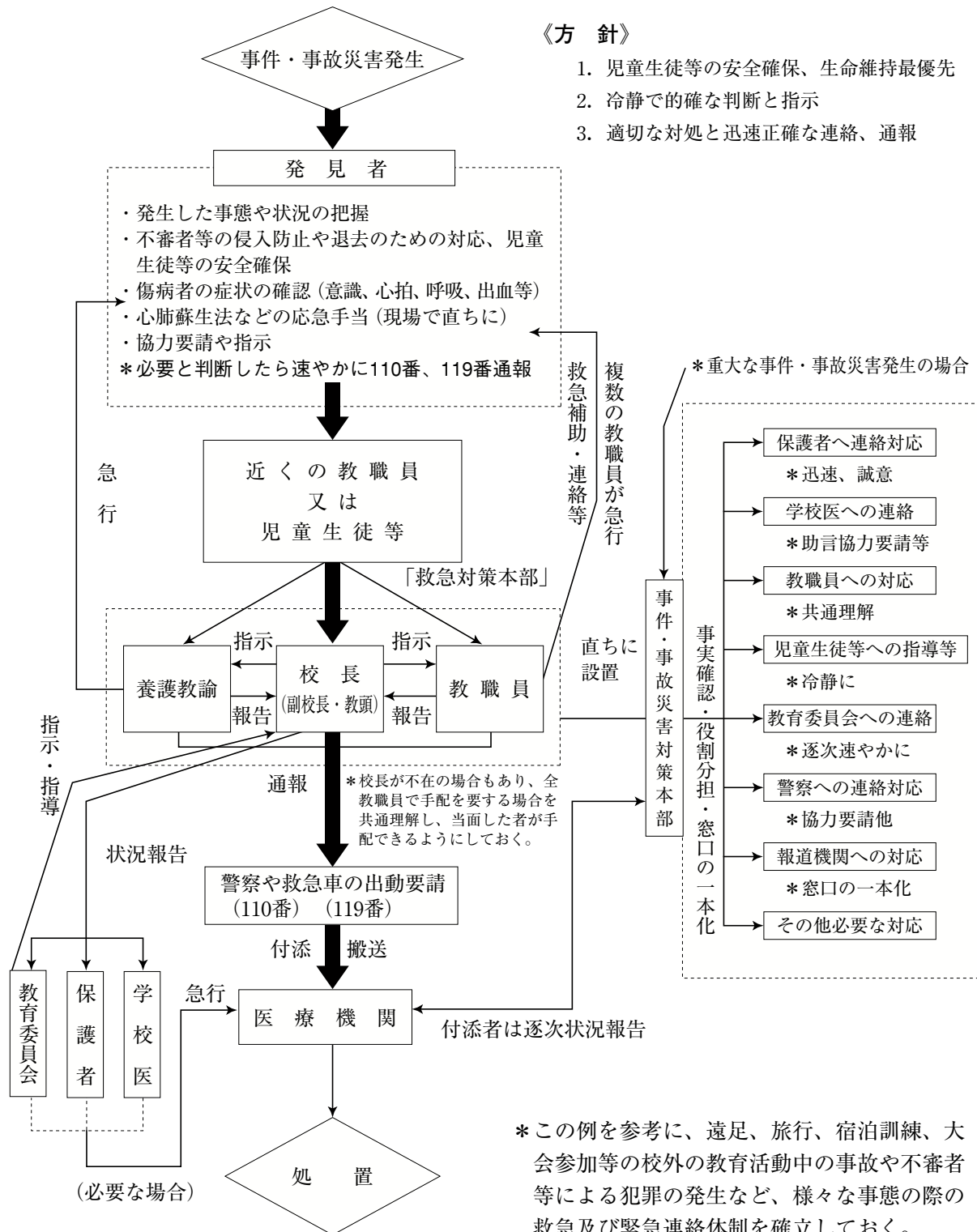
中 学 校	高 等 学 校
道路施設とその役割の理解 信号の意味や標識・標示の種類と意味の理解	道路の種類とその役割 標識・標示の種類と意味の理解
通学路やスクールゾーンの設定の意味 道路条件や交通環境の変化に応じた安全な通学の仕方（犯罪防止を含む） 車両の動きと安全確認	通学時の事故の現状の理解と安全な行動 通学方法に応じた安全な行動（犯罪防止も含む）
交差点の正しい横断の仕方 交差点を横断するときの危険の予測と安全確認の仕方	横断中の事故の現状とその原因の理解と安全な行動 交差点の危険性の理解と安全な行動の仕方
歩行者の心理とその理解 薄暮や夜間の交通の危険と安全な歩行の仕方（明るい服装・反射材の効果） 雨、降雪、道路の凍結、強風時の交通の危険と安全な歩行の仕方	歩行者の心理の理解と安全な行動 気象や環境の変化によって発生する事故の現状の理解と安全な行動
隊形や集団心理などによる集団歩行時の交通の危険 道路事情による危険と安全な歩行、横断の仕方 集団で歩行するときのリーダーや一人一人の心構え	集団歩行時の心理と安全な行動 集団で歩行するときのリーダーや一人一人の心構え
踏切等の安全確認と非常ボタンの取扱い 架線接触、軌道立ち入りや妨害の危険 駅ホームでの転落の危険と事故防止	鉄道（踏切や駅ホーム等）での事故の現状と原因の理解と安全な行動 非常ボタンの取扱い
白杖や点字ブロック等の理解 幼児、児童、高齢者や身体に障害のある人々の行動の特性の理解と保護及び介助	白杖や点字ブロック等の理解 幼児、児童、高齢者や身体に障害のある人々の行動の特性の理解と保護及び介助
交通機関利用時の事故の現状とその原因の理解と安全な行動 交通機関利用時のマナー（迷惑行為・危険行為とは）	交通機関利用時の事故の現状とその原因の理解と安全な行動 交通機関利用時のマナー（迷惑行為・危険行為とは）
中学生に多い自転車事故の特徴 自転車の安全な利用の仕方（選び方等基本的な事項）	自転車事故の現状とその原因の理解と安全な行動 自転車の安全な利用の仕方（乗ってはならない場合等）
自転車専用道路、車道、歩道通行可等の通行区分 道路条件や交通環境に応じた安全な走行の仕方	歩行者保護の立場に立った安全な走行の仕方 自転車通行区分や合図の仕方 雨天などの気象の変化や夜間などの危険と安全な走行
自転車事故の状況・原因と事故防止（反射材の効果等） 事故の発生とその対応 加害事故の責任と補償制度	自転車利用者としての義務と責任の理解と安全な走行 事故の責任と補償制度
単独走行の場合と集団走行の場合の危険の違い 集団の編成の仕方とリーダー・班員の心得等安全な集団走行の仕方	単独走行の場合と集団走行の場合の危険の違い 適切な車間距離の取り方 集団の編成の仕方とリーダー・班員の心得等安全な集団走行の仕方
自転車の各部の名称と働き及び選び方 乗車前の点検箇所と点検の仕方 定期的点検箇所と点検内容及び点検の仕方	自転車の用途に合った選び方 自転車の性能の理解と各部の名称及び点検・整備の仕方
自転車に関する基本的な交通法規の理解 自転車に関係する道路標識と道路標示等道路交通法に定められている関係事項の理解	自転車の関係法規の理解 歩行者の保護と正しい自転車走行の理解
違法駐輪・迷惑駐輪の現状と問題点 秩序ある駐車と施錠、防犯登録等の必要性和放置、盗難等の防止	違法駐輪・迷惑駐輪の現状と問題点 秩序ある駐車と施錠、防犯登録等の必要性和放置、盗難の防止
原動機付自転車や自動二輪車の事故の特徴と安全な行動の仕方 自動車の事故の特徴と安全な行動の仕方	二輪車と四輪車の事故の現状とその原因 二輪車と四輪車の特性と運転者の条件 道路における危険の予測と回避する意識と能力
自動車の種類による死角・内輪差 自動車の速度と停止距離及び前照灯の照射距離	自動車の種類による死角・内輪差 自動車の速度と停止距離及び前照灯の照射距離
交通事故が発生した場合の被害軽減効果 着用の仕方・着用の意味 ヘルメット・シートベルト・エアバックの効用	交通事故が発生した場合の被害軽減効果（ヘルメット、シートベルト、エアバック）と正しい着用の仕方
雨や雪の日の自動車の停止距離 夕方や夜間の自動車の危険（視認距離の低下、眩惑現象、蒸発現象） 悪天候時や夜間の安全な行動の仕方	夕方や夜間における視認能力の低下 気象の変化による交通状況の変化
運転免許制度の意義・運転免許の種類・内容及び取得年齢 運転者の義務と責任と補償	運転免許制度と安全な通行 運転者の義務と責任と補償
国や地方公共団体の仕組みと施策 地域の関係機関や関係団体の仕組みと活動 地域の交通安全活動への中学生としての参加の在り方	国や地方公共団体の仕組みと施策 地域の交通安全活動の理解と高校生の役割 地域の交通安全活動の積極的な参加
地域の救急施設、救急体制の理解 交通事故が起きたときの応急手当と措置	地域の救急施設 地域の救急体制 交通事故での応急手当と措置
交通事故防止のための学校の役割 交通安全活動における自分たちの責任と役割	安全な交通社会づくりの重要性の理解と高校生の役割 交通社会の一員としての高校生の責任と役割

災害安全

区分	目 標	項 目	内 容	
			小 学 校	
火災時の安全	火災のときに起こりやすい危険な状況を理解し、適切な行動ができるようにする	火災のときの危険	低 中 高	火のまわり方と煙の危険 火災の原因と危険 火災が発生したときの心構え
		火災の状況に応じた安全な行動	低 中 高	火のまわり方と煙に対する行動の仕方 火災情報に基づいた判断と安全な行動 安全な行動の要素
		避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方	低 中 高	避難の仕方と方法 避難場所の確認 様々な場面に応じた避難の仕方
地震災害時の安全	地震発生の場合、危険な行動に走りやすいことを理解し、安全な行動ができるようにする	地震のときに起こる危険を理解し、安全に行動できるようにする	低 中 高	地震のときの危険 地震情報に基づいた判断と安全な行動 地震のときの危険に対する心構え
		避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方	低 中 高	安全な避難の仕方 安全な避難場所の確認 様々な場面に応じた避難の仕方
		津波による危険と避難の仕方	低 中 高	安全な避難場所の確認と避難の仕方 津波による危険 津波情報の収集の仕方 様々な場面に応じた避難の仕方
火山災害時の安全	火山災害が発生した場合の危険を理解し、安全な行動ができるようにする	火山活動による危険と避難の仕方	低 中 高	安全な避難場所の確認と避難の仕方 火山活動による危険 火山情報の収集の仕方 様々な場面に応じた避難の仕方
気象災害時の安全	風水害、豪雪は登下校時の道路環境を変えることがあることを理解し、危険を的確に判断し、安全な行動ができるようにする	風水害等による危険と安全な行動の仕方	低 中 高	風水害のときの安全な登下校の仕方 風水害のときの危険 風水害のときの安全な行動の仕方
		豪雪、雪崩等による危険と安全な行動の仕方	低 中 高	豪雪のときの安全な登下校の仕方 豪雪、雪崩のときの危険 豪雪、雪崩のときの安全な行動の仕方
		落雷による危険と安全な行動の仕方	低 中 高	登下校中の落雷による危険 落雷からの身の守り方 落雷に遭わない行動の仕方
原子力災害時の安全	放射線による事故の危険について理解し、安全な行動ができるようにする	放射線による身体への影響や健康被害	低 中 高	目に見えない危険 身近にある放射線 放射線による身体への影響と健康被害
		放射線による健康被害の防止や避難の仕方	低 中 高	安全な避難の仕方 避難経路や避難場所の確認 正しい情報の入手の仕方
		地域・社会生活における放射線事故の防止対策		
		放射線による健康被害の防止と個人や社会の責任	低 中 高	放射線の存在 放射線の使われ方 放射線の安全対策への理解
役割と安全	災害発生時における避難所の役割とそこでの生活を理解し、安全な行動ができるようにする	災害発生状況と避難所の意義と相互扶助	低 中 高	避難場所での安全な生活 災害発生時の避難所の役割 避難所の生活と自分の役割
災害の備えと安全な生活	災害安全に関する意識を高めるために、防災避難訓練等の学校行事の意義を理解し、積極的に参加できるようにする	災害安全に関する学校行事等の意義の理解と積極的な参加	低 中 高	防災避難訓練等への参加の仕方 災害安全に関する学校行事への積極的な参加 災害安全等に関する学校行事の意義と理解
		児童（生徒）会活動による自主的活動への参加	高	災害安全に関する児童会活動の内容
		地域社会における防災に関する活動への参加	低 中 高	家庭での防災 学校での防災 地域における防災に関する活動の理解と参加

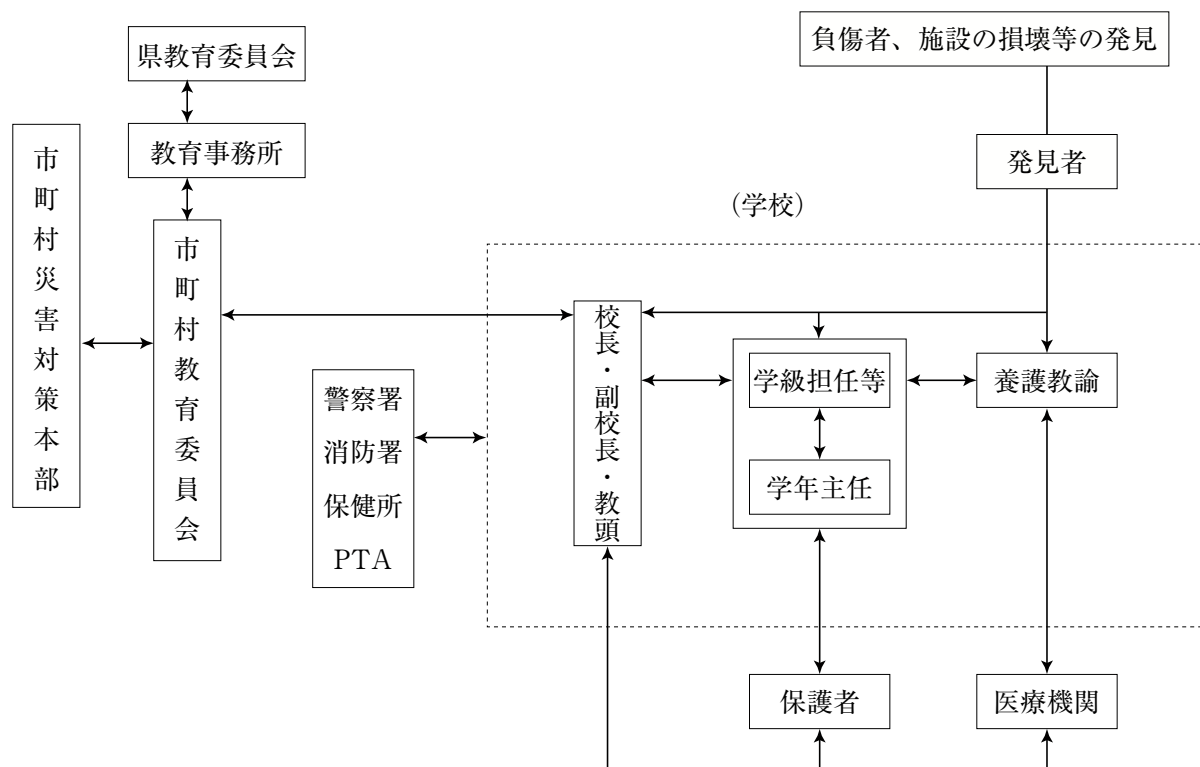
中 学 校	高 等 学 校
火災の原因と危険 火災に対する心構え	火災の原因と危険 危険物の取扱い 火災に対する心構え
有害な煙に対する行動の仕方 火災の特性 救助器具の使い方と初期消火の仕方	有害な煙に対する行動の仕方 火災の特性 パニックの防止と安全な行動 初期消火の方法
避難経路、避難場所の確認 様々な場面に応じた避難の仕方	避難経路、避難場所の確認 様々な場面に応じた避難と避難誘導の仕方
地震発生メカニズム 地震のときに発生する様々な危険（家屋の倒壊、地割れ、山崩れ、液状化、陥没、落下物） 正しい情報の入手 緊急地震速報への対応 パニック防止と安全な行動 地震災害への家庭での備え	地震発生メカニズム 地震のときに発生する様々な危険（家屋の倒壊、地割れ、山崩れ、液状化、陥没、落下物） 正しい情報の入手と発信 緊急地震速報への対応 パニック防止の安全な行動 地震災害への家庭での備え
地震に応じた避難経路と避難場所の確認 様々な場面に応じた避難の仕方	地震に応じた避難経路と避難場所の確認 様々な場面に応じた避難と避難誘導の仕方
津波による危険 津波警報と避難の仕方	津波による危険 津波警報による避難と避難誘導の仕方
火山活動（火砕流、噴石、降灰、溶岩流、火山ガス）のメカニズムとその危険 火山情報と避難の仕方	火山活動（火砕流、噴石、降灰、溶岩流、火山ガス）のメカニズムとその危険 火山情報による避難と避難誘導の仕方
風水害のときの危険（落下物、電線の切断や倒木、増水による河川の変化、土砂崩れ、河川の崩壊や橋の流出） 風水害情報と避難の仕方	風水害のときの危険（家屋への浸水、家屋の倒壊、高潮、河川の氾濫、土石流、崖崩れ） 風水害情報による避難と避難誘導の仕方
豪雪時の交通安全 屋根等からの落雪 地吹雪時の危険	豪雪時の交通安全 屋根等からの落雪 地吹雪時の危険
落雷しやすい気象条件 校庭・プール等校外での危険 登下校中による危険 落雷に遭わない安全な行動	落雷しやすい気象条件 屋内外での危険 安全な避難と避難誘導の仕方
身近にある放射線 目には見えない危険と身体への影響と健康被害	放射線の身体への影響と健康被害
健康被害の内容と防止 放射線事故に応じた避難の仕方 避難経路と避難場所の確認	正しい情報の入手 避難警報と安全な避難と避難誘導の仕方
放射線による原子力災害と安全対策 モニター制度の仕組みとそこのかかわり	放射線による原子力災害にかかわる防災対策
情報の収集の仕方 防災訓練への参加	放射線による健康被害防止対策 防災訓練への積極的参加
災害発生時の避難所の意義と役割 避難所での生活 自主的な組織活動の必要性と相互扶助 ボランティア活動への参加	避難所生活と相互扶助 自主組織の活動への積極的参加 ボランティア活動への積極的参加 ライフラインの確保
災害安全に関する学校行事の意義の理解 防災避難訓練等行事への参加	災害安全に関する学校行事の意義の理解 防災避難訓練等行事への参加の仕方
災害安全に関する生徒会活動の内容	災害安全に関する生徒会活動の内容
地域における防災に関する活動への参加（防災訓練、救急法、応急手当、災害時のボランティア活動） 家庭における防災に関する積極的なかかわり（点検・整備、防災備品の整理） 家庭における避難場所や連絡方法及び登下校の安全	地域における防災に関する活動への積極的参加（防災訓練、救急法、応急手当、災害時のボランティア活動） 家庭における防災に関する積極的なかかわり（点検・整備、防災備品の整理） 家庭における避難場所や連絡方法及び登下校の安全

校内での事件・事故災害発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例



地震による災害発生時の一般的な連絡体制の例

例1 関係機関への通報・連絡網の整備



例2 関係機関への通報の内容と連絡方法

機 関 名	通 報 内 容	連 絡 方 法
県・市町村 教育委員会 教育事務所	児童生徒等の避難状況、児童生徒等及び教職員の被災状況、学校被災状況	電話、電子メール、無線、文書、有線放送、伝令（自転車、自動二輪車など）等
警 察 署	通学路の安全確保要請、犯罪・盗難に対する警戒警備	
消 防 署	救命救急の要請、火災の発生状況、消火要請、水利状況、救出方法、消火方法	
保 健 所	衛生状況の報告、衛生管理の要請	
保 護 者	連絡網による協力要請、通学路の安全確保、残留児童生徒等の保護方法、児童生徒等の引渡し方法、帰宅方法、緊急連絡事項	
医 療 機 関	受け入れ要請、児童生徒等の被災状況、治療状況の確認	
P T A	緊急連絡事項（児童生徒等の事故）、医療機関の確認	

学校における転落事故防止のために



平成20年8月

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

安全対策の基本的な考え方

ソフト面とハード面一体となった取組

●学校における転落事故防止のための安全対策は、安全管理・指導に関するソフト面での取組と学校施設に関するハード面での取組を、一体的かつ計画的に、教職員のみならず学校関係者が相互に連携し、実施することが重要です。

事故情報の共有

●安全面の課題を明確化するため、全国の学校等における転落事故情報を適切に把握し、個別の安全対策を進めることが重要です。

学校の現状把握

●学校環境を学習及び生活の場として安全に維持するために、各学校の施設設備やその管理・運用の状況について、教職員、設置者及び設計者等関係者の共通理解を継続的に図っていくことが重要です。
●法令に基づき、教職員及び専門家等による多面的な安全点検を行い、適切な維持管理及び補修等を行うことが重要です。その際、児童生徒等及び保護者が参画することは、多様な視点で安全点検を行う上で有効です。

安全指導の充実

●フェンスがない屋上や天窓が設置されている場所など、転落の危険がある場所については、出入口の施設や立入禁止の指導を行うなど、適切な対策を講じることが重要です。
●窓や手すりのあるバルコニーなど、適切に行動すれば転落事故が通常発生しない場所についても、転落につながる行動を防止するために、児童生徒等への継続的な安全指導を行うことが重要です。
●教職員同士の連携を密にし、安全指導に関して共通理解を徹底するとともに、保護者等の協力も得ながら、児童生徒等が自ら安全に行動することができ、資質能力をはぐくむことが重要です。

施設面の配慮

●児童生徒等の目線に立ち、児童生徒等の多様な行動に対し十分な安全性を備えた教育環境を形成することが重要です。
●安全対策を講じるに当たっては、デザイン面での配慮や教育環境としての本来の機能とのバランス等が重要です。

この資料は、平成20年8月に、学校安全教育資料作成協力者会議生活安全部会と学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議学校施設安全対策部会が合同で転落事故防止を中心とした対策について検討を進めた結果について取りまとめた「学校における転落事故防止の留意点」をもとに作成しています。
※原文については下記ホームページでご覧ください。

お問い合わせ先

文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課
文教施設企画部施設企画課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2
電話 03-5253-4111(内線2917(学校健康教育課)・2291(施設企画課))
ホームページ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/12/05120900.htm

学校における転落事故防止のために

各学校や設置者においては、以下の事項に留意しながら、今後の学校における転落事故防止に努めてください。

◎共通事項

事故情報の共有

- ★全国の事故情報を把握します。
(※日本スポーツ振興センターの提供する事故情報を参考とします。)

学校の現状把握

- ★学校関係者・専門家をはじめ、子どもたちや保護者の方々など、様々な視点で点検します。
- ★改修等により学校施設の状態に変化があったときには点検を行います。
- ★危険な場所が見つかったときは、速やかに対応します。
- ★設計者の考え方や点検結果等を引き継ぎます。
- ★橋を乗り越えたり、橋を伝ったりして危険な場所へ行かないよう指導・対策をします。

安全指導の充実

- ★転落事故の危険性について子どもたちに認識させ、危険な行動をとらないよう指導します。
- ★校内安全マップを子どもたちと一緒に作成するなど、具体的にわかりやすい指導を行います。
- ★子どもたちが普段使用しない場所で活動するときは、事前に点検を実施し、必要な措置を講じた上で、教職員が同席します。
- ★特に事故が多発している休憩時間中や放課後に、定期的な巡回を行います。

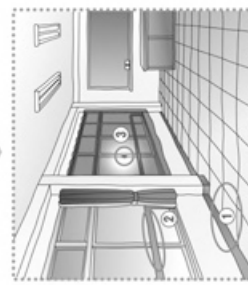
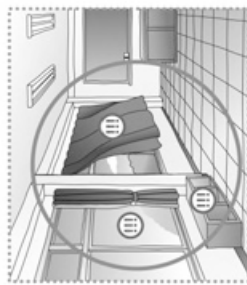
施設面の配慮

- ★危険な場所は危険であることを理解しやすいデザインとします。
- ★効果的な表示等による注意喚起をします。
(単に「危険」だけでなく具体的なイメージがわくようにします。)
- ★細部に至るまで、十分な安全性を確保します。
- ★既存施設についても、点検を行い必要に応じ速やかに改善します。

◎個別事項

窓（転落のおそれがあるもの）

- ★設置の高さや窓の開閉方式について検討します。
- ★窓から身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。
- ★窓下に足掛りとなるものは設置しません。
- ★転落防止用手すりの設置については、新たな危険箇所にならないようにします。
- ★増設など窓の開閉状態が判別できないものを使用する場合には、窓の開閉状況に注意します。



- ①足掛りとなるものを設置しない
- ②手すりの設置を検討する
(新たな危険箇所にならないようにする)
- ③開閉使用時は窓の開閉状況に注意する

バルコニー等

- ★十分な安全な手すりとし、その下に足掛りとなるものは設置しません。
- ★手すりから身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。

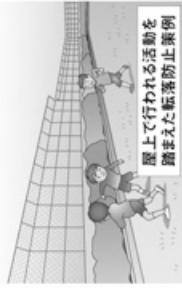
その他

- ★人が乗ることを想定していない駐輪場の屋根等についても、乗ることが重大な事故につながることを、十分理解させます。

校舎のみならず、屋内運動場、クラブハウス等、
校内の様々な施設について点検を行います。

屋上

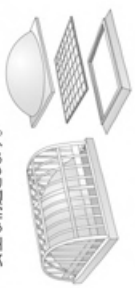
- ★屋上への出入り口は必要に応じて施設します。
- ★十分安全な手すりや防護フェンス等を設けます。
- ★タラップについては容易に登ることのないよう、一段目を高く設定します。



屋上で行われる活動を
踏まえた転落防止策例

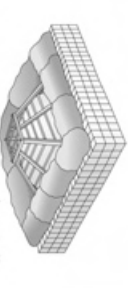
天窓（ハブグライト）

- ★転落の危険性を子どもたちに指導し、上部に絶対に乗らないように周知徹底します。
- ★防護柵や、内部に防護ネットを設置し、安全な構造とします。



- ★防護柵イメージ
- ★防護ネットイメージ

- ★天窓に近づきにくい状況を作ること有効です。



- ★天窓を覆い周辺に柵を配置した一例
- ★子どもたちが近くづく可能性の低い場所に設置された天窓についても、適切な安全対策を実施します。

緊急地震速報 利用の心得

緊急地震速報 利用の心得 ふだんから、家屋の耐震化や家具の固定など、地震に備えましょう！

まわりの人にも声をかけながら

あわてず、まず身の安全を!!

地震の揺れを感じたら…
(緊急地震速報がなくても)

緊急地震速報を見聞きしたら…
(地震の揺れを感じなくても)

緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れがくるまでの時間は、数秒から数十秒 しかありません

家庭では

- 頭を保護し、じょうぶな机の下など安全な場所に避難する
- あわてて外へ飛び出さない
- むりに火を消そうとしない

屋外(街)では

- スロツク塀の倒壊に注意
- 看板や割れたガラスの落下に注意

人が大勢いる施設では

- 係員の指示にしたがう
- あわてて出口に走り出さない

自動車運転中は

- あわててスピードをおとさない
- ハザードランプを点灯しまわりの車に注意をうながす
- 急ブレーキはかけず、ゆるやかに速度をおとす

鉄道・バスでは

- つり革、手すりにしっかりつかまる

エレベーターでは

- 最寄りの階に停止させ
すぐにおりる

周囲の状況により具体的な行動は異なります。日頃からいざというときの行動を考えておきましょう

原子力災害発生時の安全措置

2 緊急時の活動

2-2 放射線や放射性物質から身を守るために

国、地方公共団体、原子力事業者等は、周辺住民等の精神的負担を考慮しつつ、放射線や放射性物質からの被ばくをできるだけ低減するために、緊急事態応急対策（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難等）の対応方針を決定し活動します。

正確な情報の提供

万一、原子力緊急事態が発生した場合には、国、所在道府県はテレビ、ラジオ等による緊急放送を実施します。また市町村は、防災行政無線、広報車、CATV等を通じて地域に向けて知らせます。漁船や船舶には、漁業無線や海上保安本部の巡視船で知らされます。



- ◆一斉放送
- ◆広報車
- ◆テレビ
- ◆漁業無線など

屋内退避

屋内に退避することは、屋根や壁などで放射線を遮ることになるので、外部被ばくを低減させる効果があります。また、屋内の気密性を高めることで放射性物質の浸入を抑え内部被ばくを防ぐこともできます。屋内退避は、避難に比べて日常生活に近く、テレビ・ラジオからの報道に接することができるため、予測被ばく量が小さいときに有効であると考えられます。



- ◆ドアや窓を全部閉めて下さい。
- ◆換気扇などを止めて下さい。
- ◆外から帰ってきた人は顔や手を洗って下さい。



- ◆防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオなどの正しい情報を。
- ◆食料にフタをしたりラップをかけてください。

コンクリート屋内退避

コンクリート建物は、木造家屋よりも放射線の遮蔽効果が大きく、一般的に気密性も高いので、内部・外部被ばくの防護効果が高いと考えられています。個人住宅の屋内退避では、被ばくの低減効果が小さい場合があります。コンクリート建物への退避指示が行われる場合があります。



- ◆木造より防護効果があります。

避難

避難は、環境へ放出された放射性物質から遠く離れ、放射線による外部被ばく及び内部被ばくを防ぐための手段です。避難にあたっては、道府県や市町村の指示に従ってください。



- ◆緊急避難所へは徒歩で
- ◆持ち物は最小限に
- ◆ガス、電気の消火消灯
- ◆戸締まりをしっかりと
- ◆隣近所にも知らせてください。

- ◆隣近所にも知らせてください。
- ◆病人、お年寄り等、自力で避難が困難な人は市町村に連絡してください。
- ◆持病のある人は常備薬を忘れずにお持ちください。

① 教室等の安全点検表

場所		○年○組教室		平成 年 月 日	点検実施日	点検者	
		点 検 の 観 点	点検の結果 (○・×)	不良箇所とその程度			
1		床板の異常、破損はないか					
2		机・いすの破損はないか					
3		窓・ドアのガラスや鍵の破損、故障はないか					
4		窓の転落防止手すりの異常、破損はないか					
5		窓下に足掛かりになるものはないか					
6		カーテン、カーテンレールに損傷はないか					
7		蛍光器具、スクリーン、時計、スピーカーなどが落ちてうになつていないか					
8		戸棚、ロッカーなどの転倒の危険はないか					
9		戸棚、ロッカーなどからの落下物の危険はないか					
10		柱や内壁に剥離、亀裂はないか					
11		天井の破損、雨漏りはないか					
12		防犯用具は取り出しやすい箇所にあるか					
13							
14							
		*点検の観点については、上記観点以外にも、各学校における独自の観点を検討し、追加・修正等を行う					
※「目視」「打音」「振動」「負荷」「作動」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。							

② プールの安全点検表

	場 所	プー ル	点検実施日 平成 年 月 日	点検者	不良箇所とその程度
	点 検 の 観 点			点検の結果 (○・×)	
1	プールの周りの柵の破損はないか				
2	出入口に損傷がなく、使用時以外は施錠されているか				
3	プールの附属施設の破損、異常はないか				
4	プール及びプールサイドの床は滑りやすくないか				
5	コースロープや止め金の破損はないか				
6	排（瑞）水口の蓋がネジ・ボルト等で固定されているか				
7	プールに危険物、異物が混入していないか				
8	プールサイドに危険なものは放置されていないか				
9	水量は適切に管理されているか				
10					
11					
12					
13					
14					
	*点検の観点については、「学校環境衛生管理マニュアル（改訂版）」（平成22年3月文部科学省）を参考にすると、上記観点以外にも、各学校における独自の観目の観点を検討し、追加・修正等を行う				
※	「目視」「打音」「振動」「負荷」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。				

③ 運動場・校地の安全点検表

場所 運動場・校地 点検実施日 平成 年 月 日 点検者

点 検 の 観 点		点検の結果 (○・×)	不良箇所とその程度
1	石、ガラス片、凹凸などによる危険はないか		
2	排水口や側溝につまりはないか		
3	水飲み場、足洗い場の破損はないか		
4	サッカーゴールは固定されているか		
5	サッカーゴールの溶接部分に破損はないか		
6	バックネットに破損はないか		
7	掲揚塔等の腐食や転倒のおそれはないか		
8	樹木に邪魔な枝はないか		
9	校門、囲障の破損はないか		
10	訪問者のための案内、入口明示等の立て札、看板等の破損はないか		
11	登下校時以外は校門が閉められているか（校門が閉鎖できる場合）		
12	防犯カメラ、インターホンは正しく動作しているか		
13	死角の原因となる立木等の障害物はないか		
14			
*点検の観点については、上記観点以外にも、各学校における独自の観点を検討し、追加・修正等を行う			

※「目視」「打音」「振動」「負荷」「作用」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。

④ 遊具等の安全点検表

場所 運動場の遊具 点検実施日 平成 年 月 日 点検者

点 検 の 観 点		点検の結果 (○・×)	不良箇所とその程度
1	ブランコ		
	・支柱のぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出はないか		
	・着地面や周辺に石などはないか		
	・着座部の破損、金具の摩耗・緩みはないか		
	・吊り金具、チェーンの破損・摩耗はないか		
2	すべり台		
	・支柱、登行部、落下防止柵などのぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出はないか		
	・着地面や周辺に石などはないか		
	・滑降面に突起物などはないか		
	・ひも等が引っ掛かりやすい隙間等はないか		
3	ジャングルジム		
	・支柱のぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出はないか		
	・着地面や周辺に石などはないか		
4			
	*点検の観点については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」（平成20年8月国土交通省）を参考にすると、上記観点以外にも、各学校における独自の観点を検討し、追加・修正等を行う		

※「目視」「打音」「振動」「負荷」「作用」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。

⑤ 安全点検集計表

月 定期安全点検集計表					校長	教頭	事務担当	安全主任
場所	点検者	不良箇所とその程度	改善措置の状況					
1-2 教室	〇〇	後ろの扉の戸が開きづらい	〇月〇日済	車輪部注油				
2-1 教室	〇〇	テレビ用固定ベルトのプラスチックバックルの破損	〇月〇日済	ベルト交換				
3-2 教室	〇〇	窓の転落防止手すりにながたつき	〇月〇日業者に連絡 (〇月〇日修理済)	「危険」と表示し、窓を開けないよう指導				
中央階段	〇〇	2階～3階 雨漏りあり	〇月〇日 教育委員会に報告 修復まで雨天時ロープを張り立入禁止					
運動場の遊具	〇〇	ブランコの座板にささくれ	〇月〇日業者に連絡 (〇月〇日修理済)	修理まで取り外し				
運動場の遊具	〇〇	ジャングルジムの上空に樹木の枝が伸びている	〇月〇日済	枝を切る				
運動場	〇〇	サッカーゴールの固定具(杭)の緩み	〇月〇日済	杭の打ち直し				

【学校保健安全法（抄）】

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよ

う、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができな

きは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第四章 雑則

(学校の設置者の事務の委任)

第三十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

(専修学校の保健管理等)

第三十二条 専修学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。

2 専修学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。

3 第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで及び第二十六条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

【学校保健安全法施行規則（抄）】

第六章 安全点検等

(安全点検)

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

(日常における環境の安全)

第二十九条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

第七章 雑則

(専修学校)

第三十条 第一条、第二条、第五条、第六条（同条第三項及び第四項については、大学に関する部分に限る。）、第七条、第八条、第九条（同条第一項につ

いては、学生に関する部分に限る。）、第十条、第十一条（小学校以外の学校に関する部分に限る。）、第十二条から第二十一条まで、第二十八条及び前条の規定は、専修学校に準用する。この場合において、第五条第一項中「六月三十日まで」とあるのは「当該学年の始期から起算して三月以内」と、第七条第九項中「学校医又は学校歯科医」とあるのは「医師」と、第九条第二項中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十二条中「第五条」とあるのは「第三十条において準用する第五条」と、第十九条第二号、第三号及び第四号中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十九条第五号及び第六号並びに第二十一条第一項中「学校医」とあるのは「医師」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 第二十二条の規定は、専修学校の医師の職務執行の準則について準用する。

【幼稚園教育要領（抄）】

第1章 総 則

第1 幼稚園教育の基本

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するよう努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

第2 教育課程の編成

幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。

これらを踏まえ、各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

第2章 ねらい及び内容

健 康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

1 ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

2 内 容

- (1) 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- (2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- (3) 進んで戸外で遊ぶ。
- (4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- (5) 先生や友達と食べることを楽しむ。
- (6) 健康な生活のリズムを身に付ける。
- (7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
- (8) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- (9) 自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

2 特に留意する事項

- (1) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。

【小学校学習指導要領（抄）】

第1章 総 則

第1 教育課程編成の一般方針

- 3 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特徴に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

第2章 各教科

第2節 社 会

第1 目 標

- 社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

第2 各学年の目標及び内容

〔第3学年及び第4学年〕

1 目 標

- （1）地域の産業や消費生活の様子、人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について理解できるようにし、地域社会の一員としての自覚をもつようにする。

2 内 容

- （4）地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働

きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。

- ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。
イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。

3 内容の取扱い

- （4）内容の（4）の「災害」については、火災、風水害、地震などの中から選択して取り上げ、「事故の防止」については、交通事故などの事故防止や防犯を取り上げるものとする。

- （5）内容の（3）及び（4）にかかわって、地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うものとする。

〔第5学年〕

1 目 標

- （1）我が国の国土の様子、国土の環境と国民生活との関連について理解できるようにし、環境の保全や自然災害の防止の重要性について関心を深め、国土に対する愛情を育てるようにする。

2 内 容

- （1）我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。

- イ 国土の地形や気候の概要、自然条件から見て特色ある地域の人々の生活
エ 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止

- （4）我が国の情報産業や情報化した社会の様子について、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。

- イ 情報化した社会の様子と国民生活とのかわり

3 内容の取扱い

- （5）内容の（4）については、次のとおり取り扱うものとする。

- イ イについては、情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めている教育、福祉、医療、防災などの中から選択して取り上げること。

〔第 6 学年〕

2 内 容

(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基
本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の (2) については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。

第4節 理 科

第1 目 標

自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに、自然の事物・現象についての実感を伴った理解を図り、科学的な見方や考え方を養う。

第2 各学年の目標及び内容

〔第 5 学年〕

1 目 標

(2) 植物の発芽から結実までの過程、動物の発生や成長、流水の様子、天気の変化を条件、時間、水量、自然災害などに目を向けながら調べ、見いだした問題を計画的に追究する活動を通して、生命を尊重する態度を育てるとともに、生命の連続性、流水の働き、気象現象の規則性についての見方や考え方を養う。

2 内 容

B 生命・地球

(3) 流水の働き

地面を流れる水や川の様子を観察し、流れる水の速さや量による働きの違いを調べ、流れる水の働きと土地の変化の関係についての考えをもつこ

とができるようにする。

ア 流れる水には、土地を侵食したり、石や土などを運搬したり堆積させたりする働きがあること。

ウ 雨の降り方によって、流れる水の速さや水の量が変わり、増水により土地の様子が大きく変化する場合があること。

(4) 天気の変化

1 日の雲の様子を観測したり、映像などの情報を活用したりして、雲の動きなどを調べ、天気の変化の仕方についての考えをもつことができるようにする。

イ 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。

3 内容の取扱い

(4) 内容の「B生命・地球」の (4) のイについては、台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係についても触れるものとする。

〔第 6 学年〕

1 目 標

(2) 生物の体のつくりと働き、生物と環境、土地のつくりと変化の様子、月と太陽の関係を推論しながら調べ、見いだした問題を計画的に追究する活動を通して、生命を尊重する態度を育てるとともに、生物の体の働き、生物と環境とのかわり、土地のつくりと変化のきまり、月の位置や特徴についての見方や考え方を養う。

2 内 容

B 生命・地球

(4) 土地のつくりと変化

土地やその中に含まれる物を観察し、土地のつくりや土地の働き方を調べ、土地のつくりと変化についての考えをもつことができるようにする。

ア 土地は、礫、砂、泥、火山灰及び岩石からできており、層をつくって広がっているものがあること。

イ 地層は、流れる水の働きや火山の噴火によってでき、化石が含まれているものがあること。

ウ 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。

3 内容の取扱い

- (4) 内容の「B生命・地球」の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。
- ア アについては、岩石として礫岩、砂岩及び泥岩を扱うこと。
- イ イの「化石」については、地層が流れる水の働きによって堆積したことを示す証拠として扱うこと。

第5節 生活

第1 目標

具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕

1 目標

- (1) 自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などのかかわりに関心をもち、地域のように気付き、愛着をもつことができるようにするとともに、集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、安全で適切な行動ができるようにする。

2 内容

- (1) 学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のこと
が分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心をもち、安全な登下校ができるようにする。
- (3) 自分たちの生活は地域で生活したり働いたりしている人々や様々な場所とかわわっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、人々と適切に接することや安全に生活することができるようにする。
- (4) 公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなで使うものがあることやそれを支えている人々がいることなどが分かり、それらを大切にし、安全に気を付けて正しく利用することができるようにする。

第9節 体育

第1 目標

心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育るとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

第2 各学年の目標及び内容

〔第5学年及び第6学年〕

1 目標

- (3) 心の健康、けがの防止及び病気の予防について理解できるようにし、健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。

2 内容

G 保健

- (1) 心の発達及び不安、悩みへの対処について理解できるようにする。
- ア 心は、いろいろな生活経験を通して、年齢に伴って発達すること。
- イ 心と体は、相互に影響し合うこと。
- ウ 不安や悩みへの対処には、大人や友達に相談する、仲間と遊ぶ、運動をするなどいろいろな方法があること。
- (2) けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当ができるようにする。
- ア 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。
- イ けがの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。

第3章 道徳

第1 目標

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

第2 内 容

道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。

〔第1学年及び第2学年〕

- 1 主として自分自身に関すること。
 - (1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。
- 2 主として他の人とのかかわりに関すること。
 - (2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。
 - (3) 友達と仲よくし、助け合う。

- 3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。

- (1) 生きることを喜び、生命を大切にすることを。

- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

- (1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。
- (2) 働くことのよさを感じて、みんなのために働く。

〔第3学年及び第4学年〕

- 2 主として他の人とのかかわりに関すること。

- (2) 相手のことを思いやり、進んで親切にする。
- (3) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。

- 3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。

- (1) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にすること。

- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

- (1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。
- (2) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く。

〔第5学年及び第6学年〕

- 2 主として他の人とのかかわりに関すること。
 - (2) だれに対しても思いやりの心もち、相手の立場に立って親切にする。
 - (5) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。
- 3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。
 - (1) 生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重すること。
- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。
 - (3) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。
 - (4) 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。

第5章 総合的な学習の時間

第1 目 標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学習し、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

第2 各学校において定める目標及び内容

2 内 容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこと。

第6章 特別活動

第1 目 標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

1 目 標

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

2 内 容

〔共通事項〕

- (2) 日常生活や学習への適応及び健康安全
カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

〔児童会活動〕

1 目 標

児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容

学校の全児童をもって組織する児童会において、学校生活の充実と向上を図

る活動を行うこと。

- (1) 児童会の計画や運営
- (2) 異年齢集団による交流
- (3) 学校行事への協力

〔クラブ活動〕

1 目 標

クラブ活動を通して、望ましい人間関係を形成し、個性の伸長を図り、集団の一員として協力してよりよいクラブづくりに参画しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容

学年や学級の所属を離れ、主として第4学年以上の同好の児童をもって組織するクラブにおいて、異年齢集団の交流を深め、共通の興味・関心を追求する活動を行うこと。

- (1) クラブの計画や運営
- (2) クラブを楽しむ活動
- (3) クラブの成果の発表

〔学校行事〕

1 目 標

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容

全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

(1) 儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。

(2) 文化的行事

平素の学習活動の成果を発表し、その向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

(4) 遠足・集団宿泊的行事

自然の中で集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

【中学校学習指導要領（抄）】

第1章 総 則

第1 教育課程編成の一般方針

3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間とはもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

第2章 各教科

第2節 社 会

第1 目 標

広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角

的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

第2 各分野の目標及び内容

〔地理的分野〕

2 内 容

(2) 日本の様々な地域

イ 世界と比べた日本の地域的特色

世界的視野や日本全体の視野から見た日本の地域的特色を取り上げ、我が国の国土の特色を様々な面から大観させる。

(ア) 自然環境

世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観させる。

ウ 日本の諸地域

日本を幾つかの地域に区分し、それぞれの地域について、以下の(ア)から(キ)で示した考察の仕方に基づいて、地域的特色をとらえさせる。

(ア) 自然環境を中核とした考察

地域の地形や気候などの自然環境に関する特色ある事象を中核として、それを人々の生活や産業などと関連付け、自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。

エ 身近な地域の調査

身近な地域における諸事象を取り上げ、観察や調査などの活動を行い、生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めて地域の課題を見いだし、地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を養うとともに、市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方や発表の方法の基礎を身に付けさせる。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イの(ア)から(エ)で示した日本の地域的特色については、指導に

当たった内容の（１）の学習成果を生かすとともに、日本の諸地域の特徴について理解を深めるための基本的な事柄で構成すること。

ウ ウについては、次のとおり取り扱うものとする。

（ア）地域区分については、指導の観点や学校所在地の事情などを考慮して適切に決めること。

（イ）指導に当たっては、地域の特徴ある事象や事柄を中核として、それを他の事象と有機的に関連付けて、地域的特色を追究するようにすること。

（ウ）（ア）から（キ）の考察の仕方については、学習する地域ごとに一つ選択すること。また、ウの学習全体を通してすべて取り扱うこと。

エ エについては、学校所在地の事情を踏まえて観察や調査を指導計画に位置付け実施すること。その際、縮尺の大きな地図や統計その他の資料に親しませ、それらの活用 of 技能を高めるようにすること。また、観察や調査の結果をまとめる際には、地図を有効に活用して事象を説明したり、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活動を充実させること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容の（２）のウの中の学校所在地を含む地域の学習と結び付けて扱ってもよいこと。

第４節 理 科

第１ 目 標

自然の事物・現象に進んでかわり、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力の基礎と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な見方や考え方を養う。

第２ 各分野の目標及び内容

〔第２分野〕

２ 内 容

（２）大地の成り立ちと変化

大地の活動の様子や身近な岩石、地層、地形などの観察を通して、地表に見られる様々な事物・現象を大地の変化と関連付けて理解させ、大地の変化についての認識を深める。

ア 火山と地震

（ア）火山活動と火成岩

火山の形、活動の様子及びその噴出物を調べ、それらを地下のマグマの性質と関連付けてとらえらるるとともに、火山岩と深成岩の観察を行い、それらの組織の違いを成因と関連付けてとらえること。

（イ）地震の伝わり方と地球内部の働き

地震の体験や記録を基に、その揺れの大さや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の働きと関連付けてとらえ、地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。

（４）気象とその変化

身近な気象の観察、観測を通して、気象要素と天気の変化の関係を思いださせるとともに、気象現象についてそれが起こる仕組みと規則性についての認識を深める。

ア 気象観測

（ア）気象観測

家庭などで気象観測を行い、観測方法や記録の仕方を身に付けるとともに、その観測記録などに基づいて、気温、湿度、気圧、風向などの変化と天気との関係を見いだすこと。

イ 天気の変化

（ア）霧や雲の発生

霧や雲の発生についての観察、実験を行い、そのでき方を気圧、気温及び湿度の変化と関連付けてとらえること。

（イ）前線の通過と天気の変化

前線の通過に伴う天気の変化の観測結果などに基づいて、その変化を暖気、寒気と関連付けてとらえること。

ウ 日本の気象

（ア）日本の天気の特徴

天気図や気象衛星画像などから、日本の天気の特徴を気団と関連付けてとらえること。

（イ）大気の動きと海洋の影響

気象衛星画像や調査記録などから、日本の気象を日本付近の大気の動きや海洋の影響に関連付けてとらえること。

（７）自然と人間

自然環境を調べ、自然界における生物相互の関係や自然界のつり合いについて理解させるとともに、自然と人間のかかわり方について認識を深め、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察し判

断する態度を養う。

イ 自然の恵みと災害

(ア) 自然の恵みと災害

自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察すること。

3 内容の取扱い

(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)の「火山」については、粘性と関係付けながら代表的な火山を扱うこと。「マダガマの性質」については、粘性を扱うこと。「火山岩」及び「深成岩」については、代表的な岩石を扱うこと。また、代表的な造岩鉱物も扱うこと。

イ アの(イ)については、地震の現象面を中心に取り扱い、初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れること。また、「地球内部の働き」については、日本付近のプレートの動きを扱うこと。

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア イの(ア)については、気温による飽和水蒸気量の変化が湿度の変化や凝結にかかわりがあることを扱うこと。また、水の循環も扱うこと。

イ イの(イ)については、風の吹き方にも触れること。

ウ ウの(イ)については、地球を取り巻く大気の動きにも触れること。また、地球の大きさや大気の厚さにも触れること。

(8) 内容の(7)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ イの(ア)については、地球規模でのプレートの動きも扱うこと。また、「災害」については、記録や資料などを用いて調べ、地域の災害について触れること。

第7節 保健体育

第1 目 標

心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

第2 各分野の目標及び内容

〔保健分野〕

1 目 標

個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。

2 内 容

- (3) 傷害の防止について理解を深めることができるようにする。
- ア 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかわって発生すること。
- イ 交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。
- ウ 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。
- エ 応急手当を適切に行うことによっては、傷害の悪化を防止することができること。また、応急手当には、心肺蘇生等があること。

3 内容の取扱い

- (6) 内容の(3)のエについては、包帯法、止血法など傷害時の応急手当も取り扱い、実習を行うものとする。また、効果的な指導を行うため、水泳など体育分野の内容との関連を図るものとする。

第3章 道 徳

第2 内 容

道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。

- 1 主として自分自身に関すること。
- (1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
- (2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。
- (3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任を

- もつ。
- (4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。
- (5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。
- 2 主として他の人とのかかわりに関すること。
- (1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。
- (2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。
- (6) 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。
- 3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。
- (1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
- (2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を越えたものに対する畏敬の念を深める。
- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。
- (1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。
- (2) 公徳心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。
- (4) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。
- (5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。
- (8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。

第4章 総合的な学習の時間

第1 目 標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、

創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

第2 各学校において定める目標及び内容

1 目 標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。

2 内 容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域や学校の特徴に応じた課題についての学習活動、職業や自己の将来に関する学習活動などを行うこと。

第5章 特別活動

第1 目 標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を養う能力を養う。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容
〔学級活動〕

1 目 標

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

2 内 容

学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。

- (2) 適応と成長及び健康安全
 - ウ 社会の一員としての自覚と責任
 - カ ボランティア活動の意義の理解と参加
 - キ 心身とともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

〔生徒会活動〕

1 目 標

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容

学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。

- (1) 生徒会の計画や運営
- (2) 異年齢集団による交流
- (3) 生徒の諸活動についての連絡調整
- (4) 学校行事への協力
- (5) ボランティア活動などの社会参加

〔学校行事〕

1 目 標

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容

全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

(1) 儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り返し目付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。

(2) 文化的行事

平素の学習活動の成果を発表し、その向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

(4) 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きたことの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

【高等学校学習指導要領（抄）】

第1章 総 則

第1款 教育課程編成の一般方針

- 3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

第2章 各学科に共通する各教科

第2節 地理歴史

第2款 各科目

第2 世界史B

1 目 標

世界の歴史の大きな枠組みと展開を諸資料に基づき地理的条件や日本の歴史と関連付けながら理解させ、文化の多様性・複合性と現代世界の特質を広い視野から考察させることによって、歴史的思考力を培い、国際社会に主体的に生きる日本国民としての自覚と資質を養う。

2 内 容

(1) 世界史への扉

自然環境と人類のかかわり、日本の歴史と世界の歴史のつながり、日常生活にみる世界の歴史にかかわる適切な主題を設定し考察する活動を通して、地理と歴史への関心を高め、世界史学習の意義に気付かせる。

ア 自然環境と人類のかかわり

自然環境と人類のかかわりについて、生業や暮らし、交通手段、資源、災害などから適切な歴史的事例を取り上げて考察させ、世界史学習における地理的視点の重要性に気付かせる。

第5 地理A

1 目 標

現代世界の地理的な諸課題を地域性や歴史的背景、日常生活との関連を踏まえて考察し、現代世界の地理的認識を養うとともに、地理的な見方や考え方を培い、国際社会に主体的に生きる日本国民としての自覚と資質を養う。

2 内 容

(2) 生活圏の諸課題の地理的考察

生活圏の諸課題について、地域性や歴史的背景を踏まえて考察し、地理的技能及び地理的な見方や考え方を身に付けさせる。

イ 自然環境と防災

我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させる

とともに、国内にみられる自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切であることなどについて考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

(ウ) イについては、日本では様々な自然災害が多発することから、早くから自然災害への対応に努めてきたことなどを具体例を通して取り扱うこと。その際、地形図やハザードマップなどの主題図の読図など、日常生活と結び付いた地理的技能を身に付けさせるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること。

第5節 理 科

第2款 各科目

第1 科学と人間生活

1 目 標

自然と人間生活とのかかわり及び科学技術が人間生活に果たしてきた役割について、身近な事物・現象に関する観察、実験などを通して理解させ、科学的な見方や考え方を養うとともに、科学に対する興味・関心を高める。

2 内 容

(2) 人間生活の中の科学

身近な自然の事物・現象及び日常生活や社会の中で利用されている科学技術を取り上げ、科学と人間生活とのかかわりについて認識を深めさせる。

エ 宇宙や地球の科学

(イ) 身近な自然景観と自然災害

身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、太陽の放射エネルギーによる作用や地球内部のエネルギーによる変動と関連付けて理解すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

オ 内容の(2)のエの(ア)については、太陽や月の運行と時や暦などとの関係、太陽が地球や人間生活に及ぼす影響、太陽系の天体及び太陽系の広がりや構造に関して、観察、実験などを中心に扱うこと。その際、天動説、地動説にも触れること。(イ)については、地域の自然景観、その変化と自然災害に関して、観察、実験などを中心に扱うこと。その際、自然景観が長い時間の中で変化してできたことにも触れることと。「自然景観の成り立ち」については、流水の作用、地震や火山活動と関連付けて扱うこと。「自然災害」については、防災にも触れること。

第8 地学基礎

1 目 標

日常生活や社会との関連を図りながら地球や地球を取り巻く環境への関心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、地学的に探究する能力と態度を育てるとともに、地学の基本的な概念や原理・法則を理解させ、科学的な見方や考え方を養う。

2 内 容

(2) 変動する地球

変動する地球について観察、実験などを通して探究し、地球がプレート運動や太陽の放射エネルギーによって変動してきたことを理解させる。また、地球の環境と人間生活とのかかわりについて考察させる。

ア 活動する地球

(ア) プレートの運動

プレートの分布と運動及びプレート運動に伴う大地形の形成について理解すること。

(イ) 火山活動と地震

火山活動と地震の発生の仕組みについて理解すること。

エ 地球の環境

(イ) 日本の自然環境

日本の自然環境を理解し、その恩恵や災害など自然環境と人間生活とのかかわりについて考察すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容(2)のアの(ア)については、マントル内のブルームの存在にも触れること。(イ)の「火山活動」については、プレートの発散境界や収束境界における火山活動を扱い、ホットスポットにおける火山活動にも触れること。また、火成岩の観察を行うこと。「地震の発生の仕組み」については、プレートの収束境界における地震を中心に扱うこと。エの(ア)については、地球温暖化、オゾン層破壊、エルニーニョ現象などの現象をデータに基づいて人間生活と関連させて扱うこと。(イ)の「恩恵や災害」については、日本に見られる季節の気象現象、地震や火山活動など特徴的な現象を扱うこと。また、自然災害の予測や防災にも触れること。

第9 地 学

1 目 標

地学的な事物・現象に対する探究心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、地学的に探究する能力と態度を育てるとともに、地学の基本的な概念や原理・法則の理解を深め、科学的な自然観を育成する。

2 内 容

(1) 地球の概観

地球の形状や内部構造を観察、実験などを通して探究し、地球の概観を理解させる。

イ 地球の内部

(ア) 地球の内部構造

地震波の伝わり方に基づいて地球内部の構造を理解すること。

(2) 地球の活動と歴史

地球に見られる様々な事物・現象を観察、実験などを通して探究し、地球の活動と歴史を理解させる。

ア 地球の活動

(イ) 地震と地殻変動

プレート境界における地震活動の特徴とそれに伴う地殻変動などについて理解すること。

(3) 地球の大気と海洋

地球の大気と海洋の事物・現象を観察、実験などを通して探究し、大気と海洋の構造や運動を理解させる。

ア 大気の構造と運動

- (ア) 大気の種類
大気の組成と構造を理解すること。
- (イ) 大気の運動と気象
大循環と対流による現象及び日本や世界の気象の特徴を理解すること。

3 内容の取扱い

- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(1)のアの(ア)については、地球楕円体や地球表面における重力を扱い、ジオイドや重力異常にも触れること。(イ)については、地磁気の三要素及び磁気圏と太陽風との関連を扱うこと。また、地磁気の原因と古地磁気にも触れること。
 - イの(ア)については、走時曲線を扱い、地震波トモグラフィーにも触れること。
 - イ 内容の(2)のアの(ア)については、マントル内のブルームも扱うこと。(イ)については、世界の地震帯の特徴をプレート運動と関連付けて扱うこと。また、日本列島付近におけるプレート間地震やプレート内地震の特徴も扱うこと。地殻変動については、活断層と地形との関係にも触れること。(ウ)については、多様な火成岩の成因をマグマの分化和関連付けて扱うこと。また、島弧－海溝系における火成活動の特徴をプレート運動と関連付けて触れること。(エ)については、造山帯の特徴を安定地塊と対比させて扱うこと。
 - イの(ア)については、段丘や海底堆積物も扱うこと。(イ)については、地層や化石に基づいて過去の様子を探究する方法を扱うこと。また、地質図の読み方の概要を扱うこと。(ウ)については、放射年代も扱うこと。(エ)については、日本列島の形成史を地形や地質の特徴に基づいてプレート運動と関連付けて扱うこと。また、付加体も扱うこと。
 - ウ 内容の(3)のアの(ア)の大気の「組成」については、大気中の水分も扱うこと。大気の「構造」については、各層の特徴と大気における熱収支を扱うこと。(イ)の「大循環」による現象については、偏西風波動と地上の高気圧・低気圧との関係も扱うこと。「対流」による現象については、大気の安定・不安定にも触れること。「日本や世界の気象の特徴」については、人工衛星などから得られる情報も活用し、大気の大循環と関連させて扱うこと。また、気象災害にも触れること。

内容のイの(ア)の「海洋の構造」については、水温と塩分の分布との関係を中心に扱うこと。(イ)の「海水の運動や循環」については、波浪や潮汐も扱うこと。「海洋と大気の相互作用」については、地球上の水の分布と循環にも触れること。

第6節 保健体育

第1款 目標

心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。

第2款 各科目

第2 保健

1 目標

個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めるようにし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。

2 内容

(1) 現代社会と健康

我が国の疾病構造や社会の変化に対応して、健康を保持増進するためには、個人の行動選択やそれを支える社会環境づくりなどが大切であるというヘルスプロモーションの考え方を生かし、人々が自らの健康を適切に管理すること及び環境を改善していくことが重要であることを理解できるようにする。

エ 交通安全

交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備などがかわること。また、交通事故には責任や補償問題が生じること。

オ 応急手当

適切な応急手当は、傷害や疾病の悪化を軽減できること。応急手当は、正しい手順や方法があること。また、心肺蘇生等の応急手当は、傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれていく場合がある

ことから、速やかに行う必要があること。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(1)のエについては、二輪車及び自動車を中心に引き上げるものとする。また、自然災害などによる傷害の防止についても、必要に応じて関連付けて扱うよう配慮するものとする。

(5) 内容の(1)のオについては、実習を行うものとし、呼吸器系及び循環器系の機能については、必要に応じて関連付けて扱う程度とする。また、効果的な指導を行うため、「体育」の「D水泳」などとの関連を図るよう配慮するものとする。

第4章 総合的な学習の時間

第1 目 標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

第2 各学校において定める目標及び内容

1 目 標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。

2 内 容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(5) 学習活動については、地域や学校の特徴、生徒の特性等に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について

知識や技能の深化、総合化を図る学習活動、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動などを行うこと。

第5章 特別活動

第1 目 標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔ホームルーム活動〕

1 目 標

ホームルーム活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

2 内 容

学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。

(2) 適応と成長及び健康安全

- ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任
- カ ボランティア活動の意義と理解と参画
- ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

〔生徒会活動〕

1 目 標

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容

学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。

- (1) 生徒会の計画や運営
- (2) 異年齢集団による交流
- (3) 生徒の諸活動についての連絡調整
- (4) 学校行事への協力
- (5) ボランティア活動などの社会参画

〔学校行事〕

1 目 標

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活や社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

(1) 儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。

(2) 文化的行事

平素の学習活動の成果を総合的に生かし、その向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

(4) 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉

仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

【特別支援学校幼稚園部教育要領（抄）】

第2章 ねらい及び内容等

この章に示すねらいは、幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」として、また、幼児の障害に対応する側面から、その障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服に関する領域「自立活動」としてまとめ、示したものである。

各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。ただし、自立活動については、個々の幼児の障害の状態や発達の程度等に応じて、他の各領域に示す内容との緊密な関連を図りながら、自立活動の内容に重点を置いた指導を行うことについて配慮する必要がある。

なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の第1に示す幼稚園部における教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

健康、人間関係、環境、言葉及び表現

ねらい、内容及び内容の取扱いについては、幼稚園教育要領第2章に示すものに準ずるものとするが、指導に当たっては、幼児の障害の状態等に十分配慮するものとする。

自立活動

1 ねらい

個々の幼児が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に

改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う。

2 内 容

(2) 心理的な安定

- ア 情緒の安定に関すること。
- イ 状況の理解と変化への対応に関すること。
- ウ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
- (5) 身体の動き
 - ア 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
 - イ 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
 - ウ 日常生活に必要な基本動作に関すること。
 - エ 身体の移動能力に関すること。
 - オ 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（抄）】

第5章 総合的な学習の時間

小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じ、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

第6章 特別活動

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに

指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合併するなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

第7章 自立活動

第1 目 標

個々の児童又は生徒が自立を旨し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第2 内 容

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

【特別支援学校高等部学習指導要領（抄）】

第4章 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第4章に示すものに従う。また、次に示すところによるものとする。

- 1 生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

第5章 特別活動

特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第5章に示すものに従う。また、次に示すところによるものとする。

- 1 指導計画の作成に当たっては、生徒の少人数からくる種々の制約を解消し、積極的な集団活動が行われるよう配慮する必要があること。
- 2 生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

第6章 自立活動

第1款 目標

個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第2款 内容

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

【安全に関する諸通知等】

交通安全関係

- 集団登下校の実施について
(昭和43年12月27日 文体保第251号 文部省体育局長通知)
- 二輪車の事故防止に関する総合対策について
(平成元年7月26日 国体第24号 文部省体育局長、高等教育局長通知)
- 暴走族対策の強化について
(平成13年3月26日 12初児生第5号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、スポーツ・青少年局学校健康教育課長依頼)
- 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通安全指導の徹底について
(平成20年6月9日 20ス学健第11号 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長依頼)
- 平成21年度文部科学省交通安全業務計画
(平成21年3月)

生活安全（防犯含む）関係

- 水泳、登山等の野外活動における事故防止について
(昭和40年6月26日 文体ス第186号 文部省体育局長通達)
- 小学校、中学校、高等学校等の遠足・修学旅行について
(昭和43年10月2日 文初中第450号 文部省初等中等教育局長通達)
- 児童生徒の体育活動による事故の防止等について
(昭和45年6月26日 文体体第169号 文部省体育局長通達)
- 学校等における理科系実験用薬品類の管理について
(昭和53年7月1日 文管指第206号 文部省管理局長通知)
- 修学旅行における安全確保の徹底について
(昭和63年3月31日 文初高第139号 文部事務次官通達)
- 学校施設の安全管理の徹底等について
(平成11年6月2日 事務連絡 文部省大臣官房文教施設部指導課、体育局学校健康教育課)
- 学校水泳プールの安全管理について
(平成11年6月25日 文体体第232号 文部省体育局長通知)
- 学校水泳プールの安全管理について
(平成11年8月6日 11体体第26号 文部省体育局体育課長通知)
- レーザーポインタの事故防止について
(平成12年12月25日 12国体学第137号 文部省体育局学校健康教育課長依頼)
- 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関し緊急に対応すべき事項について
(平成13年6月11日 13文科初第373号 文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知 他)

- 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策について
(平成13年7月10日 13初初企第12号 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長、スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知 他)
- 学校に設置している遊具での事故について
(平成13年7月12日 13初幼教第6号 文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課長、初等中等教育局幼児教育課長、初等中等教育局特別支援教育課長、スポーツ・青少年局学校健康教育課長依頼)
- 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目（例）の改訂について
(平成13年8月31日 13文科初第576号 文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)
- 学校安全緊急アピール ―子どもの安全を守るために―
(平成16年1月20日 文部科学省)
- 学校の安全確保のための施策等について
(平成17年2月18日 16文科ス第396号 文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)
- 安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム第一次報告について
(平成17年3月31日 16文科ス第463号 文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長)
- 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について
(平成17年11月25日 17ス学健第12号 文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、初等中等教育局初等中等教育企画課長、スポーツ・青少年局学校健康教育課長依頼)
- 登下校時における幼児児童生徒の安全確保について
(平成17年12月6日 17文科ス第333号 文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長)
- 登下校時における児童生徒の安全確保のための路線バス等の活用について
(平成18年2月17日 17文科ス第423号 文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)
- 子ども防犯ブザーの性能基準及び推奨制度について
(平成19年2月14日 18ス学健第28号 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長)
- 登下校時における幼児児童生徒の安全確保について
(平成19年7月23日 19ス学健第10号 文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、初等中等教育局初等中等教育企画課長、スポーツ・青少年局学校健康教育課長依頼)
- 登下校時における幼児児童生徒の安全確保について
(平成20年5月7日 20ス学健第5号 文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、初等中等教育局初等中等教育企画課長、高等教育局専門教育課長、スポーツ・青少年局学校健康教育課長依頼)
- 学校における転落事故等の防止について
(平成20年6月20日 20ス学健第16号 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、大臣官房文教施設企画部施設企画課長、初等中等教育局初等中等教育企画課長、高等教育局専門教育課長、高等教育局私学部私学行政課長依頼)

- 学校保健法等の一部を改正する法律の公布について
(平成20年7月9日 20文科ス第522号 文部科学省スポーツ・青少年局長通知)
- 「学校における転落事故防止の留意点」について
(平成20年8月29日 20ス学健第25号 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、大臣官房文教施設企画部施設企画課長送付)
- 学校に設置している遊具の安全確保について
(平成20年10月9日 20ス学健第29号 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、大臣官房文教施設企画部施設企画課長、初等中等教育局幼児教育課長、初等中等教育局特別支援教育課長依頼)
- 「学校施設における事故防止の留意点について」、「学校施設整備指針」、「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の今後の推進方策について（最終報告）」及び「学校施設の評価の在り方について（最終報告）」について
(平成21年3月31日 20文科施第8044号 文部科学省大臣官房文教施設企画部長送付)
- 水泳等の事故防止について
(平成21年5月22日 21文科ス第6344号 文部科学省スポーツ・青少年局長通知)
- 熱中症事故等の防止について
(平成21年6月26日 21ス学健第8号 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、企画・体育課長依頼)

災害安全関係

- 文部科学省防災業務計画（抄）
(平成20年6月30日)
- 事故災害防止安全対策会議報告書（抄）
(平成11年12月8日 事故災害防止安全対策会議)
- 緊急地震速報に関する周知等について
(平成19年7月17日 19文科施第145号 文部科学省大臣官房文教施設企画部長、初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長依頼)
- 梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について
(平成21年6月8日 21国文科施第6008号 文部科学省大臣官房文教施設企画部長依頼)
- 平成21年7月中国・九州北部豪雨及び平成21年台風第9号に伴う大雨を受けての対策について
(平成21年8月13日 21文科施企第18号 文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、初等中等教育局幼児教育課長、初等中等教育局特別支援教育課長、スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知)
- 降積雪期における防災態勢の強化について
(平成21年12月11日 21受文科施第266号 文部科学省大臣官房文教施設企画部長依頼)

【交通安全関係】

○集団登下校の実施について

(昭43・12・27 文部省体育局長から各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学長あて 通知)

集団登下校については、かねてからその適切な実施について種々御配慮を願っているところですが、なお集団登下校中の交通事故が依然としてあとを断たないことは、まことに遺憾であります。

このたび、文部省では、学識経験者、小学校や幼稚園の校長、教諭、PTA 関係者の御参集を願ひ、集団登下校のあり方について懇談会を開催しましたが、その際の意見等を参考として、集団登下校の実施について下記のとおり留意事項をまとめました。

ついては、今後、さらにこれらの事項に留意して、児童、幼児等の交通事故の防止に努めるよう、管下の教育委員会、学校等に対して周知徹底方よろしく御配慮願います。

記

1 道路事情および交通事情と集団登下校

集団登下校は、通学の安全を確保するための有効な方法であるが、反面、大事故を起こす危険もあるので、学校においては、通学路の道路事情および交通事情を具体的に検討したうえで、個々の通学路ごとに集団登下校を実施するかどうかを決めること。過去に発生した事故の例からみると、歩道やガードレール等、歩道と車道を区分する交通安全施設が整備されておらず、かつ、自動車が高速度で走行するような道路を集団で歩行することは、大事故を起こす危険が多いので、このような場合は、集団登下校をさけることが望ましい。

なお、道路事情および交通事情は、変化するものであるもので、その変化に応じて適切な措置をとるようすること。

2 集団登下校の実施計画

集団登下校を実施するにあたっては、学校は、学校の設置者、警察署、PTA その他の関係機関、団体等との密接な連けいにより綿密周到な計画を立て、かつ、登下校時における交通規制、保護、誘導等の確保に万全を期すること。

文部省が行った実態調査によると、下校時においては保護、誘導等が行われ

ていない場合が多く、一方、下校時には登校時より事故が多く発生している実態もあるので、下校時における保護、誘導等についていっそう徹底するよう、関係機関、団体等と協議すること。

なお、登下校時における交通規制、保護、誘導等は、集団登下校にかぎらず個別登下校の場合においても重要であり、とくに多くの児童等が集中する校門付近等においては、これらの措置が徹底するよう関係機関と協議すること。

3 集団行動の訓練

集団登下校においては、集団としての規律ある行動がとれるよう指導するとともに、集団のなかの一人一人が安全を確認して行動することについても指導の徹底を図ること。集団登下校においては、自主的な判断と行動がそこなわれるおそれがあるので、このような指導を徹底することが必要である。

4 班長に対する指導

集団登下校を円滑に行なうために班長の果たす役割はきわめて重要であるが、そのために、精神的に過重な負担をかけることとならないようじゅうぶんに配慮すること。

なお、小学校の場合、班長は、一般的には最高学年の児童のなかから選ばれるであろうが、班長の指導力がじゅうぶんでないような場合は、これに次ぐ学年の児童のなかから適当な副班長を選び、集団における秩序ある行動の維持に万全を期するよう留意すること。

5 集団の人数

集団の人数は居住地附近の児童数、適当な集合場所の有無、自宅から集合場所までの距離、道路の幅員、交通量、班長の指導力等を考慮して決めるべきであるが、班長の精神的負担の軽減、大事故防止等の見地から、一般的には5、6人程度、多くとも10人までにとどめることが適当と思われる。

また、隊列の組み方については、集団の人数にもよるが、低学年の児童の保護に重点をおくとともに、通過する道路の状況に応じて、それに適した隊列の組み方をするよう指導すること。

なお、小学校と幼稚園を併設している学校においては、小学校の児童が幼稚園の園児を引率して登下校する形態が時おり見られるが、社会性に乏しくかつ、突発的な行動に出やすい幼児を小学校の児童が引率することは無理であると思われるので、このようなことは、さけること。

6 登校時における集合場所

集団登下校においては、集合中は事故が発生する危険があるので、とくに登校時における安全な集合場所の選定、確保、短時間内での集合の完了、待ち合わせ時間における規律の保持等によりじゅうぶんに留意すること。このため、学校に

おいては市町村、警察署等の関係機関や家庭、地域社会の理解と協力を求めること。

- 7 幼稚園の幼児の安全
幼稚園の幼児の登下校には、保護者またはこれに代わる者が付き添って、その安全を確保することが望ましい。

○二輪車の事故防止に関する総合対策について

（平元・7・26 国体第24号 文部省体育局長、高等教育局長から各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事、各国公私立大学長、各国公私立高等専門学校長、国立久里浜養護学校長あて 通知）

貴職におかれましては、交通事故防止についてかねてから適切な措置をとられていることと思いますが、このたび最近の若者を中心とする二輪車事故の増加傾向に対処するため、別紙のとおり交通対策本部において「二輪車の事故防止に関する総合対策について」が決定されました。

これにより、国の関係機関は、地方公共団体、関係団体等との密接な連携の下に、二輪車事故防止のための諸施策を総合的に推進することとなりました。

ついでには、貴職におかれましても、今回の決定の趣旨を十分御理解いただき、下記事項に留意の上、交通事故の防止と交通安全教育の一層の推進を図られるとともに、貴管下関係機関に対し、指導及び周知徹底をお願いします。

記

- 1 高校生等に対する交通安全教育の充実
（1）学校においては、地域や生徒の実態に応じ、関係機関等との連携を図りつつ、学校の教育活動全体を通じて、交通安全教育の一層の充実を図ること。
また、学校及び教育委員会においては、交通安全教育の一層の充実を図るとともに、関係機関に積極的に働きかけ、安全な道路環境づくりの促進に努めること。
（2）高等学校における二輪車の免許取得や運転等に関するいわゆる「三ない運動」のような措置は、生徒の交通事故を未然に防ぐために、地域や学校等の実態に応じて実施されているものであり、地域における現実的な対応の一つとして考えられるところである。
しかしながら、高等学校においては、このような措置だけをもって交通安全対策とすることなく、その実施の有無にかかわらず、生徒自らが交通社会

の一員としての責任を自覚し、自己の安全のみならず他の人々や社会の安全に貢献できる健全な社会人を育成することを旨として、二輪車・自動車の特性、交通法規、交通事故の防止対策などの交通安全教育の徹底を図ること。

特に、二輪車に乗車する生徒に対しては、二輪車の安全運転に関する効果的な指導の在り方について検討し、運転の実技を含む安全指導を計画的に行うよう努めること。

このため、地域の実情に応じ、交通事故の防止のための総合的な方策の検討に努めること。

- （3）交通安全教育の充実に資するため、学校においては、「高等学校交通安全指導の手引」（昭和63年改訂）、「高等学校における課外の交通安全指導の手引」（昭和62年改訂）、「高等学校における二輪車に関する安全指導の手引」（昭和63年作成）の一層の活用を図ること。また、教育委員会においては、教師用指導資料の作成、教員に対する各種研修会の計画的実施等、指導者の資質の向上に努めること。

- 2 大学生等に対する交通安全教育の充実

大学等においては、二輪車の利用の実態に応じ、関係団体等と連携しつつ、交通安全に関する指導を充実すること

別紙省略

○暴走族対策の強化について

（平13・3・26 12初児生第5号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、スポーツ・青少年局学校健康課教育課長から附属学校を置く各国立大学事務局長、各国公私立高等専門学校事務部長、国立久里浜養護学校事務長、各都道府県私立学校主管課長、各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課長、各都道府県・指定都市教育委員会交通安全教育主管課長あて 依頼）

標記のことについて、平成13年2月5日、暴走族対策関係省庁担当課長等会議において別紙のとおり申し合せされました。

ついでには、貴機関におかれましても、当申合せの趣旨を御理解の上、適切に対応されるようお願いします。

なお、各都道府県教育委員会及び各都道府県私立学校主管課におかれては、城内の市町村教育委員会、所轄の学校及び学校法人等に対しても周知されるよう併せてお願いいたします。

別紙

暴走族対策の強化について

(平13・2・5 暴走族対策関係省)
(庁担当課長等会議申合せ)

最近の暴走族は、従前からの各般の対策にもかかわらず、主に二輪車による深夜のゲリラ的な爆音走行、主に四輪車による、港湾地区、山岳道路等におけるドリフト行為やローリング行為、一定区間における違法な競争行為等の暴走行為を取行することにより、交通の危険を生じさせ、一般の運転者や歩行者に迷惑を及ぼし、国民の平穏な生活と交通の秩序とを著しく害している。

また、最近は、グループ同士の対立抗争やグループ内のリンチなどによる殺人、傷害致死等の事件、一般人を巻き込んだ集団不法事案、交番等への襲撃事案、取締り中の警察官等に対する公務執行妨害事案等が多発するなど、暴走族による不法事案がますます凶悪化、粗暴化しており、大きな社会問題となっている。

このような最近の暴走族の実態や、これに対する国民の強い取締り要望にかんがみ、暴走族対策をさらに強化するため、関係省庁は、当面、下記の施策を強力に推進することとする。

記

1 暴走族追放気運の高揚

暴走族を許さない国民世論の形成については、暴走族追放キャンペーン活動を始めとする諸活動の推進により、相当の成果がみられるところであり、今後、暴走族追放気運の一層の盛上げを図る。

関係省庁においては、暴走族追放に向けた広報啓発活動を積極的に推進するとともに、報道機関等に対して暴走族の実態等の報道に資する資料の提供を積極的に行う。

また、一部の地方公共団体においてみられる、暴走族根絶のための「暴走族根絶条例」の制定、暴走行為と密接に関連する行為に対する罰則規定を市民安全条例等へ盛り込むための検討等の動きが全国に波及しつつある状況を踏まえ、こうした各地方公共団体の取組みを支援する。

さらに、地域における暴走族追放気運を一層盛り上げるとともに、暴走行為を始め暴走族による各種犯罪等を抑止するため、地域住民参加による「暴走族根絶運動」、「暴走族追放大会」等の開催など、暴走行為を許さない地域づくりのための具体的活動が行われるよう支援する。

2 家庭、学校等における青少年の指導の充実

(1) 家庭に対する支援等の充実

暴走族少年に係る家庭内の困りごと等に対する相談窓口を設けるなど、支援活動の一層の推進を図る。

また、青少年に対する「暴走をしない、させない、見に行かない」運動の指導が家庭において適切に行われるよう、地域における暴走族の実態等に関する広報啓発用資料の配布など、家庭に対する各種活動を一層充実する。

(2) 中学校、高等学校等における生徒指導の充実

中学校、高等学校等においては、同級生、同窓生又は出身校の卒業生による勧誘を契機とする暴走族への加入を防止するため、「暴走族加入阻止教室」の開催等を通じて、暴走族の悪質性、危険性についての理解を深めさせる。併せて、警察等関係機関との連携・協力の下に必要に応じて街頭補導等を行うなど、学校における生徒指導の一層の充実に努める。

また、高等学校等においては、二輪車を利用する生徒を中心に、運転の実技を含む安全運転指導の強化を図る。

(3) 暴走族からの離脱指導等の強化

少年補導員等の民間ボランティア、保護司（会）、少年サポートセンター等との連携の下に、暴走族の解体、暴走族への加入阻止、暴走族からの離脱等の支援、指導等を徹底する。また、暴走族相談員制度の創設についても支援を行う。

なお、暴力団との関わりがあることが明らかになった暴走族少年については、その実態を解明するとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。

3 暴走行為阻止のための環境整備

(1) 道路交通環境の整備

暴走行為が頻発している道路については、可能な限り、中央分離帯等の整備、路面への一定間隔での薄層舗装の設置及び二輪車の通行禁止等の交通規制を効果的に実施することにより、暴走行為を阻止するための道路交通環境の整備を図る。

(2) 暴走族等の集場所として利用されやすい場所の管理

暴走族及びこれに伴う群衆の集場所として利用されやすい広場、港湾地域等については、い集や暴走行為ができないよう管理を徹底する。特に、深夜については、可能な限り、立入禁止等の措置を講ずる。

現に暴走族のたまり場となっているコンビニエンスストア、ゲームセンター、カラオケボックス等24時間営業の施設の駐車場等については、管理者の協力を得て、管理権に基づく所要の措置を講ずる。

4 暴走族に対する指導取締りの強化

(1) 指導取締りの強化

集団暴走行為、爆音暴走行為等の悪質事犯に対しては、あらゆる法令を適用して検挙及び補導を徹底し、解散指導を積極的に行うなど、暴走族に対する指導取締りの強化を図る。併せて、指導取締りをより効果的に推進するため、体制及び装備資機材の充実を図るとともに、罰則の強化について検討し、必要な措置を講ずる。

また、暴走行為を行う車両の多くを占める不正改造車両を排除するため、街頭車両検査等取締りを強化する。

さらに、暴走行為を行う二輪車の多くがナンバープレートを取り外し又は折り曲げるなどの隠ぺい行為を行っていることから、その表示義務違反についての取締りを徹底する。

(2) 関係省庁、関係機関等の連携

「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」「社会を明るくする運動」等の青少年関係運動と連動し、関係省庁の連携の下、「暴走族追放、取締強化月間」を全国一斉に強力に展開する。

また、大規模な集団暴走事案の重点的かつ集中的な取締りのため、関係省庁・団体等の連携により、総合的な取締り体制の構築及び具体的な取締り計画の策定を行うとともに、その効果的な実施を図る。

さらに、暴走族事案の取締り等を行う現場において、警察、道路管理者等による迅速かつ効果的な事案処理がなされるよう、必要な支援を行う。

5 暴走族関係事犯者の再犯防止

保護処分中の暴走族少年に対しては、再犯防止を図るため、実効ある矯正教育、保護観察を推進する。特に、不正改造車両の再使用の防止については指導の強化に努める。

また、暴走族少年に対する保護観察を充実するため、保護観察官に対して二輪車を中心とした交通研修の促進を図る。

さらに、暴走族に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳重に行うとともに、処分者講習については、特別学級を編成するなど、再犯防止のための講習内容の充実を図る。

6 車両の不正改造の防止等

(1) 車両の不正改造の防止

不正改造車両を排除するため、自動車部品の販売者に対し、不正改造を容易にする自動車部品の販売自粛及び顧客に対する自動車部品の装着方法等の説明を徹底するよう、関係機関が協力して指導を行う。

また、最近のインターネット等による自動車部品の通信販売実態にかんがみ、これらの販売業者に対しても、同様の指導を行う。

さらに、不正改造に関わっている改造業者等に対しても指導取締りを強化する。

(2) 爆音防止対策の推進

道路運送車両の保安基準等の改正により、騒音規制の強化が図られてきているが、今後も、技術開発の動向を踏まえ、さらなる規制強化について検討するとともに、より実効性のある不正改造車対策について検討を進める。

(3) 自動車関連業界に対する指導等

暴走行為に使用される二輪車等に盗難車両が多いことから、関係業界に対し、マスターキーを使用せずにエンジンの始動が可能となる車種の改善等盗難防止対策を講じるよう、指導を徹底する。

また、エンジン番号や車体番号を塗りつぶすなどしている場合においても所有者の検索を可能とする措置を講ずるよう、協力を求める。

7 施策の効果的な推進のための組織の設置等具体的活動の支援

(1) 地方公共団体に対する支援

暴走族問題が地域社会に深く関わる問題であることにかんがみ、地方公共団体における暴走族根絶のための具体的活動をより効果的に推進することができよう、「暴走族対策会議」が決定した対策を迅速に推進する方策（例えば、暴走族対策の推進に携わる機関及び団体の代表から構成される「暴走族対策推進幹事会」等の設置を行うなど。）について情報提供等必要な支援を行う。

(2) 関係団体に対する依頼

自動車関係団体、青少年育成関係団体、交通安全関係団体等に対し、暴走族対策の効果的な実施のため、地方公共団体が講ずる具体的活動の推進への協力を依頼する。

○道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通安全指導の徹底について

平20・6・9 20ス学健第11号 文部科学省スポーツ・青少年局学
校健康教育課長から附属学校を置く各国立大学法人事務局長、各都
道府県私立学校主等課長、各都道府県教育委員会学校安全主管課
長、各指定都市教育委員会学校安全主管課長あて 依頼

このたび、別添のとおり道路交通法の一部を改正する法律が改正され、自転車
の利用について、13歳以上の生徒等は、原則として自転車の歩道通行が出来な
いことが明確化されるとともに、幼児児童に係るヘルメット着用努力義務の導入
が図られました（当該部分については、平成20年6月1日施行）。

このことについては、既に、平成20年1月30日付け事務連絡「自転車の安全
利用促進のための自転車通行ルール等の周知について」において周知していると
ころですが、施行を期に、自転車の利用に関する下記の事項に留意の上、別紙資
料を活用するなど警察等と連携し、学校における交通安全教育の一層の充実を図
るようお願いします。

なお、都道府県教育委員会学校安全主管課にあっては、域内の市町村教育委員会
に対して、また、都道府県私立学校主管課にあっては、所管の私立学校に対して、
周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

記

1. 普通自転車の歩道通行要件の明確化について

(1) 普通自転車の歩道通行に係る要件の改正

法第17条第1項の規定にかかわらず、普通自転車が歩道通行できる場合
として、道路標識等により普通自転車が歩道を通行することができると
されている場合のほか、

ア 当該普通自転車の運転者が

- ・ 児童（6歳以上13歳未満の者）及び幼児（6歳未満の者）
- ・ 70歳以上の高齢者
- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる障害を有する
身体障害者である場合

イ 車道又は交通の状況に照らして普通自転車の通行の安全を確保するため 普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき、 例えば、

- ・ 道路工事や連続した駐車車両等のために車道の左側部分を通行すること

が困難な場所を通行する場合

- ・ 著しく自動車等の交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、
追越しをしようとする自動車等との接触事故の危険がある場合

について普通自転車の歩道通行を認めることとした（法第63条の4第1項、
令第26条、府令第9条の2の2）。

(2) 警察官等による指示に関する規定の整備

警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて普通自転車の
運転者に対し、歩道を通行してはならない旨を指示した場合は、当該普通自
転車は歩道を通行してはならない（法第63条の4第1項）。

(3) 普通自転車の歩道通行の方法に関する規定の整備

普通自転車は、歩道を通行する場合は徐行しなければならない、また、普通
自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければ
ならないこととされていたところであるが、加えて、普通自転車通行指定部
分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとし
る歩行者がないときは、歩道の状況に応じて、安全と認められる速度と方法
で進行できるとこととした（法第63条の4第2項）。

(4) 歩行者の通行方法に関する規定の整備

歩行者は、歩道に普通自転車通行指定部分がある場合には、当該普通自転
車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならないこ
ととした（法第10条第3項）。

2. 児童又は幼児に係るヘルメット着用努力義務の導入について

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させ
るときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなけれ
ばならないこととした（法第63条の10）。

参考、別添省略

○平成21年度文部科学省交通安全業務計画

まえがき

我が国の平成20年の交通事故死者数は5,155人と、昭和45年に交通安全対策基
本法が施行されて以来の最小死者数であり、昭和28年（死者数5,544人）以来54

年ぶりに5,000人台となった前年を更に下回り、負傷者数も10年ぶりに100万人を下回る(944,071人)など、第8次交通安全基本計画の目標を2年前倒して達成した。しかしながら、いまだに多くの人が交通事故で亡くなっており、交通事故情勢は依然として厳しい状況である。幼児児童生徒を取り巻く交通環境が改善されているとは言いがたく、幼児児童生徒等の死者数は178人となり、依然として少なくない。

このような状況の下において、幼児児童生徒等の交通事故を防止するためには、学校をはじめ家庭や地域における交通安全教育の徹底を図ることはもとより重要であるが、幼児児童生徒等が安心して通行できる道路交通環境の確立が不可欠である。

また、大部分の幼児児童生徒が将来運転者となる現状を踏まえ、交通社会の一員として、自己の安全のみならず、他の人々や社会の安全に貢献できる健全な社会人を育成するための計画的で継続的な交通安全教育を推進する必要がある。

このため、交通安全に関する施策の推進については、幼児児童生徒等の生命の安全を確保するとともに、的確な判断の下に安全に行動できる実践的な態度や能力を養うという見地から、特に次の点に配慮して、より一層の努力を傾注する必要がある。

1 安全な道路交通環境づくりの促進

(1) 通学通園中の交通事故を防止するため、学校及び教育委員会は、通学通園路を定期的に点検し、その結果に応じて適切な措置をとるとともに、警察、道路管理者等の関係機関に対し、通学通園路の交通安全施設等の重点的な整備、スクール・ゾーンの設定等学校周辺の交通規制の拡大等について働きかけること。

(2) 道路上の遊びによる交通事故を防止するため、関係機関に対し、遊戯道路の設定や児童公園、児童遊園、運動広場等の整備等について働きかけるとともに、公立の学校の体育施設をはじめとした学校施設等を幼児児童生徒を含めた地域住民の活動の場として開放するよう努めること。

2 生涯にわたる交通安全教育の徹底

(1) 学校においては、生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、自他の生命尊重の理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重する良き社会人を育成するとともに、家庭や地域社会との密接な連携を図りながら、幼児児童生徒の心身の発達

段階や地域の実情に応じ、交通安全教育を計画的かつ組織的に行うこと。

(2) 高等学校においては、生徒の二輪車による事故が少なくない現状にかんがみ、関係機関及び保護者と密接な連絡を保つとともに、特に勤労生徒については、雇用者とも連携を図り、生徒の交通事故の防止に努めること。

また、免許取得可能年齢に達し、在学中または卒業後に普通免許を取得する者が多いことから、自転車及び二輪車に関する安全指導はもちろん、普通自動車も含め、交通事故には責任や補償問題が生じること、加害事故を起こさない努力が必要であることを理解させ、幅広く運転者として必要な資質や能力の育成に努めること。

(3) 地域においては、生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、社会教育活動における交通安全に関する学習の促進を図ること。

(4) 交通安全指導を効果的に行うため、教材、教具の整備を図るとともに、指導資料の作成、教員に対する現職教育等を実施し、指導力の向上に努めること。

(5) 近年、幼児児童生徒が傷害や殺人など凶悪な犯罪の被害となる事件が発生していることから、家庭や地域の関係機関・団体との密接な連携を図り、審査者情報を共有するなど、交通安全教育と関連させながら、併せて防犯に関する積極的な取組を推進すること。

文部科学省においては、以上の点を踏まえて、次のとおり平成20年度交通安全業務計画を決定した。この計画の実施に当たっては、教育委員会、学校、公民館等関係機関と緊密な連携を図るとともに、広く幼児児童生徒の保護者を含む国民各層の協力を求めるものとする。

第1 計画の目的

この業務計画は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第24条第1項及び第2項の規定に基づき、文部科学省が講ずべき施策及び都道府県が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項を定め、文部科学省及び関係機関における交通安全に関する施策を計画的に推進することを目的とする。

第2 計画の目標

第8次交通安全基本計画(平成18年3月 中央交通安全対策会議)の趣旨に沿っ

て努力を払うものとし、このため関係機関・団体、地域、家庭が相互に緊密な連絡をとり、各種の施策の積極的な推進に努める。

第3 主要対策

1 安全な道路交通環境づくりの促進

(1) 通学通園路における交通安全の促進

ア 通学通園路の設定と安全点検

(ア)社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき社会資本整備事業の実施に際しては、交通安全対策基本法に基づいて設けられている都道府県、市町村の交通安全対策協議又は市町村学童園児交通事故防止対策協議会を活用して、教育委員会等の意見が反映されるよう努める。

(イ)市町村の教育委員会においては、当該学校の所在する地域の実情を十分考慮して幼児児童生徒の通学通園路及び登下校の時間帯を設定し、必要に応じ道路管理者、警察等と共同して、定期に安全点検を実施するよう指導するとともに、その結果について報告を求めらる。

また、前述の報告をもととし、必要に応じ、管内国公私立の学校の通学通園路の変更や交通安全施設の新設又は改修などの環境の改善及び登下校の時間帯の調整を図る。

(ウ)都道府県の教育委員会は、市町村の教育委員会において、(イ)によって調整した当該区域内における通学通園路及び登下校の時間帯のうち、自動車通行を禁止する等の措置を必要とする区間及び時間帯について、市町村の教育委員会と地元警察署との間で十分協議させ、その実現のための具体的措置についての意見をまとめさせるとともに、これを都道府県の教育委員会に報告させる。

(エ)都道府県の教育委員会においては、(ウ)の報告に基づき警視庁、道府県警察本部と協議し、都道府県の公安委員会による自動車の運行禁止の区間及び時間帯が適切なものとなるような措置が講じられるように努める。

(オ)学校及び教育委員会においては、幼児児童生徒についての交通安全計画を立て、その実施に際し、あらかじめ、各関係方面にその計画を連絡し、適切な指導、助言、援助を求め、又は資料の提供を受けるなど積極的に協力を求める。

(カ)以上の措置を実施するに当たっては、必要に応じ、都道府県交通対策協議会、市町村学童園児交通事故防止対策協議会等交通問題を協議するため に設けられている組織の活用についても配慮する。

イ 集団登下校の実施

集団登下校については、各学校において通学路の道路事情、交通事情、防犯環境等を具体的に検討した上で個々の通学路ごとに実施するかどうかを決定する。

集団登下校を実施する場合には、道路の状況等に応じ人数等について適切な措置をとり、通学の安全が図られるようにするとともに、幼児児童生徒が安全な行動の仕方を身に付けることができるようにする。

なお、集団登下校を実施しない場合でも、幼児児童生徒を極力一人だけにしないような対策を講じる必要がある。

また、学校は、学校の設置者、警察署、PTA、その他の関係機関・団体等と密接に連携し、適切な計画を立て、登下校時における交通規制、保護、誘導等の確保及び防犯対策に万全を期する。

ウ スクール・ゾーンの設定の推進とその定着化

教育委員会、幼稚園及び小学校においては、地域の警察、道路管理者等の協力を得て、幼稚園及び小学校を中心に周囲500メートルを範囲とするスクール・ゾーン（特に子どもの交通安全の確保を図る特定地域）の設定及び定着化を積極的に推進する。

(2) 学校体育施設等の開放の促進

都道府県、教育委員会等においては、子どもの安全な遊び場の確保を図るため、小学校及び中学校等の校庭、体育館等の学校体育施設や余裕教室等をはじめとした学校施設、社会体育施設等の開放を積極的に促進する。

なお、学校は、その施設を開放するに当たっては、平成13年8月31日付け文科初第576号も参考とし、保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となって、幼児児童生徒の安全確保のための方策を講じる。

(3) 遊戯道路の設置等の促進

教育委員会においては、子どもが安全に道路上で遊べるように警察、道路管理者等との連携の下に、車両通行止め等の規制による遊戯道路の設置を積極的に推進するとともに、交通安全対策会議等を通じて、児童公園、児童遊園、運動広場等の整備の促進を関係機関に働きかける。

2 生涯にわたる交通安全教育の振興

(1) 学校における交通安全教育の推進

学校における交通安全教育は、生涯にわたる交通安全教育の一環として、自他の生命の尊重という基本理念に立って、幼児児童生徒の心身の発達段階

や地域の実情に応じ、交通安全教育指針（平成10年9月22日 国家公安委員会告示第15号）も参考とし、家庭及び地域や関係機関・団体との連携・協力を図りながら、幼稚園教育要領、学習指導要領に基づいて、学校の教育活動全体を通じて計画的かつ組織的に行う。

その際、体験的学習や問題解決的学習等も取り入れながら、高齢者や幼児など、交通事故の被害者になることが多い年齢層の交通行動の特性について理解させること等に留意する。

また、例えば、高齢者と児童生徒が共に交通安全教育を受ける場などを設けること等により、高齢者との世代間交流を行うことも重要である。

なお、道路交通法において、自転車歩道通行に関する規程が改正され、平成20年6月から施行されたことを受け、自転車安全利用五則（平成19年7月10日 交通安全対策本部決定）も参考とし、その周知等を図る。

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

したがって、幼稚園においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常的教育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。これらを効果的に実施するため、紙芝居、視聴覚教材等を利用したり、親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努める。

また、改正道路交通法が平成20年6月から施行されたことから、特に、幼児の自転車に乗車する際のヘルメットの着用の指導に努める。

イ 児童に対する交通安全教育の推進

児童に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

したがって、小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、教科「体育」、道徳、学級活動・児童会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測

と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に指導する。

また、改正道路交通法が平成20年6月から施行されたことから、特に、児童の自転車に乗車する際のヘルメットの着用の指導に努める。

ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

したがって、中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、教科「保健体育」、道徳、学級活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に指導する。

エ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど、責任を持って行動することができ健全な社会人を育成することを目標とする。

したがって、高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、教科「保健体育」、ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等取得することが予想されることがから、免許取得前の教育として、自他の生命を尊重する態度の育成、交通事故には責任や補償問題が生じることを理解させ、加害事故を起こさない努力が必要であるという視点を重視した交通安全教育を行う。特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、具体的な事例を適宜取り上げ、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、二輪車の実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図る。

また、小中学校等との交流を図るなどして高校生の果たしうる役割を考えさせるとともに、交通安全活動への積極的な参加を促す。

オ 交通安全教育は、各教科、道徳、特別活動等学校における教育活動の全体を通じて行うものであるが、「安全の日」あるいは「安全週間」を設けるなどによってその徹底を図るとともに、学年ごとに、交通安全に関する指導時間を定めて、実質的な指導をすることが望まれている。また、朝礼等児童生徒が集合するときを利用して、繰り返し交通安全についての関心と理解を高める。

カ 文部科学省においては、学校における交通安全教育の改善、充実に資するため、「交通安全教育の新たな展開（高等学校教師用指導資料）」、「交通事故防止のための危険予測学習教材（小学校児童4～6年生用）」並びに「安全教育参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」の活用を推進する。

また、高等学校の交通安全教育推進事業として、交通安全教育及びこれに関連するその他の交通安全対策に関し、調査研究を行っている団体に委託し、高等学校を中心とした一定地域と連携し、児童生徒等の自転車を中心とした交通安全教育の意識調査や実技指導などを通じて、今後の交通安全教育の在り方について実践的な研究を行う。

このほか、独立行政法人教員研修センターにおいては、学校安全教育指導者研修会を開催し、指導計画及び効果的な指導方法について教員の理解を深め、指導力の向上を図る。

キ 都道府県においては、学校における交通安全教育の改善・充実に資するため、教員用指導資料の作成、幼児児童生徒用教材の作成・普及、教員に対する各種研修会の計画的実施、学校安全研究指定校の設定など適切な施策を講ずるよう努める。

（2）幼児児童生徒の登下校時の指導について

学校における幼児児童生徒の登下校時の指導管理については、特に次の点に留意する。

ア 交通安全及び防犯等の側面から、登下校時の通学通園路における危険箇所をあらかじめ調査し、安全な通学通園路を幼児児童生徒及び家庭に周知徹底させ、事故を未然に防止するよう努めること。

特に悪天候時の通学又は自転車、原動機付自転車による通学に当たっては、たとえ通常の経路及び方法による場合であっても注意を払うよう指導すること。

イ 幼稚園の幼児については、地域の交通事情などを考慮して、登下校の際には、保護者と教職員等が密接な連携を図り、保護者又はこれに代わる者

が付き添って、幼児の安全の確保について十分留意するとともに、信号や交通のきまりを守る習慣を養うようにすること。

ウ 幼児児童生徒の交通事故は登校時よりも下校時に多く見られるので、特に下校時の安全については適切な指導を行うこと。

エ 高校生の自動二輪車、原動機付自転車等による通学については、通学距離及び交通事情とを勘案して、許可基準を定めるなどの方法により指導すること。

オ 公共交通機関等により通学する者の多い場合には、交通事情による心身の疲労を考慮して、混雑時を避けて始業又は就業時間を定めることが望ましい。

（3）家庭における子どもに対する交通安全に関する指導について

子どもの交通事故は、いうまでもなく幼児児童生徒の登下校時に限られるものではない。むしろその大部分は、家庭にあるときに発生していると思われる。「幼児のひとり歩き」、「路上への飛び出し」、「路上遊戯」を行わないなど、家庭における指導が学校教育と一体になって、初めて事故を防止できるものである。家庭における子どもに対する指導監督について、更に注意を喚起することが肝要である。

家庭における子どもに対する指導監督については、おおむね次の点に留意する。

ア 歩行者や自転車利用者として知っておくべき交通法規の一般について熟知し、子どものこれについての関心と理解を深めること。このため、家庭においては学校、社会教育関係団体等が行う交通安全に関する諸事業に積極的に参加するよう努めること。

イ 日常の話題として、報道される交通事故を取り上げて話し合い、又は子どもとともに外出する機会を活用して実地に指導するなど、具体的な事例に即して日常の交通安全について指導すること。

ウ 子どもの遊び場所には注意を払い、常に子どもの所在を明らかにし、一人にしないこと。

エ 子どもの交通事故を防止するためには、学校、家庭、その他地域の関係機関、団体等が一体となって子どもの指導監督や環境の整備を行う必要があるが、この際、特に学校においては、地域の実態を考慮して交通安全のための保護者会、PTAの集会等で交通事故の実態を説明し、学校の行っている交通安全指導について理解と協力を求めるとともに、次の事項について話し合い、実践を促すこと。

(ア)家庭においても、交通安全に関し両親の正しい実践と子どものしつけを徹底すること。

(イ)家庭において子どもに自転車を与える場合は、子どものからだに合ったものを与え、常に点検し整備を行うとともに、危険な道路では絶対乗らないよう監督すること。

(ウ)他人の子どもであっても、交通事故防止のため必要があるときは注意を与え、小学校低学年以下の幼少の者については保護すること。

(エ)保護者は、学区内の通学通園路以外の道路について交通安全施設の整備又は交通取締りの強化等の措置が必要であると認めるときは、例えばPTA、町内会等の組織を通じて関係機関に働きかけ、その実現を図ること。

また、地域におけるPTA活動を通じ、学区内の運転者に対して安全運転、特に子どもへの交通事故の防止に留意するよう強力に働きかけること。

(4) 社会教育活動における交通安全教育の推進

地域においては、生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、交通安全教育指針も参考に、高齢者及び青少年・成人を対象とした学級・講座等における学習活動、青少年団体、女性団体、PTA等の社会教育関係団体による実践活動及び公民館等の社会教育施設における学習の促進を通じ、それぞれの地域の実情に即して住民の交通安全に関する学習の促進を図るよう努める。

特に、交通事故死亡者数全体に占める高齢者の割合が極めて高いことから、高齢者に対する交通安全に関する学習の促進を図るよう努める。

また、家庭、学校、地域の連携を図る上で、大きな役割を担うPTAの重要性にかんがみ、地方公共団体がPTAと協力し、PTA活動の一環として、交通安全に関する学習の促進を図られるよう努める。

(5) 交通安全教育に関する教材、教具の整備

学校及び教育委員会においては、教授用の掛図、信号機、道路標識・視覚教材等の交通安全教育に必要な教材、教具の一層の整備充実を図る。

(6) 大学等においては、学生の二輪車・自動車の利用等の実態に応じ、関係機関・団体等と連携しつつ、交通安全指導の充実に努める。

3 青少年の暴走行為の防止

青少年の二輪車等による暴走行為及びこれによる事故の発生を防止し、暴走

族追放の機運を高めるため、昭和55年9月24日の暴走族緊急対策関係省庁会議申合せ「暴走族に対する総合対策の推進について」及び平成13年2月5日の暴走族対策関係省庁担当課長等会議申合せ「暴走族対策の強化について」の趣旨の周知徹底に努め、青少年の暴走行為防止対策について一層配慮する。

4 救助・救急体制等の整備

応急手当の知識や技能の必要性にかんがみ、中学校、高等学校の保健体育科において止血法や包帯法、心肺蘇生等の応急手当について指導するとともに、この指導を効果的に実施するため、心肺蘇生の実習や自動体外式除細動器(AED)の知識の普及を含む各種講習会の開催により教員の指導力の向上を図る。

5 交通安全に関する科学技術の振興

文部科学省においては、陸上交通、海上交通及び航空交通の安全に関して科学技術の果たす役割が重要であることにかんがみ、総合科学技術会議の答申及び意見を踏まえつつ、科学技術振興に関する審議会等の答申等に沿い、各省庁における交通安全に関する諸般の研究について必要な経費が確保され、かつ、それらの研究が総合的、効率的に実施されるよう、平成21年度の科学技術に関する経費の見積り方針の調整等の事務を行うほか、所管の独立行政法人において次の業務を実施する。

(1) 陸上交通の安全に関する科学技術の振興

国の、「防災に関する研究開発基本計画」に基づき、防災科学技術研究所において、冬季道路交通確保等に資するため、吹雪、雪崩や路面凍結等の発生予測に関する研究を、野外観測や雪氷環境を人工的に再現した室内実験によって行う。

(2) 航空交通の安全に関する科学技術の振興

科学技術・学術審議会等で策定された「航空科学技術に関する研究開発の推進方策について」に基づき、独立行政法人宇宙航空研究開発機構において、「安全性・利便性を向上させる次世代運航システムの開発」等の航空機の航安全及び「非常着水や衝突に対する衝撃応答解析技術の研究開発」等の機体構造の安全に関する研究を積極的に推進する。また、国土交通省航空・鉄道事故調査委員会からの依頼に基づき、調査研究を行い、航空事故等の事故原因の究明に協力する。

【生活安全（防犯を含む）関係】

○水泳、登山等の野外活動における事故防止について

（昭40・6・26 文部省体育局長から各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学長、各国立高等学校長、各国立高等専門学校長あて 通達）

このことについては、すでに機会あるごとに通達したことでありますが、例年夏季休暇においては、水泳、登山等の野外活動による事故を多発していることにかんがみ、従来にもましてその指導に万全を期する必要があると思います。

いうまでもなく、水泳、登山等の野外活動は、心身ともに健全な青少年を育成するため、きわめて有意義なものでありますが、そのねらいに反してしばしば悲惨な事故が発生しておりますことは憂慮にたえません。

近年における青少年の野外活動の急速な発展から、本年も夏季休暇には、野外活動に参加するものがますます増加し、それに伴って事故の多発が予想されます。

つきましては、別紙留意事項を参考とされ、事故を未然に防ぐよう指導を強化するとともに、関係機関および団体の協力をもとめ、実情に即した措置をとられるよう格別のご配慮を願います。

別紙

水泳、登山等の野外活動における事故防止に関する留意事項

1 水泳について

（1）学校などで海、河川、湖、沼で水泳指導を実施する場合には、責任者および指導者は、次の諸点に留意して、指導の適正を期すること。

（プールを使用する場合も、これに準じて行なうこと。）

ア 水泳場の選定にあたっては、かならず水中にはいつて水底の状況、水の流れ等について事前調査を行い、安全な場所を選ぶこと。

この際、警察署、保健所等の関係機関や地域の協力を求めることとともに、実施にあたっては、具体的な計画をこれら機関や参加者の家庭に連絡しておくこと。

イ 引率や指導の担当者の選定にあたっては、水泳指導の経験や能力に応じたて、指導係、施設係、監視係、連絡係、救助係等の責任分担を明確にすること。

なお、水泳指導の担当者は救助法（特に人工呼吸法）その他必要な技能を

含む。）について習熟しておくことが必要である。

ウ 毎日の練習区域の設定は、そのつど水中調査をして決定し、その区域には、「旗」、「たる」、「ブイ」等によって標示するとともに、境界の要所には、監視員を配して監視にあたらせること。

なお、救助用具、救急薬品等を準備することが必要である。

エ 水泳の参加者の決定にあたっては、事前にならず健康診断を行ない、医師の指示に従って不適者は参加させないこと。

オ 水泳の開始前と終了後には、かならず呼名点呼をするとともに、練習中でもときどき人員点検を行なって確実に人員を掌握すること。

カ 常に参加者の健康状態を観察し、疲労、疾病等の徴候の早期発見につとめ、異常がある場合には、水泳を禁止し、医師の診断を受けさせるなどの処置をすること。

キ 水泳中は、常に指導者を中心として規律ある行動をとらせること。

ク 非常の場合の連絡計画を立て、それを参加者にも熟知させること。

（2）児童生徒が、個人やグループで水泳を行なう場合は、次の水泳心得を守るように、児童、生徒および家庭に対し、その周知徹底をはかること。

ア 健康を害している場合はもちろん、空腹や疲労時、食事や激動の直後、月経等のときは泳がないこと。

イ 水泳に行くときは、かならず水泳の経験に富むおとなと同行し、事前に行先、帰宅の予定時刻、同行者を家庭に知らせておくこと。

ウ 危険な場所、不潔な場所または、未知の場所では、絶対に泳がないこと。

エ 水にはいる前には、かならず準備運動を行ない、徐々に水にはいること。

オ ひとりで離れて泳がないこと。

なお、海で泳ぐ場合は、胸ぐらの深さのところを岸に平行して泳ぐこと。

カ 長時間つづけて水にはいらないこと。

キ 炎天下では、日射病の予防に注意すること。

ク 飛び込みを行なうときは、水深、水中の危険物の有無を確かめてから飛び込むこと。

ケ けいれんを起こしたとき、危険なとき、おぼれた人を見たときは、大声で知らせ、近くの人に助けをもとめること。

コ 水泳後は、真水で体を洗い、洗眼すること。

- 2 登山について
学校において登山を実施する場合は、次の諸点に留意して、指導の適正を期すること。
また、学校の計画以外で児童生徒が登山を行なう場合についても、これらの諸点に留意させるようじゅうぶんに指導すること。
ア 登山の実施にあたっては、かならず登山の経験に富む者を同行すること。
イ 登山計画の立案にあたっては、参加者の性別、技術、体力等をじゅうぶんに考慮して目的地を選定し、できるだけ現地の事前調査を行なうこと。
ウ 常に最悪の状態を予想して食糧装備等の万全を期すること。
エ 事前に健康診断を行ない、医師の指示に従って参加させること。
オ 気象庁の長期予報を参考とし、また気象注意報、気象警報の発せられているときは、登山をみあわせ、もし、行動中に暴風雨等に遭遇した場合は、計画を中止するかまたは変更して体力の消耗をさけ、天候の回復を待つこと。
カ 事前に登山計画をもよりの駅、警察署、山小屋等に提出し、登山口等における登山者名簿には必ず記入すること。
キ 行動中は、とくに統制をとり、指導者またはリーダーは、参加者の健康状態を観察し、疲労している者があるときは、日程を強行しないこと。
ク 下山後は、地元の警察署その他に必ず連絡すること。
3 キャンプ、サイクリング、野外旅行（ホステリング）について
学校において実施する場合次の諸点に留意して、指導の適正を期すること。
また、学校の計画以外で児童生徒がこれらを行なう場合についても、これらの諸点に留意されるようじゅうぶんに指導すること。
ア キャンプ、サイクリング、野外旅行の実施にあたっては、これらについての経験に富む者を同行すること。
イ 計画の立案にあたっては、参加者の性別、体力、経験等を考慮して余裕を残した無理のない計画を立てること。
ウ 事前に現地についての調査をじゅうぶんに行ない、とくにキャンプ地の選定にあたっては、できるだけ教育委員会等の関係機関、団体で指定するキャンプ場の中から選ぶこと。
エ 事前に必ず健康診断を行ない、医師の指示に従って、不適者は参加させないこと。
オ 事前に準備会を開き、携行品、役割分担等の打合せをじゅうぶんに

- こと。
カ 行動中は、とくに統制をとり、指導者またはリーダーは、参加者の健康状態を観察し、疲労、疾病の早期発見に努めること。
キ 天候の急変、事故の発生等の場合は、計画の変更、学校家庭への連絡等適切な措置を講じて無謀な行動は避けること。
ク 非常の場合の連絡計画をあらかじめためておくこと。

○小学校、中学校、高等学校等の遠足・修学旅行について

(昭43・10・2 文初中第450号 文部省初等中等教育局長から各都道府県教育委員会教育長あて 通達)

標記のことについてはくり返し通達してきたところであり、最近においては、特に、その事故防止について昭和43年6月10日付け文初中第338号をもって通知したところでもあります。

貴委員会におかれても、すでにこれらの趣旨の徹底についてじゅうぶんに御配慮のことと思いますが、このたび、遠足・修学旅行の計画と実施に関し、特に留意すべき事項を下記のとおりまとめました。

ついては、貴委員会におかれては、この趣旨を御了知のうえ、各学校における遠足・修学旅行が適切に運営され、特に事故の絶無が期せられるよう管下の市町村教育委員会および学校に対し、いっそうの御指導をお願いします。

また、盲学校、聾学校および養護学校ならびに小学校、中学校の特殊学級における遠足・修学旅行については、児童生徒の心身の障害の種類や程度に応じ、特別な配慮がなされるよう御指導かたあわせてお願いします。

なお、貴委員会において作成している遠足・修学旅行の基準等についても再検討され、必要に応じその改善を図られるよう御配慮願います。

記

I 遠足・修学旅行の計画と実施

- 1 遠足・修学旅行は学校の教育課程上「学校行事等」に位置づけられる教育活動であるので、小学校、中学校および高等学校の学習指導要領、学校行事等指導書等に示すところにより、そのねらいを明確にし、その内容をじゅうぶん吟味して、教育的効果を高めるようにすること。
- 2 学校における教育活動は、一般にその教育の場が学校内に限定されているが、遠足・修学旅行は学校外に教育の場を求めて行なわれる活動であるので、

学校内では得がたい学習を行なう機会として有効に活用するようその計画と実施にあたって学校の創意と教育的識見をじゅうぶんに生かし、いわゆる物見遊山や観光旅行に終わらせることのないようにすること。

3 学校において、遠足・修学旅行を計画、実施するにあたっては、特に次の事項に留意すること。

- (1) 原則としてすべての児童生徒が参加できるように計画すること。なお、参加できない児童生徒がある場合には、その指導についても遺憾のないよう配慮すること。
- (2) 参加人数の多い場合は、できるだけ大集団での行動を避け、適当な人数の集団に分けるなどの方法を取り、指導の効果を高めるとともに、事故の絶無を期すること。
- (3) 目的地や見学先を精選し、ゆとりのある計画をたて、児童生徒の疲労の軽減を図るとともに、教育的効果を高めるようにすること。
なお、小学校にあっては、宿泊を伴う計画のある場合にも車船中泊を避け、中学校、高等学校にあっては、往復とも車船中泊をすることはできるだけ避けること。
- (4) 引率教職員の数は、必要にしてじゅうぶんなものとするとともに、引率責任者を明確にするなど、その指導組織や事務分担を明らかにし、常に児童生徒を掌握し、秩序ある行動と安全が保てるように配慮すること。
- (5) 引率責任者は、計画作成の中心となり、また、その実施にあたっては、的確に状況を判断し、予期しない事情の変化に際しては、日程、経路、目的地を変更する等臨機応変の措置をとること。
- (6) 引率教職員の修学旅行中における勤務については、勤務時間の割り振りを適切にするなど慎重な配慮をすること。
- (7) 引率教職員が、みずからの責務を自覚し、自己の行動を厳に慎むようにすること。
- (8) できるだけ簡素で実質的な計画をたて、実施に必要な経費をなるべく低廉にすること。
また、児童生徒の所持金、服装、携行品などについても保護者の負担の軽減に努め、このことについて保護者の協力を得るようにすること。
なお、経費の徴収については、一時に過重な負担にならないよう、計画的に積立貯金をさせるなどの方法をくふうするとともに、金銭の保管等について遺漏のないよう注意すること。
- (9) 関係業者を利用する場合には、業者にまかせきりにすることなく、学校が主体性をもって計画、実施にあたること。また、関係業者については信

用度等をじゅうぶん調査したうえで利用し、また、これと不明朗な関係をもつことのないよう厳に注意すること。

(10) 実施後、参加教職員を中心として、細部にわたりその評価・反省を行い、次回以降の計画や実施に役だてるようにすること。

4 実施中および事前事後の指導については、特に次の事項に留意してその徹底を図ること。

- (1) 遠足・修学旅行の実施のねらいや指導内容をできるだけ平常における各教科等の指導に関連づけること。
- (2) 自然保護や文化財尊重の態度を育成すること。
- (3) 集団の秩序を乱したり、他の人の迷惑になる行動をすることのないように指導すること。
また、集団行動や共同生活の体験をとおして望ましい態度や習慣を身に付けること。
- (4) 事後指導として、実施中における学習や行動について、児童生徒に自己評価させる機会を設け、実施の成果をじゅうぶん生かすようにすること。
- 5 教育委員会は、所管の学校が作成した計画について、その日程、目的地、見学先、経路、交通機関等をじゅうぶん検討し、特に、児童生徒の安全と健康のうえで無理がなく適切なものとなるよう指導すること。

II 遠足・修学旅行における事故防止

遠足・修学旅行における事故の絶無を期するため、特に、次の事項に留意すること。

1 全般的事項

- (1) 平常から道徳教育や生徒指導の充実に努め、特に事前の安全指導の徹底を図ること。
- (2) 経路、交通機関について、事前にじゅうぶん調査し、検討しておくこと。特に、新しい経路や交通機関を選ぶ場合には、細心の注意を払い、より入念に検討すること。
- (3) 宿泊施設の選定にあたっては、その周辺の環境について、教育的にじゅうぶん検討するとともに、安全、保健衛生についても特に配慮すること。
また、宿泊施設の状態、特に非常口や危険箇所などを調査し、適切な措置を取り、万一の災害に備え、退避、救助等について配慮しておくこと。
- (4) 気象状況等にじゅうぶん注意し、天候その他の異変の際は、予定を変更するなど、臨機応変の措置をとること。
- (5) 万一、事故が発生した場合には、すみやかに医療機関その他の関係方面

に連絡をとるなど、適切な措置をとること。

2 交通事故に関する事項

- (1) 車船を利用する場合は、安全を旨とし、定員を守り、車船中における秩序の維持に努め、整然と乗下車船させ、その前後における人数の確認を徹底すること。

また、車船中の万一の事故に備えて避難の方法を検討し、これを児童生徒に周知徹底しておくこと。

- (2) バスを夜間あるいは早朝に利用したり、長時間にわたり継続乗車することとは避けること。

- (3) 利用する交通機関の関係責任者と事前に連絡をとり、じゅうぶんな打ち合わせを行い、特に、安全について確認すること。また、バスの契約にあたっては、運転士の技倆、経験等に注意すること。

3 保健衛生に関する事項

- (1) 事前にひとりひとりの児童生徒の健康状態を調べ、遠足・修学旅行に参加することが困難と認められる児童生徒については、特別な配慮をすること。

- (2) 関係の保健所との連絡をとり、目的地の衛生状態の調査や衛生監視について協力を求めること。

- (3) 実施中の健康管理を徹底するため、なるべく養護教員または学校医を参加させること。

- (4) 実施中、常に児童生徒の健康状態に注意するとともに、食物や飲料水についても、細心の注意を払うこと。特に食中毒等の起こりやすい時期の健康管理については特別の配慮をすること。

また、実施後の児童生徒の健康状態についてもじゅうぶん注意し、必要な措置を行うこと。

4 非行等に関する事項

- (1) 平常から、ひとりひとりの児童生徒の理解を深め、その指導に努めるとともに、実施中において児童生徒が非行を犯したり、被害を受けたりすることのないよう注意すること。

- (2) 児童生徒の掌握をいっそう徹底し、自由行動中においても規律を守らせ、放じゅうに流れることのないよう指導し、特に、飲酒、喫煙、不純異性交遊等の非行におちいることのないよう厳に注意すること。

- (3) 所持品の整理整頓を励行させ、紛失や盗難等の事故がおこらないよう注意すること。

(備考)

以上のほか、事故防止については、昭和28年7月10日付け文初中第413号、昭和30年9月13日付け文初中第372号および昭和36年6月3日付け国初第37号を、また、特に保健衛生については、昭和28年5月12日付け文初保第260号および昭和30年4月4日付け文初中第165号を参照して遺漏のないようにすること。

○児童生徒の体育活動による事故の防止等について

(昭45・6・26 文休体第169号 文部省体育局長から各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学長、各国立高等学校長あて 通達)

学校における児童生徒の体育活動の指導にあたっては、あらかじめ、ひとりひとりの健康状態や技能の程度をじゅうぶん掌握して、それに即した適切な指導を行なう必要があることはいまうまでもありませんが、最近、このような配慮を欠いたことよると思われる不慮の事故が続いて発生していることは、まことに遺憾であります。

生徒の体育活動による事故の防止等については、「学校の体育行事等における事故防止について」(昭和41年2月8日付け文休体第83号、文部省体育局長通達〔別紙1〕、「中学校、高等学校における運動クラブの指導について」(昭和43年11月8日付け文休体第223号文部省体育局長通達)〔別紙2〕をもって、関係者の格別のご配慮をお願いしてまいりましたが、さらに、下記事項に留意のうえ、児童生徒の体育活動中における事故防止の徹底をはかるようご配慮願います。

なお、貴管下の教育委員会および学校に対し、この趣旨の周知徹底方について、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 児童生徒の保健管理の徹底をはかり、体育活動の指導を行なう場合には、あらかじめ体育活動に支障のある既往症の有無について熟知し、それに基づいて適切な指導を行なうこと。特に、新入学児童生徒については、就学时健康診断票、あるいは進学の際、小学校または中学校から送付された健康診断票により児童生徒の健康状態を明確に掌握しておくこと。
- 2 対外運動競技に生徒を参加させる場合には、あらかじめ健康診断を受けさせる等、選手の健康管理にじゅうぶん留意し、その結果に基づいて必要がある場

合には競技に参加させない等の措置をとること。

また、特に危険を伴うような運動種目の選手の選考にあたっては、過去の競技歴等を検討して選考するようにすること。

3 体育活動に使用する器械器具については、あらかじめ安全点検をじゅうぶんに行なうこと。

4 運動クラブの指導にあたっては、その活動の実態を掌握するための指導組織の再検討を行ない指導の徹底をはかり、いきすぎた練習や暴力行為が行なわれないよう、格段の配慮をすること。

5 日常、運動を行なう場合においても、児童生徒が自己の健康状態や体力の現状を知り、それに応じて運動を実践することができるよう指導の徹底をはかること。

別紙 1

学校の体育行事等における事故防止について

（昭41・2・8 文休体第83号 文部省体育局長から各都道府県教育委員会、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学長、各国立高等学校長あて 通達）

青少年の健康増進と体力の向上を図るため、体育活動を活発に行なうことは、きわめて必要なことであります。

しかし、最近、中学校、高等学校の体育活動において、生徒のけが・死亡等の事故が発生していることは、まことに遺憾であります。

ついては、学校行事等またはクラブ活動における体育活動の実施にあたっては、下記事項に留意のうえ実施するよう、貴管下関係方面に周知させて下さい。

記

1 学校行事等またはクラブ活動における体育活動（以下「体育活動」という。）の計画は、学習指導要領の趣旨に即して作成すべきものであるが、その際、生徒の健康状態や体力等の差異を考慮した内容とし、画一的な計画をさけること。

2 体育活動の実施にあたっては、あらかじめ生徒の健康診断、健康相談、健康観察等を徹底し、その結果に基づいて必要な場合には、参加についての規制をする等の措置を講ずること。

3 体育活動の実施にあたっては、その指導が徹底するように配慮するとともに、常に事故防止に留意し、必要に応じて直ちに救急等の措置がとれるよう準

備しておくこと。

別紙 2

中学校、高等学校における運動クラブの指導について

（昭43・11・8 文休体第223号）
（文部省体育局長から 通達）

中学校、高等学校における運動クラブは、各種の運動の練習を通じて生徒の自発的な活動を助長し、心身の健全な発達を促し、進んで規律を守り、たがいに協力して責任を果たすなどの社会生活を営むに必要な態度を養うよい機会でありますが、指導が行き届かない場合においては、規律が乱れたり、勝敗にとらわれてゆきすぎた練習や暴力的行為が行われたりするなどのあやまった行動を招くおそれがあり、最近、そのような望ましくない事例が一部にみられたことは、まことに遺憾であります。

運動クラブの指導については、「中学校、高等学校における運動部の指導について（昭和32年5月16日文初中第275号、文部省初等中等教育局長通達）」をもって、関係者の格別のご配慮をお願いしてまいりましたが、さらに下記事項に留意し、いっそう成果をあげるようご配慮願います。

なお、貴管下の教育委員会および学校に対し、この趣旨の周知徹底について、よろしくお取り計らい願います。

記

1 校長をはじめ運動部長などの運動クラブの責任者、種目別の各クラブ担当教員などによる指導組織を確立し、関係教員全員が連絡を密にし、協力して指導の徹底を図るようにすること。

2 種目別の各運動クラブ担当教員は直接指導に当たるように努めるとともに、関係教員相互の協力体制を整えて、部員から必要に応じ報告を求めたり、随時巡回したりするなどの適当な方法によりその活動状況をたがいに連絡しあうようにし、運動クラブの活動の実態をじゅうぶん掌握するようにすること。

3 部員の健康管理にじゅうぶん留意するとともに、望ましい人間関係の育成に留意し、運動クラブに明朗快活な気風を育てるようにすること。この場合、学級（ホームルーム）担当教員や父兄ともじゅうぶん連絡を保つようにすること。

4 運動クラブ活動については、できるだけ時間を有効に用い、生徒の生活全体からみて調和の失われることがないように配慮すること。

○学校等における理科系実験用薬品類の管理について

(昭53・7・1 文管指第206号 文部省管理局長から各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事あて 通知)

学校等における理科系実験用薬品類の安全管理の徹底につきましては、かねてからご配慮を願っているところですが、去る6月12日に発生した宮城県沖の地震の際、化学実験用薬品の容器の転倒落下等による混合発火と推定される学校火災が発生したことは遺憾であります。

ついては、貴管下の小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校、専修学校、各種学校等における理科系実験用薬品類の保管管理について、地震時における火災防止等のため、下記事項にご留意の上ご指導を願います。

なお、消防庁から別紙の要望がありましたので、参考のため添付します。

記

- 1 管理体制の整備
薬品類の管理責任者及び使用責任者を定めて、薬品類の保管・管理及び使用にあたっての安全管理体制を整備すること。
- 2 薬品類の保管・管理
(1) 薬品類は、実験台上等に放置せず、収納戸棚等に保管し転落を防止すること。
(2) 薬品類の収納戸棚等は、地震動により転倒しないよう必要な措置を講ずること。
(3) 混合すると発火等のおそれがある薬品は、分類整備の上、別々に収納・保管すること。
(4) その他消防法等関係法令の規定に基づき適切な保管・管理を行うこと。
- 3 実験時における安全の確保
(1) 実験中における薬品容器、実験器具の転倒・転落防止並びに転倒・転落等による火災等の防止に必要な対策を講ずること。
(2) 児童・生徒等に対して、実験中地震を感知した場合の緊急措置に関する安全教育を徹底すること。
- 4 初期消火体制の整備
万一やむを得ず出火した場合に備えて、定期的に消火器等の消防用設備の点検整備を行うとともに、適宜消火訓練を実施し、薬品類による火災の消火についての周知徹底を図ること。

別紙

昭53・6・27 消防危第86号「学校施設の実験室等に貯蔵する危険物による出火防止について」消防庁危険物規制課長から文部省管理局指導課長あて 通知
(略)

別紙

学校等における実験用危険物の管理等の徹底について

(昭53・6・27 消防危第85号 消防庁危険物規制課長から各都道府県消防主管部長あて)

危険物の貯蔵・取扱いについては、かねてより防災対策に万全を期するようご指導願っているところであるが、既にご承知のとおり、去る6月12日、17時14分に発生した1978年宮城県沖地震において東北大学等の化学実験室から実験用危険物等の混合発火と推定される火災が数件発生した。

少量の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合における地震時の火災予防対策については、火災予防条例第30条第6号に規定されているところであるが、特に、化学実験室等比較的少量の危険物等を多種類取扱う施設の地震時の火災予防対策としては、危険物が収納された容器等の転倒、落下、破損等を防止するための管理の徹底を計ることが極めて重要であることにご留意を留意のうえ、化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等に対し、実験用危険物等の管理について徹底を期するようご指導願いたい。

なお、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

記

- 1 危険物収納容器
危険物を収納する容器は、危険物の規制に関する規則別表第3に掲げる運搬容器のうち、ポリエチレンびん、ポリエチレン容器等容器の落下・転倒等により容易に破損しない材質のものを使用するように努めること。
2 危険物の保管場所
危険物を収納した容器の保管は、棚を避け、次の戸棚に収納するように努めること。
(1) 戸棚は、不燃性の材料で作られ、かつ、奥行きの高い頑丈なものであること。
(2) 戸棚は、引き違い戸のものであること。なお、観音開きのものである場合は、震動により戸が開くのを防止するための止金を設けたものであること。

と。

(3) 戸棚の棚は、固定したもので、かつ、容器の転倒、落下を防止するための措置が講じられたものであること。

(4) 戸棚は、建築物の壁、柱等に固定すること。

3 危険物の保管方法

危険物を収納した容器の保管に際しては、次の事項に配慮すること。

(1) 容器は、密栓して保管すること。

(2) 容器の多段積み避けること。

(3) 混合発火のおそれのある危険物を収納した容器は、それぞれ別個の離れた位置にある戸棚等に収納すること。

(4) 自然発火のおそれのある危険物は、保護液を十分満たしておくこと。

(5) 特に危険性の大きい危険物は、戸棚等の上段に収納することを避けること。

ともに、必要に応じ、砂箱内に収納する等の措置を講じること。

(6) 容器を収納した戸棚の戸は、必ず閉めておくこと。

4 実験器具等に対する配慮

震動等により破損するおそれのある実験器具等を用いて実験等を行う場合においては、器具等が破損した場合においても、危険物の拡散を防止することができ、措置を講じられた場所で行う等の配慮をすること。

5 緊急時の措置等

実験室等において危険物の取扱い中に地震を覚知した場合は、直ちに、実験等を中止するとともに、次の措置等を講じること。

- (1) 使用中の火気の始末及び消火の確認
- (2) 使用中の危険物の戸棚等への収納
- (3) 混合発火するおそれのある危険物を取扱っている場合にあっては、これら危険物の混合を防止するための措置
- (4) 戸棚の戸の閉鎖の確認

○修学旅行における安全確保の徹底について

(昭63・3・31 文初高第139号 事務次官から各都道府県教育委員会)
(教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学長あて 通達)

今回、海外を修学旅行中の生徒に多数の死傷者を出す事故が発生したことは、誠に遺憾に堪えない。

小学校、中学校、高等学校等における修学旅行については、かねてから、事故

の絶無を期し、安全確保のために適切な措置が講ぜられるよう配慮願っているところであるが、この際、これまでの指導の在り方を見直し、安全確保の徹底につき特段の措置が必要であると考える。

ついては、特に下記の諸点について留意の上、修学旅行が安全でかつ有意義に実施されるよう特段の御配慮を願いたい。

おって、貴管下の市町村教育委員会及び学校に対しこの趣旨の徹底が図られるようよろしく取り計らい願いたい。

記

1 修学旅行は、平素と異なる生活環境の中にあつて見聞を広げ、集団生活のきまりを守り、公衆道徳について望ましい体験を得ることなどを目的とする意義ある教育活動であるが、一方で、校外を集団で行動すること等に伴い、絶えず事故等の発生の余地をはらんだものであることを再認識する必要があること。

このため、学校においては、修学旅行の計画実施に当たり、その実施のねらい、教育的意義を明らかにするとともに、旅行経路、交通機関、現地の状況等についての事前の実地調査の実施、引率体制等の充実、万一の事故発生等緊急時の連絡体制・医療体制等の点検、保護者の理解の徹底等、細心かつ周到な準備を整え、関係業者に過度に依存することなく主体性をもって修学旅行の安全確保につき万全を期すること。

2 学校の管理機関等においては、平素から、各学校に対して、修学旅行の持つ意義と留意点についての理解の徹底を図るとともに、各学校の修学旅行の計画実施が児童生徒の安全と健康の保持上無理なく適切なものであるかにつき、十分な実態の把握と必要な指導を行うこと。また、万一、事故等緊急の対応が必要な場合、すみやかな対応のとれる体制を整えること。

3 海外修学旅行は、外国への旅行を通じ、外国人との交流や、外国の文物に接する機会を得、国際理解を深めるなど、意義あるものであるが、我が国とは、環境や風俗・習慣、保健衛生、交通事情、通信連絡体制、医療体制等の異なる地への旅行であることから、学校及び学校の管理機関等においては、上記1及び2で示した安全確保のための留意事項に即した指導の徹底を図るとともに、日程や経費等についても無理のないものとなるよう特段の配慮が必要であること。さらにこれらについて保護者の十分な理解を得ることが必要であること。

このため、学校の管理機関等は、海外修学旅行について、事前の届出又は承認などにより必要な指導を行い、安全確保等につき、遺漏のないよう措置を講ずること。

○学校施設の安全管理の徹底等について

（平11・6・2 事務連絡 文部省大臣官房文教施設部指導課、体育局学校健康教育課から附属学校を置く各国立大学事務局、各国公立高等学校、国立久里浜養護学校、各都道府県私立学校主管理、各都道府県教育委員会学校安全主管理、各都道府県教育委員会学校安全主管理）

学校における安全教育及び安全管理については、かねてから特段の配慮をお願いしているところですが、遺憾ながら去る5月29日、福岡県前原市の小学校において、国旗掲揚ポールの倒壊による死亡事故が発生しました。

事故の原因については現在究明中ですが、同様の事故の再発を防止するため、下記の点に留意し、取り急ぎ学校における安全点検の実施等をお願いします。

記

1 国旗、校旗等を掲揚する大型のポール（特に、設置後相当年数を経過している鉄製のもの）については、ポールの固定部分を中心に、目視、打診（ハンマー等により軽くたたく）等により、錆等によるポールの断面欠損・変形、ボルト等固定部分の欠落・変形等がないか早急に点検し、必要に応じ、補修、取り替え等適切な安全対策を講じること。

なお、点検の際に塗装の浮きや剥がれ、錆がある場合は、当該部分の塗装等を除去した後、点検を実施すること。

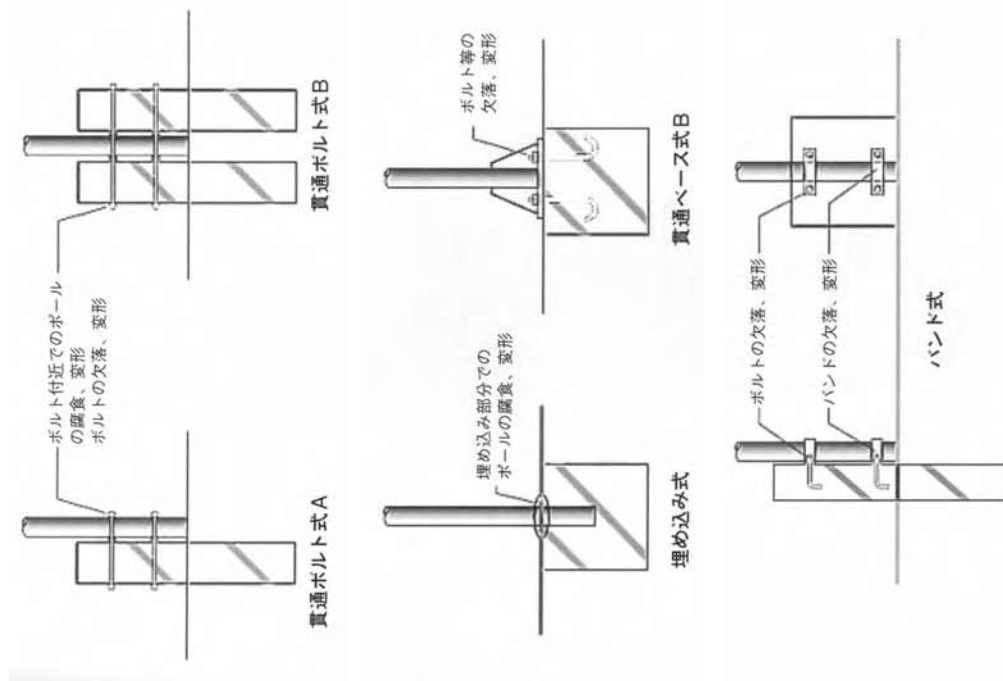
また、塗装により、ポール金属部分の断面欠損等がわかりづらい場合があるので留意すること。（別紙参照）

2 その他の学校の施設・設備についても、「小学校安全指導の手引き（三訂版）」及び「中学校安全指導の手引（三訂版）」を参考としつつ、各学校で定められている「学校保健安全計画」等に基づいて定期点検を実施する等、安全管理の徹底を図ること。

3 各教科、道徳及び特別活動を通じて、児童生徒に対して、安全な生活を営むために必要な事柄について理解させるとともに、日常生活、通学時や災害時に安全な行動ができるような態度や能力を身に付けさせるよう安全教育の一層の充実に努めること。

別添

ポールの固定例と主な点検内容



※ 今回の事故は、貫通ボルト式Aに近いもので発生した。

参考

福岡県前原市のポール倒壊事故について

1. 事故の経緯

5月29日（土）午前11時40分頃、福岡県前原市の小学校の運動場において、運動会の準備中に国旗掲揚ポールが倒れ、小学5年生の男子児童の頭部を直撃し、死亡。

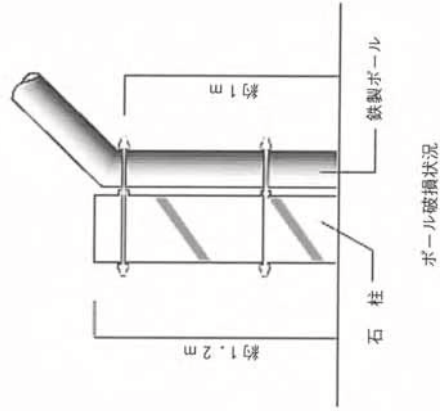
2. 事故発生時の状況

午前10時25分より、翌日の運動会の準備のため、児童と教職員が会場設営を開始。万国旗設営係は、万国旗の4本のロープをポールを中心にして四方に広げる作業を行った後、万国旗のロープを国旗掲揚ロープに結びつけ、掲揚。地上12mまで上げ、万国旗の張り具合を確かめていたとき、突然ポールが倒れる。

3. ポールの状況

ポールは、高さ約15m、直径約11cmの鉄製で、高さ約1.2mの石柱に2本のボルトで固定されていた。昭和52年に運動場北側に設置され、22年経過している。

折れた部分は、高さ約1mの上部のボルト付近であり、ポール内部が腐食していたようであるが、事前点検の段階では、外部塗装があったため、内部の腐食状況の確認は困難であった。



○学校水泳プールの安全管理について

（平11・6・25 文体第232号 文部省体育局長から各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学長、各国立高等専門学校長あて 通知）

学校水泳プールの安全管理については、かねてから適切な管理・指導をお願いしているところでありますが、これからの時期、プール指導の実施、夏休み中のプール開放等児童生徒の学校水泳プールの使用が増加するに当たり、下記事項に留意のうえ、引き続き、事故防止の徹底を図るとともに、各都道府県教育委員会にあっては域内の各市町村の教育委員会及び関係機関に対して、また、各都道府県知事にあっては所轄の私立学校、学校法人に対して、国立大学長にあっては管下の学校に対して、周知されるようお願いします。

また、その際、「水泳指導の手引き〔改訂版〕（文部省）」及び「学校における水泳事故防止必携〔新訂版〕（日本体育・学校健康センター）」を参考とするよう、併せて周知願います。

なお、平成10年12月10日付け文総審第80号「通知・通達等の見直しについて」において通知したとおり、文部省では、行政運営の明確化・効率化等を推進する観点から、同一・類似の主題に係る複数の通知・通達等の整理・統合化を行うこととしており、別紙に掲げる通知は廃止します。

記

- 1 学校水泳プールの排（罅）水口には、堅固な格子鉄蓋や金網を設けてネジ・ボルト等で固定させる（蓋の重量のみによる固定は不可）とともに、吸い込み防止金具等を設置すること。
- 2 プール使用期間中においては、浄化装置等の適正な作動状況を確認するなど、附属施設を含めてプールの施設・設備については常時安全点検を行うこととし、特に、排（罅）水口については十分な点検を行うこと。
- 3 プールの新設及び改築に当たっても、上記1及び2が遵守されるよう配慮すること。

別紙

廃止する通知

○昭和48年10月11日付け48体体第20号
「学校プール施設の整備について」

○昭和52年8月16日付け52体体第31号
「水泳プールの施設設備の整備点検について」

○昭和54年8月10日付け54体体第25号
「水泳プールの施設設備の整備点検について」

○昭和60年8月28日付け60体体第32号
「水泳プールの安全管理について」

○平成7年9月11日付け7体体第31号
「水泳プールの安全管理について」

○平成8年5月20日付け文体体第232号
「学校水泳プールの安全管理について」

○平成9年4月15日付け9体体第16号
「学校水泳プールの排（環）水口状況調査の結果について」

○学校水泳プールの安全管理について

（平11・8・6 11体体第26号 文部省体育局長から各都道府
県教育委員会学校体育主管課長あて 通知）

学校水泳プールの安全管理については、かねてから適切な管理・指導をお願いしているところであり、特に、プールの排（環）水口には、堅固な格子鉄蓋や金網を設けてネジ・ボルト等で固定させること等について、平成11年6月25日付け文体体第232号（文部省体育局長通知）において周知をお願いしているところがあります。

しかしながら今夏、大変遺憾ながら、小学校の水泳プールにおいて、排水口に体の一部が吸い込まれて、児童が死亡する事故が発生しております。（別添参照）事故原因については現在調査中ですが、プールの指導、夏休みのプール開放等児童生徒が学校水泳プールを使用している時期でもあり、同様の事故の再発を防

止するため、学校水泳プールの安全確認・管理に当たり、前記体育局長通知及び下記の点に留意されるよう、取り急ぎ再度の周知をお願いします。

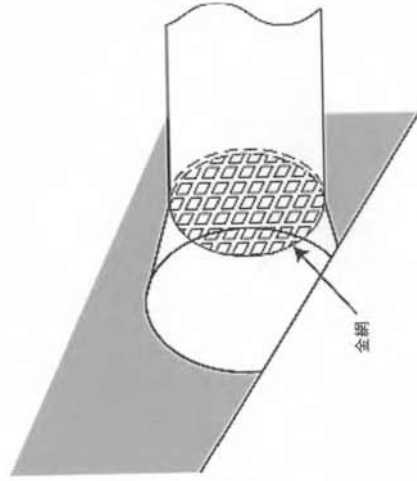
記

- 1 排（環）水口の蓋等の固定については、目視のみによる確認でなく、必ず触診及び打診等により、蓋等の欠損、変形、変形、ボルト等固定部品の欠落・変形等がないか確認し、必要に応じて取り替えるなどの措置を講じること。
- 2 プール使用時には、必要な監視員等を配置するなど事故防止のための監視体制の充実を図ること。
- 3 水泳プールのその他の施設・設備についても、プール使用期間中は、常時安全確認を行うこと。

参考

学校水泳プール排水口の事故の状況について

- 1 事故発生時の状況
夏休み等のプール開放で遊泳中の小学生が、プールの水深約1mのところに設置してある排水口に左ひざを吸い込まれる。
- 2 排水口の状況
(1) 事故のあったプールの排水口は、直径約14cmの円筒形をしており、プール側面に設置されていた。
(2) 排水口には蓋がなく、排水口の数センチ奥に金網がパテで固定されていた。



○レーザーポインタの事故防止について

（平成12・12・25 12国体学第137号 文部省体育局学校健康教育課長から
（附属学校を置く各国立大学事務局長、国立久里浜養護学校、各都道府県私
立学校主管課長、各都道府県教育委員会学校安全主管課長あて 依頼）

標記のことについて、別添のとおり通商産業省生活産業局文化関連産業課長から依頼があります。

ついては、児童生徒のレーザーポインタの使用による事故防止について、周知徹底されるよう御配慮願います。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会等に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人等に対して周知徹底されるようお願いいたします。

別添

レーザーポインタの児童・生徒による使用について

（平12・12・15 平成12・12・13生局第2号通商産業省生活産業局文
（化関連産業課長から文部省体育局学校健康教育課長あて

レーザーポインタ（携帯型レーザー光発生装置）は本来会議等で使用される文房具ですが、一部報道にも見られるとおり、最近は様々な形状のものが市販されており、玩具として使用されるケースが目立っております。その中には直接ビーム又は鏡面反射光を裸眼で観察したとき極めて大きな危険性があるとされるJISC6801及びC6802規格（以下、単に「JIS規格」という）クラス3Bに該当するものが多く含まれていると考えられています。その危険性（別添資料を参照）に鑑み、当省におきましても現在対策を検討中ではありますが、さしあたって、別紙の通り関係各業界に、当分の間、レーザーポインタの販売、ゲームの景品等としての譲渡等の自粛をお願いいたします。

一方、すでに多くの製品が児童・生徒にも行き渡っていると考えられるところであり、また、上記の関係業界に対する処置の実効性を高めるため、下記の内容を、各都道府県教育委員会を通じ、各小中学校へ周知方お願いいたします。

記

1. 学校、御家庭におかれましても、JIS規格クラス2以下のものであることが明記されたものを除き、レーザーポインタは児童・生徒の手の届かないところ

に大人の手によって保管してください。

2. JIS規格クラス2以下のものが明記されたものについても、当該製品を児童・生徒が使用する場合には必ず大人の管理下で適切な使用を行わせてください。

別添資料

クラス1	合理的に予知可能な運転条件で安全である。
クラス2	400nm～700nmの波長範囲で可視放射を放出する。目の保護は、通常まばたき反射作用を含む嫌悪反応によってなされる。長時間(0.25秒以上)のビーム内観察状態は危険。
クラス3A	裸眼での観察に対して安全である。400nm～700nmの波長範囲で放出するレーザーに対して、保護はまばたき反射作用を含む嫌悪反応によってなされる。他の波長に対しては、裸眼に対する危険性はクラス1より大きくはない。光学的手段(顕微鏡等)による直接のビーム内観察状態(直接ビームまたは鏡面反射光を観察する状態)は危険。
クラス3B	直接のビーム内観察状態は常に危険なものである。 拡散反射の観察は、通常安全である。
クラス4	危険な拡散反射を生じる能力を持つ。それらは皮膚障害を起こし、また火災発生の危険がある。これらの使用には細心の注意が必要である。

○幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関し緊急に
対応すべき事項について

（平13・6・11 13文科初第373号 文部科学省初等中等教育局長、ス
ポーツ・青少年局長から各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教
育委員会教育長あて 通知）

去る6月8日、大阪教育大学教育学部附属池田小学校において、児童及び教職員が殺傷されるという事件が発生いたしました。

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理については、これまでも「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について」（平成12年文初小第500号）等により、各学校等において適切な方策を講じられるようお願いしてきたところであり、このたびの事件に関わる文部科学大臣談話（別紙1）においても、緊急の再点検をお願いしております。

各学校等においては、現在、再点検を進めていただいているところと思いますが、今回の事件は国民に大きな衝撃を与えとともに、類似事件の発生等につ

いての不安も国民の間に生じてきております。
 ついては、各教育委員会におかれては、至急、教育委員会の会議を開催し、学校長や関係団体、関係機関の意見等を聞きつつ、事件の再発防止等の観点から、所管の学校について、当面緊急に講じるべき事項をただちに決定し、適切な対策を講じていただくようお願いいたします。

その際、特に、不審者に対する対応策については、出入り口での確認等不審者を識別するための方策、校内の巡回等不審者を見えるための方策、万一、学校内に不審者が立ち入った場合における幼児児童生徒への迅速な注意喚起や緊急避難のための誘導の方策等を中心に早急に具体的な対応策を定め、所管の学校において措置していただくようお願いいたします。

さらに、都道府県教育委員会にあっては、域内の市町村教育委員会においても、各学校の設置者として、至急、教育委員会の会議を開催し、所管の学校で同様に必要な取組が行われるよう周知方お願いいたします。

なお、対策を講ずるに当たっては、PTA等との連携が重要であると考えられるため、社団法人日本PTA全国協議会をはじめとする関係団体の長宛の協力依頼を別途発出しておりますので、参考のため添付いたします。(別紙2)

別紙 1

文部科学大臣談話

(平成13年6月8日)

この度の事件は、あまりにも痛ましく、決して許されない出来事であります。まずもって、今回被害にあわれた児童のみなさん、けがをされた方々に対し、心からのご冥福とお見舞いを申し上げます。

子どもたちが楽しく安心して学べる場であるはずの学校で、このような多数の児童や教員が犠牲となる事件が起きたことは、誠に残念であり、二度と繰り返されてはならず、関係者が全力で再発を防ぐ必要があります。

我が省としては、平成12年1月に「幼児児童生徒の安全確保についての点検項目」を取りまとめ、各学校及び教育委員会に対し、学校の安全管理のための対策を講じていただいているところですが、この際、改めて、緊急の再点検をお願いいたします。

また、保護者やPTAをはじめ地域の関係団体の方々におかれても、幼児児童生徒の安全確保について、地域ぐるみで取り組んでいただくようお願いいたします。

最近大人社会において、残酷な事件が頻発している風潮がみられ、学校だけでは対応できない事態に鑑み、社会全体でこうした卑劣な行為を断じて許さないとの思いを共有していただきたいと、この機会に強く訴えたいと思います。

(注) 文部科学省では、平成12年1月に「幼児児童生徒の安全確保についての点検項目」を取りまとめ、各学校及び教育委員会においては、日頃から、学校の安全管理のための方策を講じるよう通知しているところ。

(注) 本日、直ちに、岸田副大臣を本部長とする「大阪教育大学教育学部附属池田小学校事件対策本部」を設置したところであり、また、池坊大臣政務官を現地に派遣し、今回の事件についての事態を把握して対応策を講じる。

別紙 2 省略

○件名同じ

(平13・6・11 13文科初第373号 文部科学省初等中等教育局長、高等教育局長、スポーツ・青少年局長から附属学校を置く各国立大学長、国立久里浜義護学校長あて 通知)

去る6月8日、大阪教育大学教育学部附属池田小学校において、児童及び教職員が殺傷されるという事件が発生いたしました。

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理については、これまでも「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について」(平成12年文初小第500号)等により、各学校等において適切な方策を講じられるようお願いしてきたところであり、このたびの事件に関わる文部科学大臣談話(別紙1)においても、緊急の再点検をお願いしております。

各学校においては、現在、再点検等を進めていただいているところと思いますが、今回の事件は国民に大きな衝撃を与えたとともに、類似事件の発生等についての不安も国民の間に生じてきております。

については、各学校において、至急、関係団体や関係機関の意見等を聞きつつ、

事件の再発防止等の観点から、当面緊急に講じるべき事項をただちに決定し、適切な対策を講じていただくようお願いいたします。

その際、特に、不審者に対する対応策については、出入り口での確認等不審者を識別するための方策、校内の巡回等不審者を見えるための方策、万一、学校内に不審者が立ち入った場合における幼児児童生徒への迅速な注意喚起や緊急避難のための誘導の方策等を中心に早急に具体的な対応策を定め、実施していただくようお願いいたします。

なお、対策を講ずるに当たっては、PTA等との連携が重要であると考えられるため、全国立大学附属学校PTA連合会をはじめとする関係団体の長宛の協力依頼を別途発出しておりますので、参考のため添付いたします。（別紙2）

別紙1、2省略

○件名同じ

（平13・6・11 13文科初第373号 文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局長、高等学校長、スポーツ・青少年局長から社団法人日本PTA全国協議会会長、社団法人全国高等学校PTA連合会長、全国公立幼稚園PTA連絡協議会会長、全日本私立幼稚園PTA連合会長代行、全国立大学附属学校PTA連合会会長、全国盲学校PTA連合会会長、全国聾学校PTA連合会会長、全国知的障害者養護学校PTA連合会会長、全国肢体不自由養護学校PTA連合会会長、全国弱視聴覚障害者PTA連合会会長あて 通知）

去る6月8日、大阪教育大学教育学部附属池田小学校において、児童及び教職員が殺傷されるという事件が発生いたしました。

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理については、これまでも「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について」（平成12年文初小第500号）等により、各学校等において適切な方策を講じられてきたところであり、このたびの事件に関わる文部科学大臣談話（別紙1）においても、緊急の再点検をお願いしております。

各学校等においては、現在、再点検等を進めていただいているところと思いますが、今回の事件は国民に大きな衝撃を与えとともに、類似事件の発生等についての不安も国民の間に生じてきております。

つづいては、貴管下の学校において、至急、関係団体や関係機関の意見等を聞きつつ、事件の再発防止等の観点から、当面緊急に講じるべき事項をただちに決定し、適切な対策を講じていただくようご指導をお願いいたします。

その際、特に、不審者に対する対応策については、出入り口での確認等不審者を識別するための方策、校内の巡回等不審者を見えるための方策、万一、学校内に不審者が立ち入った場合における幼児児童生徒への迅速な注意喚起や緊急避

難のための誘導の方策等を中心に早急に具体的な対応策を定め、実施するようご指導をお願いいたします。

なお、対策を講ずるに当たっては、PTA等との連携が重要であると考えられるため、社団法人日本PTA全国協議会をはじめとする関係団体の長宛の協力依頼を別途発出してしておりますので、参考のため添付いたします。（別紙2）

別紙1、2省略

○件名同じ

（平13・6・11 13文科初第373号 文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局長、高等学校長、スポーツ・青少年局長から社団法人日本PTA全国協議会会長、社団法人全国高等学校PTA連合会長、全国公立幼稚園PTA連絡協議会会長、全日本私立幼稚園PTA連合会長代行、全国立大学附属学校PTA連合会会長、全国盲学校PTA連合会会長、全国聾学校PTA連合会会長、全国知的障害者養護学校PTA連合会会長、全国肢体不自由養護学校PTA連合会会長、全国弱視聴覚障害者PTA連合会会長あて 協力依頼）

去る6月8日、大阪教育大学教育学部附属池田小学校において、児童及び教職員が殺傷されるという事件が発生いたしました。

文部科学省といたしましては、幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について、これまでも「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について」（平成12年文初小第500号）等により、各学校等において適切な方策を講じられてきたところであり、このたびの事件に関わる文部科学大臣談話（別紙1）においても、学校の安全管理のための方策についての緊急の再点検をお願いしております。

このような状況の中、各学校等においても再点検等を進めているところですが、事件の重大性や類似事件の再発防止等の観点から、不審者への対策など、特に緊急に各学校等において対応策を講じることが必要であると考えられる事項について、早急に対応策を講じていただくよう改めて通知を发出したところです。（別紙2～4）

しかしながら、各学校等において対策を講ずるに当たっては、PTAをはじめとする保護者の皆様の御理解と御協力が不可欠であると考えられます。

つづいては、各学校との密接な連携の下、必要な取組が進められますよう御協力をお願い申し上げます。

別紙1～4省略

○幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策について

（平13・7・10 13初初企第12号 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長、スポーツ・青少年局学校教育課長から各都道府県教育委員会総務担当課長、各指定都市教育委員会総務担当課長あて通知）

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理については、大阪教育大学教育学部附属池田小学校において発生した事件を踏まえ、「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関し緊急に対応すべき事項について」（平成13年6月11日付け13文科初第373号）により、当面緊急に講じるべき事項をただちに決定し、適切な対策を講じていただくようお願いいたします。

各教育委員会及び学校におかれては、緊急の再点検をはじめ様々な取組を実施いただいたところですが、その実施状況を集約し、学校における当面の対応に資するため、別紙のとおり、「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策例」を作成しましたので送付します。

ついては、所管の学校及び都道府県教育委員会においては域内の市町村教育委員会に対して、周知いただくとともに、地域の実情や学校の具体の状況に応じた対応がなされるよう指導方お願いいたします。

なお、公立学校における平成13年度中に行う緊急対策に要する費用については、総務省において、地方債や、当該団体における財政状況に応じた特別交付税による財政措置を講ずることとされていることを申し添えます。

また、今後の学校における安全管理の在り方については、現在、文部科学省において検討中であることを併せて申し添えます。

別紙

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策例

- 1 来訪者への対応等
 - 出入り口の限定や立て札・看板等の設置
 - 来訪者の受付や声かけによる身元確認
 - 来訪者の入校証・名札等の着用

- 2 施設設備の点検整備

- 監視カメラ・インターホン（カメラ付き）等の防犯設備の設置
- 校門・フェンス・外灯・鍵等の点検整備
- 非常電話・ベル・ブザー等の非常通報装置の設置
- 教室や職員室等の配置の変更
- 窓ガラスを透明なものに交換（防犯ガラス等の採用）
- 死角の原因となる立木等の障害物の撤去

3 安全管理の徹底

- 警報用ブザーの教職員・幼児児童生徒等への貸与
- 教職員による構内巡回の実施・強化
- 学校警備員・監視員等の配置
- 保護者やボランティア等による学校内外の巡回（謝金支給の場合を含む）
- 危機管理マニュアルの作成や教職員に対する安全管理の指導・研修・訓練の実施
- 不審者発見時の迅速な警察への通報の励行

4 幼児児童生徒への対応

- 集団（複数）登下校の実施（指導）
- 安全管理についての幼児児童生徒への指導や避難訓練の実施
- 安全管理に関するパンフ・リーフレット等の作成・配布
- 地域安全マップ等の作成

5 保護者・地域・関係団体（PTA、自治会、青少年教育団体等）との連携

- 保護者・地域住民・関係団体への協力依頼
 - ・保護者やボランティア等による登下校時の立哨（謝金支給の場合を含む）
 - ・登下校時の保護者の同伴
 - ・学校活動における学校支援ボランティアの協力
 - ・不審者発見時の学校等への通報依頼
- 余裕教室等を地域住民の学習・交流の場に活用
- 安全管理に関するパンフ・リーフレット等の作成・配布
- 連絡会・協議会等の設置
- 子ども110番の家の導入（増加）や対処方法の指導
- CATV、コミュニティFM及びびインターネット等による情報提供

6 警察や消防署などの関係機関との連携

- 学校内外の巡回や安全確保の協力依頼
- 連絡会・協議会等の設置
- 所轄警察の協力による安全教室・防犯訓練等の実施
- 通学路の安全点検と要注意個所の改善に関する協議

○件名同じ

（平13・7・10 13初初企第12号 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長、初等中等教育局初等中等教育企画課長、高等教育局私学部私学行政課長、スポーツ・青少年局学校教育健康教育課長から各都道府県私立学校主管課長あて 通知）

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理については、大阪教育大学教育学部附属池田小学校において発生した事件を踏まえ、「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関し緊急に対応すべき事項について」（平成13年6月11日付け13文科初第373号）により、当面緊急に講じるべき事項をただちに決定し、適切な対策を講じていただくようお願いいたします。

各学校等においては、緊急の再点検をはじめ様々な取組が実施されているところですが、各学校等における当面の対応に資するため、別紙のとおり、「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策例」を作成しましたので送付します。

については、貴管下の学校等に対して周知いただくとともに、地域の実情や学校等の具体の状況に応じて適切な対策が講じられるよう指導願います。

なお、私立学校における平成13年度中に行う緊急対策に要する費用については、私立高等学校等経常費助成費補助金において所要の措置を講じることとしていることを申し添えます。

また、今後の学校における安全管理の在り方については、現在、文部科学省において検討中であることを併せて申し添えます。

別紙前記通知と同じ

○学校に設置している遊具での事故について

（平13・7・12 13初幼教第6号 文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課長、初等中等教育局幼児教育課長、初等中等教育局特別支援教育課長、スポーツ・青少年局学校教育健康教育課長から各都道府県私立学校主管課長あて 依頼）

従来より学校に設置している遊具の安全な使用については、種々ご配慮いただいているところですが、近年、公園等に設置されている遊具での事故が報告されておりあります。また、幼稚園に設置されていた舟形の箱ブランコについても、本年1月に死亡事故が発生しております。

つきましては、学校に設置されている遊具での事故を未然に防止するため、安全点検を行うとともに、必要に応じて、使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じ、安全の確保に万全を期していただくようお願いいたします。特に、揺れ、回転、滑降を伴うものについては、扱い方によっては危険が生じやすいので、十分注意していただくようお願いいたします。

なお、都道府県私立学校主管課長にあっては貴管下の私立学校に対し、都道府県教育委員会施設主管課長及び学校安全主管課長にあっては域内の市町村教育委員会に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

また、小学校、特殊教育諸学校及び幼稚園における箱ブランコの設置状況について把握したいので、別紙様式により調査の上、8月15日（水）までに初等中等教育局幼児教育課長あてご報告いただきますようお願いいたします。

別紙省略

○幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目（例）の改訂について

（平13・8・31 13文科初等第576号 文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長から各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学長、国立久里浜養護学校長あて 通知）

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理については、大阪教育大学教育学部附属池田小学校において発生した事件を踏まえ、「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について」（平成12年1月7日付け文初小第500号）、「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関し緊急に対応すべき事項について」（平成13年6月11日付け13文科初第373号）、「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策について」（平成13年7月10日付け13初初企第12号）等に基づき、適切な対応をお願いしているところです。

については、こうした取組に資するため、各教育委員等の意見を踏まえ、このた

び、上記「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について」で参考として示した、「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目(例)」を改訂したので送付します。

各学校やその設置者におかれては、今回の「点検項目(例)」を参考として、例えば一学期に一回など定期的に点検を実施し、改善すべき点があれば早急に対応するようお願いいたします。なお、その際には、学校種や学校、地域の状況等に応じて点検項目を工夫するなど、実態に合った対応が継続的になされるようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会にあっては、城内の市区町村教育委員会に対して周知いただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

また、私立学校主管部課にあっては所轄の私立学校に対して周知いただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目 (例)

<趣旨>

この点検項目は、幼児児童生徒の安全確保のためには、地域や警察等の関係機関と一体となって対応するとともに、学校としての安全管理のための方策が必要であることを踏まえ、幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理のために、学校及び教育委員会等において取り組みむべき事項並びに家庭や地域社会の協力を得て取り組みむべき事項について、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものである。

各学校及び教育委員会等においては、これを参考として、学校種や学校地域の状況等に応じて必要な修正、追加を行うなどした上で、定期的に点検を実施し、幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に万全を期すことが必要である。

<点検項目>

Ⅰ 学校において取り組みむべき事項

1 日常の安全確保

点 検 項 目	措置状況	
	行っている	行っていない理由、代替措置又は今後の改善計画等
(教職員の共通理解と校内体制)		
(1) 幼児児童生徒の安全確保に関し、教職員の共通理解と校内体制について、次のような方法により整備されているか。		

① 日頃から職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換、意見交換を行うなどにより共通理解を深め、教職員一人一人が学校の安全管理について意識の向上を図っている。			
② 幼児児童生徒の安全確保のため、教職員の具体的な役割分担や関係機関への連絡体制を定めた危機管理マニュアル等を作成するなどして、校内体制の整備を図っている。			
(来訪者の確認) (2) 学校への来訪者が確認できるよう次のような措置を講じているか。			
① 立て札や看板等による案内・指示を行ったり、入口や受付を明示している。			
② 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定している。			
③ 来訪者にリボンや名札等を着用させて、識別が可能なようにしたり、来訪者に声かけ等をして身元の確認を行うなどして、外部からの人の出入りの確認を行っている。			
(不審者情報に係る関係機関等との連携) (3) 学校周辺等における不審者等の情報について、次のような方法により把握できる体制をとっているか。			
① 日頃から警察等の関係機関、PTAや地域住民等と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。			
② 近接する学校や保育所等との間で情報を提供しあう体制をとっている。			
(始業前や放課後における安全確保の体制) (4) 始業前や放課後における安全確保のための教職員の具体的な役割分担(校内巡回等)を定め、幼児児童生徒の状況を把握しているか。			
(授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保の体制) (5) 授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保のため、教職員等による校内巡回等を行っているか。			
(登下校時における安全確保の体制) (6) 登下校時において、幼児児童生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。			
① 幼児児童生徒に対し定められた通学路を通って登下校するよう指導している。			

2 緊急時の安全確保				
点 検 項 目	措置状況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等	
	行っている	行っていない		
(不審者情報がある場合の連絡等の体制) (10) 学校周辺等における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制が整備されているか。				
① 警察にパトロール等の実施を要請するなど速やかに警察との連携を図る。				
② 緊急時の幼児児童生徒の登下校の方法について、あらかじめ対応方針を定めている。				
③ 幼児児童生徒の安全確保のため、PTAや地域住民等による学校支援のボランティアから学校内外の巡回等の協力を得る。				
(不審者の立入りなど緊急時の体制) (11) 学校内に不審者が立ち入っているなど緊急時に備え、次のような体制が整備されているか。				
① 直ちに校長、教頭又は他の教職員に情報が伝達され、幼児児童生徒への注意喚起、避難誘導や教職員による応急手当等、教職員が幼児児童生徒の安全を第一に考えた対応のできる体制(役割分担)を整えている。				
② 警察、消防署等の関係機関や教育委員会等に対して、直ちに通報がなされる体制(役割分担)を整えている。				
③ 緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や、幼児児童生徒の避難訓練等が実施されている。				
④ 警備員を配置している場合、巡回パトロールが効果的に行われ、緊急時に短時間で対応できる体制を整えている。				
II 教育委員会等において取り組むべき事項				
1 日常の安全確保				
点 検 項 目	措置状況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等	
	行っている	行っていない		
(方針の明示と学校間の情報交換) (1) 教育委員会は、管下の学校に対して、次のような措置を講じているか。				

② 通学路において人通りが少ないなど、幼児児童生徒が登下校の際に注意を払うべき箇所をあらかじめ把握し、例えば、マップを作成して、幼児児童生徒、保護者に周知するなどして注意喚起している。				
③ 登下校時等に万一の場合、交番や「子ども110番の家」等の幼児児童生徒が緊急避難できる場所を幼児児童生徒一人一人に周知している。				
④ 幼児児童生徒に対し、登下校時等に万一の事態が発生した場合の対処法(大声を出す、逃げる等)を指導している。				
(校外学習や学校行事における安全確保の体制) (7) 校外学習や学校行事において、幼児児童生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。				
① 事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分確認している。				
② 幼児児童生徒に対する事前の安全指導が十分行われている。				
③ 万一の事態が発生した場合の連絡方法等をあらかじめ定めている。				
(安全に配慮した学校開放) (8) 学校開放(夜間・休日開放を含む)に当たって、次のような措置を講じ、安全への配慮を行っているか。				
① 学校開放時における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策(施設等)を講じている。				
② 学校開放時の安全確保について、PTAや地域住民等による学校支援のボランティアの積極的な協力を得ている。				
(学校施設面における安全確保) (9) 学校施設面で、次のような安全確保策を講じているか。				
① 校門、囲壁、外灯(防犯ライト等)、校舎の窓・出入口等の破損、錠の状況の点検・補修を行っている。				
② 警報装置(警報ベル、ブザー等)、防犯監視システム、通報機器(校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等)等を設置している場合、作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡体制の確認を行っている。				
③ 死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置場、駐車場や隣接建物からの侵入の可能性について確認を行っている。				

① 幼児児童生徒の安全確保についての教育委員会の方針(危機管理マニュアル作成等)を明らかにしている。			
② 教職員に対し学校の安全管理や安全教育に関する研修会等を実施し、意識の向上を図っている。			
③ 域内にある学校や保育所等の間で迅速な情報交換ができる体制を整えている。			
(関係機関・団体との連携) (2) 教育委員会等は、幼児児童生徒の安全確保のため、次のような措置を講じ、関係機関・団体との連携を図っているか。			
① 警察、消防署等の関係機関、PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体への協力要請や情報交換を行っている。			
② 近接する市町村間等で不審者に関する情報を提供しあう体制をとっている。			
(安全に配慮した学校開放の推進) (3) 教育委員会等は、管下の学校において、安全に配慮した学校開放(夜間・休日開放を含む)が行われるよう次のような措置を講じているか。			
① 教育委員会等として、学校開放時に人員を配置するなど、安全確保の体制を整備している。			
② 学校開放時における開放部分と非開放部分との区別の明確化が図られるよう、非開放部分への不審者の侵入防止のための施設設備上の対策(錠、シャッター、警報装置等の整備など)を講じている。			
③ PTAや地域住民等による学校支援のボランティアに積極的な協力を得るよう協力要請をしている。			
④ 管下の学校においてPTAや地域住民等による学校支援のボランティアの協力をどのように得ているかを把握している。			
(学校施設面における安全確保) (4) 学校施設の面で、幼児児童生徒の安全確保が図られるよう、次のような施設設備の整備を行っているか。			
1) 敷地内への侵入対策 ① 校門、開閉、外灯(防犯ライト等)等の整備や破損箇所の補修を行っている。			
② 防犯監視システム等の整備を必要に応じて行っている。			

③ 死角の原因となる立木等の剪定、自転車置場、駐車場や隣接建物からの侵入防止対策等を行っている。			
④ 必要に応じ、職員室、事務室等をアプローチ部分や屋外運動場を監視でき、緊急時にも即応できる位置に配置している。			
2)建物内への侵入対策			
⑤ 校舎の窓・出入口、錠等の整備や破損箇所の補修を行っている。			
⑥ 防犯監視システム等の整備を必要に応じ行っている。			
⑦ 必要に応じ低層階の外部に面する窓ガラスを防犯性能の高いものにしていく。			
3)通報システムの整備			
⑧ 警報装置(警報ベル、ブザー等)、通報機器(校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等)の整備を必要に応じ行っている。			
4)幼児児童生徒の避難対策			
⑨ 教室等の避難経路を複数確保するとともに、避難を考慮した施設システム(内部からのみ開錠可能等)としている。			

2 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措置状況	行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
	行っている 行っていない	
(不審者情報がある場合の体制) (5) 教育委員会等は、管下の学校の周辺等における不審者等の情報を入手した場合には、次の措置を講ずるよう体制を整備しているか。		
① 速やかに関係する地域の学校に情報を提供し、注意喚起をする。		
② 警察に対し当該学校周辺におけるパトロール等の実施を要請するなど、関係機関との連携を図る。		
③ PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体に注意喚起し、幼児児童生徒の安全確保のための協力を求める。		
(不審者の立入りや事件発生など緊急時の体制) (6) 管下の学校において、学校内に不審者が立ち入りたり、事件が発生したりしているなどの緊急時に備え、次のような体制を整備しているか。		

①	PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下、各家庭や地域への注意喚起、授業中や放課後等における学校内や周辺、学区内の巡回、集団登下校への同伴等の取組が行われる体制がとられている。		
②	学校や関係機関等からの注意依頼の文書等が、各家庭に配布されたり、地域に掲示されたりするなど速やかに周知される体制がとられている。		

○学校安全緊急アピール ―子どもの安全を守るために―

今、「子どもの安全」が脅かされている。

近年、学校を発生場所とする犯罪の件数が増加している。凶悪犯が増加するとともに、外部の者が学校へ侵入した事件が、平成14年には2,168件と、平成11年(1,042件)と比べて2倍を超える状況にある。

平成11年12月には京都市立日野小学校において、平成13年6月には大阪教育大学教育学部附属池田小学校において、あまりにも痛ましく、安全であるべき学校において、決してあってはならない事件が発生した。

文部科学省では、学校における事件・事故が大きな問題になっている近年の状況を重く受け止め、学校安全の充実にハード・ソフトの両面から取り組む「子ども安心プロジェクト」を推進している。このプロジェクトの中で、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」の作成(平成14年12月)や、「学校施設整備指針」における防犯対策関係規定の充実(平成15年8月)、防犯や応急手当の訓練により教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」の開催の支援など、様々な施策を推進してきた。

これらを踏まえ、全国各地の学校では、学校や地域の状況に応じた学校安全に関する取組が行われてきているものの、附属池田小学校の事件の後、昨年12月の京都府や兵庫県の小中学校の事件など、学校に不審者が侵入して子どもの安全を脅かす事件や、通学路で子どもに危害が加えられる事件が後を絶たない。

関係者には、「私たちの学校や地域では事件は起こるまい」などと楽観せず、「事件はいつ、どこでも起こりうるのだ」という危機感を持っていただきたい。その上で、様々な対策を意図的に講じていかなければ学校の安全は確保できない

今、「子どもの安全」が脅かされている。

平成11年12月には京都市立日野小学校において、平成13年6月には大阪教育大学教育学部附属池田小学校において、あまりにも痛ましく、安全であるべき学校において、決してあってはならない事件が発生した。

これらを踏まえ、全国各地の学校では、学校や地域の状況に応じた学校安全に関する取組が行われてきているものの、附属池田小学校の事件の後、昨年12月の京都府や兵庫県の小学校の事件など、学校に不審者が侵入して子どもを脅かす事件や、通学路で子どもに危害が加えられる事件が後を絶たない。

① 学校からの緊急時の連絡に対応する体制をとっている。			
② 緊急時に、関係部局や関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、学校における危機管理を支援する体制をとっている。			

III 家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項

1 日常の安全確保

点 検 項 目	措置状況	行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	
(家庭への働きかけ) (1) 不審者情報の警察、学校等への速やかな伝達が行われるよう、また、幼児児童生徒が犯罪や事故の被害から自分の身を守るため、危険な場所の確認や屋外での行動に当たって注意すべき事項を家庭で具体的に話し合うよう働きかけが行われているか。		
(学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組) (2) 学校外の安全確保のため、PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体の協力を得て、学区内の人通りの少ない場所等危険箇所の点検や「声かけ運動」等の取組が行われているか。		
(登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体における取組) (3) 登下校時、授業中、学校開放時等の安全確保のため、PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下、通学路の安全点検、登下校時、授業中、放課後、学校開放時等における学校内外の巡回等の取組が行われているか。		
(4) 登下校時等に万一の場合、幼児児童生徒が緊急避難できる「子ども110番の家」等の地域のボランティアの体制がとられているか。		

2 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措置状況	行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	
(5) 学校周辺や学区内等で不審者等の情報がある場合には、次のような取組を行う体制がとられているか。		

1 日常の安全確保

点 検 項 目	措置状況
	行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等

(5) 学校周辺や学区内等で不審者等の情報がある場合には、次のような取組を行う体制がとられているか。

2

という認識の下、緊張感を持って子どもたちの安全確保に取り組んでいただきたい。

また、子どもたちの健全な育成が学校、家庭、地域社会との連携・協力なしにはなされないのと同様、「安全・安心な学校づくり」、「安全・安心な子どもたちの居場所づくり」も地域ぐるみの取組なしにはなし得るものではない。

保護者の方々、地域社会の方々、警察・消防・自治会・防犯協会等の関係機関・団体の方々におかれては、学校や子どもたちの安全をめぐる危機的な状況を是非御理解いただき、次世代を担う子どもたちの安全を守るための取組に積極的に御協力願いたい。

このたび、各学校でより具体的な安全確保の取組を推進していただくため、学校や設置者が子どもたちの安全確保のための具体的な取組を行うに当たっての留意点や学校、家庭、地域社会、関係機関・団体の連携により子どもたちの安全を確保するための方策等について、別紙のようにまとめた。

これに関係する全ての方々にお読みいただき、それぞれの学校や地域で子どもたちの安全確保のための取組が積極的に推進されることを願ってやまない。

なお、文部科学省では、平成16年度においても、「子ども安心プロジェクト」として、「防犯教室」の開催の支援に関する事業や、地域との連携を重視した学校安全に関する実践的な取組を行う「地域ぐるみの学校安全推進モデル事業」等を引き続き推進するほか、新たに、教職員の危機管理意識を向上させるための「防犯教育指導者用参考資料」の作成・配布を行うこととしている。また、学校施設の防犯対策に関する事例集の作成をはじめとする、学校施設の安全対策に関する事業も推進することとしている。

今後、文部科学省としては、学校安全に関する施策について、組織的、継続的に対応していききたい。

学校安全に関する具体的な留意事項等

【学校による具体的取組についての留意点】

- ・ 実効ある学校マニュアルの策定
- ・ 学校安全に関する校内体制の整備
- ・ 教職員の危機管理意識の向上
- ・ 校門等の適切な管理
- ・ 防犯関連設備の実効性ある運用
- ・ 子どもたちの防犯教育の充実
- ・ 日常的な取組体制の明確化

【設置者による具体的取組についての留意点】

- ・ 設置する学校の安全点検の日常化
- ・ 教職員に対する研修の実施

【地域社会に協力願いたいこと】

- ・ 学校安全の取組に御協力いただける方々の組織化を
- ・ 不審者情報等を地域で共有できるネットワークの構築を
- ・ 「子ども110番の家」の取組への一層の御協力を
- ・ 安全・安心な「子どもたちの居場所づくり」を

【地域の関係機関・団体に協力願いたいこと】

- ・ 学校との一層の連携を

別紙

学校安全に関する具体的な留意事項等

学校による具体的取組についての留意点

◎実効ある学校マニュアルの策定

平成14年12月に、文部科学省は、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」を作成しましたが、これは各学校に共通する留意事項を示したものであり、各学校で具体的な取組を実際に進めていくためには、学校や地域の状況を踏まえた「学校独自のマニュアル」（以下「学校マニュアル」という。）が不可欠です。

学校マニュアルの作成は、あくまで子どもたちの安全確保のための手段であり、それ自体が形式的な目的になってしまっては何ら意味がありません。学校マニュアルを踏まえた意図的・具体的な取組が危機感を持って真剣になされることこそが重要なのです。

学校マニュアルは、通常の校内活動時とはもとより、運動会や授業参観など不特定多数の来校者がある時、登下校時、校外での活動時など様々な場面を想定して、具体的かつ機能的なものにする必要があります。そして、その実効性を高めるためには、防犯訓練等を繰り返し、内容に不足はないか、思わぬ支障はないか、教職員の役割分担は適切かなど、多角的な観点から不断に検証し、随時改善を図っていくことが必要です。

○実効性の高い学校マニュアルの策定。防犯訓練等で不断に検証・改善。

◎学校安全に関する校内体制の整備

各学校においては、学校安全に関し、教職員間の連絡調整や指導・助言に当たる中心的な役割を果たす担当者を校務分掌上明確にしたり、校長、教頭及びその担当者を中心とした「学校安全委員会」等の校内組織（以下「校内安全組織」という。）を設けるなどして、安全に関する校内体制を整備することが必要です。

校長の責任の下、校内安全組織が中心となって、教職員一人一人の、安全確保のための努力を怠らず、緊急事態に備える意識（危機管理意識）を高め、学校マニュアルの策定・見直しのほか、安全点検項目の設定、点検作業や防犯訓練の実施など、必要な取組を全教職員により推進することが重要です。

特に安全点検については、改善すべき課題はもうないのかという問題意識を絶えず持ちつつ、日課や週間予定に組み込んで着実に実施していただきたいと考えます。

○学校安全担当者や委員会など校内組織の整備。学校安全に関する点検活動の日常化。

◎教職員の危機管理意識の向上

防犯機器等がいくらか充実していても、それを運用するのは人です。

学校安全の基盤は、教職員一人一人の危機管理意識であることを改めて認識し、それを前提に、校内安全組織を中心に、防犯に関する実践的な研修や訓練を充実していただきたいと考えます。

既に多くの学校で「防災訓練」は実施されているものの、「防犯訓練」を実施している学校は未だ少ない状況にあります。両者には避難誘導や応急手当など共通する点があるものの、不審者を校内に侵入させない体制、万が一不審者が侵入した場合の的確な対応など、防犯のための訓練を実際に行ってみなければ理解できない内容も少なくありません。防犯訓練も、防災訓練と同様、各学校では定期的に「日」を設定するなどして、この期間内に訓練等を集中的に行うことも有効です。

このほか、学校やPTA、自治会などが「安全マップ」を作成し通学路の安全点検を行うなど、犯罪を未然に防ぐ環境づくりに地域をあげて取り組むことも重要です。

○学校安全の基盤は教職員の危機管理意識。実践的な研修・訓練も不可欠。

◎校門等の適切な管理

学校の安全確保のためには、不審者を校内に侵入させないことが基本です。

学校や地域の状況により具体の対応は様々と思われませんが、少なくとも校内への出入口を限定し、施錠などにより適切にそれを管理することが、安全確保の大前提となります。このことからすれば、学校の内部から門を利用する者の動きが確認できるような施設設備の工夫や、死角の把握とそれに対する適切な対応も重要な課題です。

いずれにしても、学校の安全確保を徹底するためには、防犯機器等の有無にかかわらず、人による管理を徹底することが不可欠です。その際、校内外の巡回等の体制を随時点検しつつ、必要に応じて保護者や地域住民の協力を得ることも重要です。

なお、「開かれた学校づくり」は、外部の者に対して何の備えもなく学校を開くことを意味するものではありません。学校においては、子どもの安全がまず第一に確保されることが絶対条件です。

○校内への出入口の管理は安全確保の大前提。日常点検の中でその他校内に死角がないか把握。

◎防犯関連設備の実効性ある運用

学校や地域の実情を踏まえ防犯機器等を設置することなどは重要ですが、それが目的化してしまっただけではなりません。

機器等を設置した場合でも、安全を守るには最終的には人であり、機器等の効果を十分発揮できるかどうか人も人による適切な機器等の運用にかかっています。

機器等を設置した場合には、学校の状況を踏まえた適切な運用方法を校内安全組織において検討し、全教職員に徹底する必要があります。機器等の運用方法を全教職員に習得させるためには訓練等の実施も不可欠です。それとともに機器等の日常的な点検も重要です。

○機器等を設置すること自体が目的ではなく、人による適切な運用が重要。
○全教職員が機器等の運用方法を習得することや、日常的な点検が重要。

◎子どもの防犯教育の充実

子どもも自身が様々な危険を予測し、それを回避できるようにするため、防犯教育の一層の充実を図る必要があります。

文部科学省では、防犯や応急手当の訓練により教職員や子どもたちの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」の開催を平成15年度から支援しています。これにより、子どもにも防犯意識や必要な知識・技能を十分習得させることが可能です。

なお、防犯訓練は具体的な場面を想定した実践的なものであることが求められますが、幼い子どもを対象とする場合、発達段階を踏まえた適切な配慮が必要です。

○子どもに対する防犯教育の充実（「防犯教室」や防犯訓練の実施など）。

◎日常的な取組体制の明確化

これまで、校門等の管理の重要性や学校安全に関する点検活動の日常化などについて言及してきましたが、このほかにも日常の学校安全に関する取組として、受付の設置、来校者への声かけ、校内外の巡回など様々なものが考えられます。

しかし、それらが学校マニュアルに形式的に盛り込まれているだけでは不十分であり、日常的な取組が実際になされていなければ意味がありません。校門の施錠は誰が担当するのかなど、日常の担当者を明確に定め、責任を持って各自が実施する体制を、校内の共通理解の下確立する必要があります。

○日常的な取組体制の整備・確立。

設置者による具体的取組についての留意点

◎設置する学校の安全点検の日常化

本アピールでは、各学校に対し安全点検を日常化すべき旨強く訴えてきました。

学校の設置者においても、学校運営の最終的責任者としての立場から、また、学校開放や「子ども居場所づくり」において使用されることを念頭に置いて、自ら管理する学校の安全対策を日常的に点検・検証し、課題があればその対策を主体的に講じていく必要があります。とりわけ、施設設備の整備や新たな人員配置などの支援策が必要な場合には、随時適切に措置していただくことが重要です。

なお、学校の安全点検に際しては、教育委員の方々も積極的に参加いただき、

安全確保の問題を含めた様々な課題を把握していただきたいと考えます。そして、それらを教育委員会における議論等に適切に反映していただきたいと考えます。

○設置者の立場からの安全点検の日常化と必要な支援。点検活動への教育委員の積極的な参加。

◎教職員に対する研修の実施

くりかえしになりますが、学校安全の基盤は教職員一人一人の日常的な危機管理意識にはなりません。そして、教職員の意識の高揚及びその維持を図る上で、学校の設置者の果たす役割は大きなものがあります。

本アピールでは、各学校に対し、校内安全組織を中心とした防犯に関する研修や訓練の充実を強く訴えてきましたが、各設置者においても初任者研修などにおいて学校安全に関する研修を実施するなど、全教職員の危機管理能力を向上させる機会を適切に確保していただきたいと考えます。

なお、このような研修の実施に当たっては、警察等関係機関の協力により実践的な訓練を実施したり、ケーススタディやディスカッションを重視するなど、受講者自らが、危機感を持って主体的に考える場を設定することが重要です。

○全教職員に対する学校安全に関する実践的な研修の実施。

地域社会に協力願いたいこと

「安全・安心な学校づくり」や「安全・安心な子どもの居場所づくり」のためには、学校関係者の努力のみならず、地域の方々の御協力が欠かせません。

◎学校安全の取組に御協力いただいた方々の組織化を

学校や子どもが危険にさらされている今、保護者や地域住民の方々、地域の団体の方々の中には、「学校の安全、子どもの安全のために自分も何かをしたい」という思いを持たれている方が大勢いらっしゃると思います。

子どもの安全確保に関する様々な取組の中で、これまでのPTAによる組織的な活動等に加え、例えば、「学校ガードボランティア」などの名称で、保護者有志の方々が、校内や通学路を巡回する取組を行っている地域や、警察官OBの御協力で「シルバーパーポリス」という組織をつくり、子どもの登下校時、在校時などに安全確保のための巡回を行っている地域が見られます。

文部科学省としては、今後各学校に対し、地域の方々に適切に情報発信しながら、地域ぐるみで子どもの安全を守る取組を一層推進するよう呼びかけてまいりたいと思いますが、各学校校下ごとに、PTAや青少年団体、地域の自治会などを中心に、さらに学校安全の取組に御協力いただければ幸いです。具体的には、御協力いただける方々に御参集いただき、校内外での様々な取組を通じ、学校を支援するための組織づくりをしていただきたいと考えています。

文部科学省では、地域と連携しつつ学校安全に関する実践をしている様々な事例を紹介した冊子を作成しています。また、社団法人日本PTA全国協議会においても、子どもの安全を守るPTAの取組に関する事例集や会員に向けての提言を作成されています。それらも参考に、地域の実情に合った継続的な取組を展開していただきたいと思っています。

◎不審者情報等を地域で共有できるネットワークの構築を

通学路は大人の目が届きにくく子どもは様々な危険にさらされがちです。このため、学校付近の商店等に「安全モニター」になっていただき、不審者の早期発見に御協力いただく体制づくりを行っている地域があります。また、近隣の学校、自治会、PTA、警察署などによって情報ネットワークを構築し、地域社会全体に不審者情報等が迅速に行き渡る体制を整備した地域も見られます。これらのことも含め、地域の特性を生かしつつ、不審者情報の共有など学校や通学路の安全確保を目的としたネットワークづくりを進めていただきたいと思っています。

その際、校区単位、近隣校区単位、近隣市町村単位などで様々なネットワークを形成し、それらが有機的に連携しつつ、地域の子どもを見守っていくことのできるシステムとすることが重要です。

こうしたネットワークには、活動の核となるコーディネーターが不可欠です。例えば、校区単位では担当教職員が、広域的なものでは教育委員会が、それぞれ地域の警察等と連携しながらネットワークを運営していくことが考えられます。こうした取組に地域の方々にも是非参画していただきたいと思っています。

◎「子ども110番の家」の取組への一層の御協力を

いわゆる「子ども110番の家」の取組に御協力いただけた家庭や商店が増えていますが、子どもの安全をめぐる危機的な状況、とりわけ通学路で子どもに危害が加えられる事件が後を絶たない状況を踏まえ、この取組に一層の御協力をいただきたいと思っています。

地域によっては、「子ども110番の家」に御協力いただいている方々に、学校

安全を考える会議の委員になっていただき、子どもの安全対策への助言・協力をいただくといった先進的な取組が見られます。また、学校やPTAなどが中心となって、校区内の「子ども110番の家」の所在や危険箇所をまとめた「安全マップ」を作成する取組も盛んです。

地域社会で知恵を出し合い、安全確保の取組を進めていただきたいと思います。

◎安全・安心な「子どもの居場所づくり」を

家庭や地域の教育力の低下、青少年の異年齢・異世代間交流の減少、青少年の問題行動の深刻化など、子どもを取り巻く状況は極めて深刻です。こうした状況を踏まえ、かつ、地域の大人の力を結集しつつ、地域に安全かつ安心な「子どもの居場所づくり」を進めることが重要です。文部科学省でも、平成16年度より「子どもの居場所づくり新プラン」として、子どもの活動拠点を整備する「地域子ども教室推進事業」をはじめ様々な事業を推進します。

先進的な取組を進めている地域では、地域の大人をはじめ、学校や警察等関係機関との連携・協力により、子どもの安全や活動を見守る、安全研修を受けたボランティアスタッフを配置するなど、様々な取組を行っています。

「子どもの居場所づくり」を進めるに当たり、こうした先進事例を参考にしつつ、安全管理担当ボランティア指導員の配置、研修会や訓練の実施、マニュアル作成など、地域の実情に応じた安全管理体制の整備を図ることが望めます。その際には、学校はもとより、警察や消防など関係機関との連携・協力、地域住民の皆様の御理解と御協力が重要です。

地域の関係機関・団体に協力願いたいこと

◎学校との一層の連携を

「安全・安心な学校づくり」「安全・安心な子どもの居場所づくり」は学校と家庭、地域社会、関係機関・団体と連携した、いわば「地域ぐるみの取組」なしには達成されません。

学校自らが、地域の関係機関・団体に積極的に働きかけ、連携を深める努力することは当然ですが、関係機関・団体の皆様からも学校に積極的にアプローチし、学校とともに子どもの安全を守る取組を進めていただきたいと思います。

とりわけ、これまでの少年非行防止の観点からの教育界と警察との緊密な連携関係に加え、防犯の観点からの連携を一層密にしていこうことは極めて重要です。

本アピールでは、学校に対し日常的に安全点検を実施することを呼びかけていますが、警察等関係機関・団体におかれても防犯等の専門家としての立場から、地域の学校安全の取組に参画していただき、改善点などを御指摘いただきたいと思っています。また同時に、「防犯教室」や防犯訓練などへの協力を通じ、学校にはない犯罪予防に関するノウハウを学校に提供していただきたいと思っています。さらに、子どもの安全を守るため、通学路や学校周辺における警察官等による巡回活動を可能な限り強化していただきたいと思っています。

骨子省略

○学校の安全確保のための施策等について

（平17・2・18 16文科ス第396号 文部科学省生涯学習政策局長、
初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長から附属学校を置く各国
立大学法人学長、各都道府県知事、各都道府県・指定都市教育委員
会教育長あて 通知）

このたび、大阪府寝屋川市立中央小学校において教職員が殺傷されるという決して起こってはならない事件が発生いたしました。

文部科学省としては、平成13年6月の大阪教育大学附属池田小学校の事件以来、各学校が安全管理についての適切な対策を講じることができるよう、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」の作成や「学校安全緊急アピール——子どもの安全を守るために——」の公表を行うとともに、教職員や児童生徒の安全対応能力の向上を図るための防犯教室の開催の推進など、各学校における安全対策の支援を行ってきたところです。

文部科学省では、今回の事件の発生を受け、省内に「安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム」を設置し、今回の事件の分析と今後の学校の安全確保方策について検討を進めることとしています。

については、関係各位におかれましては、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」や「学校安全緊急アピール——子どもの安全を守るために——」に基づき施策の再点検を進めていただくとともに、特に、下記のような点について御留意いただき、なお一層の学校の安全確保のために取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事におかれては、域内の市町村及び所轄の学校及び学校法人に対する周知につきましてもよろしくお願いいたします。

記

1. 教職員の防犯訓練等の集中実施について

今回の事件において教職員が殺傷されたという点を踏まえ、教職員を対象とする防犯訓練等を当面集中的に実施すること。

2. 学校と地域との連携の推進について

PTAや地域のボランティアなどの参加を得て、学校内外の巡回、学校の門や通学路等の要所での監視、万一事件や事故が起きた場合の避難場所の確保など、学校の安全確保のための地域との連携を進めること。

3. 学校と警察との連携の推進について

学校の安全確保の取組においては、学校と警察との連携を一層密にし、進めていくことが必要であり、パトロールの実施、防犯訓練や防犯教室の推進、緊急時の場合の対応等において、地域の警察との連携を推進すること。

○安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム第一次報告について

（平17・3・31 16文科ス第463号 文部科学省生涯学習政策局長、
初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長から附属学校を置く各国
立大学法人学長、各都道府県知事、各都道府県・指定都市教育委員
会教育長あて）

平成17年2月14日に発生した寝屋川市立中央小学校の事件を受け、文部科学省では、「安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム」を設置し、学校安全のための方策の再点検等について検討を進めてきましたが、このたび、これまでの検討の結果を「学校安全のための方策の再点検等について——安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム第一次報告——」として取りまとめました。

については、関係各位におかれましては、これまでに文部科学省が示している、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」（平成14年12月）や「学校施設整備指針」（平成15年8月）、「学校安全緊急アピール」（平成16年1月）、「学校の安全確保のための施策等について」（平成17年2月18日16文科ス第396号）などに加え、本報告を参考にしながら、それぞれの学校安全のための方策等について再点検を進めてください。なお、この再点検については、各学校において策定

されている「学校安全計画」に反映させるとともに、これを具体的に推進するため、学校独自の「危機管理マニュアル」の作成・改善や、学校警察連絡協議会の更なる機能充実をはじめとする警察との一層の連携の推進など、実効性のある安全管理の取組を積極的かつ継続的に推進していただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事におかれましては、域内の市町村及び所轄の学校及び学校法人に対する周知につきましてもよろしくお願いいたします。

学校安全のための方策の再点検等について —安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム第一次報告—

平成17年2月14日に発生した寝屋川市立中央小学校の事件を受け、文部科学省では、安全・安心な学校づくりを行うための対応方策について検討するため、「安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム」を設置し、学校安全のための方策の再点検等について検討を進めてきたが、これまでの検討の結果を「学校安全のための方策の再点検等について—安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム第一次報告—」として取りまとめた。

各学校や設置者においては、これまでに文部科学省が示している「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」（平成14年12月）や「学校施設整備指針」（平成15年8月）、「学校安全緊急アピール」（平成16年1月）、「学校の安全確保のための施策等について」（平成17年2月18日 16文科ス第396号）などに加え、本報告を参考にしながら、それぞれの学校安全のための方策等について再点検し、独自の「危機管理マニュアル」の作成・改善や、警察との一層の連携の推進など、実効性のある安全管理の取組を積極的かつ継続的に推進していくことが望まれる。

I. 各学校の安全対策の再点検ポイント

1. 学校への不審者侵入防止のための3段階のチェック体制の確立

1—① 学校の敷地内への不審者の侵入防止

- 門・扉で囲まれている学校については、出入口は限定し、登下校時以外は原則として門は施錠しておく必要がある。また、出入口等を中心に警備員を配置

する学校もあるが、そうでない場合であっても、門を開けている間は、少なくとも、教職員やボランティアが立ち会い、子どもの安全を見守るようにすることが望まれる。

・登校時：

出入口を限定して門を開放する。現在でも、登校時間中に教職員や地域のボランティアが門や通学路の要所等に立って子どもの見守り活動を行っている学校が多いと思われるが、こうした取組を一層進めることが重要である。

・授業中、昼休みや休憩時間等：

原則として門は施錠しておく必要がある。

・下校時：

出入口を限定して門を開放する。登校時間と比べて下校時間は長時間にわたる場合が多いが、門を開放している時間帯は、交代制にするなどして個人にかかる負担を軽減しながら地域のボランティアの協力を得ることや、警備員を置くことなどにより、門において子どもの安全を見守ることが望まれる。

- 門におけるハード面の対策としては、来校者の確認のためのインターホン、侵入監視のためのセンサーや防犯カメラ、遠隔操作による開閉が可能な電気錠等の防犯設備の設置等について、学校や地域の状況に応じ検討することが望まれる。

- 防犯カメラを設置している学校については、特に登下校時など門が開放されている時間帯については、地域のボランティアの協力も得つつ、交代制にするなどして個人にかかる負担を軽減しながら、モニターを意識的にチェックする体制づくりをすることが重要である（門における子どもの見守りと防犯カメラによる二重のチェック）。

また、モニターを各学校でチェックするとともに、教育委員会等に各学校のモニターの画像を集約して、二重にチェックすることも有効である。

学校や地域の状況に応じて、このような工夫や検討をすることが望まれる。

1—② 学校の敷地内での不審者の発見・排除

- 門から校舎への入口（受付）までの動線を明確にし、初めて来校する者にも

分かるよう、案内の看板を門の周辺等に示しておくことが重要である。

動線は職員室等から見通しがよく、また、児童生徒が活動するスペースと峻別して設定するよう工夫すべきである。

- 不審者を早期に発見し、校舎内に入れないという観点から、教職員、地域のボランティア、警備員等により、授業中や昼休み、休憩時間等における屋外運動場など敷地内の巡回を行うことが重要である。

1—③ 校舎内への不審者の侵入防止

- 正規の来校者も含め、原則としてすべての来校者の対応を受付に集中することが望まれる。このため、学校の状況に応じて、案内の看板の設置、地域のボランティアによる誘導、非常時の避難に配慮しつつ校舎の必要のない出入口の閉鎖などを行うことが有効である。

- 受付では、教職員や地域のボランティア等が応対して来校者をチェックすることが必要である。また、受付後に識別が可能のように、受付の担当者が来校者を確認しリボンや名札等を着用させるようにすることも重要である。

- 学校関係者が来校者と応接できるスペースを受付の近くに設け、原則として来校者に対しては応接スペースで対応するようにすべきである。

特に、来校理由がはっきりしない来校者に対しては、応接スペースにおいて複数の学校関係者で対応する必要がある。

- 職員室等については、来校者の動線や屋外運動場を見渡すことができ、不審者侵入時にも即応できるような位置に配置することが重要である。

2. 学校への不審者の侵入に備えた取組

2—① 安全を守るための器具の備え

- 学校への不審者の侵入などの緊急時に、安全を守るための器具を備えておくことが望ましい。そのための器具としては、さすまた、盾、催涙スプレー、ネット、杖などは効果的であると考えられる。

なお、こうした器具については、子どもが使用するなど防衛以外の目的に使用されることがないよう、管理の徹底を図る必要がある。また、警察官等の協

力を得て、万一の場合に適切に使用できるようにしておく必要がある。

2—② 身を守るために必要な訓練の実施

- 学校への不審者侵入などの緊急事態が発生した場合、迅速に110番（119番）通報や教育委員会等への連絡が行えるよう、通報や緊急連絡の仕方を訓練しておく必要がある。学校に警察との連絡システムがある場合には、使用方法について也十分理解しておく必要がある。

- 110番通報の後、警察官が到着するまでの間、教職員自身の安全を守りつつ、不審者を子どもに近づけないようにすることができるよう、防犯訓練等において警察官等の協力を得て、身を守る訓練を行っておくことが望ましい。

3. 学校、家庭、地域が連携した安全・安心な学校づくり

- 安全・安心な学校づくりのためには、学校関係者の努力に加え、地域社会の協力の下、地域ぐるみで学校安全の取組を推進することが重要である。

学校内外で腕章等を身に付けて警備に当たるボランティアがいるという状況は、門等の出入口の管理とともに、犯罪を犯そうとする者に対する心理的な抑制という点で効果的である。

そのため、文部科学省において平成17年度から開始する「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を活用しながら、取組を推進していくことも有効である。

- 特に、通学路の安全対策として、登下校時に、地域のボランティアなどの協力を得て、学校内外でのパトロールを強化するなど、子どもを見守る体制を地域の実情に応じて一層充実することは極めて重要である。

- 地域や保護者の方々などにボランティアとして協力を得る場合には、巡回を行うに当たってのポイントや不審者に直面した場合の対応方法などについて十分に学んでおくことができるよう、今後、警察官や警察官OBなどの協力を得ながら、ボランティアの養成・研修を行う必要がある。

その際、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において行う講習会を活用し、学校安全のボランティアの養成・研修を積極的に推進することも有効である。

また、ボランティアの方々の参加を得る場合には、保険等にも十分配慮して

おく必要がある。

4. 「地域に開かれた学校づくり」と学校安全

これまで述べてきたような学校の安全のための取組は、「地域に開かれた学校づくり」という考え方と相反するものではない。むしろ、一定のルールに従って学校に集まる多くの人々により学校の安全が守られていくことになる。

これから求められるルールとして、地域の人々が来校する場合、あらかじめ用件を電話等で学校に伝え、来校の予約をしておくことなどが必要であろう。また、各学校も来校のルールについて、学校の門に掲示したり、学校便りや自治体の広報誌を活用したりすることにより、地域の方々に周知しておくことも望まれる。

ルールに従って、地域の多くの人々が学校を訪れ、学校の様々な活動への協力を得ることにより、学校が活性化されることとなる。同時に、多くの人の目で子どもたちの安全が見守られることにより、学校の安全性を高めることができる。

「地域に開かれた学校づくり」の推進に当たっては学校の安全確保が絶対条件である。学校や地域の学校安全に関する意識を高め、学校や地域の状況に応じた取組を継続的に推進しながら、地域と連携しつつ「地域に開かれた学校づくり」を進めることが重要である。

Ⅱ. 学校と警察の一層の連携の推進

Ⅱ—① 学校と警察との連携例

「安全・安心な学校づくり」のためには、警察との連携を一層密にしながら取組を推進していくことが不可欠である。

具体的には、以下のような事例について取り組むことが重要と考えられる。

1. 学校と地元警察署、教育委員会等と警察との間で十分な意見交換ができる場の整備

学校と地元の警察署あるいは学校の設置者である教育委員会等（以下「教育委員会等」という。）と警察との間で、学校の安全管理対策や学校をめぐる防犯・警備などの面で密接な意思疎通を図るため、関係者間で協議会を設置した

り、定期的に意思疎通の会合を開くなどの取組を進めていくことが必要である。

その際には、現在、各地で青少年の非行防止のための活動のほか、犯罪被害から青少年を守るための活動についても取組が進められている学校警察連絡協議会の機能の一層の充実を図ることも効果的と考えられる。

2. 学校の実情に応じたパトロールの強化

今後、学校や教育委員会等から要請があった場合には、それぞれの状況に応じ、協議の上、警察によるパトロールの強化を図ることが望まれる。

この場合、パトロールが強化されることを広く周知するとともに、学校周辺においても、それが分かるような表示をすることは、犯罪を犯そうとする者に対する心理的な抑制という点で効果的である。

3. 学校と警察が連携した実践的・効果的な防犯訓練・防犯教室の実施

万一の事態に備えるためには、学校において、実践的・効果的な防犯訓練・防犯教室等を実施することが不可欠であり、その実施において警察の協力を得ることは重要である。

また、今後の防犯訓練・防犯教室の内容については、児童生徒の避難の円滑な実施のみならず、学校に備え付けられている防備用の器具・装置の使用方法の説明や訓練、万一不審者に遭遇した場合に、警察が到着するまでの間、教職員が自らの身を守るための訓練等についても盛り込むことが望まれる。

4. 警察官や警察官OBの協力を得た学校の施設や防犯設備、マニュアル等の学校安全体制の再点検の実施

実地の防犯対策に当たたる警察官や警察官OBの協力を得て、学校の施設設備、備品の状況やマニュアルの内容等について再点検し、改善していくことは有効である。

また、ボランティアの養成・研修に当たって、警察官や警察官OB等の協力を得ることも重要である。

5. 学校と警察との間の非常時における通報体制の整備と通報訓練等の実施

警察との間で直通の緊急連絡システムを整備することや、学校独自の「危機管理マニュアル」等において万一の場合の通報の在り方等を盛り込んでおくことは重要である。

また、警察と学校、教育委員会等が連携し、通報システムの整備やそれを活用した訓練等を実施しておくことは万一の場合に備えての取組として有効である。

6. 地域内での不審者情報や事件の情報の共有化

今後の地域での不審者や事件等に関する情報の収集・提供システムの整備に当たっては、地元の警察の協力を得ていくことが必要と考えられる。

II—② 文部科学省と警察庁の連携による取組の推進

○ 平成17年度においては、文部科学省と警察庁とが連携し、教育委員会や学校と地元の警察との連携のもと、地域のボランティアが学校や公民館等を拠点として学校内外の安全体制の確保のための取組（「地域・学校安全安心プロジェクト」（仮称））を実施する方向で両省庁が合意した。

○ 基本的には、警察庁の「地域安全安心ステーション事業」と文部科学省の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」とを連携して実施する方向であり、地域のボランティアの養成・研修や防犯の専門家による指導・助言だけでなく、防犯パトロール用品の整備や防犯情報の収集・提供、防犯情報の共有システムの整備、通学安全マップの作成などにおける支援、日常的な地元警察署からの支援等についても実施する予定である。

○ 今後、文部科学省と警察庁とで細部を詰め、近日中に別途公表する予定であり、その際にはこのようなスキームの活用が望まれる。

Ⅲ. 今後の検討

○ 本報告においては、各学校や設置者において再点検が必要な事項を中心に取まりまとめを行ったが、本プロジェクトチームにおいては、今度とも、情報収集等に努めながら、各地方や学校の事例の分析を進め、警察庁とも協議しながら、効果的な学校安全の在り方について、引き続き検討することとしている。

Ⅳ. その他関連事項

○ 今後は、不登校やひきこもり傾向の子どもに対する対策等についても、関係省庁と連携しながら、これまでの取組の一層の充実を図ることが重要であり、文部科学省と関係省庁との検討会、関連調査、専門家による調査研究などの実施についても検討することが必要である。

○ また、子どもの情動等については、「情動の科学的解明と教育等への応用に関する検討会」（座長：有馬朗人科学技術振興財団会長）において、関連した研究促進方策、専門的な人材育成の在り方、又は教育現場等への応用の在り方などについて検討しているところであり、本年夏ごろを目途として検討成果を得ることとしている。

概要省略

○ 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について

（平17・11・25 17ス学健第12号 文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、初等中等教育局初等中等教育企画課長、スポーツ・青少年局学校健康教育課長から各部道府県教育委員会学校安全主管課、各指定都市教育委員会学校安全主管課、各都道府県私立学校主管課、附属学校を置く各国立大学法人事務局あて 依頼）

標記については、これまでも格段の御尽力をいただいているところですが、広島県の小学校の児童が、11月22日の午後下校中に殺害されるという痛ましい事件が発生しました。

登下校時における児童生徒の安全確保については、「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目（例）の改訂について」（平成13年8月31日13文科初第576号）、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」（平成14年12月文部科学省）等において、これまでも対応をお願いしてきたところである。

各学校や設置者におかれては、上記の通知等に示されているように、通学路の要注意箇所把握、通学安全マップの作成、交番や「子ども110番の家」の場所の周知、万一の場合の対処法の指導など、必要な事項について点検を実施する等、保護者、地域社会、警察等の関係機関との連携を更に深めながら、幼児児童生徒の安全確保に万全を期すようお願いいたします。

また、安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチームによる「学校安全のための方策の再点検等について」（平成17年3月31日）にも盛り込

まれておりますが、登下校時に、地域のボランティアなどの協力を得て、学校内外でのパトロールを強化するなど、子どもを見守る体制を地域の実情に応じて充実させることも通学路の安全対策として重要であると考えられます。この点については、本年度から実施している「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」等を活用しつつ、より一層取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会学校安全主管課にあっては城内の市町村教育委員会に対して、都道府県私立学校安全主管課にあっては所轄の私立学校に対して周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。

○登下校時における幼児児童生徒の安全確保について

(平17・12・6 17文科ス第333号 文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局長、スポーツ青少年局長から附属学校を置く各国立大学法人学長、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長あて)

この度、11月22日に広島市立矢野西小学校1年生の児童が、12月1日にも栃木県今市市立大沢小学校1年生の児童が、下校中に事件に遭遇し殺害されるという決してあってはならない事件が発生いたしました。

各学校では、これまでも「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目（例）の改訂について」（平成13年8月31日13文科初第576号）、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」（平成14年12月文部科学省）等を参考に、登下校における安全も含め対応に努めてきていただいたところですが、この度、登下校時における安全確保対策について別紙のように「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」としてとりまとめました。

その概要は下記のとおりですので、別紙を踏まえ、学校や地域の実情に応じた安全確保対策を講じていただようお願いいたします。

本件については、警察庁とも協議し、都道府県教育委員会と都道府県警察との連携の強化について要請し、同庁においても、本日付で、別添「通学路等における子どもたちの犯罪被害を防止するための諸対策の徹底について」を各都道府県警察の長等に対して発出していますので申し添えます。

また、都道府県におかれては、所管の学校や、城内の市町村及び所轄の私立学校に対して周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

記

1. 通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底

登下校時において幼児児童生徒の安全を確保するために、通学路の安全点検を教職員や保護者が定期的に実施し、要注意箇所の把握・周知徹底を行うこと。

2. 登下校時の幼児児童生徒の安全管理の徹底

登下校時において幼児児童生徒の安全を確保するためには、幼児児童生徒を極力一人にしないという観点から、集団登下校や保護者等の同伴等による安全な登下校方策の策定、幼児児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制の整備等の対策を実施すること。

3. 幼児児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせるための安全教育の推進

幼児児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするためには、幼児児童生徒に危険予測能力や危険回避能力を身につけさせることが必要であることから、通学安全マップの作成、防犯教室の実施等の取組を通じて、幼児児童生徒の発達段階に応じた実践的な防犯教育を推進すること。

4. 不審者等に関する情報の共有

日頃から、不審者の出没に関する情報等について、警察と連携をとりながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有するための取組を進めていくこと。

5. 警察との連携

登下校時における安全確保対策を進めるに当たっては、警察との連携が不可欠であることから、学校警察連絡協議会の場等を通じた平常時の情報交換や防犯教室・防犯訓練への参加、不審者に関する情報の共有等様々な機会をとらえて、警察との意見交換等を実施すること。

別紙

登下校時における幼児児童生徒の安全確保について

第1 通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底

登下校時の幼児児童生徒の安全を確保するためには、まず可能な限り安全な通

学路を設定することが重要であり、それでも排除できない要注意箇所については、しっかりと把握し、関係者が共通認識を得ておくことが求められる。

①安全な通学路の設定と定期的な点検の実施

- 教職員、保護者が実際に歩き、防犯の観点や交通事情等を配慮し、関係者が議論して可能な限り安全な通学路を設定する必要がある。
- 通学路周辺の状況は変化することから、例えば、定期的に、毎学期点検を実施したり、必要に応じて随時実施することが望まれる。
- 点検等により、障害物の放置、落書き、トンネル状通路等の電灯切れなど防犯上好ましくない状況が発見された場合は、関係機関とも連携をとり、通学路の環境整備を行う必要がある。

②通学路における要注意箇所等の把握と周知徹底

- 通学路に関し、保護者や警察、自治会などの関係者の間で共通認識を得ておくべき事項としては次のようなものが考えられる。
 - ・危険・要注意箇所
 - （道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、やぶや路地、倉庫、空家など人が身を隠しやすい場所が近い、大型車が頻繁に通る 等）
 - ・公園や空地など不特定の人容易に入りやすい場所
 - ・交番や「子ども110番の家」など万一の際に幼児児童生徒が駆け込める場所
- 把握した情報はPTAや保護者会で配布し、説明して共通認識を得る必要がある。また、最寄りの交番や警察、自治会などにも資料を配布することが望まれる。
- 児童生徒に対しても「通学路安全マップ」の作成などを通して周知することが有効である。その際、次のような点に配慮することが望ましい。
 - ・「通学路安全マップ」作成に当たっては、学級活動や生活科、総合的な学習の時間、児童会・生徒会活動など様々な機会を活用して、児童生徒自身の参加により作成を進めることが効果的と考えられること
 - ・様々な学年を組み合わせたグループを作ったり、保護者とともに作成するなど狙いと発達段階を考慮して作成すること
 - ・場合によっては、防犯についての専門的な助言を得るため、警察官の力を得ることも考えられること
 - ・児童生徒が実感をもって理解できるように、児童生徒自身による写真やイラスト、書き込みなども積極的に活用すること

- ・作成過程において、「子ども110番の家」を含む住民へのインタビューを行うなど地域住民と触れ合うことも有効であること

第2 登下校時の幼児児童生徒の安全管理の徹底

学校や地域の実情に応じ、安全な登下校方を策定し、地域全体で見守る体制を整備するとともに、登下校のルートや時間などに関して警察と情報を共有しておくことは、通学路に不審者を近づけない、あるいは犯行に及ばせないための重要な要素であると考えられる。

①安全な登下校方策の策定・実施

- 幼児児童生徒を極力一人にしないという観点から、保護者や地域の協力を得ながら安全な登下校方策を策定し、実施していくことがまず第一に求められることであり、次のような点が重要である。
- 教職員、保護者の間で登下校方策について議論し、共通認識を得ておくことが必要である。
- 特に、小学校低学年の児童については、その安全がしっかりと確保できるよう、それぞれの学校の置かれている状況に応じて取組を進めることが重要である。
- ・例えば、小学校低学年の児童が登下校時に一人にならないよう、上級学年とともに集団登下校することと一つの方法であり、円滑に進めるため、登下校の順路を工夫したり、学年ごとに異なる下校時間をそろえることも効果的と考えられる。
- ・保護者や地域の方々の協力を得て、交代で同伴することなど一つの方法であると考えられる。
- 様々な学校行事等のため、登下校の時間が不規則になる場合も考えられるが、このような場合には、十分な時間的余裕をもって保護者にしっかりと周知するとともに、警察や地域の関係団体等にも連絡して対策を講じておくことが必要である。
- 特に冬期においては、日没が早くなることもあり、部活動等で遅くなるような場合には、保護者に事前に連絡しておいたり、場合によっては保護者の迎えを依頼するなどきめ細かな対策が求められる。
- 遅刻、早退する幼児児童生徒については、時間、登下校方法について、保護者と確認することが重要である。

② 幼児児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制の整備

幼児児童生徒の安全な登下校を地域全体で見守る体制の整備は重要である。具体的には、ボランティアの方々の協力を得て、「あいさつ」や「声かけ」をしながら幼児児童生徒の登下校を見守ることや、看板の設置等により地域全体が幼児児童生徒の安全を見守っているという雰囲気醸成することも重要である。

○ボランティアとして保護者や地域の方々の協力を得て、幼児児童生徒の登下校の見守りや通学路のパトロールを実施することも有効である。なお、保護者の協力を得る場合などは、例えば交代で数ヶ月に1回通学路に立てばすむようにするなど個人の負担を少なくする配慮も必要である。

○保護者や地域の方々の理解を得るためには、PTAだけでなく、自治会など地域の様々な団体に協力を求めることが適当であると考えられる。

○パトロール等に参加する方々へ配布する腕章や共通ユニフォーム、ステッカーなどを活用し、目立つ形で幼児児童生徒を見守る体制を示すことも犯罪抑制効果が期待できる。

○地域の境界や地域内の様々な場所に幼児児童生徒の安全を守る取組についての看板等を設置したり、協力の得られる店舗や住宅にステッカーを貼るといった方策により、幼児児童生徒の安全が地域全体で守られているという環境を醸成することも有効である。

③ 登下校のルートや時間などに関する警察との情報の共有

○幼児児童生徒の登下校のルートや時間などについては、最寄りの交番や警察署等にも連絡しておくことが重要であり、必要に応じ、登下校時のパトロールなどについて協力を依頼することも必要である。

○警察では、既に「学校周辺、通学路、児童公園等の子どもに対する犯罪が発生しやすい場所において、通学時間帯などを中心として、制服警察官による警ら・警戒活動を強化する」（「子どもを犯罪から守るための対策の推進要領」（平成17年5月19日付、警察庁））こととしており、学校と警察との連携を深め、登下校に関する情報を共有することは、犯罪を防止する上でも重要である。

○また、警察では、①地域での子どもが被害者となる事案の全般的な発生状況、②性犯罪、誘拐、子どもに対する声かけ事案、不審者の出沒等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、手口等に関する情報、③子どもが被害者となる事案の発生が予想される場所についての情報などを収集し、提供することとしている（前掲推進要領）ところであり、教育委員会

や各学校など様々な段階での密接な情報交換が望まれる。

○なお、登下校時における幼児児童生徒の安全確保のための警察との意見交換、情報の共有のためには、既に平成17年3月31日付「学校安全のための方策の再点検等について」でも示しているように、学校警察連絡協議会などの活用も有効と考えられる。

第3 幼児児童生徒に危険予測・回避能力を身につけさせるための安全教育の推進

幼児児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするためには、様々な機会を通じて、危険予測能力や危険回避能力を身につけさせることが必要である。

特に、小学校低学年の児童については、登下校時にも様々な危険があり、知らない人に声をかけられたり、定められた通学路以外の道を通ると犯罪に巻き込まれる可能性があること、通学路の近くにも危険な箇所があり近づいてはいけないといったことについて、しっかりと理解させることが必要である。

① 通学安全マップの作成等を通じた指導

○通学安全マップの作成等に児童生徒を参加させることにより、児童生徒が自ら実感を持って危険箇所を認識することが期待できる。その際、小学校低学年の児童だけでは困難な面もあるため、上級生とグループを組ませる、保護者や警察官と一緒に実際の通学路をまわるといった取組も有効であると考えられる。

② 防犯教室等の活用

○防犯教室等の実施にあたって、警察官や防犯の専門家の協力を得て、具体的な場面を設定し、ロールプレイング等の手法を活用するなどの手法を取りながら実践的な対処方法を身につけさせることが重要である。

③ 万一の場に対応するための指導

○登下校時に万一の事態が起こった場合の具体的対処方法（大声を上げる、交番や「子ども110番の家」に駆け込む 等）について幼児児童生徒に對し、日頃から訓練しておくことが必要である。
○防犯ブザー等については、すぐに活用できるような携帯の方法、万一の場合の使用方法等についても十分指導しておくことが重要である。

第4 不審者等に関する情報の共有

日頃から、不審者の出没に関する情報や幼児児童生徒への声かけ事案をはじめとするとする情報などについて、警察と連携をとりながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有するための取組を進めていくことが重要である。

○関係者の間で共有することが望まれる情報としては、不審者の出没等に関する情報、事件・事故の発生に関する情報、通学路における工事等の情報など様々であり、事前に、収集する情報についての共通理解を図っておく必要がある。

○何らかの情報を共有する必要性が生じた場合のルール（第一報はどこにいくのか、どのような手段（電話、携帯電話、ファックス、メール等）で情報を誰が流すのか等）については、特に関係者間で共通理解を図っておくことが不可欠である。

○情報の収集・共有化を進める場合には、迅速性が求められるが、一方で、確実性等にも配慮する必要がある、この点についても一定のルールを定める必要があると考えられる。

○第2でも述べたように、警察では、①地域での子どもが被害者となる事案の全般的な発生状況、②性犯罪、誘拐、子どもに対する声かけ事案、不審者の出没等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、手口等に関する情報、③子どもが被害者となる事案の発生が予想される場所についての情報などを収集することとしており、収集された情報については、地域住民へ積極的に提供することとなっている。

○教育委員会や学校等と警察との間では、学校警察連絡協議会などの場を通じて情報の交換に努めるとともに、特に不審者情報については、迅速、的確に行われるよう警察との協力を進める必要がある。

第5 警察との連携

既に第1～第4で述べたように、登下校時の幼児児童生徒の安全を確保するうえでは、警察との連携が不可欠であると考えられる。

学校警察連絡協議会の場等を通じた平常時の情報交換や防犯教室・防犯訓練への参加、不審者に関する情報の共有等様々な場面と様々な段階で意見交換を進めていくことが必要である。

別添省略

○登下校時における児童生徒の安全確保のための路線バスの活用について

（平18・2・17 17文科ス第423号 文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長から各都道府県・指定都市教育委員会教育長あて 通知）

登下校時における児童生徒の安全確保については、昨年11月の広島市及び12月の今市市における事件を踏まえ、「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成17年12月6日17文科ス第333号）、「犯罪から子どもを守るための対策について」（平成17年12月22日17ス学健第15号）等に基づき、安全管理の徹底等に取り組みられるよう、お願いしているところです。

昨年12月に政府が取りまとめた「犯罪から子どもを守るための対策」においては、緊急に対策を講ずべき施策として「路線バスを活用した通学時の安全確保」が掲げられております。

この決定を受け、文部科学省では、警察庁、総務省及び国土交通省と登下校時における安全確保のための路線バス等の活用方策について検討を進めてきたところですが、この度、別紙のとおり、路線バス等をスクールバスとして活用するための基本的な考え方と具体的な取組方策について取りまとめました。

つきましては、各地方公共団体におかれましては、別紙を参考に、地域の実情等を踏まえて、路線バス等をスクールバスとして活用することについて、登下校時ににおける安全確保の方策の一つとして御検討くださいますようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれましては、域内の市町村教育委員会に対して周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。

なお、本件については、警察庁、総務省及び国土交通省と協議の上、本日付で、警察庁においては「路線バス等を活用した通学時の安全確保について」（別添1）を各都道府県警察の長等に対して、総務省においては「登下校時における児童生徒の安全確保のための路線バス等の活用について」（別添2）を各都道府県総務担当部長等に対して、また、国土交通省においては「登下校時における児童生徒の安全確保のための路線バス等の活用について」（別添3）を各地方運輸局等に対して、通知することとしてまいりますので申し添えます。

別紙

路線バス等をスクールバスとして活用するための基本的な考え方と具体的な取組方策について

1. 基本的な考え方

児童生徒の登下校時の安全確保のため、スクールバスによる通学方法を採用することは一つの有効な方法であると考えられる。

この観点からは、地域の実情等を踏まえ、路線バス等をスクールバスとして活用することにより、登下校時における一層の安全確保を図ることも一つの方策として考えられるところである。

以下は、スクールバスによる通学方法に係る地方公共団体の選択肢を広げる観点から示したものであり、路線バス等を活用する場合以外の方法についても、遠距離通学用に運行されているスクールバスを安全確保の観点から活用する等、地域の実情等を踏まえ、各地方公共団体において登下校時の安全確保に積極的に取り組まれることが望まれる。

(1) 路線バス等のスクールバスとしての活用方法

路線バス等をスクールバスとして活用する方法としては、

- ① 既存の路線バスを活用し、登下校時に児童生徒が通学に利用すること
- ② 路線バス会社に委託し、登下校時にその車両をスクールバスとして運行すること

等、様々な場合が考えられる。

路線バス等をスクールバスとして活用する場合には、児童生徒が自宅と学校との間を安全に通学できる環境整備が必要であり、そのためには、地域の実情、学校や保護者の要望を踏まえ、運行ルート、運行回数、運行時間、停留所等を設定することが重要となる。

(2) 協議会の設置と協議会を活用した合意形成に基づく迅速な対応

地方公共団体においては、通学時の安全を確保するために路線バス等をスクールバスとして活用する方策等について、地域のニーズを迅速かつ効率的に把握するとともに、合意形成を促進するためには、地域の関係者が集まり協議する「安全な登下校のための路線バス等の活用に関する協議会」（以下

単に「協議会」という。）を設置することが一つの方策として考えられる。

(後述 2. 参照)

協議会における合意事項については、必要な諸手続について処理の迅速化を図ることが関係省庁間で確認されており、各関係機関に対してその旨の通知がなされている。

2. 「安全な登下校のための路線バス等の活用に関する協議会」の概要

協議会は、必要に応じて、各地方公共団体が自主的な判断に基づき設置するものであるが、以下は、協議会の構成員や協議事項等を参考例として示したものである。

各地方公共団体におかれては、これを参考として、地域の状況等を踏まえ、協議会を運営していただきたい。

協議会については、概ね次のようなものが想定される。

(1) 協議会の主宰者等

一又は複数の地方公共団体が共同で主宰し、庶務は関係地方公共団体の教育委員会等で処理する。

(2) 協議会の目的

通学時の安全を確保するため、路線バス等をスクールバスとして活用する方策等について検討する。

(3) 構成員

原則として、以下の者又はその指名する職員により構成し、必要があると認めるときは、その他の者を構成員に加えることができる。

議長は、原則として、関係地方公共団体の教育長とする。

関係地方公共団体の教育長

関係学校長

関係学校の保護者の代表

地域住民の代表

関係地方運輸局長又は関係地方運輸支局長

一般乗合旅客自動車運送事業者等関係事業者（貸切バス事業者、タクシー事業者等）

都道府県警察（所轄警察署）

関係地方公共団体の交通対策担当

道路管理者

その他必要に応じて 学識経験者 等

(4) 協議事項

協議会においては、主として次の事項について協議するものとする。

- ① 地域の実態に応じた路線バス等のスクールバスとしての活用方策
 - ・ 通学路における危険箇所等を踏まえた路線バス等をスクールバスとして活用する範囲及び形態
 - ・ 運行ルート、運行回数、運行時間、運行期間、フリー乗降区間 等
 - ・ スクールバスとして活用する路線バス等の運行主体
 - ・ 運賃（徴収するか否かを含む）
 - ・ 事故発生時の損害賠償措置
 - ・ 運営管理体制（運営経費及び費用負担を含む）
 - ・ 緊急時の連絡体制 等

- ② 協議会の協議結果に基づいて路線バス等のスクールバスとしての活用内容を変更する場合についてはその変更事項

- ③ 協議会の協議結果に基づいて路線バス等のスクールバスとしての活用を休止又は廃止する場合の手続き

(5) 留意事項

路線バス等を活用した通学時の安全確保策について既に別途協議している場合には、既存の協議の枠組みを活用することができる。

参考、別添1、2、3省略

○子ども防犯ブザーの性能基準及び推奨制度について

（平19・2・14 18ス学健第28号 文部科学省スポーツ・青少年局学
校健康教育課長から各都道府県教育委員会学校安全主管課長、各政
令指定都市教育委員会学校安全主管課長、各都道府県私立学校主
管課長、附属学校を置く各国立大学法人事務局長あて）

標記については、「子ども安全・安心加速化プラン」（平成18年6月20日犯罪
対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）において、子どもが携帯する
防犯ブザーの音色や音量、耐久性、操作性等の性能基準を策定し、これに適合し

た製品の普及を促進することにより、防犯ブザーによる安全確保の実効性を向上
させることが盛り込まれたところ です。

これを受け、別添のとおり、関係省庁等による検討会議を設置し検討を行い、
(社) 日本電池工業会において防犯ブザーの性能基準を作成するとともに、(財)
全国防犯協会連合会において優良防犯ブザーの推奨制度が設けられたところ で
す。

ついで、各学校において防犯ブザー購入等の際の参考となるよう、本件につ
いて周知いたいただくよう願います。

都道府県私立学校主管課にあっては貴管下の私立学校を設置する学校法人に対
し、都道府県教育委員会学校安全主管課にあっては域内の市区町村教育委員会に
対して、周知いたいただくようお願いします。

別添

防犯ブザーの実効性の確保について

これまでの経緯

文部科学省においては、警察庁、経済産業省と連携し、関係業界団体等の参加
を得て、子どもが使用する防犯ブザーの実効性を確保するため、昨年3月から、
「子ども防犯ブザーに関する検討会議」を設け、音量の拡大、音色の統一等の防
犯ブザーの性能について検討を行ってきました。

これを踏まえ(社) 電池工業会において防犯ブザーの性能基準（電池工業会規
格）を作成し、同検討会議において、これを了承しました。

（参考：検討会議構成メンバー）

文部科学省、警察庁（事務局）、経済産業省、(社) 電池工業会、(財) 全国防
犯協会連合会、(社) 日本PTA全国協議会

【防犯ブザーの性能基準について（ポイント）】

- ・ 音色：高い周波数と低い周波数を繰り返し変動周期を持つこと。
- ・ 音量：1 mの距離において85dB以上
- ・ 連続吹聴時間：連続して吹聴させた場合に、表示音量の90%以上の音量が
20分以上保てること。
- ・ 操作性：引きヒモあるいは押しボタン等の操作は児童が容易に操作できるこ
と。

基準適合の確認及び推奨制度

(財) 全国防犯協会連合会において、優良防犯ブザー推奨要綱を定め、製造業者等からの申請があった場合に、上記の性能基準に適合していることが確認された製品については推奨マークを付与する推奨制度を設け、1月から優良防犯ブザーの推奨商品の公開を開始しています。

(参考：(財) 全国防犯協会連合会 HP)
<http://www.bohan.or.jp/index2.htm>

○登下校時における幼児児童生徒の安全確保について

(平19・7・23 19ス学健第10号 文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、初等中等教育局初等中等教育企画課長、スポーツ・青少年局学校健康教育課長から附属学校を置く各国立大学法人事務局長、各都道府県私立学校主管理課、各都道府県教育委員会学校安全主管理課、各指定都市教育委員会学校安全主管理課あて 依頼)

標記については、これまでも格段の御尽力をいただいているところですが、宮城県の小学校の児童が、7月20日の登校中に犯罪に巻き込まれ重傷を負うというあってはならない事件が発生しました。

登下校時における幼児児童生徒の安全確保については、「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」(平成17年12月6日17文科ス第333号)等において、幼児児童生徒を極力一人にしないという観点から、保護者、地域社会、警察等の関係機関との連携を進めながら、安全管理を徹底するようお願いしていただくところです。

この度の事件は、学校の正門前において教職員やボランティア等が不在の状況下で発生したものです。ついては、学校や地域の実情に応じて、上記通知で示されている学校安全確保対策を適切に講じていただくようお願いいたします。

文部科学省としても、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、学校安全ボランティアの養成・研修や、スクールガード・リーダーの巡回による学校安全ボランティアの指導等を進めているところであり、適宜これらの施策を活用いただき、地域全体で幼児児童生徒の安全を見守る体制を整備していただくようお願いいたします。

また、長期休業中において幼児児童生徒が地域で事故や事件に巻き込まれないよう適切な指導を行っていただくようあわせてお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会学校安全主管理課にあっては域内の市町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管理課にあっては所轄の私立学校に対して周知して

いただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。

○登下校時における幼児児童生徒の安全確保について

(平20・5・7 20ス学健第5号 文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、初等中等教育局初等中等教育企画課長、高等教育局専門教育課長、スポーツ・青少年局学校健康教育課長から附属学校を置く各国立大学法人事務局長、各都道府県私立学校主管理課、各都道府県教育委員会学校安全主管理課、各指定都市教育委員会学校安全主管理課あて 依頼)

標記については、これまでも格段の御尽力をいただいているところですが、このたび、愛知県の高等学校の生徒が、5月2日の下校中に殺害されるというあってはならない事件が発生しました。

登下校時における幼児児童生徒の安全確保については、「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」(平成17年12月6日17文科ス第333号)等において、保護者、地域社会、警察等の関係機関との連携を進めながら安全管理を徹底するとともに、安全教育の推進を図るようお願いしてきただけです。

学校及びその設置者においては、当該学校が所在する市町村はもとより、必要に応じて近隣の関係市町村の警察や関係機関と不審者情報等を共有することもに、当該情報に基づいた幼児児童生徒への適切な指導を行うなど上記通知等と示されている学校安全対策を、学校や地域の実情に応じて適切に講じていただくようお願いいたします。

また、この度の事件については、部活動後の帰宅時に発生したものです。上記通知の別紙第2①においても、部活動等で遅くなるような場合について、きめ細やかな対策を行うようお願いしているところです。同通知の趣旨を改めて確認していただき、適切な対応を行うようお願いいたします。

さらに、教育委員会においては、不審者情報等を共有する取組を行う際には、公立学校だけでなく、近隣の国立学校、私立学校、私立学校の参加を呼びかけるなど、地域の学校全てで効果的な情報共有が行われるよう適切な配慮を行っていただくようお願いいたします。

文部科学省としても、「防犯教室推進事業」等において、安全教育の充実を支援するとともに、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、学校安全ボランティアの養成・研修や、スクールガード・リーダーの巡回による学校安全ボランティアの指導等を進めているところであり、適宜これらの施策を活用いただき、安全教育の推進や地域全体で幼児児童生徒の安全を見守る体制を整備していただくようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会学校安全主管理課にあっては域内の市町村教育委員会

○学校における転落事故等の防止について

事故の原因については、現在究明中ですが、同様の事故の再発を防止するため、下記の点に留意し、取り急ぎ学校における安全点検の実施等をお願いします。

1. 天窓については、人の体重を支える強度がないとすると、児童生徒等が乗ることのないよう適切な安全管理を行う必要がある。児童生徒等が天窓に近づく可能性がある学校においては、天窓の危険性等について、児童生徒等に理解させ、天窓の上には絶対に乗らないよう周知徹底するとともに、天窓の設置された屋上を使用しない場合には屋上出入口の施錠を行う、児童生徒が天窓の近くで活動する場合には、事前に危険性について点検を行い、教職員が適切に見守る等、十分な安全管理を行うこと。

3. 学校の施設・設備について、「生きる力」をばぐくむ学校での安全教育」(平成14年2月)や学校施設整備指針(平成19年7月)を参考としつつ、各学校で定められている「学校保健安全計画」等に基づいて定期点検を実施し、危

なお、各都道府県教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては、域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課においては、所管の私立学校等に対してもその趣旨を徹底させるようお取り計らい願います。

○学校保健法等の一部を改正する法律の公布について

今回の改正は、メンタルヘルスに関する問題やアレルギ－疾患を抱える児童生徒等の増加、児童生徒等が被害者となる事件・事故・災害等の発生、さらには、学校における食育の推進の観点から「生きた教材」としての学校給食の重要性の高まりなど、近年の児童生徒等の健康・安全を取り巻く状況の変化にかんがみ、学校保健及び学校安全に関して、地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ、各学校において共通して取り組まれるべき事項について特定の整備を図るとともに

に、学校の設置者並びに国及び地方公共団体の責務を定め、また、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る等の措置を講ずるものです。

改正の概要及び留意事項については下記のとおりですので、関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、適切な対応をお願いするとともに、各都道府県教育委員会におかれれば、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県知事におかれれば、所轄の学校（専修学校を含む。）及び学校法人等に対する周知を図るようお願いいたします。

また、本改正法については、別添2及び別添3のとおり、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、それぞれ附帯決議が付されておりますので、これらの点に十分留意されるよう御配慮願います。

なお、改正法は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。また、関係政省令の改正及び関係告示の制定については、追ってこれを行い、その内容については別途通知する予定ですので、予め御承知をお願いします。

記

第一 改正法の概要

第1 学校保健法の一部改正関係（改正法第1条関係）

一 総則

（1）法律の題名及び目的

法律の題名を「学校保健安全法」に改めたこと。（題名関係）

また、本法の目的を、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することとしたこと。（第1条関係）

（2）国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとしたこと。

国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他の所要の措置を講ずるものと し、地方公共団体は、国が講ずる措置に準じた措置を講ずるように努めなければならないこととしたこと。（第3条関係）

二 学校保健に関する事項

（1）学校保健に関する学校の設置者の責務

学校の設置者は、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとしたこと。（第4条関係）

（2）学校環境衛生基準

文部科学大臣は、学校における環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護することが望ましい基準を定めるものとし、学校の設置者は、当該基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならないものとしたこと。

校長は、当該基準に照らし、適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとしたこと。（第6条関係）

（3）保健指導

養護教諭その他の職員は、相互に連携して、児童生徒等の心身の状況把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとしたこと。（第9条関係）

（4）地域の医療機関等との連携

学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとしたこと。（第10条関係）

三 学校安全に関する事項

（1）学校安全に関する設置者の責務

学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校において、事故、加害行為、災害等（以下「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（以下「危険等発生時」という。）において適切に対処することができよう、学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとしたこと。（第26条関係）

（2）総合的な学校安全計画の策定及び実施

学校においては、施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を

含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導等について計画を策定し、これを実施しなければならなかったこと。(第27条関係)

(3) 学校環境の安全の確保

校長は、学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとしたこと。(第28条関係)

(4) 危険等発生時対処要領の作成等

学校においては、危険等発生時において学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領を作成することとし、校長は、対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとしたこと。

学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び関係者の心身の健康を回復させるため、必要な支援を行うものとしたこと。(第29条関係)

(5) 地域の関係機関等との連携

学校においては、児童生徒等の保護者、警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体、地域住民等との連携を図るよう努めるものとしたこと。(第30条関係)

四 その他

専修学校における保健管理及び安全管理について、関係する規定を準用することとしたこと。(第32条関係)

第2 学校給食法の一部改正関係 (改正法第2条関係)

(省略)

第二 留意事項

第1 学校保健安全法関連

一 学校保健及び学校安全に共通する留意事項

(1) 施策の推進に当たったの配慮

学校保健及び学校安全に係る施策の推進に当たっては、学校の実情や児童生徒等の発達段階、心身の状況、障害の有無について適切に配慮しつつ、校

長の下で組織的な対応を図るとともに、各種の関係通知、文部科学省や関係団体が作成した報告書、指導用参考資料、調査結果等 (別添4参照) に御留意いただき、適切な対応に努められたいこと。

(2) 国及び地方公共団体の責務について (第3条)

1 第1項において、国及び地方公共団体が学校保健及び学校安全に関して講ずべき必要な施策としては、例えば、物的条件や人的体制の整備充実に係る財政上又は法制上の措置、通知や各種会議等を通じた情報提供や指導助言、指導用参考資料や実践事例集の作成・配布、関係教職員を対象とした研修会の開催などが考えられること。

また、文部科学省としては、学校保健、学校安全、食育・学校給食に関する各般の施策を引き続き推進することとしており、地方公共団体においても、これらの施策を参考にしつつ、適切な対応に努められたいこと。

2 地方公共団体においては、第2項の規定に基づき新たに国が策定することとなる「学校安全の推進に関する計画」やその他国が講ずる所要の措置を参考にしつつ、地域の実情を踏まえた施策の実施に努められたいこと。

(3) 学校及びその設置者の連携協力について

本法において「学校においては」とは、これらの措置の実施をすべて学校長その他の教職員のみの責任とするものではなく、当該学校の管理運営について責任を有する設置者についても併せて果たすべき責務を規定したものであることに留意されたいこと。

学校の設置者においては、第4条及び第26条の規定に基づき、その設置する学校が本法の規定に基づいて実施すべき各種の措置を円滑に実施することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努められたいこと。

二 学校保健に関する留意事項

(4) 学校保健に関する学校の設置者の責務について (第4条)

1 本条は、学校保健に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性にかんがみ、従来から各設置者が実施してきた学校保健に関する取組の一層の充実を図るため、その責務を法律上明確に規定したものであること。

2 「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」としては、例えば、保健室の相談スペースの拡充や備品の充実、換気設備や照明の整備、自働体外式除細動器 (AED) の設置など物的条件の整備、養護教諭やスクールカウンセラーの適切な配置など人的体制の整備、教職員の資質向

上を図るための研修会の開催などが考えられること。

(5) 学校保健計画について (第5条)

- 1 学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。
- 2 学校保健計画には、法律で規定された①児童生徒等及び職員 の健康診断、②環境衛生検査、③児童生徒等に対する指導に関する事項を必ず盛り込むこととすること。
- 3 学校保健に関する取組を進めるに当たっては、学校のみならず、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校教育法等において学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされていることも踏まえ、学校保健計画の内容については原則として保護者等の関係者に周知を図ることとすること。このことは、学校安全計画についても同様であること。

(6) 学校環境衛生基準について (第6条)

- 1 第6条の規定に基づき、新たに文部科学大臣が定める学校環境衛生基準については、現行の「学校環境衛生の基準」(平成4年文部省体育局長裁定)の内容を踏まえつつ、各学校や地域の実情により柔軟に対応しうるものとなるよう、今後内容の精査など必要な検討を進め、告示として制定することを予定していること。
- 2 学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、校長より第3項の申出を受けた当該学校の設置者は、適切な対応をとるよう努められたいこと。このことは、第28条に基づく学校の施設設備の改善措置についても同様であること。
- 3 学校の環境衛生の維持改善に当たっては受水槽など環境衛生に係る施設設備の適切な管理を図るとともに、環境衛生検査に必要な図面等の書類や検査結果の保管について万全を期されたいこと。

(7) 保健指導について (第9条)

- 1 近年、メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患等の現代的な健康課題が生ずるなど児童生徒等の心身の健康問題が多様化、深刻化している中、これらの問題に学校が適切に対応することが求められていることから、第9条においては、健康相談や担任教諭等の行う日常的な健康観察による児童生徒等の健康状態の把握、健康上の問題があると認められる児童生徒等に対する指導や保護者に対する助言を保健指導として位置付け、養護教諭を中心として、関係教職員の協力の下で実施されるべ

きことを明確に規定したものであること。

したがって、このような保健指導の前提として行われる第8条の健康相談についても、児童生徒等の多様な健康課題に組織的に対応する観点から、特定の教職員に限らず、養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、担任教諭など関係教職員による積極的な参画が求められるものであること。

- 2 学校医及び学校歯科医は、健康診断及びそれに基づく疾病の予防処置、改正法において明確化された保健指導の実施をはじめ、感染症対策、食育、生活習慣病の予防や歯・口の健康づくり等について、また、学校薬剤師は、学校環境衛生の維持管理をはじめ、薬物乱用防止教育等について、それぞれ重要な役割を担っており、さらには、学校と地域の医療機関等との連携の要としての役割も期待されることから、各学校において、児童生徒等の多様な健康課題に的確に対応するため、これらの者の有する専門的知見の積極的な活用 に努められたいこと。

三 学校安全に関する留意事項

(8) 学校安全に関する学校の設置者の責務について (第26条)

- 1 本条は、学校安全に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性にかんがみ、従来から各設置者が実施してきた学校安全に関する取組の層の充実を図るため、その責務を法律上明確に規定したものであること。
- 2 「その設置する学校において」とは、①校舎、運動場など当該学校の敷地内のほか、②当該学校の敷地外であって、学校の設置者の管理責任の対象となる活動が行われる場所(農場など実習施設等)を想定していること。
なお、通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、本法においては、第27条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととするとともに、第30条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努められたいこと。
- 3 「加害行為」とは、他者の故意により、児童生徒等に危害を生じさせる行為を指すものであり、学校に侵入した不審者が児童生徒等に対して

危害を加えるような場合等を想定していること。

また、「加害行為」には、いじめや暴力行為など児童生徒同士による傷害行為も含まれるものと考えられること。この場合、いじめ等の発生防止については、基本的には生徒指導の観点から取り組まれるべき事項であるが、いじめ等により児童生徒等が身体的危害を受けるような状態にあり、当該児童生徒等の安全を確保する必要があるような場合には、学校安全の観点から本法の対象となること。

4 「災害」については、地震、風水害、火災といったすべての学校において対応が求められる災害のほか、津波、火山活動による災害、原子力災害などについても、各学校の所在する地域の実情に応じて適切な対応に努められたいこと。

5 「事故、加害行為、災害等」の「等」としては、施設設備からの有害物質の発生などが想定されうること。

6 「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」としては、例えば、防犯カメラやインターホンの導入など安全管理面からの物的条件の整備、警備員やスクールガード・リーダーの配置など学校安全に関する人的体制の整備、教職員の資質向上を図るための研修会の開催などが考えられること。

(9) 学校安全計画について（第27条）

1 学校安全計画は、学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。

2 学校においては、生活安全（防犯を含む。）、交通安全及び災害安全（防災）に対応した総合的な安全対策を講ずることが求められており、改正法においては、これらの課題に的確に対応するため、各学校が策定する学校安全計画において、①学校の施設設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、③教職員に対する研修に関する事項を必要の記載事項として位置付けたものであること。

① 学校の施設設備の安全点検については、校舎等からの落下事故、学校に設置された遊具による事故などが発生していることや近年の地震から想定される被害等も踏まえ、施設設備の不備や危険箇所の点検・確認を行うとともに、必要に応じて補修、修繕等の改善措置（第28条）を講ずることが求められること。

なお、学校の施設設備の安全管理を行うに当たっては、児童生徒等

の多様な行動に対応したものとなるよう留意されたいこと。

② 児童生徒等に対する安全指導については、児童生徒等に安全に行動する能力を身に付けさせることを目的として行うものであり、児童生徒等を取り巻く環境を安全に保つ活動である安全管理と一体的に取り組むことが重要であること。近年、学校内外において児童生徒等が巻き込まれる事件・事故・災害等が発生していることを踏まえ、防犯教室や交通安全教室の開催、避難訓練の実施、通学路の危険箇所を示したマップの作成など安全指導の一層の充実に努められたいこと。

③ 教職員の研修については、学校安全に関する取組がすべての教職員の連携協力により学校全体として行われることが必要であることを踏まえ、文部科学省が作成している安全教育参考資料や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している事故事例集等も活用しつつ、また、必要に応じて警察等の関係機関との連携を図りながら、学校安全に関する教職員の資質の向上に努められたいこと。

(10) 危険等発生時対処要領の作成等について（第29条）

1 危険等発生時対処要領は、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものであること。内容としては、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じたものとする。また、作成後は、毎年度適切な見直しを行うことが必要であること。

2 第3項の「その他の関係者」としては、事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた保護者や教職員が想定されること。また、「必要な支援」としては、スクールカウンセラー等による児童生徒等へのカウンセリング、関係医療機関の紹介などが想定されること。

第2 学校給食法関連

(省略)

(参考)文部科学省ホームページアドレス

学校保健法等の一部を改正する法律関係資料（概要・法律・新旧対照表）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/08040703.htm

(ホーム>政策関連情報>国会提出法律>第169回国会における文部科学省成立法律)

別添1、2、3、4省略

○「学校における転落事故防止の留意点」について

（平20・8・29 20ス学健第25号 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、大臣官房文教施設企画課長から附属学校を置く各国立大学法人事務局長、各都道府県私立学校担当課長、各都道府県私立学校主管理課長、各都道府県教育委員会施設主管理課長、各指定都市教育委員会施設主管理課長、各都道府県教育委員会学校安全主管理課長、各指定都市教育委員会学校安全主管理課長あて 送付）

学校における転落事故の防止については、「学校における転落事故等の防止について」（平成20年6月20日20ス学健第16号）、「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について」（平成20年7月9日20文科ス第522号）等を踏まえ、適切な対応をお願いしているところです。文部科学省では、今後の学校安全の推進を目的として「学校安全教育資料作成協力者会議生活安全部会」（部会長：西岡伸紀 兵庫教育大学大学院教授）及び「学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議学校施設安全対策部会」（部会長：長澤悟 東洋大学教授）の合同会議を開催し、転落事故防止を中心とした対策について検討を進めてきたところであります。このたび、同会議における検討結果を、別添のとおり「学校における転落事故防止の留意点」として取りまとめましたので送付します。

各学校（専修学校（高等課程及び一般課程）・各種学校を含む）や設置者においては、別添の留意点及び参考資料（以下のURLよりダウンロード可能）も参考にしながら、各学校や地域の実情を踏まえつつ、改めて学校における安全管理の徹底を図るとともに、児童生徒等に対する安全指導の充実に努めていただくようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会施設主管理課及び学校安全主管理課においては域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管理課においては所轄の私立学校等に対して周知いただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

また、関係国立大学法人においても、上記と同様の対応をしていただくようお願いいたします。

あわせて、学校開放事業及び「放課後子どもプラン」など放課後や週末等に学校の余剰教室等を活用した事業が実施されている地域においては、事業関係部局に対しても別添の留意点を周知いただくようお願いいたします。

【本件に関するホームページ】

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/12/05120900.htm

別添

学校における転落事故防止の留意点

1. 安全対策の基本的な考え方

ソフト面とハード面一体となった取組

○学校における転落事故防止のための安全対策は、安全管理・指導に関するソフト面での取組と学校施設に関するハード面での取組を、一体的かつ計画的に、教職員のみならず学校関係者が相互に連携し、実施することが重要である。

事故情報の共有

○安全面の課題を明確化するため、全国の学校等における転落事故情報を適切に把握し、個別の安全対策を進めることが重要である。

学校の現状把握

○学校環境を学習及び生活の場として安全に維持するために、各学校の施設設備やその管理・運用の状況について、教職員、設置者及び設計者等関係者の共通理解を継続的に図っていくことが重要である。

○法令に基づき、教職員及び専門家等による多面的な安全点検を行い、適切な維持管理及び補修等を行うことが重要である。その際、児童生徒等及び保護者が参画することは、多様な視点で安全点検を行う上で有効である。

安全指導の充実

○フェンスがない屋上や天窓が設置されている場所など、転落の危険がある場所については、出入口の施錠や立入禁止の指導を行うなど、適切な対策を講じることが重要である。

○窓や手すりのあるバルコニーなど、適切に行動すれば転落事故が通常発生しない場所についても、転落につながる行動を防止するために、児童生徒等への継続的な安全指導を行うことが重要である。

○教職員同士の連携を密にし、安全指導に関して共通理解を徹底するとともに、保護者等の協力も得ながら、児童生徒等が自ら安全に行動することができ資質能力をばぐくむことが重要である。

施設面の配慮

- 児童生徒等の目線に立ち、児童生徒等の多様な行動に対し十分な安全性を備えた教育環境を形成することが重要である。
- 安全対策を講じるに当たっては、デザイン面での配慮や教育環境としての本来の機能とのバランス等が重要である。

2. 安全対策上の具体的な留意事項

【共通事項】

事故情報の共有

○独立行政法人日本スポーツ振興センターの提供する事故情報の活用や、教職員及び設置者等の連携により、全国の学校等における事故事例に関する情報を適切に把握し、各学校における安全対策を講じることが重要である。

学校の現状把握

- 教職員が各学校において点検が必要な項目を認識した上で、学校保健（安全）法に基づき、日常的に安全点検を行うことが重要である。その際、児童生徒等や保護者等の目線を含めた多面的な安全点検が行われるよう工夫をすることが有効である。特に、改修等により施設の状態に変化が生じた場合には、改めて安全点検を行うことが重要である。
- 建築基準法に基づき、施設について専門的な知見のある者による定期的な安全点検を適切に行うことが重要である。
- 経年劣化の進行等により安全性が低下している場合は、速やかに補修等適切な対応を行うことが重要である。
- 設計意図、点検結果、補修・改修履歴等の学校施設の安全管理に関する情報を、設置者及び教職員が専門家の協力を得るなどして文書等により継続的かつ確実に共有することが重要である。

○通常の経路からは立ち入れない場所において、柵を乗り越える、樋を伝うなどにより危険箇所に移動することが想定される場合には、安全指導の徹底を図ることや施設面での対策を講じることが重要である。

安全指導の充実

- 死亡や障害につながる可能性が強い転落事故の特性について児童生徒等十分に認識させるとともに、転落事故が想定される場所への立ち入りの禁止や、窓の清掃などにおいて転落しないよう細心の注意を払うことなど、保護者等の協力も得ながら指導することが重要である。その際、指導を行っても、なお、児童生徒等は転落につながる行動をとったり、転落事故の危険がある場所へ立ち入ったりする可能性があることから、継続的に指導を行うことが重要である。
- 学校内の危険箇所を児童生徒等に認識させ、自律的に判断して安全に行動することができ資質能力をばぐくむためには、具体的で分かりやすい指導を行うことが重要である。例えば、児童生徒等と教職員が一緒に校内安全マップを作成することなども有効である。
- 児童生徒等が通常使用しないような場所で活動する場合において、児童生徒等の行動によっては転落の危険性があるときには、事前に点検を実施し、必要な措置を講じた上で、教職員が同席し適切に指導することが重要である。また、活動に当たって、例えば、活動前に想定される危険について児童生徒等に指摘させる、転倒しやすい履物を避けるなどの安全確保のための指導を行うことが重要である。
- 教職員は、相互の連携を密にし、必要に応じてボランティア等の協力を得て、事故が発生しやすい休憩時間中や放課後において定期的な巡回等を行うなど、安全管理の徹底を図ることが重要である。

施設面の配慮

○転落の危険がある場所については、一見して危険であることを理解しやすいデザインや、具体的で分かりやすい効果的な表示等による注意喚起など、各部について、細部に至るまで十分な安全性を確保した計画・設計とすることなどが重要である。また、既存施設についても、点検を適切に行い必要に応じ速やかに改善することが重要である。

【個別事項】

天窓（トップライイト）

- 人が乗ることを想定していない天窓については、転落の危険性について児童生徒等に十分理解させ、絶対に乗ることのないよう周知徹底することが重要である。
- 児童生徒等の近づく可能性のある場所に設置された天窓は、天窓の構造や設置状況等を把握した上で、周囲に防護柵を設置することや内側に落下防護ネットを設置すること等、安全な構造とすることが重要である。また、天窓の周辺に植栽を配置するなど、天窓に近づきにくい状況を作ることでも有効である。
- 通常、児童生徒等が近づく可能性の低い場所に設置された天窓についても、児童生徒等の多様な行動を踏まえ、適切な安全対策を講じることが重要である。

屋上

- 屋上への出入口は、必要に応じ施錠することが重要である。
- 行われる活動内容・活動形態を踏まえつつ、児童生徒等の多様な行動に対し、十分な安全性を有する手すり、防護フェンス等を設けることが重要である。
- 塔屋等のタラップについては、児童生徒等が容易に登ることのないよう、一段目が高く設定されていることを確認するなどの配慮が重要である。その際、必要に応じ、タラップを覆い施錠する等の対策も有効である。

窓（転落のおそれがあるもの）

- 腰壁の高さや窓の形状等について確認し、必要に応じ、窓面への手すりの設置や窓の開閉方式等について検討を行うことが重要である。
- 窓から身を乗り出すことや窓枠に乘ること等による転落の危険性について、児童生徒等に十分に理解させることが重要である。
- 窓下には足掛りとなるものを設置しないことが重要である。
- 転落防止用手すりの設置に当たっては、手すりから身を乗り出すことや手すりの上に乗ること等による転落の危険性について、児童生徒等に十分に理解させ、新たな危険箇所とならないようにすることが重要である。

- 暗幕など窓の開閉状態が判別できないものを使用する場合には、窓の開閉状態を確認した上で、適切な配慮を行うよう指導することが重要である。

庇

- 児童生徒等の近づく可能性のある場所に庇が設置されている場合は、日頃の指導や効果的な表示により立ち入り禁止の徹底を図るとともに、児童生徒等の庇への進入防止のために、必要に応じ、窓面への手すりの設置や窓の開閉方式等について検討を行うことが重要である。

バルコニー等

- バルコニー、階段、吹抜け、外廊下等の手すりについては、十分な安全性を有するものとし、その下に足掛りとなるものを設置しないことが重要である。また、手すりから身を乗り出すことや手すりの上に乗ること等による転落の危険性について、児童生徒等に十分理解させることが重要である。

その他

- 本来、人が乗ることを想定していない、渡り廊下や駐輪場の屋根、天井裏等についても、乗ることにより破損して重大な事故につながることを、児童生徒等に十分理解させることが重要である。

参考資料省略

○学校に設置している遊具の安全確保について

（平20・10・9、20ス学健第29号 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、大臣官房文教施設企画部施設企画課長、初等中等教育局幼児教育課長、初等中等教育局特別支援教育課長から附属学校を置く国立大学法人事務局長、各都道府県私立学校主管課長、各都道府県教育委員会施設主管課長、各指定都市教育委員会施設主管課長、各都道府県教育委員会学校安全主管課長、各指定都市教育委員会学校安全主管課長あて 依頼）

国土交通省が平成14年3月に策定した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示したものであり、学校に設置している遊具の安全確保に当たっても参考

となることから、平成14年3月28日付け13ス学魁第38号により、その活用をお願いしてきてきたところです。

このたび、遊具の老朽化対策や安全点検体制を強化する観点から、国土交通省において「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」が策定され、各都道府県・指定都市都市公園管理担当部局長あてに通知されました（別紙1）。

また、国の指針の改訂に合わせて、社団法人日本公園施設業協会が見直しを進めてきた遊具メーカーの自主基準となる「遊具の安全に関する規準」についても、同時に改訂され、各都道府県・指定都市都市公園管理担当部局長あてに通知されました（別紙2）。

ついでには、引き続き、学校に設置されている遊具の事故防止対策に活用していただくようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校等に対して周知いただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。また、関係国立大学法人においても、上記と同様の対応をしていただくようお願いいたします。

別紙1、2省略

○「学校施設における事故防止の留意点について」、「学校施設整備指針」、「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の今後の推進方策について（最終報告）」及び「学校施設の評価の在り方について（最終報告）」について

（平21・3・31 20文科施第8044号 文部科学省大臣官房文教施設企画部長から所属学校を置く各国立大学法人の長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、高等専門学校を置く公立大学法人の長、高等専門学校を置く各学校法人の長あて 送付）

このたび、文部科学省では、「学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議」（主査：辻村哲夫 近大姫路大学教育学部長）から調査研究結果の報告を受けましたので、「学校施設における事故防止の留意点について」、「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の今後の推進方策について一低炭素社会における学校づくりの在り方―（最終報告）」及び「学校施設の評価の在り方について～学校施設の改善のために～（最終報告）」を送付します。また、事故防止の観点

から「学校施設整備指針」を改訂しましたので、併せて送付します。

ついでには、下記に御留意いただき、これらの報告書等を十分に活用し、各学校や地域の実情を踏まえつつ、安全で豊かな施設環境の確保に努めていただくようお願いいたします。

また、事故防止や環境を考慮した学校施設（エコスクール）の推進については、現在、喫緊の課題として推進されている耐震化事業や新増改築事業、大規模改築事業等の施設整備に併せて実施するなど、学校施設における事故防止や環境対策の観点から、できる限り早急に施設の改善に努めていただくようお願いいたします。

なお、このことについて、各都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対して、周知いただくようお願いいたします

記

1. 報告書等の概要

（1）「学校施設における事故防止の留意点について」（別紙1）及び「学校施設整備指針」（別紙2）

学校は、子どもたちの学習と生活のための場であり、豊かな人間性をほぐくむのにふさわしい教育環境と、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を備えていることが重要です。

本報告では、過去に起こった事故を教訓としつつ、事故防止に向けた関係者それぞれが果たすべき役割、事故種別ごとの事故防止の基本的な考え方、建物の部位ごとの具体的な留意事項等を示しています。

また、取りまとめた報告書に基づき、各学校種ごとの「学校施設整備指針」の安全対策関連規定を充実させました。

（2）「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の今後の推進方策について一低炭素社会における学校づくりの在り方―」（別紙3）

地球温暖化対策の強化など我が国の環境対策の推進のためには、新築時や改築時のみならず、既存の学校施設を含めた全ての学校においてエコスクールづくりを目指す必要があります。

本報告書は、学校施設を取り巻く状況の変化、学校施設のエネルギー消費実態及びエネルギー消費の長期的展望等について調査研究し、既存の学校施設において、適切な教育環境を確保しつつ、環境への負荷を低減させる計画・設計上の方策や今後のエコスクールの推進方策等を示しています。

- (3) 「学校施設の評価の在り方について～学校施設の改善のために～」(別紙4)

学校施設は、基本的な教育条件の一つであるとともに、地域住民にとってのコミュニティの拠点、防災拠点としての役割も担っています。しかしながら、現在、学校施設は、耐震化や環境への配慮などの様々な課題を抱えています。

本報告は、学校施設の評価の目的、評価における学校と設置者の役割、評価の進め方、評価項目・指標等の参考例及び評価結果に基づく改善・支援の考え方を示すとともに、幼稚園・高等学校・特別支援学校について、学校施設の評価を行う際の視点を示しています。

2. 留意事項

- (1) 「学校施設における事故防止の留意点について」

学校施設における事故防止の留意点について、平成20年8月29日付20学健第25号「[学校における転落事故防止の留意点]」について(送付)や本報告を参考として、域内の学校における施設の状態や利用実態を把握し、改善に取り組んでいただくよう願います。

- (2) 「環境を考慮した学校施設(エコスクール)の今後の推進方策について」

本報告を参考として、学校におけるエネルギー消費状況について、実態を適確に把握するとともに、「学校施設における省エネルギー対策について(教職員向け)」(平成20年3月 文部科学省)も参考としつつ、域内の学校が行う「こまめな消灯」や「リサイクル活動」など身近なエコスクールへの配慮をお願いします。

- (3) 「学校施設の評価の在り方について」

本報告で示す「学校施設の評価」は、新たな業務として行うものではなく、学校、設置者が学校施設の維持・改善を行う際に、これまでも何らかの形で実施してきた学校施設の評価の取り組みを整理し、より効率的・効果的に施設の維持・改善が行える評価手法として提案するものです。本報告を参考として、日常の学校施設の維持・改善に取り組んでいただくようお願いいたします。

(省略)

※報告及び施設整備指針の全文は、文部科学省ホームページ及び国立教育政策研究所ホームページにて閲覧できます。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/001/index.htm
(文部科学省)

<http://www.nier.go.jp/shisetu/> (国立教育政策研究所)

別紙1、2、3、4省略

○水泳等の事故防止について

(平21・5・22 21文科ス第6344号 文部科学省スポーツ・青少年局長から各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法入学長、各国立高等専門学校長あて 通知)

標記については、例年関係方面の御協力をいただいているところでありますが、海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により多くの犠牲者が出ております(別添参照)。

平成18年には児童がプールの吸水口に吸い込まれて死亡する痛ましい事故が発生しましたが、このような事故を二度と起こさないよう、水泳等の事故防止について関係機関・団体が連携し安全の確保に取り組む必要があります。

ついては、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項並びに「プールの安全標準指針」(平成19年3月文部科学省、国土交通省)を参考として、地域の実情に即した適切な措置を取るとともに、衛生管理についても十分御配慮願います。

また、水泳プールの利用が増加する夏季を前に、所管の水泳プールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底していただきますようお願いいたします。

さらに、施設・設備に不備があるとされたプールについては、利用開始前に、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止するようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会教育長及び各都道府県知事におかれは、域内の市区町村教育委員会及び域内の私立学校、市区町村関係部局に対しても周知されるようお願いいたします。

記

- 1 プールの利用期間前に、排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。
- 2 プールを安全に利用できるよう、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。監視員については、プール全体がくまなく監視できるような十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。
また、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。
- 3 プールについては、「プールの安全標準指針」を参考として安全管理の徹底を図るとともに、学校における指導に当たっては、「学校における水泳事故防止必携（新訂二版）」（平成18年6月独立行政法人日本スポーツ振興センター）及び「水泳指導の手引き（二訂版）」（平成16年3月文部科学省）も参考とすること。
- 4 プールにおける事故には、スタート時に、逆さまに深く入水し、水底に頭部を打ちつけて起こるものが少なくないので、スタートの指導については、個人の能力に応じた段階的な取り扱いを重視し、教師等の指示に従い、水深や水底の安全を確かめ、入水角に注意するなど、安全に配慮した慎重な指導を行うこと。
なお、一定の技能を身につけている児童・生徒がスタート時の重大事故に遭った事例や、入水の際、無理な息こらえや必要以上に深呼吸を繰り返し行われたことなどによる重大事故事例も報告されているので十分注意すること。
- 5 児童・生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。
- 6 児童・生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護

者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に、行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせるよう習慣づけること。

- 7 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成にあたっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。

- 8 児童・生徒の発達段階に応じて、水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。

- 9 海、河川、湖沼地、用水堀、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、防護さく、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。

なお、幼児の水難事故が比較的多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が、監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。

- 10 水泳場の選定にあたっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳場には、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を整えるとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

別添

平成20年夏期（6、7、8月）における中学生以下の水泳等の事故
（警察庁調べより（ ）内は、全体数を示す）

表1 年別水難事故者数

水難事故者数	平成10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
	311人（1160）	289人（1336）	320人（1255）	254人（1089）	260人（1131）	218人（875）	264人（935）	209人（961）	223人（920）	229人（877）	205人（869）

表2 場所別事故発生件数・％ 単位：件

場所	平成20年	平成19年
海	70件（419）43.8%	70件（404）36.5%
河川	51件（217）31.9%	73件（255）38.0%
湖沼池	8件（34）5%	8件（31）4.1%
用水堀	5件（32）3.1%	9件（41）4.7%
プール	25件（31）15.6%	29件（31）15.1%
その他	1件（6）0.6%	3件（4）1.6%
計	160件（739）100%	192件（766）100%

※海・河川での事故が多い

表3 行為別事故発生件数・％

行為	平成20年	平成19年
水泳中	62件（241）38.8%	52件（185）27.1%
魚とり・釣り	11件（147）6.9%	11件（160）5.7%
水遊び	57件（102）35.6%	97件（165）50.5%
通行中	2件（48）1.2%	8件（76）4.2%
ボート遊び	6件（28）3.8%	5件（18）2.6%
水難救助中	1件（12）0.6%	1件（17）0.5%
作業中	1件（26）0.6%	0件（22）0.0%
遊技・スポーツ	4件（40）2.5%	8件（24）4.2%
その他	16件（95）10%	10件（99）5.2%
計	160件（739）100%	192件（766）100%

※水遊び・水泳中の事故が多い

表4 水難事故死者数等

平成20年	水難事故死・行方不明者数	交通事故死者数（参考）
6月	8人	10人
7月	20人	7人
8月	7人	16人
計	35人	33人

○熱中症事故等の防止について

平21・6・26 21ス学健第8号 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
企画・体育課長から各国公立大学担当課長、大学を設置する各学校設置会長の学校
担当課長、各都道府県立大学担当課長、各都道府県立学校主管理課長、各都道
府県・指定都市教育委員会学校体育主管理課長、各都道府県・指定都市教育委員会学校
安全主管理課長、小中高等学校を設置する各学校設置会長の学校担当課長あて 依頼

1 熱中症事故の防止について

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいているところですが、別添のとおり、学校の管理下における熱中症事故が発生している状況にあります。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生しますが、適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。

については、熱中症事故を防止するため、「熱中症を予防しよう一知って防ごう熱中症一」（平成15年6月発行）や環境省で作成している「熱中症環境保健マニュアル（2008年6月改訂版）」を参考として、地域の実情に応じた適切な対応により、その趣旨を徹底されるよう御配慮願います。

なお、政府においては、熱中症対策の効率的、効果的な実施方法を検討し、情報交換を行うため、平成19年12月から関係省庁連絡会議を設置しています。各省庁の関連情報については、環境省のホームページ（http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/index.html）から取得できますので、適宜、ダウンロードを行うなど、御活用ください。

2 落雷事故の防止について

昨年度においても、校舎外での学校行事実施中などの学校の管理下における落雷事故が発生している状況にあることから、以下の点に留意し、落雷事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

- (1) 屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- (2) 落雷に対する安全対策に関する科学的知見（日本大気電気学会編「雷から身を守るには一安全対策Q&A一改訂版」《平成13年5月1日発行》より）

によれば、厚い黒雲が頭上に広がったら、雷雲の接近を意識する必要があること。雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車などの内部）に避難する必要があること。また、人体は同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえ身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に付けていても、落雷を阻止する効果はないこと。

なお、各都道府県教育委員会学校安全主管課においては、域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課においては、所管の私立学校等に対しても周知するようお取り計らい願います。

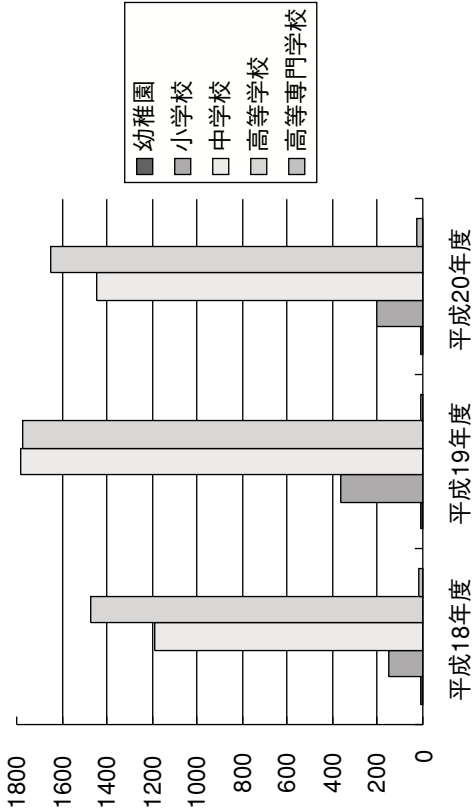
別添

—学校の管理下における熱中症の発生状況—

(単位：件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
幼稚園	9	7	11
小学校	150	367	202
中学校	1,191	1,778	1,449
高等学校	1,476	1,770	1,646
高等専門学校	14	9	23

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)
 ※上記は、学校の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である
 (平成20年度は速報値)。



【災害安全関係】

文部科学省防災業務計画（抄）

（平成13年1月6日）
（平成20年6月30日最終修正）

目次

第1編	総則
第2編	地震災害対策
第1章	災害予防
第2章	災害応急対策
第3章	災害復旧、復興
第4章	地域防災計画の作成の基準
第3編	風水害その他の災害対策
第1章	災害予防
第2章	災害応急対策
第3章	災害復旧、復興
第4章	地域防災計画の作成の基準
第4編	原子力災害対策
第1章	災害予防
第2章	災害応急対策
第3章	災害復旧、復興
第4章	地域防災計画の作成の基準
第5編	大規模な事故による災害対策
第1章	災害予防
第2章	災害応急対策
第3章	災害復旧、復興
第4章	地域防災計画の作成の基準

第6編	東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画
第7編	東南海・南海地震防災対策推進計画
第8編	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画
参照1	文部科学省防災連絡会議設置要領
参照2	文部科学省非常災害対策本部設置要領
参照3	文部科学省災害応急対策本部設置要領
参照4	文部科学省災害情報連絡室設置要領
参照5	文部科学省原子力災害対策本部設置要領
参照6	文部科学省原子力災害警戒本部設置要領
参照7	文部科学省原子力災害対策支援本部設置要領
参照8	文部科学省原子力事故対策チーム設置要領
参照9	文部科学省地震災害警戒本部設置要領
参照10	文部科学省地震発生時非常参集要領
参照11	首都直下地震発生時における文部科学省非常時参集要員の代理指名等について

第1編 総則

第1節 この計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項及び第37条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、文部科学省の所掌事務について、防災に関する必要な事項を定め、もって防災行政を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第2節 この計画の目標

この計画においては、次に掲げる目標達成に努める。

- (1) 学校その他の教育研究機関（以下「学校等」という。）における幼児、児童、生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）及び教職員、大学の附属病院における患者等並びに研究開発機関等の関係機関の職員等の生命、

- 身体 の安全を図ること。
- (2) 災害による教育研究遂行上の障害を取り除き、教育研究活動の実施を確保すること。

- (3) 学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備並びに研究開発機関等の関係機関の土地、施設及び設備の防護、復旧に万全を期すること。

- (4) 防災に関する研究活動等の効率化と強化を図ること。

- (5) 原子力事業者の原子炉の運転等により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外等へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図ること。

- (6) 被災者の救援活動に関し、的確な連携、協力を行うこと。

- (7) 本計画は、今後の科学技術の進展に伴い、その研究成果等を取り入れ、必要に応じて修正を行う。

第3節 防災体制の確立

第2 学校等の防災体制の整備

- (1) 国立学校への指導及び助言

- ・ 国立学校（国立大学法人の設置する学校等という。以下同じ。）に対し、その防災体制の整備に関し、適切な予防対策、応急対策、復旧対策（以下「災害予防対策等」という。）の計画及び実施について、文部科学省の所掌事務に関し、指導及び助言を行い、その防災体制の整備の推進を図る。

- (2) 公立学校及び私立学校への指導及び助言

- ・ 公立学校（地方公共団体の設置する学校及び公立大学法人の設置する学校をいう。以下同じ。）及び私立学校（大学、短期大学及び高等専門学校を除く。）等における災害予防対策等の計画及び実施について、文部科学省の所掌事務に関し、都道府県又は市町村に対する指導及び助言を行い、防災体制の整備の推進を図る。

- (3) 私立大学等への指導及び助言

- ・ 私立大学、私立短期大学及び私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）に対し、その災害予防対策等の計画及び実施について、文部科学省の所掌事務に関し、指導及び助言を行い、その防災体制の整備の推進を図る。

第2編 地震災害対策

第1章 災害予防

第1節 防災に関する計画等の整備

- ・ 学校等において、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員 の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等の整備が図られるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

- ・ 学校等の防災計画の作成については、学校等が避難所となった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、災害対策担当部局やPTA、自主防災組織等と連携しつつ、適切な計画が作成されるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

- ・ 対応マニュアルの作成については、災害発生時別の避難、保護者への引き渡し又は学校での保護方策、臨時休業等の措置等、児童生徒等の安全確保が適切に行われるものとなるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

第2節 防災上必要な教育の実施

- (1) 学校における防災教育等の充実

- ・ 災害時における児童生徒等の安全の確保及び防災対応能力育成のため、防災上必要な安全教育や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育の徹底が図られるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

- ・ 学校の教職員の災害、防災に関する専門的知識のかん養及び応急処置、カウンセリング等の技能の向上を図り、防災対応能力を高めるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

- (2) 関係職員に対する教育

- ・ 関係職員の災害、防災に関する知識のかん養及び技能の向上を図り、防災対応能力を高めるため、防災関係の指導資料の作成、配付、講習会の実施等を促進する。

- (3) 防災意識の普及

- ・ 公民館等社会教育施設及びPTA、青年団体、婦人団体等社会教育関係団体並びに独立行政法人日本スポーツ振興センターその他の関係団体の諸活動を通じ、防災意識の普及を図る。

第3節 防災上必要な訓練の実施

(2) 学校等の防災訓練

- ・ 学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校及び地域の実情に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底を図られるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

第2章 災害応急対策

地震災害発生の場合は、次に掲げる応急措置を講ずる。

第3節 学校等における安全対策

- (1) 児童生徒等の安全の確保
 - ・ 災害の状況に応じ、児童生徒等の安全対策や保護者を含めた安全確認等を速やかに実施するよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

第4節 教育に関する応急措置

- (1) 施設・設備の安全点検、応急復旧等
 - ・ 災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置が講じられるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。
 - ・ 施設・設備の安全点検に関し、被災地域の関係機関の要請に基づき、必要に応じ、技術職員の派遣等技術的支援の実施に努める。
 - (2) 教育に関する応急措置に対する援助
 - ・ 被害を受けた児童生徒等の教科書の確保に関して必要な措置を講ずるとともに、都道府県等に対し、指導及び助言を行う。
 - また、被害を受けた児童生徒等の学用品の確保に関して当該市町村への援助等の必要な措置を講ずるとともに、関係機関に対し、指導及び助言を行う。
- さらに、必要に応じ、関係団体等に援助の要請を行う。
- ・ 学校給食物資の確保及び応急給食の実施に関して必要な措置を講ずるとともに、関係機関に対し、指導及び助言を行う。
 - また、必要に応じ、関係団体等に援助の要請を行う。
- (3) 児童生徒等の転入学に関する措置
 - ・ 被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況に応じ、速やかに転入学の受け入れ及び教科書の支給が行われるよう必要な措置を講ずる。

ずるとともに、都府県等に対し、指導及び助言を行う。

また、転校した児童生徒等に対し、速やかに学用品の支給が行われるよう当該市町村への援助等必要な措置を講ずるとともに、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

第5節 児童生徒等及び教職員の健康管理

- ・ 災害後、外傷後ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。
- ・ 被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、心の健康相談活動等の支援体制の整備に関し、関係機関に対し、指導及び助言等の措置を行う。

第3編 風水害その他の災害対策

第1章 災害予防

第2編 第1章（第7節を除く。）による。

第2章 災害応急対策

風水害等のように事前に警戒体制を取り得る場合については、第2編第2章第1節から第8節までによるほか、次に掲げる応急措置を講ずる。

第1節 気象及び災害情報の収集、伝達

- ・ 災害が発生する恐れがある場合、気象官署その他関係機関との緊密な連絡を保ち、テレビ、ラジオ等の情報にも留意し、気象及び災害情報の収集に努める。
- ・ 学校等において、児童生徒等及び教職員並びに大学附属病院の患者等には、災害に関する予報、警報及び警告を迅速かつ正確に伝達するよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

第2節 児童生徒等の安全対策

- (1) 臨時休業等の措置
 - ・ 災害が発生するおそれがある場合、授業を実施することが困難と思われるときには、臨時に授業を行わないこと等の措置を適切に講じ、児童生徒等及びその保護者に対し、その際の所要の措置が確実に伝達されるよう、

関係機関に対し、指導及び助言を行う。

(2) 学校等における安全対策

- ・ 学校教育活動中に災害が発生するおそれがある場合は、予測される災害の規模等を勘案し、必要に応じ、臨時に授業を行わないこと等の措置を適切に講じ、保護者への引き渡し、学校での適切な保護又は児童生徒等の安全な場所への集団避難等を適切に行い、児童生徒等の安全対策に万全を期するよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

第3節 施設・設備の緊急点検等

- ・ 災害が発生する恐れがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、被災防止措置が適切に講じられるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。
- ・ 災害が発生する恐れがある場合、必要に応じ、重要な教材、教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等、適切な管理が行われるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

第4編 原子力災害対策

この編においては、原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日、法律第156号、以下「原災法」という。）及び原子力災害対策マニュアル（平成12年8月29日原子力災害危機管理関係省庁会議、以下「関係省庁マニュアル」という。）等で規定されている文部科学省の所掌事務について原子力防災対策に関する必要な事項等について定める。

第1章 災害予防

第8節 学校等における原子力防災上必要な措置等

学校等においては、原子力災害に関しても、第2編第1章第1節から第3節までに準じて、防災計画の整備、防災教育等の充実、防災意識の普及、学校等の防災訓練の実施が図られるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

第2章 災害応急対策

第7節 学校等における安全対策等

学校等においては、原子力災害に関しても、第2編第2章第1節から第4節まで及び第8節に準じて、情報の収集、伝達、学校等の安全対策、被災者の救護活

動への連携、協力に万全を期するよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

第3章 災害復旧・復興

第3節 教育研究活動の再開

学校等においては、原子力災害に関しても、第2編第3章第3節に準じて、教育研究活動の早期再開、児童生徒等及び教職員の健康管理に万全を期するよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

第5編 大規模な事故による災害対策

第1章 災害予防

第2編 第1章（第7節を除く。）による。

第2章 災害応急対策

海上での船舶からの危険物等の大量流出事故、航空機による事故、鉄軌道での列車による事故、道路構造物の被災、石油コンビナート等危険物等関係施設での事故、大規模な火事、林野火災その他の大規模な事故による災害（以下「事故災害」という。）が発生し、その影響が及び、又は及ぶおそれがある場合については、第2編第2章第1節から第8節まで及び第3編第2章によることとし、災害対策担当部局その他関係機関との連絡を密にとり、影響把握に努めるとともに、事故災害の状況に応じ学校等における安全対策等、必要な応急措置を講ずる。

第6編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

この編においては、大規模地震対策特別措置法の規定に基づき、文部科学省の所掌事務について、地震防災に関し必要な体制を定めるとともに、地震防災応急対策、地震防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報（以下「地震防災応急対策等」という。）に関する必要な事項、それを実施するために必要な関係機関に対する指導及び助言並びに援助について定める。

第2節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

第6 警戒宣言前の情報に基づく準備行動

- ・ 学校等において、警戒宣言前の情報に基づき、政府による準備行動を行う旨の公表があった場合は、必要に応じた児童生徒等の帰宅等の安全確保

対策等ある程度時間を要する準備行動をとるよう、指導及び助言を行う。

第9 警戒宣言に伴う退避等

- ・ 幼稚園、小学校、中学校及び特殊教育諸学校の児童生徒等の保護の方法について、次のとおり取り扱うよう、指導及び助言を行う。

ア、在校中に警戒宣言が発せられた場合における児童生徒等の保護の方法については、通学方法、通学距離、時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者の意見を聞いた上で、実態に即して具体的に定める。

イ、登下校中又は在宅中に警戒宣言が発せられた場合における措置について、あらかじめ児童生徒等及び保護者に周知徹底する。

- ウ、上記ア、イの場合において、教職員が果たすべき役割について定める。
 - ・ 高等学校、大学等の生徒、学生の退避等について、学校の置かれている状況等に応じ適切に定めるよう、指導及び助言を行う。
 - ・ 学校等が避難対象地区にあるときは、避難場所、避難ルート、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を具体的に明示するよう、指導及び助言を行う。
 - ・ 児童生徒等の災害時要援護者に必要な支援を行う。
 - ・ 学校等で運営する避難生活について、原則屋外によるよう、指導及び助言を行う。
- ただし、児童生徒等の災害時要援護者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じ屋内における避難生活を運営できる。

第3節 大規模な地震に係る防災訓練に関する事項

強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し、その実施内容、方法等を明示する。

また、都県、市町村及び学校等において、強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し、その実施内容、方法等を明示するよう、指導及び助言を行う。

この場合において、警戒宣言前の準備態勢、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震災害発生後の災害応急対策等に係るものについて行う。

第4節 地震防災に必要な教育及び広報に関する事項

次の事項について、関係職員に対する地震防災上必要な教育の充実を行う。また、都県、市町村及び学校等に対し、関係職員及び児童生徒等に対する地震防災上必要な教育の充実並びに保護者等に対する広報を行うよう、指導及び助言

を行う。

ア、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容

イ、東海地震の予知に関する知識

ウ、地震予知情報等の内容

エ、予想される地震及び津波に関する知識

オ、東海地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

カ、各地域における津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識

キ、各地域における避難地及び避難路に関する知識

ク、教職員等が果たすべき役割

ケ、地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

コ、今後地震対策として取り組む必要がある課題

サ、その他必要と認める事項

第7編 東南海・南海地震防災対策推進計画

この編においては、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、文部科学省の所掌事務について、防災体制、津波からの円滑な避難の確保、防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報等（以下「地震防災対策」という。）に関する必要な事項、それを実施するために必要な関係機関に対する指導及び助言並びに援助について定める。

第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第2 避難対策等

- ・ 学校等において、避難地、避難路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を具体的に明示するとともに、保護者との連絡方法等を平時から確認しておくき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるよう、指導及び助言を行う。

この場合において、児童生徒等の災害時要援護者の避難誘導について配慮する。

- ・ 学校等において、必要な安全確保対策を計画に明示する場合、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、揺れを感じなくなっても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。その

後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する旨の計画を作成するよう、指導及び助言を行う。

第3節 防災訓練に関する事項

推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し、その実施内容、方法等を明示する。

また、都府県、市町村及び学校等において、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し、その実施内容、方法等を明示するよう、指導及び助言を行う。

第4節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

次の事項について、関係職員に対する地震防災上必要な教育の充実を行う。

また、都府県、市町村及び学校等において、関係職員及び児童生徒等に対する地震防災上必要な教育の充実並びに保護者等に対する広報を行うよう、指導及び助言を行う。

ア、東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

イ、地震及び津波に関する一般的な知識

ウ、地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ、各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

オ、各地域における避難地及び避難路に関する知識

カ、教職員等が果たすべき役割

キ、地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

ク、今後地震対策として取り組む必要がある課題

ケ、その他必要と認める事項

第8編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

この編においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、文部科学省の所掌事務について、地震防災対策に関する必要な事項、それを実施するために必要な関係機関に対する指導及び助言並びに援助について定める。

第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第2 避難対策等

・ 学校等において、避難地、避難路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を具体的に明示するとともに、保護者との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるよう、指導及び助言を行う。

この場合において、児童生徒等の災害時要援護者の避難誘導について配慮する。

・ 学校等において、必要な安全確保対策を計画に明示する場合、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所から避難すること、津波注意報でも海水浴や磯釣りを伴う学校教育活動は行わないことを原則とする。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する旨の計画を作成するよう、指導及び助言を行う。

第3節 防災訓練に関する事項

推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し、その実施内容、方法等を明示する。

また、道県、市町村及び学校等において、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し、その実施内容、方法等を明示するよう、指導及び助言を行う。

第4節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

次の事項について、関係職員に対する地震防災上必要な教育の充実を行う。

また、道県、市町村及び学校等において、関係職員及び児童生徒等に対する地震防災上必要な教育の充実並びに保護者等に対する広報を行うよう、指導及び助言を行う。

ア、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

イ、地震及び津波に関する一般的な知識

ウ、地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ、各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

オ、各地域における避難地及び避難路に関する知識

カ．教職員等が果たすべき役割

キ．地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

ク．今後地震対策として取り組む必要のある課題

ケ．その他必要と認める事項

事故災害防止安全対策会議報告書（抄）

（平11・12・8 事故災害防止安全対策会議）

1．はじめに

最近の我が国においては、ウラン加工施設事故、宇宙開発分野におけるH-IIロケットの打ち上げ失敗、鉄道トンネルにおける相次ぐコンクリート落下事故等の事故災害が多発し、技術基盤への信頼性の低下から、国民の安全や安心の面で深刻な影響をもたらしている。かかる事態は、技術立国を標榜する我が国にとって由々しきものである。

政府としては、このような深刻な事態に早急に対応するため、関係省庁で構成される「事故災害防止安全対策会議」（議長：内閣官房副長官（事務）、関係省庁の局長クラスで構成）を開催することとした。同会議においては、10月6日の初会合以来、各種の事故災害等の総括に立ち、特にヒューマンファクターに起因する事態に重点を置いて、これらの事故災害の背景に存在する組織管理、検査点検、従事者の教育訓練等のさまざまな問題点を徹底的に洗い出すとともに、問題点に対する共通的对応方策に関する検討を関係省庁で協力して進めてきた。

本報告書は、こうした検討を踏まえ、事故災害防止に関する共通的对応方策について取りまとめたものである。検討に当たっては、我が国全体の問題として、「安全文化」の創造、すなわち、組織と個人が「安全」を最優先にする気風や気質を育てていくことが重要であり、このためには、学校教育や企業内教育における安全教育の充実等を通して、国、地方公共団体、事業者、労働者、国民一般がそれぞれにおいて安全を確保するための積極的な取組を行い、社会全体での安全意識（モラル）を高めることが重要であるという認識に立ち、取りまとめを行った。

今後、本報告書を踏まえて、各省庁における所管事業に係る具体的な安全対策についての取組を一層促進し、また、産業界をはじめ、関係各方面に対して、安全確保のための所要の呼びかけを行っていくことにより、事故災害の防止及び被害の低減を図り、安全に対する国民の信頼を回復していくことを目指す。

2．基本的な考え方

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、政府の極めて重要な課題である。過去に発生した事故災害については、その都度、原因究明と再発防止対策等の措置が講じられていることはもちろんであるが、今回は特に、第一回事故災害防止安全対策会議の決定に従い、関係省庁において、所管事業分野全体にわたり最近発生した事故災害やトラブルのうちで、特にヒューマンファクターに起因すると思われるものを対象として、再度、その原因と対策についての見直しを行い、その背景に存在する組織管理、検査点検、教育訓練等の問題の洗い出しと対応方策に関する調査を行い、これらを踏まえて、予防及び事後の両面で、事故災害防止のために必要な基本的な対応方策の検討を行った。

今回の検討を通じた安全確保のために重要な基本的な考え方は、以下のとおりであり、3．以下に掲げる具体的な施策は、これらの考え方に基づくものである。

- （1）安全な社会を実現するためには、「安全文化」の創造、すなわち、組織と個人が安全を最優先にする気風や気質を育てていくことがまず重要であり、このためには、学校教育や企業内教育における安全教育の充実等を通じて、国、地方公共団体、事業者、労働者、国民一般がそれぞれにおいて安全を確保するための積極的な取組を行い、社会全体での安全意識（モラル）を高めるための努力が必要である。
- （2）～（9）略

3．「安全文化」の創造、安全意識の徹底を図るための政府の取組

安全な社会の実現は、政府の極めて重要な課題であり、安全な社会を実現するためには、まず、「安全文化」の創造、すなわち、組織と個人が安全を最優先にする気風や気質を育てていくことが重要である。

このため、政府は、法令に基づく安全規制によって、安全への取組の基本的な方向性を示すとともに、学校教育、企業内教育等の場における安全教育を推進することが必要である。

また、政府においては、法令遵守の徹底、事故災害に対する原因の徹底究明と再発防止対策の的確な実施、法令違反に対する厳正な対処を図ることが必要である。

さらに、安全確保のための適正なコスト負担が必要であることを共通の認識とする社会の構築が必要である。

- （1）学校教育全般を通じた安全教育の充実のための対策

小・中・高校等の初等中等教育の各段階において、各教科や道徳等学校教

育全般を通じて安全に対する意識を高める教育を推進するとともに、児童生徒に安全な生活を営む上で必要な事柄を理解させ、日常生活、通学時、災害時等に安全な行動ができるような態度や能力を身に付けさせるなど、学校における安全教育の総合的な推進を図る。また、児童生徒の科学や技術に対する興味・関心を高めるための事業を積極的に展開する中で、安全の大切さの観点についての配慮を行う。さらに、大学等の高等教育機関においても、技術者教育の中で安全や技術者倫理に関する教育の充実を図る等、安全教育に関する取組を進める。

① 初等中等教育における安全教育の推進

ア．各教科等担当指導主事研究協議会等の各種会議において、安全教育の重要性について周知徹底する。

イ．学校教育の中での安全教育に関する研究調査を行い、その成果を指導用の資料等として教育委員会や各学校に配布すること等により、安全教育への積極的な取組を促進する。

ウ．学習指導要領の改訂に伴い、文部省において新たに作成することとしている安全教育に関する教師用参考資料において、安全に関する意識を高めるための指導についての内容を盛り込む。

② 児童生徒の科学や技術に対する興味・関心を高めるための事業の展開

ア．次世代を担う子どもたちに、学校教育、社会教育を通じて、ものづくりの楽しさ、素晴らしさ等を認識してもらうための体験教育・学習等の効果的な施策の在り方などを検討している「ものづくり教育・学習に関する懇談会」（文部省・労働省の共同開催）において、安全の大切さの観点についても検討する。

イ．中高生を対象として、大学、大学共同利用機関等の最先端の研究成果や研究現場に直接触れる機会を提供する「ふれあいサイエンスプログラム」の中で、安全教育にも配慮したプログラムの実施を推進する。

ウ．全国の公民館、科学博物館、科学館、学校施設等において子どもを対象とする科学実験・ものづくり体験教室に対する支援等を行う「子ども科学・ものづくり教室」の中で、安全教育の観点に配慮した事業の実施を推進する。

以下 略

○緊急地震速報に関する周知等について

（平19・7・17 19文科施第145号 文部科学省大臣官房文教施設企画部長、初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長から各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法
人学長あて 依頼）

本年10月1日から、緊急地震速報がテレビ放送等を通じて一般に提供されることとなりました。緊急地震速報は、地震による強い揺れを事前に知らせ、人的・物的被害を軽減させることを目指すものですが、緊急地震速報を受信してから強い揺れが到達するまでの時間は短く、適切に活用されるためには国民の理解を深めることが不可欠です。

このため、政府においては、緊急地震速報の一般への提供開始に向け、関係府省が協力し、周知・広報に取り組んでいるところです。

については、下記のとおり、貴管下の学校（国立大学法人においては附属学校。以下同じ。）を通じて、児童生徒等に周知を図り、緊急地震速報に関する理解が深まるよう配慮をお願いします。

また、学校における緊急地震速報の利活用についても、今後、検討を進めるようお願いします。

なお、各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県知事においては、所轄の私立学校等に対し、このことを周知するようお願いいたします。

記

1．緊急地震速報について
緊急地震速報の概要は、別紙1の「1．緊急地震速報について」のとおりである。

別紙2に示す資料も参照されたい。

2．各学校、児童生徒等への周知について

1）別紙1の送付

貴管下の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校へ別紙1を送付し、緊急地震速報について、周知を図りたい。

2）リーフレットの配布

8月下旬を目途に、以下のとおり文部科学省から児童生徒等への周知のためのリーフレットを所要部数送付するので、貴管下の学校を通じ、児童生徒

等へ配布するとともに、児童生徒等への説明が行われるよう努められたい。

○文部科学省からの送付先	○各教育委員会等からの送付先
都道府県教育委員会	都道府県立学校
市区町村教育委員会	市区町村立学校
都道府県知事	所轄の私立学校
国立大学法人	設置する附属学校

別紙1、2省略

○梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

（平21・6・8 21国文科施第6008号 文部科学省大臣官房文教施設企画部長から大臣官房会計課長、各国公私立大学長、各国公私立高等専門学校長、国立教育政策研究所長、科学技術政策研究所長、日本学士院長、日本芸術院長、水戸原子力事務所長、各大学共同利用機関法人機構長、公立学校共済組合理事長、日本私立学校振興・共済事業団理事長、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長あて 依頼）

このことについて、内閣総理大臣（中央防災会議会長）から別添（写）のとおり通知がありましましたので、貴職におかれましても、梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について万全を期すようお願いいたします。

特に、災害時要援護者関連施設（幼稚園、特別支援学校）に対しては、平常時、緊急時とも適切な情報提供を行い、警戒避難体制等の防災体制の整備に努めるようお願いいたします。

また、平成20年において風水害等により被害を受けた箇所については、二次的な土砂災害に十分留意し、万全の措置を講じるとともに、平成17年3月に中央防災会議で報告された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」並びに平成18年4月に中央防災会議で報告された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（改訂版）及び平成19年6月に中央防災会議で報告された「災害時要援護者対策の進め方」の趣旨及び内容を踏まえ、適切な防災対策の推進に努めるようお願いいたします。

さらに、災害発生のおそれがあるために授業を実施することが困難と思われるときは、必要に応じ、臨時に授業を行わないこと等の措置を講じるとともに、異常気象下の登下校時における児童生徒等の安全対策についても万全を期すようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会教育長及び都道府県知事におかれては、域内の市町

村教育委員会又は所管の私立学校等に対して周知していただくようお願いいたします。

〈参 考〉

- 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」
アドレス http://www.bousai.go.jp/oshirase/h17/050328giji/04_shiryou2.pdf
- 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（改訂版）
アドレス http://www.bousai.go.jp/hinan_kentou/060328hinanguide.pdf
- 「災害時要援護者対策の進め方」
アドレス http://www.bousai.go.jp/oshirase/h19/070320giji/1_taiouhou.pdf
http://www.bousai.go.jp/oshirase/h19/070320giji/2_flowchart.pdf
http://www.bousai.go.jp/oshirase/h19/070320giji/3_torikumijirei.pdf
http://www.bousai.go.jp/oshirase/h19/070320giji/4_sankousiryou.pdf
http://www.bousai.go.jp/oshirase/h19/070320giji/5_taisakutoha.pdf
http://www.bousai.go.jp/oshirase/h19/070320giji/6_susumekata.pdf

別添

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

（平21・6・3 中防災第13号 中央防災会議会長（内閣総理大臣））
から文部科学大臣あて

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に尽力されているところであるが、今なお頻発する災害は国民生活に大きな不安をもたらし、おり、昨年においても各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川のはん濫・急な増水・低地の冠水等により多数の人的被害及び住家被害が発生した。梅雨期及び台風期を迎えるに当たり人命の保護を第一義とし、下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

その際、台風や大雨の際の外出時死亡事故が多発していること、逃げ遅れにより命を落とす高齢者が多いこと、都市部の河川の増水において逃げ遅れた者がいたこと、避難勧告等の発令にもかかわらず避難所へ避難する住民が少数にとどまったこと等の近年の被害状況等を踏まえ、被災者の目線にたち「何ができていれば犠牲が避けられたのか」という視点から、風水害の危険性および早期避難の

重要性についての平時からの国民への周知、早期避難のための避難態勢の徹底等、きめ細やかな取組の充実を図りたい。

なお、関係機関に対する指導方よろしく願います。

記

1. 近年における局地的大雨等の災害の状況にかんがみ、土砂崩れ、河川のはん濫、内水はん濫、高潮等による災害の発生を未然に防止するよう、関係機関との緊密な連携の下に、

- ①災害発生の際の危険箇所等の巡視・点検の徹底
 - ②異常降雨時における河川管理施設等の管理の強化
 - ③降雨時の気象状況及び大雨警報や洪水予報、土砂災害警戒情報等に関する情報の収集・伝達の徹底
 - ④浸水想定区域や内水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所をはじめとする災害発生の際の恐れのある箇所等の情報について、ハザードマップ等を活用した周知徹底
 - ⑤河川等の水辺利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発
 - ⑥警戒避難態勢の強化
- 等に万全を期すること。
- また、住民等の安全確保には災害発生時の情報伝達が重要であることにかんがみ、こうした情報伝達体制の充実を図るため、マスメディアとの連携をはじめ、広報誌・防災行政無線・インターネット・携帯電話等、多様な伝達手段を整備し、確実な災害情報の提供を進めること。
- なお、地下空間における浸水対策についても施設管理者と連携し、非難誘導等安全体制の確保に十分配慮すること。

2. 中央防災会議で平成17年3月に報告された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」並びに平成18年4月に報告された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（改訂版）及び平成19年6月に報告された「災害時要援護者対策の進め方」の趣旨及び内容を理解の上、避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの作成、災害時要援護者情報の共有及び避難支援プランの作成等を推進し、適切な防災対策の推進に努めること。

3. 災害復旧事業施行中の箇所については、再度災害を未然に防止するため、適切な措置を講じること。特に、平成20年において風水害等により被災した箇所については、二次的な土砂災害に十分留意し、万全の措置を講ずること。

4. 災害が発生した場合には、迅速かつ的確な災害応急・復旧対策を講じるよう格段の配慮を行うこと。

○平成21年7月中国・九州北部豪雨及び平成21年台風第9号に伴う大雨を受けての対策について

（平21・8・13 21文科施設企第18号 文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、初等中等教育局幼児教育課長、初等中等教育局特別支援教育課長、スポーツ・青少年局学校健康教育課長から附属学校を置く各国立大学法人事務局長、各都道府県私立学校主管課長、各都道府県教育委員会幼児教育主管課長、各都道府県教育委員会特別支援教育主管課長、各都道府県教育委員会施設主管課長、各都道府県教育委員会学校安全主管課長あて 通知）

学校における安全教育、安全管理については、かねてから特段の配慮をお願いしているところですが、「平成21年7月中国・九州北部豪雨及び平成21年台風第9号に伴う大雨を受けての対策について」（平成21年8月13日付け府防第58号、消防災第328号、21文科施設企第17号、社援総発0813第1号、21経営第2595号、国河防第292号、気企第99号）をもって、内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び気象庁の担当課長から、都道府県の各担当部（局）長等宛に、関係機関と十分な連絡調整を図った上で、災害時要援護者及び災害時要援護者関係施設に係る避難支援対策を重点的に実施いただくよう通知したところ です。

貴職におかれましても、災害時要援護者関連施設とされる域内の幼稚園、特別支援学校について、下記に留意の上、当該学校等において適切な避難支援対策を重点的に実施いただくよう、防災担当主管部局等関係機関及び学校の設置者と十分連絡調整の上、特段の配慮をお願いします。

なお、関係国立大学法人におかれましては附属幼稚園及び特別支援学校に対して、各都道府県教育委員会におかれましては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して本件につき周知していただくようお願いいたします。

また、各都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の幼稚園及び特別支援学校に対して、設置者である学校法人との連絡調整を含め本件につき周知いただくようお願いいたします。

記

1 防災担当所管部局等関係機関から提供される情報（土砂災害計画区域等の

指定、ハザードマップ、大雨・洪水等の警報、土砂災害警戒情報、避難勧告等に係る発令の判断基準、警戒避難体制、災害時要援護者の避難支援対策等）の受入れ体制を確立しておくこと。

2 幼稚園及び特別支援学校の施設及び設備の定期点検や事後措置などの学校環境の安全管理、避難訓練を行うなど、必要に応じて関係機関と連携を取りながら、防災体制の整備・充実に万全を期すること。

3 防災教育のための参考資料「『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」等を参考にするとともに、幼児、児童及び生徒の発達段階、それぞれの学校や地域の実情、特性を考慮し、効果的な防災教育の充実を図ること。

4 学校施設は、幼児、児童及び生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たしているため、防災機能の充実・強化の観点から、大規模地震により倒壊等の危険性の高い学校施設について速やかに耐震化を推進すること。

○降積雪期における防災態勢の強化について

（平21・12・11 21受文科施第266号 文部科学省大臣官房文教施設企画部長から大臣官房会計課長、各国公立大学長、各国公立高等専門学校長、国立教育政策研究所長、科学技術政策研究所長、日本学士院長、日本芸術院長、水戸原子力事務所長、各大学共同利用機関法人機構長、公立学校共済組合理事長、日本私立学校振興・共済事業団理事長、各文部科学省独立行政法人の長、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長あて 依頼）

このことについては、かねてからご配慮願っているところですが、このたび内閣総理大臣（中央防災会議会長）から別添（写）のとおり通知がありまして、今後の気象状況を十分に注視しつつ、雪害防止対策の徹底及び雪崩に対する警戒態勢の強化に一層努めていただくようお願いいたします。

また、多雪区域内の学校建物、とりわけ屋内運動場については、倒壊事故の発生を未然に防止するよう、適切な雪害防止対策の実施をお願いします。

なお、都道府県教育委員会教育長及び都道府県知事におかれては、域内の市町村教育委員会又は所轄の私立学校等に対して周知していただくようお願いいたします。

別添

降積雪期における防災態勢の強化について

（平21・12・9 中防災第26号 中央防災会議会長（内閣総理大臣）から文部科学大臣あて）

貴殿におかれましては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に尽力されているところであるが、依然として毎年犠牲者が発生している状況にある。

過去の10年間の自然災害による犠牲者をみると、雪害による犠牲者は433人ものぼり、風水害に続く第二の自然災害となっている。特に、近年の要因をみると屋根の雪下ろし等除雪作業中の死者が多く、また、65歳以上の高齢者の占める割合が高いことから、高齢者を念頭に置いた克雪体制の整備など、被災者の目線に立って、「何ができていれば犠牲が避けられたのか」という視点からきめ細やかな取組を行い対策の徹底を図る必要がある。また、昨冬においては降雪量が平年を下回るところが多かったにもかかわらず、21人の死者、252人の重軽傷者が発生している。

このため、高齢者が無理をすることなく除雪できる体制の整備や地元のニーズをより一層踏まえた除雪等の支援、克雪住宅の整備促進等、除雪中の事故防止対策の徹底に早急に取り組みきたい。

併せて、これまでとおり、雪崩のおそれのある危険箇所の巡視・点検の実施、気象等に関する情報の収集・伝達、警戒態勢の強化等に万全を期すとともに、高齢者・障害者等の災害時要援護者に十分に配慮し、特に災害時要援護者等連施設に対しては、平常時、緊急時とも適切な情報提供を行い、警戒避難体制等の防災体制の整備に努められたい。

上記につき、貴管下関係機関に対する指導方よろしく願います。

MEMO

付録

【日本スポーツ振興センター災害共済給付概要】

1 制度の性格

災害共済給付制度とは、センターと学校の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

現在、全国の学校（保育所）で児童生徒等総数の約97%にあたる1,757万人（平成20年度）が加入しています。

国・学校の設置者・保護者の三者による互助共済制度



2 災害共済給付契約

対象となる学校等

義務教育諸学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校をいいます。）の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。
保育所	児童福祉法第39条に規定する保育所

※国立、公立、私立の別を問いません。

共済掛金の額

児童生徒等1人当たりの共済掛金の年額は、次のとおりです。

（平成21年度現在）

学校種別	一般児童生徒	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920(460)円	40(20)円
高等学校全日制	1,840(920)円	
高等学校定時制	980(490)円	
高等学校通信制	280(140)円	
高等専門学校	1,880(940)円	
幼稚園	270(135)円	
保育所	350(175)円	40(20)円

※注意1 ()内は、沖縄県における共済掛金の額です。

※注意2 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。

※注意3 学校の設置者が免費の特約（6ページ詳細）を付けた場合は、左表の額に、児童生徒等1人当たり25円（高等学校の通信制は2円）を加えた額が共済掛金の額になります。

※注意4 要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校及び保育所の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

3 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

(平成21年4月1日現在)

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ●学校給食等による中毒 ●ガス等による中毒 ●熱中症 ●溺水 ●異物の嚥下又は迷入による疾患 ●漆等による皮膚炎 ●外部衝撃等による疾病 ●負傷による疾病	●入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
障 害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金3,770万円～82万円 （通学中の災害の場合1,885万円～41万円）
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円（通学中の災害の場合1,400万円）
	突然死 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 2,800万円（通学中の災害の場合1,400万円） 死亡見舞金 1,400万円（通学中の災害の場合も同様）

上表のほか、災害共済給付の附帯業務として、次の事業を行っています。

- ▶ 供花料の支給…学校の管理下における死亡で、損害賠償を受けたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対し、供花料として17万円を支給します。
- ▶ 通院費の支給…へき地にある学校（義務教育諸学校）の管理下における児童生徒の災害に対し、通院日数に応じ、1日当たり定額1,000円の通院費を支給します。

学校の管理下の範囲について

災害共済給付の対象となる学校の管理下の範囲は、以下のような場合です。

- 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所における保育中を含みます。）

例えば→ ・各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、幼稚園における保育中
・特別活動中（学級活動、ホームルーム、児童・生徒会活動、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など）

- 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合

例えば→ ・部活動、林間学校、臨海学校、夏休み中の水泳指導、生徒指導、進路指導等

- 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合

例えば→ ・始業前、業間休み、昼休み、放課後

- 通常の経路及び方法により通学する場合（保育所の登園・降園を含みます。）

例えば→ ・登校（登園）中、下校（降園）中

- その他、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

例えば→ ・学校の寄宿舎にあるとき
・学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中
・高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法の規定により技能教育のための施設で教育を受けているとき

参考情報

【全体に関するもの】



「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」(平成21年3月 文部科学省)
小学校教職員用研修資料（映像、DVD）

- 内容：1. できていますか 来校者対応の基本 ～ 不審者を学校に入れないために ～
2. 事故の原因をさぐる ～ 事故に学び、事故を繰り返さないために ～
3. 熱中症から子どもを守る ～ 正しく知って予防するために ～
4. 子どもに伝える 安全な自転車の乗り方 ～ 事故にあわない、起こさないために ～
5. 自然災害に備えた 施設・設備の安全点検 ～ 被害を少なくするために ～
6. 自然災害時の避難 ～ 子どもの安全を確保するために ～
7. 安全ですか 通学路 ～ 見えない危険に気づくために ～
8. 応急手当の重要性 ～ 子どもの命を救うために ～



「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」(平成22年3月 文部科学省)
中学校・高等学校教職員用研修資料（映像、DVD）

- 内容：1. 安全点検のポイント ～ 学校での事故や自然災害から命を守る ～
2. できていますか 不審者対策 ～ 日常の備えが生徒を守る ～
3. 熱中症の予防 ～ 熱中症を正しく理解しよう ～
4. 交通社会の一員として（中学校）～ 自転車の安全を考える ～
5. 交通社会の一員として（高等学校）～ プレドライバーとして交通安全を考える ～
6. 自然災害から生徒を守る ～ 普段から災害発生時の対応を考えていますか？ ～
7. AED を用いた心肺蘇生法等の応急手当 ～ 生徒の命を救うために ～

学校安全参考情報（文部科学省）

通学路を含めた学校における子どもの安全確保に関する「通知、刊行物、調査等」の情報を提供しているサイトです。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289303.htm

【生活安全に関するもの】



「学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点」(平成22年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター)

学校管理下における死亡・障害事故の発生傾向を示すとともに、事故防止の留意点を記しています。日本スポーツ振興センターのホームページからダウンロードできます。

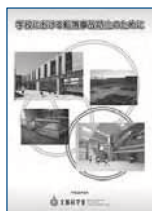
http://naash.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/jirei_toukei/tabid/284/Default.aspx



「学校施設における事故防止の留意点について」(平成21年3月 文部科学省)

学校施設の事故防止に向けた事故種別毎の事故防止の基本的な考え方や、建物の部位ごとの具体的な留意事項等を示しています。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/1291482.htm



「学校における転落事故防止のために」(平成20年8月 文部科学省)

転落事故防止のための留意点をまとめたパンフレットです。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm



「安全で快適な学校施設を維持するために」(平成13年3月 文部科学省)

学校施設の安全・維持管理に関する点検のポイントをまとめたパンフレットです。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/05010601.htm



「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」(平成20年8月 国土交通省)

我が国で唯一となる遊具の安全に関する国の指針を示したものです。国土交通省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/kobetsu/yuugu.html



「遊具の安全に関する規準」(平成20年8月 社団法人日本公園施設業協会)

国の指針の改訂に合わせて日本公園施設業協会が見直しを行った、遊具メーカーの自主基準です。日本公園施設業協会が販売しています。

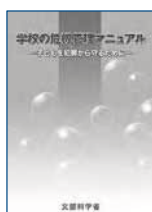
http://jpfa2.aaw.ne.jp/jpfa/jigyuu/jigyuu_kijyun.html



「仲良く遊ぼう安全に(幼児編、児童編)」(平成20年3月、平成18年3月 社団法人日本公園施設業協会)

遊具と遊び場にかかわる事故を軽減することを目的として日本公園施設業協会が制作したパンフレットです。日本公園施設業協会のホームページからダウンロードできます。

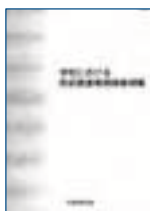
<http://jpfa2.aaw.ne.jp/jpfa/nakayoku/nakayoku.html>



「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」(平成19年11月 文部科学省)

学校への不審者侵入への対応及び登下校時において緊急事態が発生した場合の対応を示したパンフレットです。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm



「学校における防犯教室等実践事例集」(平成18年3月 文部科学省)

各学校等における特色ある防犯教室等の実践事例を取りまとめた事例集です。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm



「登下校時の安全確保に関する取組事例集」(平成18年1月 文部科学省)

児童生徒等の登下校時における安全確保に関する特色ある事例をまとめた事例集です。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm



「学校の安全管理に関する取組事例集」(平成15年6月 文部科学省)

学校への不審者侵入時を中心として学校における犯罪被害防止のための特色ある安全管理の取組等を掲載した事例集です。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

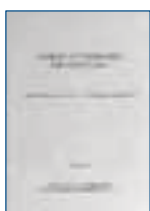
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm



「学校施設における地域ぐるみの防犯対策事例集」(平成21年3月 文部科学省・国立教育政策研究所)

地域ぐるみで学校施設の防犯対策に取り組む学校・地方公共団体等の事例を紹介し、地域と連携した学校施設の防犯対策に係る主なポイントについてまとめた報告書です。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/1291482.htm



「学校施設における防犯対策の点検・改善のために」(平成19年8月 文部科学省・国立教育政策研究所)

学校施設の防犯対策の点検・改善に取り組む学校や地方公共団体の事例を紹介し、学校施設の防犯対策を点検・改善する際の視点についてまとめた報告書です。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/1291482.htm



「学校施設の防犯対策に係る点検・改善マニュアル作成の取組に関する調査研究報告書」(平成18年6月 文部科学省・国立教育政策研究所)

防犯対策に係る点検・改善マニュアルについて、取組事例の調査分析及びマニュアル策定に当たっての視点や留意事項をまとめた報告書です。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/1291482.htm



「学校施設の防犯対策事例集」(平成18年2月 文部科学省・国立教育政策研究所)
学校施設の防犯対策について、学校及び自治体の特色ある取組事例がまとめられています。文部科学省のホームページからダウンロードできます。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/1291482.htm



「学校施設の防犯対策に関する調査研究報告書」(平成16年9月 社団法人日本建築学会)
学校施設の防犯対策に係る計画・設計上の留意点を写真やイラストで分かりやすく解説した報告書です。文部科学省のホームページからダウンロードできます。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/1291482.htm



「学校施設の防犯対策について」(平成14年11月 学校施設の安全管理に関する調査研究協力者会議)
学校施設の防犯対策に関する計画・設計上の留意点及び防犯対策の推進方策についてまとめられた報告書です。文部科学省のホームページからダウンロードできます。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/1291482.htm



「みんなで気をつけて事件をふせこう」(警察庁)
子どもが興味を持って学べる内容の防犯テキストです。保護者や学校関係者への解説も含まれています。警察庁のホームページからダウンロードできます。
http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki75/kodomo_bouhan_text.htm



「熱中症を予防しよう -知って防ごう熱中症-」(平成15年6月 文部科学省・独立行政法人日本スポーツ振興センター)
熱中症に対する正しい理解を促し、適切な事故防止対策の指針となる啓発用のパンフレットです。日本スポーツ振興センターのホームページからダウンロードできます。
http://naash.go.jp/anzen/anzen_school/kankobutu/anzen/tabid/470/Default.aspx



「熱中症環境保健マニュアル」(平成21年6月改訂 環境省)
保健活動にかかわる方々向けの保健指導マニュアルです。「熱中症とは何か」「熱中症の予防策」「保健指導のあり方」等を紹介しています。環境省のホームページからダウンロードできます。
http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/manual.html



「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(平成18年6月改訂 財団法人日本体育協会)
スポーツ活動中の熱中症事故を予防するためのガイドブック及びDVDです。日本体育協会が販売しています。ガイドブックは日本体育協会のホームページからダウンロードできます。
<http://www.japan-sports.or.jp/medicine/guidebook1.html>

キッズデザインの輪（経済産業省）

子どもの不慮の事故を減らすことを目的として開設されたポータルサイトです。事事故例の動画集、事故データの検索などができます。

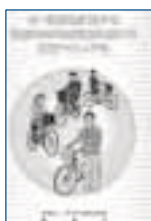
<http://www.kd-wa-meti.com/index.html>

環境省熱中症予防情報サイト（環境省）

暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）や熱中症患者速報など熱中症を予防するための関連情報を提供するサイトです。携帯用サイトもあります。

<http://www.nies.go.jp/health/HeatStroke/index.html>

【交通安全に関するもの】



「中・高校生に対する自転車の安全利用に関する教育マニュアル」（平成21年5月警察庁・財団法人全日本交通安全協会）

中・高校生向けの自転車安全利用に関する教育指導マニュアル及びDVDです。自転車に関連する事故の危険性について、視覚的に学べるようスタントマンによる自転車事故の再現映像を収録しています。

<http://www.jtsa.or.jp/topics/index.html>



「自転車安全教育用 図説パンフレット&パソコンソフト」（警察庁）

児童・生徒に対して自転車の交通ルール・マナーの周知を図るための、指導者用の指導マニュアルとパソコンソフトです。警察庁のホームページからダウンロードできます。

<http://www.npa.go.jp/bicycle/index.htm>



「自転車安全利用チラシ（小学生用）」（警察庁）

児童に対して自転車の交通ルール・マナーの周知を図るためのリーフレットです。警察庁のホームページからダウンロードできます。

<http://www.npa.go.jp/bicycle/index.htm>



「自転車安全利用チラシ（一般用）」（警察庁）

自転車の交通ルール・マナーの周知を図るためのリーフレットです。警察庁のホームページからダウンロードできます。

<http://www.npa.go.jp/bicycle/index.htm>



「自転車の安全な乗り方 ～守ろうルール・減らそう自転車事故～」(平成21年9月 財団法人全日本交通安全協会)

平成19年の道路交通法の改正を踏まえた自転車の正しい乗り方、安全な通行方法等を視覚的にとらえた DVD です。幼児二人同乗用自転車の正しい使い方、乗り方についても解説しています。

<http://www.jtsa.or.jp/topics/index.html>



「自転車の交通安全ブック ～自転車の安全な乗り方～」(財団法人全日本交通安全協会)

自転車の安全な乗り方、点検と手入れ、交通のきまりなどを、イラスト入りでわかりやすく解説した冊子です。全日本交通安全協会が販売しています。

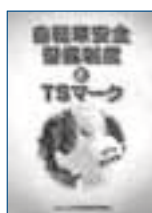
<http://www.jtsa.or.jp/about/teaching.html>



「交通安全に関する危険予測学習教材『次はどうなる?』」(平成14年3月 文部科学省)

歩行中や自転車乗車中などに交通事故や予想される場面や状態と、その危険を予測し回避する方法を示した資料です。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm



「自転車安全整備制度と TS マーク」(財団法人日本交通管理技術協会)

自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼付される TS マークと、TS マークに付帯した保険制度の内容について解説しています。

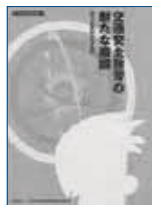
<http://www.tmt.or.jp/safety/index.html>



「小学校(中学校、高等学校)効果的な自転車安全指導のために」(財団法人日本交通安全教育普及協会)

交通安全教室(学校行事)の展開例や自転車に関する安全指導の Q & A などを示した冊子です。財団法人日本交通安全教育普及協会が販売しています。

<http://www.jatras.or.jp/gakkou.html>



「交通安全教育の新たな展開 高等学校教師用指導資料」(財団法人日本交通安全教育普及協会)

交通安全教育の意義や内容、関係機関・団体との連携を強化した指導や実技を含めた指導の展開例などを示した冊子です。財団法人日本交通安全教育普及協会が販売しています。

<http://www.jatras.or.jp/gakkou.html>

【災害安全に関するもの】



「災害から命を守るために」(平成20年3月 文部科学省)

小学生用(低学年・高学年)防災教育教材(スライド、CD)

低学年用内容：1. 総論「さいがいから命を守るために」

2. 地しん①「地しんがきた！」
3. 地しん②「地しんがおさまったら」
4. 火さい「火事が起きた！」
5. きしょうさいがい「大雨だ！ 強風だ！ かみなりだ！」
6. 火山さいがい「知っておこう 火山のふん火」

高学年用内容：1. 総論「災害から命を守るために」

2. 地震・津波①「地震だ！ まず自分たちの身を守ろう！」
3. 地震・津波②「地震がおさまっても注意しよう」
4. 風水害「気をつけて！ 激しい雨や風」
5. 落雷「ピカッ、ゴロゴロきたら急いで避難！」
6. 火山災害「噴火する日本の山」
7. 災害後の暮らし「助け合おう 災害の後の生活」
8. 心のケア「大きな災害の後で」



「災害から命を守るために ～防災教育教材(中学生用)～」(平成21年3月 文部科学省)

中学生用防災教育教材(映像、DVD)

内容：1. 総論「災害から身を守ろう」

2. 地震・津波「地震だ、命を守れ！」
3. 火山災害「火山の噴火に注意する」
4. 風水害「強い風や雨に注意しよう」
5. 落雷「雷をあなどるな！」
6. 災害後の暮らし「助け合いの生活」

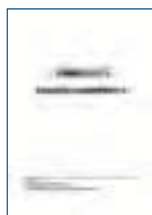


「災害から命を守るために ～防災教育教材(高校生用)～」(平成22年3月 文部科学省)

高校生用防災教育教材(映像、DVD)

内容：1. 総論「災害から命を守る」

2. 地震・津波「地震・津波から身を守れ」
3. 火山災害「火山噴火に要注意」
4. 風水害「強風や大雨に注意する」
5. 落雷「落雷から身を守る」
6. 災害後の生活「地域社会で支え合う」



「学校施設における非構造部材等の耐震対策事例集」(平成17年12月 国立教育政策研究所)

実際の地震による被災状況やその対策等について、写真やイラストを使って分かりやすく解説した事例集です。国立教育政策研究所のホームページからダウンロードできます。

<http://www.nier.go.jp/shisetsu/html/04.html>



「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために ～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」(平成22年3月 文部科学省)

学校施設の非構造部材の耐震化の重要性とともに、その点検及び対策の進め方や実施体制、点検内容等についてわかりやすく解説しています。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

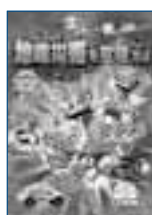
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm



「台風・集中豪雨に対する学校施設の安全のために」(平成17年3月 文部科学省)

台風や集中豪雨に対して学校施設の安全を確保するための、点検、措置のポイントをまとめたパンフレットです。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/05030701.htm



「未来をひらく夢への挑戦『地震災害を究明せよ』」(平成18年3月 文部科学省)

子どもたちに科学技術に対する興味・関心を高めていくため、写真やデータも用いながら、マンガでわかりやすく解説した「子ども科学技術白書」です。文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kodomo/index.htm



「緊急地震速報 ～まわりの人にも声をかけながら あわてず、まず身の安全を!!～」(平成21年11月 気象庁)

緊急地震速報を聞いた時の対処法を、様々な場面ごとに解説したリーフレットです。気象庁のホームページからダウンロードできます。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/ew2009/index.html>



「大雨や台風に備えて」(平成21年3月 気象庁)

大雨や台風によってどのような災害が起こるか、また災害気象情報の正しい活用法などを示したパンフレットです。気象庁のホームページからダウンロードできます。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/ooametyphoon2009/index.html>



「竜巻から身を守る ～竜巻注意情報～」(平成21年3月 気象庁)

竜巻注意情報とは何か、発表された場合にどう対処すればよいのかを示したリーフレットです。気象庁のホームページからダウンロードできます。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tatumaki/index.html>



「竜巻等突風災害とその対応」(平成19年6月 内閣府・気象庁)

竜巻などの突風からの身の守り方など、個人レベルでの対策の周知をすすめるために作成されたパンフレットです。気象庁のホームページからダウンロードできます。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tornado/index.htm>



「局地的大雨から身を守るために」(平成21年3月 気象庁)

局地的大雨によって発生する事故や災害、局地的大雨から身を守るための三要素などを示したリーフレットです。気象庁のホームページからダウンロードできます。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/kyokuchiame/index.html>

防災情報のページ(内閣府)

災害情報等を掲載した内閣府のホームページです。

<http://www.bousai.go.jp/>

防災教育支援ページ(国土交通省)

各地方整備局等において地域の防災に関する情報とともに職員がもつ知見を交えて説明・紹介する多種多様な出前講座開設、防災に関する各種ビデオ、パンフレットの紹介をしています。

<http://www.mlit.go.jp/bosai/education/index.htm>

気象庁ホームページ

毎日の気象情報、台風や地震、火山などの詳細な情報を提供しています。気象災害に関する各種パンフレット等をダウンロードできます。

<http://www.jma.go.jp/>

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/index.html>

緊急地震速報について(気象庁)

緊急地震速報に関する様々な情報を紹介している気象庁のホームページです。

<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/>

総務省消防庁ホームページ

「生活密着情報」のページに、防災全般についての情報や家具の転倒防止等の防災対策が詳しく解説されています。

<http://www.fdma.go.jp/>

防災・危機管理 e-カレッジ（総務省消防庁）

総務省消防庁が開設するホームページです。災害に関する基礎知識や備えなどを学習することができます。

<http://www.e-college.fdma.go.jp/>

独立行政法人防災科学技術研究所ホームページ

地震、火山、気象、土砂及び雪氷災害等の情報や、被害の軽減に関する様々な研究開発の結果が公表されています。

<http://www.bosai.go.jp/index.html>

子ども災害コレクション（独立行政法人防災科学技術研究所）

500点以上の防災や災害に関する絵本、児童書、紙芝居、カルタなどが閲覧できます。学校・地域などへの団体貸出を行っています。

<http://www.bosai.go.jp/library/kodomo/index.htm>

【応急手当に関するもの】

生活密着情報（総務省消防庁）

「生活密着情報」のページに、応急手当の基礎知識や心肺蘇生法の手順などが詳しく解説されています。

<http://www.fdma.go.jp/html/life/>

日本赤十字社ホームページ

救急法等の講習に関する情報や、各種の応急手当についての情報が紹介されています。

<http://www.jrc.or.jp/study/index.html>

※ここに記した URL 及び入手方法等は平成22年3月現在のものです。

最新の情報については、各行政機関・団体等に問い合わせてください。

[参考文献]

文部科学省（含文部省）

- | | |
|---|----------------------------|
| ○ 幼稚園教育要領 | 平成 20 年 3 月 |
| ○ 小学校学習指導要領 | 平成 20 年 3 月 |
| 同 解説「体育編」 | 平成 20 年 6 月 |
| 同 解説「特別活動編」 | 平成 20 年 8 月 |
| 同 解説「道徳編」 | 平成 20 年 6 月 |
| ○ 中学校学習指導要領 | 平成 20 年 3 月 |
| 同 解説「保健体育編」 | 平成 20 年 7 月 |
| 同 解説「特別活動編」 | 平成 20 年 7 月 |
| 同 解説「道徳編」 | 平成 20 年 7 月 |
| ○ 高等学校学習指導要領 | 平成 21 年 3 月 |
| 同 解説「保健体育編 体育編」 | 平成 21 年 7 月 |
| 同 解説「特別活動編」 | 平成 21 年 7 月 |
| ○ 特別支援学校幼稚部教育要領、
特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、
特別支援学校高等部学習指導要領
特別支援学校学習指導要領解説 | 平成 21 年 3 月
平成 21 年 6 月 |
| ○ 防災教育参考資料「『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」 | 平成 10 年 3 月 |
| ○ 非常災害時における子どもの心のケアのために | 平成 15 年 8 月 |
| ○ 学校の危機管理マニュアル ―子どもを犯罪から守るために― | 平成 19 年 11 月 |

独立行政法人日本スポーツ振興センター

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ○ 学校の管理下の災害― 21 | 平成 20 年 3 月 |
| ○ 学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点 | 平成 21 年 3 月 |

学校安全参考資料

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

MEXT 2-1001

平成13年11月30日 初版発行
平成22年 3月31日 改訂版発行

著作権所有 文 部 科 学 省

〒100-8959
東京都千代田区霞が関3-2-2
電話 03-5253-4111